

## 目 次

### 第1号（3月10日）

告 示 .....	1
応招議員 .....	1
議事日程 .....	3
本日の会議に付した事件 .....	6
出席議員 .....	9
欠席議員 .....	9
事務局職員出席者 .....	9
説明のため出席した者の職氏名 .....	9
開 会 .....	10
会議録署名議員の指名 .....	10
会期の決定 .....	12
諸般の報告 .....	12
町長提出第6号議案 .....	20
町長提出第7号議案 .....	20
町長提出第8号議案 .....	21
町長提出第9号議案 .....	21
町長提出第10号議案 .....	21
町長提出第11号議案 .....	21
町長提出第12号議案 .....	23
町長提出第13号議案 .....	23
町長提出第14号議案 .....	23
町長提出第15号議案 .....	23
町長提出第16号議案 .....	23
町長提出第17号議案 .....	23
町長提出第18号議案 .....	23
町長提出第19号議案 .....	23
町長提出第20号議案 .....	25
町長提出第21号議案 .....	25
町長提出第22号議案 .....	25
町長提出第23号議案 .....	25
町長提出第24号議案 .....	25
町長提出第25号議案 .....	25
町長提出第26号議案 .....	25
町長提出第27号議案 .....	25

町長提出第28号議案	25
町長施政方針	28
町長提出第29号議案	53
町長提出第30号議案	53
町長提出第31号議案	53
町長提出第32号議案	53
町長提出第33号議案	53
町長提出第34号議案	53
町長提出第35号議案	53
町長提出第36号議案	53
町長提出第37号議案	53
町長提出第38号議案	53
町長提出第39号議案	53
町長提出第40号議案	53
町長提出第41号議案	53
町長提出第42号議案	54
町長提出第43号議案	57
町長提出第44号議案	57
町長提出第45号議案	57
町長提出第46号議案	57
町長提出第47号議案	57
町長提出第48号議案	57
町長提出第49号議案	57
町長提出第50号議案	57
町長提出第51号議案	57
町長提出第52号議案	57
町長提出第53号議案	57
町長提出第54号議案	57
散 会	63
署 名	64

第2号（3月11日）

議事日程	65
本日の会議に付した事件	65
出席議員	65
欠席議員	65

事務局職員出席者	6 6
説明のため出席した者の職氏名	6 6
開 議	6 6
会議録署名議員の指名	6 6
一般質問	6 6
1 0 番 河田 隆資君	6 7
6 番 岡田 克也君	8 3
5 番 道信 俊昭君	9 0
1 4 番 後山 幸次君	1 0 3
1 3 番 米澤 宥文君	1 2 0
1 1 番 川田 剛君	1 2 8
延 会	1 3 8
署 名	1 3 9

#### 第3号（3月14日）

議事日程	1 4 1
本日の会議に付した事件	1 4 1
出席議員	1 4 1
欠席議員	1 4 1
事務局職員出席者	1 4 1
説明のため出席した者の職氏名	1 4 2
開 議	1 4 2
会議録署名議員の指名	1 4 2
一般質問	1 4 3
8 番 青木 克弥君	1 4 3
1 番 京村まゆみ君	1 5 9
散 会	1 7 2
署 名	1 7 3

#### 第4号（3月15日）

議事日程	1 7 5
本日の会議に付した事件	1 7 6
出席議員	1 7 8
欠席議員	1 7 8
事務局職員出席者	1 7 8
説明のため出席した者の職氏名	1 7 8

開 議 .....	1 7 9
会議録署名議員の指名 .....	1 7 9
町長提出第 6 号議案 .....	1 7 9
町長提出第 7 号議案 .....	1 8 0
町長提出第 8 号議案 .....	1 8 2
町長提出第 9 号議案 .....	1 8 2
町長提出第 1 0 号議案 .....	1 8 3
町長提出第 1 1 号議案 .....	1 8 4
町長提出第 1 2 号議案 .....	1 8 7
町長提出第 1 3 号議案 .....	1 8 7
町長提出第 1 4 号議案 .....	1 8 8
町長提出第 1 5 号議案 .....	1 8 9
町長提出第 1 6 号議案 .....	1 9 0
町長提出第 1 7 号議案 .....	1 9 0
町長提出第 1 8 号議案 .....	1 9 1
町長提出第 1 9 号議案 .....	1 9 2
町長提出第 2 0 号議案 .....	1 9 4
町長提出第 2 1 号議案 .....	2 1 0
町長提出第 2 2 号議案 .....	2 1 1
町長提出第 2 3 号議案 .....	2 1 2
町長提出第 2 4 号議案 .....	2 1 2
町長提出第 2 5 号議案 .....	2 1 3
町長提出第 2 6 号議案 .....	2 1 4
町長提出第 2 7 号議案 .....	2 1 4
町長提出第 2 8 号議案 .....	2 1 7
散 会 .....	2 1 7
署 名 .....	2 1 8

#### 第 5 号（3 月 3 1 日）

議事日程 .....	2 1 9
本日の会議に付した事件 .....	2 2 1
出席議員 .....	2 2 4
欠席議員 .....	2 2 4
事務局職員出席者 .....	2 2 5
説明のため出席した者の職氏名 .....	2 2 5
開 議 .....	2 2 5

会議録署名議員の指名 .....	2 2 5
町長提出第 5 5 号議案 .....	2 2 6
町長提出第 5 6 号議案 .....	2 2 7
町長提出第 5 7 号議案 .....	2 2 7
町長提出第 5 8 号議案 .....	2 2 7
町長提出第 5 9 号議案 .....	2 2 7
町長提出第 6 0 号議案 .....	2 2 7
町長提出第 6 1 号議案 .....	2 2 7
町長提出第 6 2 号議案 .....	2 2 7
町長提出第 6 3 号議案 .....	2 2 7
町長提出第 6 4 号議案 .....	2 2 7
町長提出報告第 1 号 .....	2 3 8
町長提出第 2 9 号議案 .....	2 4 0
町長提出第 3 0 号議案 .....	2 4 0
町長提出第 3 1 号議案 .....	2 4 0
町長提出第 3 2 号議案 .....	2 4 0
町長提出第 3 3 号議案 .....	2 4 0
町長提出第 3 4 号議案 .....	2 4 0
町長提出第 3 5 号議案 .....	2 4 0
町長提出第 3 6 号議案 .....	2 4 0
町長提出第 3 7 号議案 .....	2 4 0
町長提出第 3 8 号議案 .....	2 4 0
町長提出第 3 9 号議案 .....	2 4 0
町長提出第 4 0 号議案 .....	2 4 0
町長提出第 4 1 号議案 .....	2 4 0
町長提出第 4 2 号議案 .....	2 4 0
町長提出第 4 3 号議案 .....	2 4 0
町長提出第 4 4 号議案 .....	2 4 0
町長提出第 4 5 号議案 .....	2 4 0
町長提出第 4 6 号議案 .....	2 4 0
町長提出第 4 7 号議案 .....	2 4 1
町長提出第 4 8 号議案 .....	2 4 1
町長提出第 4 9 号議案 .....	2 4 1
町長提出第 5 0 号議案 .....	2 4 1
町長提出第 5 1 号議案 .....	2 4 1
町長提出第 5 2 号議案 .....	2 4 1

町長提出第53号議案	241
町長提出第54号議案	241
発議第1号	275
請願第1号	276
請願第2号	278
経済常任委員会の請願審査報告について	281
経済常任委員会の所管事務調査報告について	283
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について	290
発議第2号	290
閉会	291
署名	292

#### 津和野町告示第4号

平成23年第2回津和野町議会定例会を次のとおり招集する

平成23年2月24日

津和野町長 下森 博之

- 1 期 日 平成23年3月10日  
 2 場 所 津和野町役場 日原第2庁舎議場

---

#### ○開会日に応招した議員

京村まゆみ君	村上 英喜君
板垣 敬司君	竹内志津子君
道信 俊昭君	岡田 克也君
三浦 英治君	青木 克弥君
斎藤 和巳君	河田 隆資君
川田 剛君	小松 洋司君
米澤 宥文君	後山 幸次君
沖田 守君	滝元 三郎君

---

#### ○3月11日に応招した議員

---

#### ○3月14日に応招した議員

---

#### ○3月15日に応招した議員

---

○3月31日に応招した議員

---

○応招しなかった議員

---

---

平成23年 第2回(定例)津和野町議会 会議録(第1日)

平成23年3月10日(木曜日)

---

議事日程(第1号)

平成23年3月10日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 町長提出第6号議案 なごみの里木質ボイラ設置工事請負変更契約の締結について
- 日程第5 町長提出第7号議案 森村地区下水道管布設工事請負変更契約の締結について
- 日程第6 町長提出第8号議案 日原青少年育成協議会の設置に関する条例の廃止について
- 日程第7 町長提出第9号議案 津和野町営住宅設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第8 町長提出第10号議案 須川運動場の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第9 町長提出第11号議案 国指定名勝「旧堀氏庭園」の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第10 町長提出第12号議案 町道日原添谷線2号の路線認定について
- 日程第11 町長提出第13号議案 町道下中島線の路線認定について
- 日程第12 町長提出第14号議案 町道昭和隧道線の路線認定について
- 日程第13 町長提出第15号議案 町道成日照線の路線認定の変更について
- 日程第14 町長提出第16号議案 町道日原添谷線の路線認定の変更について

- 日程第 15 町長提出第 17 号議案 町道田平線の路線認定の変更について
- 日程第 16 町長提出第 18 号議案 町道鳥井線の路線認定の変更について
- 日程第 17 町長提出第 19 号議案 町道新ヶ原線の路線認定の変更について
- 日程第 18 町長提出第 20 号議案 平成 22 年度津和野町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 19 町長提出第 21 号議案 平成 22 年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 20 町長提出第 22 号議案 平成 22 年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 21 町長提出第 23 号議案 平成 22 年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 22 町長提出第 24 号議案 平成 22 年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 23 町長提出第 25 号議案 平成 22 年度津和野町奨学基金特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 24 町長提出第 26 号議案 平成 22 年度津和野町診療所特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 25 町長提出第 27 号議案 平成 22 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 26 町長提出第 28 号議案 平成 22 年度津和野町病院事業会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 27 町長施政方針
- 日程第 28 町長提出第 29 号議案 津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について
- 日程第 29 町長提出第 30 号議案 津和野町長及び副町長の諸給与条例の一部改正について
- 日程第 30 町長提出第 31 号議案 町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第 31 町長提出第 32 号議案 津和野町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について
- 日程第 32 町長提出第 33 号議案 教育委員会教育長の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第 33 町長提出第 34 号議案 津和野町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 34 町長提出第 35 号議案 職員の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第 35 町長提出第 36 号議案 津和野町議会の議決すべき事件を定める条例の制定について



日程第 36 町長提出第 37 号議案 津和野町ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の制定について

日程第 37 町長提出第 38 号議案 津和野町営バス運行に関する条例の一部改正について

日程第 38 町長提出第 39 号議案 津和野町食と農のまちづくり条例の制定について

日程第 39 町長提出第 40 号議案 津和野町枕瀬山森林公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第 40 町長提出第 41 号議案 津和野町道路占用料徴収条例の一部改正について

日程第 41 町長提出第 42 号議案 津和野町簡易水道事業給水条例の一部改正について

日程第 42 町長提出第 43 号議案 平成 23 年度津和野町一般会計予算

日程第 43 町長提出第 44 号議案 平成 23 年度津和野町国民健康保険特別会計予算

日程第 44 町長提出第 45 号議案 平成 23 年度津和野町介護保険特別会計予算

日程第 45 町長提出第 46 号議案 平成 23 年度津和野町後期高齢者医療特別会計予算

日程第 46 町長提出第 47 号議案 平成 23 年度津和野町簡易水道事業特別会計予算

日程第 47 町長提出第 48 号議案 平成 23 年度津和野町下水道事業特別会計予算

日程第 48 町長提出第 49 号議案 平成 23 年度津和野町農業集落排水事業特別会計予算

日程第 49 町長提出第 50 号議案 平成 23 年度津和野町奨学基金特別会計予算

日程第 50 町長提出第 51 号議案 平成 23 年度津和野町電気通信事業特別会計予算

日程第 51 町長提出第 52 号議案 平成 23 年度津和野町診療所特別会計予算

日程第 52 町長提出第 53 号議案 平成 23 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計予算

日程第 53 町長提出第 54 号議案 平成 23 年度津和野町病院事業会計予算

---

#### 本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 町長提出第 6 号議案 なごみの里木質ボイラ設置工事請負変更契約の締結について

日程第 5 町長提出第 7 号議案 森村地区下水道管布設工事請負変更契約の締結について

日程第 6 町長提出第 8 号議案 日原青少年育成協議会の設置に関する条例の廃止について

日程第 7 町長提出第 9 号議案 津和野町営住宅設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第 8 町長提出第 10 号議案 須川運動場の設置及び管理に関する条例の制定について

日程第 9 町長提出第 11 号議案 国指定名勝「旧堀氏庭園」の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第 10 町長提出第 12 号議案 町道日原添谷線 2 号の路線認定について

日程第 11 町長提出第 13 号議案 町道下中島線の路線認定について

日程第 12 町長提出第 14 号議案 町道昭和隧道線の路線認定について

日程第 13 町長提出第 15 号議案 町道成日照線の路線認定の変更について

日程第 14 町長提出第 16 号議案 町道日原添谷線の路線認定の変更について

日程第 15 町長提出第 17 号議案 町道田平線の路線認定の変更について

日程第 16 町長提出第 18 号議案 町道鳥井線の路線認定の変更について

日程第 17 町長提出第 19 号議案 町道新ヶ原線の路線認定の変更について

日程第 18 町長提出第 20 号議案 平成 22 年度津和野町一般会計補正予算（第 5 号）

日程第 19 町長提出第 21 号議案 平成 22 年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）

日程第 20 町長提出第 22 号議案 平成 22 年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）

日程第 21 町長提出第 23 号議案 平成 22 年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 22 町長提出第 24 号議案 平成 22 年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第 5 号）

日程第 23 町長提出第 25 号議案 平成 22 年度津和野町奨学基金特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 24 町長提出第 26 号議案 平成 22 年度津和野町診療所特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 25 町長提出第 27 号議案 平成 22 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 26 町長提出第 28 号議案 平成 22 年度津和野町病院事業会計補正予算（第 4 号）

日程第 27 町長施政方針

日程第 28 町長提出第 29 号議案 津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について

日程第 29 町長提出第 30 号議案 津和野町長及び副町長の諸給与条例の一部改正について

日程第 30 町長提出第 31 号議案 町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について

日程第 31 町長提出第 32 号議案 津和野町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について

日程第 32 町長提出第 33 号議案 教育委員会教育長の給与の特例に関する条例の一部改正について

日程第 33 町長提出第 34 号議案 津和野町職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第 34 町長提出第 35 号議案 職員の給与の特例に関する条例の一部改正について

日程第 35 町長提出第 36 号議案 津和野町議会の議決すべき事件を定める条例の制定について

日程第 36 町長提出第 37 号議案 津和野町ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の制定について

日程第 37 町長提出第 38 号議案 津和野町営バス運行に関する条例の一部改正について

日程第 38 町長提出第 39 号議案 津和野町食と農のまちづくり条例の制定について

日程第 39 町長提出第 40 号議案 津和野町枕瀬山森林公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第 40 町長提出第 41 号議案 津和野町道路占用料徴収条例の一部改正について

日程第 41 町長提出第 42 号議案 津和野町簡易水道事業給水条例の一部改正について

日程第 42 町長提出第 43 号議案 平成 23 年度津和野町一般会計予算

日程第 43 町長提出第 44 号議案 平成 23 年度津和野町国民健康保険特別会計予算

日程第 44 町長提出第 45 号議案 平成 23 年度津和野町介護保険特別会計予算

日程第 45 町長提出第 46 号議案 平成 23 年度津和野町後期高齢者医療特別会計予算

日程第 46 町長提出第 47 号議案 平成 23 年度津和野町簡易水道事業特別会計予算

日程第 47 町長提出第 48 号議案 平成 23 年度津和野町下水道事業特別会計予算

日程第 48 町長提出第 49 号議案 平成 23 年度津和野町農業集落排水事業特別会計予算

日程第 49 町長提出第 50 号議案 平成 23 年度津和野町奨学基金特別会計予算

日程第 50 町長提出第 51 号議案 平成 23 年度津和野町電気通信事業特別会計予算

日程第 51 町長提出第 52 号議案 平成 23 年度津和野町診療所特別会計予算

日程第 52 町長提出第 53 号議案 平成 23 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計予算

日程第 53 町長提出第 54 号議案 平成 23 年度津和野町病院事業会計予算

---

#### 出席議員（16名）

1 番 京村まゆみ君

2 番 村上 英喜君

3 番 板垣 敬司君

4 番 竹内志津子君

5 番 道信 俊昭君  
7 番 三浦 英治君  
9 番 斎藤 和巳君  
11 番 川田 剛君  
13 番 米澤 宏文君  
15 番 沖田 守君

6 番 岡田 克也君  
8 番 青木 克弥君  
10 番 河田 隆資君  
12 番 小松 洋司君  
14 番 後山 幸次君  
16 番 滝元 三郎君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 齋藤 等君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	下森 博之君	副町長	……………	長嶺 常盤君
教育長	……………	斎藤 誠君	参事	……………	右田 基司君
総務財政課長	……………	島田 賢司君	税務住民課長	……………	米原 孝男君
まちづくり政策課長	…	村田 祐一君	営業課長	……………	大庭 郁夫君
地域振興課長	……………	長嶺 清見君	健康保険課長	……………	水津 良則君
農林課長	……………	田村津与志君	商工観光課長	……………	山岡 浩二君
建設課長	……………	伊藤 博文君	環境生活課長	……………	長嶺 雄二君
教育次長	……………	世良 清美君	会計管理者	……………	山本 典伸君

---

午前9時00分開会

○議長（滝元 三郎君） 改めまして、おはようございます。ことしの冬は雪も非常に多くて、大変厳しい冬でございましたけれども、ようやく桜のつぼみも膨らんでまいりました。けさはちょっと若干冷え込みましたけれども、春の本格的な春の足音がすぐ近くまで来ているなど、聞こえるなというふうな感じのするきょうこのごろでございます。

本日より、平成23年第2回津和野町議会定例会が招集をされましたところ、皆様方にはおそろいでお出かけをいただきまして、ありがとうございます。

本定例会は、契約案件、条例案件、平成22年度各会計補正予算、平成23年度各会計予算などについて御審議いただくわけでございます。皆様方の慎重な御審議をよろしく願いを申し上げます。

ただいまの出席議員数は16名であります。定足数に達しておりますので、平成23年第2回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

---

日程第1． 会議録署名議員の指名

○議長（滝元 三郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、2番、村上英喜君、3番、板垣敬司君を指名いたします。

それでは、先日議会運営委員会を開催しまして、本定例会の会期及び議事日程等について協議をいたしましたので、その結果について委員長の報告を求めます。9番、斎藤和巳君。

○議会運営委員長（斎藤 和巳君） それでは、議会運営委員会協議報告書を報告いたします。

議会運営委員会を平成23年3月4日に開催し、今定例会の議会運営について協議いたしましたので、その結果を津和野町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

今定例会の会期は、本日3月10日から3月31日までの22日間といたしたいと思っております。

初日の10日木曜日は、議長並びに一部事務組合議員より諸般の報告を受けた後、契約案件、条例案件、各会計予算等の議案について説明を受けます。そのうち、平成23年度予算に係る議案については、町長の施政方針演説の後、一括して説明を受けたいと思っております。

その後、予算審査特別委員会を設置、構成し、一般会計予算を付託します。また、条例、特別会計予算につきましては、おのおの所管の常任委員会に付託とし、散会いたします。

なお、散会后、直ちに予算審査特別委員会を開催し、分科会及び常任委員会別に審査議案、審査日程の調整を行っていただきたいと思っております。

11日金曜日は一般質問を行います。

12日土曜日、13日日曜日は休会とし、14日月曜日は、11日に引き続いて一般質問を行います。今回の一般質問は9人、20件です。

15日火曜日は、契約案件、条例案件等、そしてそれに関連する補正予算の質疑、討論、採決を行います。

16日水曜日から30日水曜日まで休会とし、その間に予算審査の分科会及び各常任委員会において議案の審議をしていただきたいと思っております。

29日火曜日に予算審査特別委員会の全体会を行います。

31日木曜日に本会議を再開し、予算審査特別委員長及び各常任委員会の審査報告を受けた後、条例、予算等について質疑、討論、採決を行い、続いて、委員会報告、請願の所定の処理を行って全日程を終了したいと思っております。

以上、議会運営委員会の協議結果を報告いたします。

平成23年3月10日、津和野町議会議長滝元三郎様、議会運営委員会委員長斎藤和巳。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） ありがとうございました。

---

日程第2．会期の決定

○議長（滝元 三郎君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から3月31日までの22日間としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 御異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から3月31日までの22日間と決定いたしました。

---

日程第3．諸般の報告

○議長（滝元 三郎君） 日程第3、諸般の報告を議題といたします。

諸般の報告書

【12月定例会以降】

- |    |        |                       |         |
|----|--------|-----------------------|---------|
| 1月 | 3日（月）  | 成人式（日小）               | 議長      |
|    | 6日（木）  | 広報委員会                 |         |
|    | 9日（日）  | 消防出初式（津小G）            | 議長      |
|    | 11日（火） | 広報委員会                 |         |
|    | 19日（水） | 水曜会（町民セ）              | 議長      |
|    |        | 経済常任委員会（所管事務調査）       | 議長・委員5名 |
|    | 26日（水） | 議会運営委員会               |         |
|    |        | 第1回臨時会                |         |
|    |        | 全員協議会                 |         |
|    |        | 広報委員会                 |         |
| 2月 | 11日（金） | 太鼓谷稲成神社かるた大会（稲成神社）    | 議長      |
|    | 16日（水） | 行政視察（境港市）             | 議員 ～18日 |
|    | 18日（金） | 津和野地区労働組合協議会旗開き（山村セ）  | 議長      |
|    | 21日（月） | 島根県町村議会議長会定例総会（松江市）   | 議長      |
|    |        | 自治功労者表彰式（松江市）         | 議長・議員2名 |
|    | 22日（火） | 経済常任委員会（請願審査・所管事務調査）  | 議長・委員4名 |
|    | 23日（水） | 鹿足郡環境衛生組合議会           | 議員4名    |
|    |        | 鹿足郡不燃物処理組合議会          | 議員3名    |
|    |        | 鹿足郡老人ホーム組合議会          | 議員2名    |
|    |        | 水曜会（町民セ）              | 議長      |
|    | 25日（金） | 益田地区広域市町村圏事務組合議会（益田市） | 議員4名    |
| 3月 | 1日（火）  | 津和野高等学校卒業式            | 議長      |
|    | 3日（木）  | 一般質問通告締切              |         |

#### 4日(金) 議会運営委員会

##### 【視察関係】

2月15日(火) 愛媛県松前町議会8名 議長・商工観光課長・商工観光課長補佐  
12月定例会以降における議会行事につきましては、お手元に配付のとおりであります。  
2月21日の議員派遣につきましては、緊急を要しましたので、津和野町議会会議規則第121条の規定により、議長において議員の派遣を決定いたしましたので、あわせて報告をいたします。

続きまして、一部事務組合の報告について、各議員より報告を求めます。まず、益田地区広域市町村圏事務組合議会議員、米澤宥文君。13番。

○益田地区広域市町村圏事務組合議会議員(米澤 宥文君) おはようございます。第100回益田地区広域市町村圏事務組合議会定例会に出席しましたので、その結果を報告いたします。

1、日時、平成23年2月25日金曜日、午前10時開会。2、場所、益田市役所。3、出席者、代表理事ほか執行部、議員、1名欠席で、吉賀町議員1名欠席であります。あとは事務局。

4、議事日程、日程第1、会議録署名議員の指名、14番、米澤宥文議員、15番、沖田守議員。

日程第2、会期の決定、本日1日限りと決定。

日程第3、議第1号監査委員の選任について。益田市高津町木村浩二氏(66歳)、平成22年12月に益田市監査委員に就任されています。起立全員にて承認。

日程第4、議第2号益田地区広域市町村圏事務組合職員の身分等に関する条例の準用条例の一部を改正する条例制定について、給料表7級から1級の適用を受ける職員の給料を23年度において100分の5から100分の1を減じた額としたもの。挙手多数にて可決。

日程第5、議第3号益田地区広域市町村圏組合議員の議員報酬、その他非常勤の職員の報酬並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、理事、副理事の23年度報酬の額を前年度どおりとしたものであります。挙手多数にて可決。

日程第6、議第4号益田地区ふるさと市町村圏振興基金条例の一部を改正する条例制定について、第2条、積み立て、第5条、運用基金の処理、第6条、処分が改正されたものであります。挙手全員にて可決。

日程第7、議第5号益田地区広域市町村圏事務組合消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について、益田広域消防署日原分遣所が日原28番地から枕瀬975番地1に4月1日から移転するものであります。挙手全員にて可決。

日程第8、議第6号第3次益田地区ふるさと市町村圏計画策定について、平成12年度策定の第2次益田地区ふるさと市町村圏計画の計画満了に伴うものであります。挙手全員にて可決。

日程第9、議第7号平成22年度益田地区広域市町村圏事務組合会計補正予算(第2号)、所要額の調整、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ13万4,000円を減額し、歳入歳出それぞれ18億3,712万5,000円となったものであります。挙手全員にて可決。

日程第10、議第8号平成22年度益田地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計補正予算(第2号)、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億9万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億817万2,000円になったもの。挙手全員にて可決。

日程第11、議第9号平成23年度益田地区広域市町村圏事務組合会計予算、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17億762万3,000円となったもの。起立全員にて可決。

日程第12、議第10号平成23年度益田地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計予算、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,043万8,000円となったもの。起立全員にて可決しております。

以上、平成23年3月10日、津和野町議会議長滝元三郎様、益田広域市町村圏事務組合議員米澤宏文。

なお、会議資料は事務局に置いてありますので、またごらんになっていただければと思います。

以上です。

○議長(滝元 三郎君) ありがとうございます。

続きまして、鹿足郡環境衛生組合議会議員、川田剛君。11番。

○鹿足郡環境衛生組合議会議員(川田 剛君) それでは、平成23年第1回鹿足郡環境衛生組合議会定例会の会議に出席しましたので、その結果を報告いたします。

1、日時、平成23年2月23日午前9時より。2、場所、クリーンパルにちはら。3、出席者、管理者5名、議員8名、説明者3名。

日程第1、会議録署名議員の指名、3番、岩上武史議員、4番、藤升正夫議員。

日程第2、会期の決定、2月23日の1日限りでございます。

日程第3、議案第1号平成22年度鹿足郡環境衛生組合一般会計補正予算(第2号)について、歳出のうち、総務費5万円、衛生費49万9,000円の減額、予備費44万9,000円とする。内訳、総務費、給料、これは特別職給与カット分で2万5,000円の減額であります。需用費、印刷製本費、職印、ゴム印で8万円、負担金補助及び交付金5,000円の減額、衛生費、共済費3万4,000円、委託料50万円の減額、積立金3万3,000円の減額、予備費44万9,000円でございます。全員賛成にて原案可決。

日程第4、発議第1号鹿足郡環境衛生組合議会議規則の一部を改正する規則について、議長提案により、題名「鹿足郡環境衛生組合議会議規則」を「鹿足郡事務組合議会議規則」と改めるもの。全員賛成にて原案可決。



日程第5、議案第2号鹿足郡環境衛生組合公告式条例等の一部を改正する条例について、鹿足郡環境衛生組合公告式条例等の「鹿足郡環境衛生組合」を「鹿足郡事務組合」に改めるもの。全員賛成にて原案可決。

日程第6、議案第3号鹿足郡事務組合管理者及び副管理者給与の特例に関する条例の制定について、管理者及び副管理者の給料月額を平成23年4月1日から平成24年3月31日まで15%減額するもの。全員賛成にて原案可決。

日程第7、議案第4号鹿足郡事務組合電気通信施設の管理に関する条例の制定について、電気通信施設の管理に関し必要な事項を定めるもの。全員賛成にて原案可決。

日程第8、議案第5号鹿足郡事務組合特別会計条例の制定について、電気通信事業を目的とし、鹿足郡事務組合電気通信事業特別会計を定めるもの。全員賛成にて原案可決。

日程第9、議案第6号鹿足郡事務組合電気通信事業基金条例の制定について、電気通信施設の更新及び改善並びに不時の災害の復旧資金に充てるもの。全員賛成にて原案可決。

日程第10、議案第7号平成23年度鹿足郡事務組合一般会計予算について、歳入合計1億6,481万4,000円、歳出合計1億6,481万4,000円、前年度予算額が1億5,186万円、比較1,295万4,000円、これは一時借入金の借り入れ最高額は3,000万円と定めます。施設精密機能検査及び長寿命化整備検討業務に400万円、修繕計画により修繕が必要な設備が例年より多くあり、修繕計画予算合計1,200万円、共済組合負担額の是正による増加等もあり、前年より増額しているものであります。全員賛成にて原案可決。

日程第11、議案第8号平成23年度鹿足郡事務組合電気通信事業特別会計予算について、歳入合計1億4,386万9,000円、歳出合計1億4,386万9,000円、一時借入金の借り入れ最高額は3,000万円と定める。全員賛成にて原案可決。

以上、津和野町議会議長滝元三郎様、鹿足郡環境衛生組合議会議員川田剛。

○議長（滝元 三郎君） ありがとうございました。

続きまして、鹿足郡不燃物処理組合議会議員、岡田克也君。6番。

○鹿足郡不燃物処理組合議会議員（岡田 克也君） それでは、平成23年第1回度鹿足郡不燃物処理組合定例会に出席いたしましたので御報告いたします。

1、日時、平成23年2月23日水曜日、13時30分より。2、場所、鹿足郡不燃物処理組合2階研修室。3、出席者、管理者、副管理者、議員7名、欠席6番議員、庭田議員。米本所長、事務局長。

4、議事日程、日程第1、会議録署名議員の指名、4番、岡田克也、5番、松蔭茂。

日程第2、会期の決定、本日1日限り。

日程第3、議案第1号鹿足郡不燃物処理組合管理者及び副管理者の給与の特例に関する条例の制定について、管理者及び副管理者の給与の月額は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間において、鹿足郡不燃物処理組合管理者及び副管理者の諸給与条

例第2条の規定にかかわらず、同条例別表に定める額から1,050円を減じた額とする。全員賛成にて可決。

日程第4、議案第2号平成22年度鹿足郡不燃物処理組合一般会計補正予算(第2号)について、歳入歳出340万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億3,974万8,000円とする。主なもの、歳入、負担金340万円の減、吉賀町負担率45.2%、津和野町負担率54.8%、補正額、吉賀町153万7,000円、津和野町186万3,000円、補正後、吉賀町4,390万円、津和野町5,322万8,000円、歳出、清掃総務費140万円の減、商品プラ搬入委託料入札減であります。予備費200万の減。全員賛成にて可決。

日程第5、議案第3号平成23年度鹿足郡不燃物処理組合一般会計予算について、歳入歳出予算総額1億4,012万6,000円、前年度予算額1億3,579万2,000円、比較増減433万4,000円、主なもの、歳入負担金1億3,281万5,000円、吉賀町、人口割2,669万8,000円、津和野町3,333万9,000円、投入割、これはごみの投入量に基づくものであります。吉賀町1,959万2,000円、津和野町2,043万3,000円、計、吉賀町4,629万円、津和野町5,377万2,000円、基金繰入金として500万円、事業運営基金繰入金であります。雑入200万円、不用品の売却代、これはアルミ缶や2級品の鉄等を売却したものであります。歳出、清掃総務費6,574万4,000円、433万2,000円の増であります。うち備品購入費441万円、これは車両購入費であり、重機の更新に充てられております。職員1名退職、1名採用の経費等を計上しております。全員賛成にて可決。

以上、津和野町議会議長滝元三郎様、鹿足郡不燃物処理組合議員岡田克也。

○議長(滝元 三郎君) ありがとうございました。

続きまして、鹿足郡養護老人ホーム組合議会議員、竹内志津子君。4番。

○鹿足郡養護老人ホーム組合議会議員(竹内志津子君) 平成23年第1回鹿足郡養護老人ホーム組合定例会に出席しましたので報告をいたします。

1、日時、平成23年2月23日午後3時より。2、場所、鹿足郡養護老人ホーム銀杏寮会議室です。3、出席者、管理者、関係職員4名、議員6名。

4、議事日程、日程第1、会議録署名議員の指名、3番、京村まゆみ、4番、河村由美子。

日程第2、会期の決定、本日1日限り。

日程第3、議案第1号鹿足郡養護老人ホーム組合管理者及び副管理者の給与の特例に関する条例の制定について、管理者及び副管理者の給料の月額は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間において、管理者及び副管理者の給与に関する条例別表に定める額から1,050円を減じた額とする。全員賛成にて可決しました。

日程第4、議案第2号平成22年度鹿足郡養護老人ホーム組合外部サービス利用型特定施設事業特別会計補正予算(第2号)、歳入歳出予算の総額にそれぞれ53万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,453万円とする。歳入の主なもの、居宅介護サービス費収入90万8,000円、居宅支援サービス費収入36万9,000円の減額。

歳出の主なもの、一般管理費18万円、居宅介護サービス事業委託料139万9,000円、介護予防サービス等事業委託料52万2,000円の減額、予備費51万8,000円の減額。全員賛成にて可決しました。

日程第5、議案第3号平成22年度鹿足郡養護老人ホーム組合訪問介護事業特別会計補正予算(第2号)、歳入歳出予算の総額にそれぞれ162万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,408万5,000円とする。歳入の主なもの、居宅介護サービス費収入203万6,000円、居宅支援サービス費収入41万2,000円の減額。歳出の主なもの、一般管理費、共済費39万円、賃金52万5,000円の減額、拠出金、一般会計への拠出金です。400万円。介護予防サービス等事業費4万5,000円、予備費228万6,000円の減額。全員賛成にて可決しました。

日程第6、議案第4号平成22年度鹿足郡養護老人ホーム組合一般会計補正予算(第3号)、歳入歳出予算の総額にそれぞれ346万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億1,329万3,000円とする。歳入の主なもの、民生費負担金54万円の減額、繰入金、訪問介護事業特別会計より400万円、歳出の主なもの、一般管理費、これは財政調整基金の積み立てです。273万円。社会福祉施設費事務費59万円、社会福祉施設費事業費14万円。全員賛成にて可決です。

日程第7、議案第5号平成23年度鹿足郡養護老人ホーム組合外部サービス利用型特定施設事業特別会計予算について、歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ5,343万3,000円と定める。歳入の主なもの、居宅介護サービス費収入4,359万4,000円、居宅支援サービス費収入983万8,000円、前年度繰越金1,000円、これは頭出しです。歳出の主なもの、一般管理費1,433万8,000円、居宅介護サービス事業費3,353万3,000円、介護予防サービス等事業費546万2,000円、予備費10万円。全員賛成にて可決。

日程第8、議案第6号平成23年度鹿足郡養護老人ホーム組合訪問介護事業特別会計予算について、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,855万8,000円とする。歳入の主なもの、居宅介護サービス費収入3,343万5,000円、居宅支援サービス費収入512万2,000円、前年度繰り越し1,000円。歳出の主なもの、一般管理費3,716万1,000円、介護予防サービス等事業費5万円、予備費10万円。全員賛成にて可決。

日程第9、議案第7号平成23年度鹿足郡養護老人ホーム組合一般会計予算について、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億610万6,000円と定める。1、分担金及び負担金、民生費負担金、社会福祉費負担金、吉賀町が560万円、津和野町が840万円です。社会福祉費措置負担金8,562万3,000円、要保護老人短期入所事業負担金80万円、要保護老人短期入所事業利用者負担100万円、2、県支出金、社会福祉費委託金294万7,000円、財産収入、利子及び配当金、これは基金の利子です。1万9,000円。繰越金、前年度繰越金1,000円、雑収入、雑入、公衆電話取り扱い手数料等で10万円、6、繰入金、財政調整基金から繰り入れになります。161万6,000円。

歳出の主なもの、1、議会費18万8,000円、2、総務費、一般管理費25万7,000円、監査委員費8万4,000円、民生費、社会福祉施設費事務費7,419万5,000円、社会福祉施設費事業費3,087万円、公債費、これは利子です。1万2,000円。予備費50万円。全員賛成にて可決になりました。

以上、平成23年3月10日、津和野町議会議長滝元三郎様、鹿足郡養護老人ホーム組合議員竹内志津子。

なお、会議の資料は事務局に置いてありますので、ごらんください。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） ありがとうございます。

---

日程第4．議案第6号

日程第5．議案第7号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第4、議案第6号なごみの里木質ボイラ設置工事請負変更契約の締結について及び日程第5、議案第7号森村地区下水道管布設工事請負変更契約の締結についての2案件につきましては、会議規則第37条の規定により、一括議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） 皆様おはようございます。本日は、3月定例議会の招集をお願いをいたしましたところ、皆様方におかれましては、おそろいで御出席を賜りましてまことにありがとうございました。

今定例会に提案をいたします案件は、契約案件2件、条例案件18件、町道認定案件8件、一般会計を初め各会計補正予算案件9件、一般会計ほか平成23年度各会計予算12件の合計49案件でございます。

いずれも重要な案件でございますので、慎重審議を賜り、それぞれ可決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議案第6号でございますが、なごみの里木質ボイラ設置工事請負変更契約の締結についてでございます。議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第7号でございますが、森村地区下水道管布設工事請負変更契約の締結について議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げますのでよろしくお願いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

〔担当課長説明〕

.....

議案第6号 なごみの里木質ボイラ設置工事請負変更契約の締結について

.....  
○議長（滝元 三郎君） 環境生活課長。

〔担当課長説明〕  
.....

議案第7号 森村地区下水道管布設工事請負変更契約の締結について  
.....

○議長（滝元 三郎君） 以上で、提案理由の説明を終わります。  
.....

日程第6. 議案第8号

日程第7. 議案第9号

日程第8. 議案第10号

日程第9. 議案第11号

○議長（滝元 三郎君） 日程第6、議案第8号日原青少年育成協議会の設置に関する条例の廃止についてより、日程第9、議案第11号国指定名勝「旧堀氏庭園」の設置及び管理に関する条例の一部改正についてまで、以上4案件につきましては、会議規則第37条の規定により、一括議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第8号でございますが、日原青少年育成協議会の設置に関する条例の廃止についてでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第9号津和野町営住宅設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第10号でございますが、須川運動場の設置及び管理に関する条例の制定についてでございます。

詳細につきましては、教育次長から御説明を申し上げます。

議案第11号国指定名勝「旧堀氏庭園」の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

詳細につきましては、教育次長より御説明を申し上げますので、よろしく願いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 参事。

〔参事説明〕  
.....

議案第8号 日原青少年育成協議会の設置に関する条例の廃止について  
.....

○議長（滝元 三郎君） 建設課長。

〔担当課長説明〕

.....  
議案第 9 号 津和野町営住宅設置及び管理に関する条例の一部改正について  
.....

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

〔教育次長説明〕  
.....

議案第 10 号 須川運動場の設置及び管理に関する条例の制定について

議案第 11 号 国指定名勝「旧堀氏庭園」の設置及び管理に関する条例の一部改正について  
.....

○議長（滝元 三郎君） 以上で、提案理由の説明を終わります。  
.....

日程第 10. 議案第 12 号

日程第 11. 議案第 13 号

日程第 12. 議案第 14 号

日程第 13. 議案第 15 号

日程第 14. 議案第 16 号

日程第 15. 議案第 17 号

日程第 16. 議案第 18 号

日程第 17. 議案第 19 号

○議長（滝元 三郎君） 日程第 10、議案第 12 号町道日原添谷線 2 号の路線認定についてより、日程第 17、議案第 19 号町道新ヶ原線の路線認定の変更についてまで、以上 8 案件につきましては、会議規則第 37 条の規定により、一括議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第 12 号でございますが、町道日原添谷線 2 号の路線認定についてでございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

議案第 13 号でございますが、町道下中島線の路線認定についてであります。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

議案第 14 号でございますが、町道昭和隧道線の路線認定についてでございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

議案第 15 号町道成日照線の路線認定の変更についてであります。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

議案第 16 号でございますが、町道日原添谷線の路線認定の変更についてでございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

議案第 17 号でございますが、町道田平線の路線認定の変更についてでございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

議案第18号でございますが、町道鳥井線の路線認定の変更についてでございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

議案第19号でございますが、町道新ヶ原線の路線認定の変更についてでございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 建設課長。

〔担当課長説明〕

.....  
議案第12号 町道日原添谷線2号の路線認定について

議案第13号 町道下中島線の路線認定について

議案第14号 町道昭和隧道線の路線認定について

議案第15号 町道成日照線の路線認定の変更について

議案第16号 町道日原添谷線の路線認定の変更について

議案第17号 町道田平線の路線認定の変更について

議案第18号 町道鳥井線の路線認定の変更について

議案第19号 町道新ヶ原線の路線認定の変更について  
.....

○議長（滝元 三郎君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

議案説明の途中ですが、後ろの時計で10時25分まで休憩といたします。

午前10時07分休憩  
.....

午前10時25分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。  
.....

日程第18. 議案第20号

日程第19. 議案第21号

日程第20. 議案第22号

日程第21. 議案第23号

日程第22. 議案第24号

日程第23. 議案第25号

日程第24. 議案第26号

日程第25. 議案第27号

日程第26. 議案第28号

○議長（滝元 三郎君） 日程第18、議案第20号平成22年度津和野町一般会計補正予算（第5号）より、日程第26、議案第28号平成22年度津和野町病院事業会計補正予算

(第4号)まで、以上9案件につきましては、会議規則第37条の規定により、一括議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(下森 博之君) それでは、議案第20号平成22年度津和野町一般会計補正予算(第5号)についてでございます。

歳入歳出それぞれ2億6,293万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ予算総額84億1,115万1,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

議案第21号平成22年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)についてでございます。

歳入歳出それぞれ4,715万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ予算総額11億1,585万円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

議案第22号平成22年度津和野町介護保険特別会計補正予算(第4号)についてでございます。

歳入歳出それぞれ4,553万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ予算総額12億7,995万3,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

議案第23号平成22年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)についてでございます。

歳入歳出それぞれ5万4,000円を減額し、歳入歳出それぞれ予算総額2億8,159万3,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

議案第24号平成22年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)についてでございます。

歳入歳出それぞれ338万6,000円を減額し、歳入歳出それぞれ予算総額3億1,549万4,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

議案第25号平成22年度津和野町奨学基金特別会計補正予算(第2号)についてであります。

歳入歳出それぞれ92万円を減額し、歳入歳出それぞれ予算総額1,530万3,000円とするものであります。

詳細につきましては、教育次長より御説明を申し上げます。

議案第26号平成22年度津和野町診療所特別会計補正予算(第2号)についてであります。



歳入歳出それぞれ464万円を追加し、歳入歳出それぞれ予算総額1億2,557万3,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

議案第27号平成22年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算(第2号)についてであります。

歳入歳出それぞれ501万円を減額し、歳入歳出それぞれ予算総額5億6,249万円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

議案第28号平成22年度津和野町病院事業会計補正予算(第4号)についてであります。

収益的収入を4,914万円追加し、予算総額7億4,911万2,000円、収益的支出を2,387万3,000円追加し、予算総額7億5,168万円とし、資本的収入を737万4,000円減額し、予算総額7,876万4,000円とし、資本的支出を716万4,000円減額し、予算総額8,101万7,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長(滝元 三郎君) 総務財政課長。

[担当課長説明]

.....  
議案第20号 平成22年度津和野町一般会計補正予算(第5号)

.....  
○議長(滝元 三郎君) 健康保険課長。

[担当課長説明]

.....  
議案第21号 平成22年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

議案第22号 平成22年度津和野町介護保険特別会計補正予算(第4号)

議案第23号 平成22年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

.....  
○議長(滝元 三郎君) 環境生活課長。

[担当課長説明]

.....  
議案第24号 平成22年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)

.....  
○議長(滝元 三郎君) 教育次長。

[教育次長説明]

.....  
議案第25号 平成22年度津和野町奨学基金特別会計補正予算(第2号)

.....  
○議長（滝元 三郎君） 健康保険課長。

〔担当課長説明〕  
.....

議案第 26 号 平成 22 年度津和野町診療所特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 27 号 平成 22 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 28 号 平成 22 年度津和野町病院事業会計補正予算（第 4 号）  
.....

○議長（滝元 三郎君） 健康保険課長。

○健康保険課長（水津 良則君） 大変申しわけありません。議案第 28 号の鑑分でありませんが、第 2 条の支出のほうであります。第 1 款病院事業費用、それから第 1 項医業費用とあります。次も第 1 項となっておりますが、これ 2 項の誤りでありますので、御訂正をお願いしたいと思います。大変失礼します。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、提案理由の説明を終わります。  
.....

#### 日程第 27. 町長施政方針

○議長（滝元 三郎君） 日程第 27、平成 23 年度町長施政方針について、ただいまから町長の施政方針をお願いをいたします。町長。

○町長（下森 博之君） 平成 23 年第 2 回津和野町議会定例会の開会に当たり、平成 23 年度予算案をはじめとする諸議案の説明に先立ちまして、町政運営の基本的な考え方と主要施策について、その概要を申し述べ、町議会を初めとする町民の皆様方の深い御理解と温かい御支援をお願いする次第でございます。

さて、昨年行われたました国勢調査の結果は、5 年前からの人口減少率が 11.4%と県内の市町村では最も高い数値となり、私どもにとりましては非常に深刻なものでありました。このまま推移をすると、2025 年には本町の人口は 4,000 人台に突入すると推測したデータも出ております。人口の減少は、経済の縮小をもたらす地域活力を奪うと同時に、それがさらなる過疎化に拍車をかけ、集落の維持に多大な影響を与えます。

また、交付税や町税の減少にもつながり、歳入の落ち込みは深刻なものになるとの予測も立てられることから、こうした危機感を全町上げて共有し、定住対策を初め、その主因となる産業振興、さらには健康づくり対策などを重点課題として位置づけ、住みよい、住みたい津和野町をつくり上げていかなければならないと認識をしている次第であります。

また、国は現在、基礎的自治体を中心に、地域のことは地域の住民が決定し、地域の責任において活力に満ちた地域社会をつくらうとする地域主権改革を推進しております。政府はこの確立を図るべく、①義務づけ・格付の見直しによる条例制定権の拡充、②基礎的自治体への権限移譲、③ひもつき補助金の一括交付金化、④国と地方の協議の場の法制化等の改

革方策を盛り込んだ地域主権戦略大綱を昨年に閣議決定し、今後これに基づいて地域主権改革を遂行することとしておられます。

本町といたしましても、政府のこの動きを注視しながら、地域主権の担い手として、本町の持つ歴史文化や自然を初めとした豊かな資源と個性を活用し、特色ある地域づくりを主体的に展開していかなければなりません。そのためには、住民と行政が一体となったまちづくりを展開していくことが重要であり、平成22年度より課を新設し、今後のまちづくりの柱としてその仕組みづくり等を進めております「住民参画による官民協働のまちづくり」を本年もさらに推進して、一刻も早い集落の維持活性化の取り組みを実現してまいりたいと考えております。

その上で、少子高齢化に対応した福祉施策、病院問題などの保健医療対策、地域活力を生み出す源となる商工観光や農林業の振興、津和野ならではの特色ある教育、文化の保存・活用、さらには道路や上下水道を初めとする社会基盤整備など、本町が抱える諸課題の解決と地域振興に財政再建途上の中、資源の効率的、効果的な配分を意識しながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上のような展望のもとに、平成23年度における本町の主要な施策等について申し述べさせていただきます。

本町の財政状況について。

平成23年度における一般財源見込み総額は約55億7,600万円であります。この中で、特に地方交付金においては、平成22年度の国勢調査人口の減少は結果として免れませんが、人口減少の影響を緩和する人口急減補正が適用されることや特別枠「地域活性化・雇用等対策費」が新たに計上され、平成22年度に創設した「雇用対策・地域資源活用臨時特例費」を「雇用対策・地域資源活用推進費」として充実が図られ、前年度並みの地方交付税総額が確保されてはいるものの、地方交付税の補てんとなる臨時財政対策債が大幅に縮減されており、臨時財政対策債を含めた地方交付税は、前年度比総額で1億4,000万円の減額を見込んだところであります。

町税につきましては、景気低迷等の影響で、前年度比総額で2,925万7,000円の減額を見込んでおります。また、地方債の発行につきましては、臨時財政対策債を除いた事業分として、過疎計画にのっとり、ソフト事業分である過疎地域自立促進特別事業債を新たに適用し、前年度比総額で3,830万円を増額することとしました。

このようにして算定した55億7,600万円という一般財源見込みは、平成22年度12月段階の予算額に比較し約3億1,200万円の減額見込みであり、引き続き厳しい状況となっております。

ちなみに、現時点での財政指数のうち、実質公債費比率は、平成21年度末21.3%であり、平成23年度末では19.3%を見込んでおります。

本年度予算の基本的編成方針について。

本町の財政的困難度のピークは、行財政改革や繰り上げ償還等により過ぎたと予測しておりますが、これから病院の元金償還が始まるなど健全化4指数（健全化判断比率）の中でも特に実質公債比率はいまだ警戒ライン内にあるため予断が許されない状況であります。今後も引き続き中期財政計画のローリングを毎年行うなど適切な対応をしていき、本町の着実な展開を目指すため、昨年度に引き続き一般財源額を基本とした枠配分方式を採用し予算編成をすることといたしました。その中でも、定住対策、健康づくり、地産地消、繰り上げ償還等を重点施策として特に配慮したところであります。

配分枠予算を堅持するために、①平成18年度に作成した行財政改革大綱及び実施計画を着実に実施するとともに、各種事業、補助金等のさらなる見直しを行い、歳入の増及び歳出の削減を図ること。②将来にわたる自立的で持続的な町政運営の実現を目指し、町民福祉の充実と町政の発展を図るため、真に必要な事業の着実な実施や町民参画のまちづくりに向けた取り組みを進めること。③配分枠内において、「施策の選択と集中」を徹底し、限られた財源の重点的かつ効率的な配分を行うこと。④歳出の効率化と緊急・多様な課題への対応を図ることなどを基本的な考え方といたしました。

特に、今年度におきましては、将来負担比率への跳ね返りの影響はありますが、平成22年度国勢調査結果を踏まえ、枠配分段階において財政調整基金の取り崩しを1億円見込み編成を行ったところであります。

こうして編成した平成23年度予算の一般財源総額は54億9,130万6,000円となり、当初見込んだ一般財源枠の配分総額55億7,600万円以内におさまりはいたしましたが、当初見込みより、町税、臨時財政対策債を含んだ地方交付税、地方特例交付金等が予想を上回る減額となったため、結果として、一般財源の枠配分に対し1.5%の減額、対前年度比では2.1%の減額予算となりました。

普通会計ベースでは、前年度当初予算額76億2,762万2,000円に対し、4.1%の減額、平成22年度12月末予算83億7,210万6,000円に対し、12.6%の減額予算となっております。

一般会計予算額は71億2,750万円で、前年当初予算額72億8,425万2,000円に対し2.2%の減額、平成22年度12月末予算79億4,659万3,000円に対し10.3%の減額予算となっております。

行財政改革の推進について。

住民のライフスタイルや価値観の多様化、社会経済環境の変化により住民や地域が抱える課題が複雑・多様化する中で、求められる公共サービスの高度化とよりきめ細やかな対応が必要となってきております。また、今後さらに進展する少子高齢化社会の課題を解決するためには、持続可能で安定した財政を確立しなければなりません。

行財政改革につきましては、平成18年度に策定いたしました行財政改革大綱及び集中改革プランの実施に取り組み一定の成果を見てはおりますが、今年度は、これまでの取り組

みの総括を行い、最近の経済財政状況を踏まえた新たな行財政改革の指針となる第2次行財政改革大綱を策定し、一層の行財政基盤の強化と効率的な行政経営を図ってまいります。

また、今年度も継続して行政評価制度の構築に取り組み、第1次津和野町総合振興計画に位置づけている一つ一つの事務事業について、活動指標や成果指標を数値化し、妥当性・効率性・有効性を評価しながら、事務事業の目的や成果を明確にして課題の改善を図り、選択と集中による住民満足度の高い行政サービスの提供に努めてまいります。

職員の人材育成につきましては、人材育成基本方針のコンセプトである「質の高い行政サービスの提供による住民福祉の向上」の実現に向けて、各種研修会等への積極的な参加を促すとともに、引き続き人事評価者研修を実施し、管理職を対象とした能力評価、業績評価、接遇評価の試行を行い、住民意識・経営意識・挑戦改革意識・自己実現意識などの職員の意識改革を図ってまいります。

住民協働のまちづくりの推進について。

昨年度実施した地域課題等概要調査結果や町民意識調査結果を踏まえて、今年度は、住民と行政の協働プロジェクト推進会議を定期的開催し、過疎・高齢化による地域課題を解決するための人的・財政的な支援策や協働のまちづくりを推進するための組織づくりなどの提言に基づいて、「住民と行政の協働事業の推進に関する指針」の策定や「住民自治基本条例（仮称）」の素案づくりに取り組み、平成24年度から具体的な施策の展開が図られるよう努めてまいりたいと考えております。

なお、協働のまちづくりを推進するための構築する各施策につきましては、津和野町の実情に沿った取り組みとなるよう、施策の内部を広報「つわの」に掲載し意見を求めるとともに、地域に出向いての説明会や協働のまちづくりシンポジウムを開催し、住民の方々との意見交換を図ってまいりたいと考えております。

また、今年度も引き続き事業概要書の発行や町民意識調査を実施し、住民に対する情報提供、住民からの情報収集を積極的に行うことで、住民ニーズを的確に把握し、住民ニーズに基づいた施策の展開に努めるとともに、住民参画による協働のまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

男女共同参画社会の実現につきましては、津和野町男女共同参画計画に基づき男女共同参画の環境づくりを進めるとともに、島根県男女共同参画サポーターや地域リーダー、公民館等と連携し意識の啓発を図り、男女が互いの人権を尊重し個性と能力を発揮することができる社会の実現に向けて推進してまいります。

税収対策について。

平成23年度当初予算では、町税6億9,215万9,000円を計上いたしております。その内訳は、町民税2億4,622万4,000円、固定資産税3億9,119万4,000円、軽自動車税2,050万2,000円ほかであります。平成22年度当初予算と比較すると、引き続き経済低迷により伸びは期待できず、町民税においては2,047万2,000円（7.7%）の減としております。また、固定資産税についても償却資産で伸びが見込まれず66

8万8,000円（1.7%）の減額としており、軽自動車税、たばこ税、入湯税と合わせた町税全体で2,925万7,000円（4.2%）の減額としております。

地域経済は経済不況・労働不況の波の中で、依然として回復の兆しが見えず低迷を続けており、徴収が困難な状況も考えられますが、特に滞納整理につきましては、公正・公平な税務行政を図るためにも、悪質なケースと認められる場合には法的な措置を含めて真摯な姿勢で取り組み、基調な財源である町税の収納率の向上を図ってまいりたいと考えております。

行政サービス及び住民保護行政について。

住民生活に密接なかかわりがあり、行政サービスの利便性向上につながる事務につきましては、現在、県からの権限移譲を受け、NPO（特定非営利活動）法人の設立・運営・監督に関する事務、一般旅券（パスポート）の発給等に関する事務を行っておりますが、今後もさらに行政サービスの利便性向上につながる事務の精査、移譲等を進めてまいりたいと考えております。また、外国人住民を住民基本台帳の適用対象に加える法制度改正等に伴い、住基システムの改修を行い、外国人住民の利便性増進及び事務の合理化を図ることにしております。

住民保護行政につきましては、引き続き、消費者行政の推進と人権同和対策に取り組んでまいります。

広域行政の推進について。

広域行政につきましては、益田圏域の共通課題を処理するための益田地区広域市町村圏事務組合と鹿足地区で、これまで鹿足郡環境衛生組合、鹿足郡不燃物処理組合、鹿足郡養護老人ホーム事務組合が組織されております。

広域行政組織は、自治体単独では解決できない広範多岐にわたる事務事業に対応するものでありますが、現在の組合業務がそれぞれ異質のものであるため、行財政改革が喫緊の最重要課題である現状を踏まえ、各組織の業務の円滑な運営と効率化が図られるよう、関係市町村と意思疎通を図りながら、一層の推進に努めてまいりたいと考えております。

また、今年度よりケーブルテレビ施設の運営を鹿足郡環境衛生組合に移行し、あわせて鹿足郡事務組合と改称して、その中に電気通信事業特別会計を組み入れ、吉賀町とともに業務に当たっていくこととしております。

総合的なまちづくり施策の展開について。

本町のまちづくり施策に関しましては、「第1次津和野町総合振興計画」にのっとり、「人と自然にはぐくまれ、温もりのある交流のまちづくり」実現のため、引き続き町民の「一体感醸成」を図りながら、「住民参加の協働のまちづくり体制」の構築を行い、諸施策に取り組んでまいりたいと考えております。

特に、平成22年度において策定した過疎自立促進計画については、今回よりソフト事業への充当が認められ拡充されており、人口減少や少子高齢化の進行、若者の都会への流出や地場産業の衰退と就業機会の不足、医師不足や限界集落発生への懸念などの早期に解決す

べき多くの課題を抱える本町においては、極めて期待が大きいものであります。従来からのハード事業も含めた総合的な過疎対策の継続とさらなる充実・強化が図られることが期待ができ、積極的な活用を図ってまいりたいと考えております。

以下、第1次津和野町総合振興計画に準じて、施政方針と具体的施策等について述べさせていただきます。

まず、ふるさとの自然を愛し、住みよい環境をつくるまちづくりでございます。

自然環境について。

地球環境問題が年を追うごとにクローズアップされる中で、ふるさとの自然を守り育てる意義は、地域振興の観点からも高いと考えております。まず、農地の多面的機能の保全に向けては、表裏一体である農業生産活動の強化に取り組みながら、中山間地域等直接支払い制度、農地・水保全管理支払い交付金事業等を活用して、地域での特色ある活動を推進してまいります。森林機能の保全については、水と緑の森づくり税を活用し、森林組合を初めとする林業事業体と連携を図りながら、森林整備に努めてまいります。

また、津和野町エネルギービジョンに基づきまして、本年度もバイオマス事業に対する取り組みの強化、太陽光エネルギーの促進等を図りたいと考えております。

さらには、地球温暖化対策について、事業者・住民・行政がそれぞれの役割に応じ、協働しながら地域にふさわしい取り組みをすることを目的として発足した「津和野町環境パートナーシップ会議」を中心に町民に行動の輪が広がることを期待し、支援してまいります。

環境衛生について。

下水道や合併処理浄化槽は、公共水域の水質保全はもとより、トイレの水洗化や家庭排水を管路で流すことにより下水路のにおいや汚濁も軽減化され、快適な生活環境の創出にもつながることから積極的に整備普及を推進しております。しかしながら、島根県の平均汚水処理普及率が70%台まで到達をしたのに対し、本町は50%台前半と大きくおくれをとっている現状にあります。一方で、既に下水道に加入されておられる方々には大変御好評をいただいているところでもあり、下水道事業については、整備計画に沿い、津和野森村地区において引き続き区域拡張工事を進めてまいります。そして事業効果の向上と事業会計の安定的な運営の観点から加入率の向上は不可欠であり、加入促進に向け努力をしてまいりたいと考えております。既に供用開始区域となっている地区の皆様には何とぞ御理解と御協力をお願いいたします。下水道認可区域外につきましても、合併処理浄化槽の普及促進をさらに図ってまいります。

道路と交通について。

町内における道路の整備や維持管理につきましては、県事業とあわせ、効率的、計画的に実施し、町民の皆さんの日常生活や産業活動が円滑に行われるよう進めてまいりたいと考えております。

まず、県道等の整備につきましては、改良工事5路線、舗装工事2路線、県営林道開設事業3路線を予定しております。

町道の整備につきましては、道路新設改良等工事について、社会資本整備交付金等、各種交付金事業を活用し、災害防除工事を含め7路線の整備を中心に進めてまいりたいと考えております。また、日原添谷線の測量調査、さらには橋梁長寿命化計画の策定に着手し、安全面での徹底も図ってまいりたいと考えております。

交通対策につきましては、従来からの課題でありました交通空白地域の解消や負担の公平性担保による一定のサービス水準の確保に加え、木部地区を中心とする石見交道路線バスの撤退に伴う対策を同時に取り組んでまいりました。

現行のサービス水準・利便性の確保、住民負担の公平性などの基本的な要素はもとより、地元説明会を通して利用者の皆様の御意見を伺いながら制度の構築を検討してまいりましたが、町営バスにつきましては、本年4月より新たに8路線を加えスタートしたいと考えております。

定額制運賃により負担の公平性も一定担保されることとなりますが、費用対効果も含め、利用状況等に基づく見直し基準等により、一層効率的な運行体制を目指して、乗り合いタクシー、自治会等の非営利団体による輸送手段など多様な運行形態も含めた持続可能な生活システムとしての構築を引き続き図ってまいりたいと考えております。

生活用水について。

安全で安定した生活水の確保に向けては、施設の改善や未普及地区の解消に引き続き努力するとともに、津和野町簡易水道事業統合計画に基づいて、工事に着手してまいりたいと考えております。

なお、平成23年度より、合併時の協定項目に従いまして、津和野・日原両地区の水道使用料金を統一しスタートいたします。格差の解消は長年の懸案事項でもあり、町民の皆様には何とぞ御理解をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

消防・防災について。

まちづくりにとって、最も基本となるのは、町民の皆様が安心して暮らせる安全なまちづくりであります。近年、生活様式の変化、高齢化社会の進行に伴うおひとり暮らしの高齢者の増加等により、災害の潜在的危険性が高まっております。世界や国内で発生する災害は、異常気象の長期化に起因して、大規模化の傾向を示している上に突発性が高く、災害パターンも過去に例のないものが多く発生し、災害の態様も複雑多様化しております。

本町における防災対策につきましては、「津和野町地域防災計画」にのっとり、職員が災害等に対応する初動体制の確立と町民への周知徹底を図っておりますが、今後さらに防災のまちづくりに積極的に取り組んでまいる考えであります。自主防災組織につきましても、一つでも多くの組織を立ち上げていただくことができるよう、引き続き支援を行ってまいる考えであります。

また、益田広域消防においては、緊急無線のデジタル化に伴う無線の広域化・共同化について、通信エリアの安定性、確実性を増すために、今年度より現地の詳細調査や中継局舎等



の本格的な実施設計に入り、平成26年度末に完了する計画であり、これについて支援していく考えであります。

なお、日原地区消防センターにつきましては、本年3月に完成し、津和野地区消防センターともども地域防災の拠点として大いに活用を図ってまいります。

地籍調査について。

地籍調査事業については、昨年度に引き続き、豊稼地区、富田二地区、柳地区を進めてまいりたいと考えております。

また、緊急雇用対策事業を活用し、県直轄事前事業において大蔭地区の実施を予定しております。さらにはミニ国事業として、中座地区、日原地区を予定しており、過疎高齢化が進み、特に山林部における境界の管理が年々困難となってきた状況をかんがみ、さまざまな事業を活用し調査の進捗率を上げてまいりたいと思います。

情報通信について。

ケーブルテレビ事業の運営につきましては、本年4月より吉賀町との共同運営組織である鹿足郡事務組合が担うこととなりました。

この共同運営にあわせ11チャンネルと12チャンネルの放送において、テレビ画面上でリモコンを使い必要な情報を検索できるデータ放送システム、ハイビジョン放送、音声つきテロップ放送など新機能の導入、また通信分野ではインターネット通信容量の拡大やIP電話の圏域外通話が可能になるなど、従来の機能強化と新たなサービスの提供が始まることとなりました。

町といたしましては、引き続きCATV施設が持つ、一般行政情報や緊急時・災害時の情報提供などの施設機能の重要性を積極的に周知しながら加入世帯の増加に努めてまいりたいと考えております。

本年7月の地上デジタル放送完全移行に関する対策につきましては、これまで国の支援組織である島根県テレビ受信者支援センター（デジサポしまね）や町内電器店と連携しながら、周知と対策を図ってまいりましたが、当面、2015年3月まではCATVでのアナログ変換放送によってデジタル放送移行への対応が間に合わない世帯への対策を行う考えであります。

携帯電話の不感地域解消対策につきましては、本町が敷設した光ファイバーケーブルの開放により、平成19年度以降、20地区以上のエリア拡大が進んでまいりました。

引き続き携帯電話事業者への積極的な要望を行うとともに、事業者がどうしても参入できない地区については、町営の基地局建設やインターネット回線を利用したシステム整備など、財政状況との整合を図りながら実施に向けた検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、学ぶ心を育て薫り高い文化のまちづくりについてでございます。

教育文化の振興につきましては、郷土の発展に尽力された先人の御労苦をしのびながら、次代を担う人材の育成に努め、「教育と文化の薫り高いまちづくり」を目指したいと考えて

おります。特に平成22年度で作成予定の「津和野町教育ビジョン」の実行に向け努力をしたいと考えております。

学校教育について。

学校教育につきましては、小学校で平成23年度より改定された指導要領に基づく教育が実施されます。基礎的な知識や技能の習得と、その活用力・応用力の育成に努めてまいりたいと考えております。そのためにも、ICT機器の活用や小中一貫教育に向けた取り組みを行っていききたいと考えております。

学校図書館の活用につきましては、県のボランティア活用事業を継続し、また、住民生活に光を注ぐ交付金を活用して、学校図書の実質を図り、読書活動を積極的に推進したいと考えております。

また、いじめや不登校等の問題を抱えている児童・生徒に対しては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用により、引き続き適切な対応をまいりたいと考えております。学校評価制度の定着と特別支援教育の推進やALTの活用・充実等に努めるとともに、学校給食については、食品の安全性が社会問題となっている中、地産地消をさらに進め、安心して安全な給食の提供に努めてまいりたいと考えております。

また、環境整備においては、津和野小学校、津和野中学校体育館の耐震化工事の実施や青原小学校体育館の改築に向けて努めてまいりたいと考えております。

津和野高等学校の支援については、新たに「ふるさとファミリー制度」や「通学費等補助金交付要綱」等の新たな制度を設け、引き続き積極的な支援に取り組みたいと考えております。

社会教育について。

社会教育につきましては、地域住民のよりどころである公民館を機軸に、身近な学習・交流活動の場、地域課題を解決していく場として公民館の職員体制の充実を図り、公民館活動を通じて地域の拠点づくりに努めてまいりたいと考えております。

また、地域の教育資源「ひと・もの・こと」の活用や地域住民が学校教育に主体的にかかわることを通じて、地域の教育力の醸成を図るとともに学校、家庭、地域がパートナーとなって子供たちをはぐくんでいくため、「ふるさと教育推進事業」や「学校支援地域本部事業」の趣旨を反映した、津和野町「学びの協働」推進事業を引き続き推進していきたいと考えております。さらに、地域人材の発掘や公民館活動との連動性を高めながら家庭、地域の教育力の向上につとめてまいりたいと考えております。

人権・同和教育につきましては、21世紀が「人権の世紀」といわれながら、今なお多くの問題が残されております。この問題の解決は行政の責務でありますので、あらゆる差別の解消に向け積極的な啓発活動を推進し、差別のない明るいまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

社会体育につきましては、町民のスポーツへの一層の参加を促すとともに、個々のライフステージに応じた各種スポーツ活動を主体的・継続的に実施できるようにスポーツ環境の

整備充実を図り、地域のスポーツ活動の活性化に努めてまいりたいと考えております。また、町内各種スポーツ団体間の交流の取り組みと総合型地域スポーツクラブの設立に努めてまいりたいと考えております。

文化の振興について。

文化財の保存整備につきましては、国指定名勝である「旧堀氏庭園」母屋の修復事業が完了いたしましたので、平成23年度から2年間をかけて保存管理計画を策定し、今後の保存・活用の方針を定めてまいりたいと考えております。

また、国の指定範囲については管理団体の指定を受けましたので、町が責任を持って文化財としての価値を損なうことのないよう保存・活用に努めてまいりたいと考えております。

国指定史跡山陰道（野坂峠越・徳城峠越）につきましては、保存管理計画書が完成しましたので、その計画に準じて整備、活用が図られるよう地元住民や関係機関と協議しながら進めたいと考えております。

国指定史跡「津和野城跡」におきましては、将来的な石垣等の修理を目指して平成15年度に策定した津和野城跡基本構想策定報告書に基づき、国庫補助による保存管理計画を策定したいと考えております。

また、指定文化財を初めとした文化財の保存・活用につきましても、これまで同様に保存に努めるとともに、平成22年度に策定しました「津和野町歴史文化基本構想」に基づき、魅力あるまちづくりのため取り組んでまいりたいと考えております。

伝統文化の保存・継承については、伝統文化協会（仮称）を設立し、各団体の支援について努力してまいりたいと考えております。

埋蔵文化財発掘調査事業につきましては、道路改良事業や中山間地総合整備事業を初め、町内で行われる各種工事に関連するもの、また、文化財保護を目的とした学術的な発掘調査も引き続いて実施し、調査結果につきましては報告書の刊行、現場説明会や発掘速報展等を通じて町民の皆さんへ周知するなど、埋蔵文化財の保護への理解を深めていただくよう努めてまいりたいと考えております。

文化施設におきましては、安野光雅美術館は、本年3月20日で開館10周年の節目を迎えます。この記念事業の中心企画として、平成23年から平成24年にかけて、島根県立美術館を初めとして全国の美術館及びデパートをあわせて11会場で館外展を開催することが決定をしております。この館外展にあわせ、安野光雅先生の全面的な御協力や主催者の協力をいただきながら、安野光雅美術館や津和野町の観光情報の発信ブースも設置される予定ですので、幅広く広報活動を行ってまいりたいと考えております。

館内の企画といたしましては、未公開作品の展示を中心とした展示やコンサート、トークショーなどの事業を計画してまいりたいと考えております。

また、町内の小中学校向けのワークショップや従来から行っておりますプラネタリウムを利用した天文教育等に活用してまいりたいと考えております。

森鷗外記念館は、国内では唯一の森鷗外先生の研究施設として、従来からより多彩な資料の調査を進めておりますが、平成24年に森鷗外先生生誕150周年という記念の年を迎えるに当たり、記念館協議会委員の皆様にご協力をいただきながら、資料の収集やその調査研究に努め、来館者に津和野ならではの鷗外像を提供できる展示に努めてまいりたいと考えております。

桑原史成写真美術館は、これまでの報道写真というテーマとあわせ、「記録」という写真が持つ基本的な原点を踏まえた展示を行いたいと考えております。またデジタルカメラの普及している現在、デジタルカメラを使った「写真教室」や講演会を開催し、写真を通した文化の普及に努めてまいりたいと考えております。

このほか、図書館事業につきましては、情緒豊かな子供の育成を目指し、読み聞かせを中心とした読書会活動を展開するとともに、蔵書検索システムの活用により、利用者への充実したサービスの提供と利活用の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、働くことを喜びとし豊かな産業を育てるまちづくりについてでございます。

観光について。

本町の観光は、依然厳しい状況にありますが、観光入り込み客数の増加と滞在時間の延長、観光消費額の増大を目指して、引き続きさまざまな対策に取り組めます。

まず、広域的取り組みとしては、山口圏域や萩圏域、島根県、石見圏域の自治体及び各関連団体等との観光連携を一層強化するとともに、本町独自の事業展開を通じて観光客誘致を図ってまいります。特に23年度は、山口県で「山口国体」が開催され、島根県では大型観光推進事業「神話のふるさと島根事業」が全県的に展開されますので、これらと深く連携するとともに、最大限に利活用していきたいと考えております。

具体的な事業としては、継続分として「SLやまぐち号」運行への支援、4年目を迎える「津和野毎日夜神楽公演」の実施、エコツーリズムなどの新観光創造、萩津和野イメージアップ事業、「ユビキタス観光ガイドシステム」の適正運営と有効活用などを実施していきたいと考えます。また、新たなものとしては、観光協会との連携による「観光ガイド育成事業」、「サイン計画策定事業」に取り組めます。なお、「観光振興計画」につきましては、23年度に本策定に入り、年度末の完成を目指します。「島根県ふるさと雇用再生特別基金事業」を活用した2つの事業、「冬虫夏草酒プロジェクト事業」と「新津和野観光創造事業」が3カ年の最終年度に入ります。これまで2事業とも一定の成果を上げてきておりますので、今後も引き続いて事業を継続するために、国の補助金終了後の事業のあり方についての課題の克服に取り組めます。

○議長（滝元 三郎君） 町長、発言の途中ですが、恐れ入ります、チャイムが鳴りますのでしばらく、チャイムが鳴りますので、暫時休憩といたします。

午前 11 時 58 分休憩

.....

午後 0 時 01 分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○町長（下森 博之君） 商工業について。

日本経済は、2年半前のリーマンショックによる厳しい落ち込みからはやや回復基調にあるものの、一方で、海外の金融不安や円の高どまり、頻発する災害や政情不安などの影響によって、依然不透明で不安定な状況が続いております。

本町の経済もその影響を受けて依然厳しい状況にあり、特に中小企業や個人事業者の売り上げ減少と資金繰りの悪化、観光を初めとする消費の低迷、好転しない雇用情勢など、大きな課題が山積しております。

このような状況を受け、平成23年度も引き続いて、国・県の施策等に関する情報収集、商工団体や事業者との情報共有と協働に取り組むとともに、本町のすぐれた文化、自然などを生かした創造的な取り組みによる経済活性化が図られるよう、積極的な事業展開と支援環境の整備を進めてまいりたいと考えております。

まずは、町内事業者の経営基盤確立のため、中小企業融資利子補給事業を継続して実施するほか、緊急雇用対策等について、国・県制度の積極的な活用を図ってまいります。

21年度から実施している「地域再生特産品キャンペーン事業」については、これまでの取り組みの成果として、高品質スーパーで定番化を実現したワサビ製品や和菓子などを足がかりとして、平成23年度も引き続き島根県ブランド推進課のバックアップを得ながら、さらなる定番化を目指していきたいと考えています。なお、実施に当たっては、これまでの問題点を抽出しながら事業精査をしてまいります。

地域商業の活性化を目指す取り組みとしては、まず、昨年より3カ年の予定で取り組んでおります「森鷗外生誕150周年記念事業」が23年度にメイン年度を迎えますので、引き続き「森鷗外150周年記念事業実行委員会」や森鷗外記念館との連携による取り組みを充実させてまいります。

さらに、これまで「地産都商」を中心として取り組んできた6次産業化及びブランド推進については、その基本である「地産地消」の推進についても積極的に取り組みます。

農林水産業について。

津和野町の中山間地では、過疎、高齢化、担い手不足、農用地区域外での耕作放棄地の増大、集落の自治能力の低下、鳥獣被害の拡大などさまざまな問題に直面しております。

また、農業においては、国内景気の冷え込みや輸入農産物との競争により、農産物の価格が低迷するとともに、石油や農薬肥料の値上がりにより、生産コストが増大し、厳しい経営環境に追い込まれています。

さらに、世界的な異常気象により、本町においても作物の生育不良や病害虫被害が発生し、品質の低下を招き、農家収入の減少を引き起こしております。

現在、国の政策が揺れ動く情勢でもあり、本町といたしましては、農家の方々との思いを一つにし、県、関係団体、農家と共同しながら、課題解決を図るとともに、中長期展望に立

った農業施策の実行を行い、農村が持つ多面的機能の維持、向上のために支援をしまいたいと考えております。

重点事業として、1、地産地消と地産都消の推進、2、農業後継者・担い手の確保、3、水田・農地の活用を計画しております。

まず、地産地消の推進であります。「農産物直売所に出荷する農家に対する栽培技術研修」「直売所の環境を向上させる研修」「安全・安心な農産物直売所をPRするための看板設置」「地産地消を推進するコーディネーター設置モデル事業」「米消費拡大推進モデル事業」「食と農のまちづくり推進計画策定事業」を新設、継続事業では、今年度より開始した「地産地消出荷奨励補助事業」「地産都消販売促進事業」を実施いたします。最終的には、消費者に安全安心な農作物の提供を行いながら、農家の売上額の向上等を図ってまいります。

2番目の農業後継者、担い手の確保については、町外就業希望者を対象とした「津和野町田舎暮らし農業体験ツアー」、わくわくつわの協同組合、津和野町農業士等との共催で「農業体験生の募集・支援事業」を新設し、農業の担い手となる新規就農者の確保を図ってまいります。

3番目の水田・農地の活用ですが、集落営農組織のある集落については、既存組織を活用し、組織のない集落については、認定農業者及び中山間地域等直接支払制度協定集落、農地・水保全管理支払交付金活動組織を活用し、農地の活用、保全を図ってまいります。このほか、農業者戸別所得補償制度における戦略的作物である飼料用米、飼料用稲の作付面積の拡大を図り、未作付農地を活用することで、耕作放棄地の予防対策を行います。

また、水稻、花卉、地域特産作物、畜産等についても、関係者とコミュニケーションを密にし、必要に応じて国県の補助事業を導入するなど、農家に必要な支援を行ってまいります。

鳥獣被害対策については、かなめとなる有害鳥獣捕獲班員の確保の観点から、銃免許保有者の減少に歯どめをかけるために、更新費用の一部を助成し、負担軽減を図る制度を新設いたします。

次に、被害防止のために緩衝帯を整備し、鳥獣と人との住むエリアを明確化することが有効であり、シルバー人材センターの協力を得て、事業を実施いたします。電気牧さく、防護さくにつきましては、国から交付される鳥獣被害対策協議会予算と町予算の調整を図り、農家に有利な制度で運用いたします。

林業施策であります。森林には、木材等の林産物を供給するという役割だけでなく、さまざまな公益的機能が備わっており、近年、地球温暖化等の環境問題防止の役割や環境教育活動の場の提供など、森林に対する期待は多様化しております。

しかしながら、市町村における森林関連施策の方向や森林所有者が行う伐採や造林等の森林施策に関する指針等を定める森林整備計画は、「内容が全国的に画一化され、本来あるべき森林の状況に応じた計画となっていない」と林野庁から指摘されていることから、新年

度において、森林や作業道の状況調査を行い、平成24年度までの完成を目指し町森林整備計画の策定に着手したいと考えております。

次に、清流高津川を育む木の家づくり協議会が進める流域木材の利用プロジェクトに指定された大蔭地区の森林を整備するため、有識者の指導助言を受け、新年度において整備計画を策定し、高津川森林組合と連携しながら、森林所有者に路網整備を含めた施業の提案を行い、林地を集約化する「提案型集約化施業」を進め、町のモデル的森林整備を図ります。

また、木材価格の低迷等により、間伐が行われていない民有林を整備するために、これまで切り捨てられ、放置されていた間伐材（C材）を出荷する自家林家に対して、地域通貨券による助成を行い、森林整備を支援するとともに、地域経済の活性化を図る「環境保全支払制度モデル事業」を新設いたします。

水産業につきましては、平成18、19年度において、高津川は一級河川（直轄管理区間）における水質調査において、日本一となり、水産資源の評価も高まっておりますが、アユの産卵場に適した場所が荒廃、縮小しております。森林の荒廃、保水力低下による河川水量の減少やふちの喪失による土砂の混合等が課題となっており、森林の適正な管理や水田作業における濁水流出防止作業の普及に努め、アユ、ツガニ等のブランド化と供給量の拡大等について高津川漁協とも連携しながら進めてまいります。

次に、助け合う心を大切にしまるい家庭や地域をつくるまちづくりについてであります。定住施策の推進について。

冒頭にも述べましたとおり、平成22年国勢調査結果にもあらわれておりますように、本町の人口は5年間で11.4%の減少となっており、このまま推移すれば地域社会の崩壊へ向かう危機的状況であります。

定住対策は、本年度からの重点施策と位置づけ、国・県の支援と連携した町行政組織の一体的な取り組みはもとより、何にも増して重要なことは民間団体や自治会・各コミュニティー組織との情報共有や連携を図りながら、官民協働による対策を進め、相乗効果の高い施策展開に努めてまいります。

基本的な考え方として、町全体の価値観を高める「特色ある豊かな地域社会」の仕組みづくり、さらには、町内会・集落といった基本コミュニティーにおける機能の維持など個人の生活や経済基盤を支える「住むところ、働くところ」の条件整備と、医療・福祉・子育て・交通・地域間交流を初め各分野、段階での実態に即したきめ細やかな諸施策を推進してまいりたいと考えております。

UIターン対策につきましては、空き家登録情報の公開と、しまねUIターン住宅相談員制度の活用、また、雇用・就業機会の確保のため、「津和野町無料職業紹介所」を最大限活用し、町内を初め、益田圏域、山口市内の企業の求人情報収集と公開、求職者への就職あっせんなど可能な限りの支援に努めてまいる考えであります。

国が推進する定住自立圏構想は、中心市の機能と周辺が協定によって有機的に連携し、「定住」のための暮らしに必要な諸機能を総体として確保するとともに、「自立」のための

経済基盤や地域の誇りを培い、全体として魅力あふれる地域を形成していくことを目指しています。

益田市は、平成22年3月に、津和野町、吉賀町とともに定住自立圏の形成を目指す旨の中心市宣言を行ったところではありますが、益田圏域におきましては、医療連携による地域医療体制の確立・維持を初め、高津川流域の資源を生かした取り組みなど、これまで以上に圏域の連携を強化し、地域の活性化を図っていく必要があると考えております。

本年度は、益田市と人口定住のために必要な生活機能を確保するための連携事項を規定した「定住自立圏形成協定」を締結し、その後、圏域の将来像や、連携して推進する具体的な取り組み内容を記載した「定住自立圏共生ビジョン」を策定し、具体的な取り組みを始めたいと考えております。

保健・医療について。

町民の皆様が、生き生きと、元気で心豊かな人生を歩んでいただくために、健康づくりは極めて重要な課題でありますので、健康意識の向上はもちろん、正しい食習慣や運動の普及事業などを通じて、健康の保持と生活習慣病の予防に努めてまいります。

平成20年から取り組んでいる医療費適正化計画の中で、内臓脂肪型症候群（メタボリック・シンドローム）などの「生活習慣病対策」の柱として、40歳から74歳の方を対象に、「特定健診・保健指導」を実施しております。この実施は各保険者に義務づけられており、国保の保険者である町としては、被保険者特定健診の受診率の向上と未受診者への受診勧奨に積極的に取り組み、健診結果の報告会の開催や個別指導を通じ、町民の健康づくりに結びつけたいと考えております。

なお、健康保険の種別にかかわらず、がん検診を初めとして各種検診を実施し、疾病の早期発見、早期治療により住民の健康増進が図られるよう一層努力していく考えであります。また、本年度は、新たに成人歯科検診に組み込み、また前立腺がん検診と貧血検査の拡充と自殺予防対策にも取り組むこととしております。女性特有のがんにつきましても、国の制度にのっとり積極的に対策を実施してまいります。さらに、地域の健康づくり組織の結成と支援についても取り組みを強化したいと考えております。

高齢者施策の拠点となる地域包括支援センターを中心とした地域支援事業を拡充させ、地域に根差したサービスの提供に努めてまいるとともに、あわせて介護保険給付費や医療費の減少につなげていきたいと考えております。今後、高齢化により認知症の方がふえると予想されますので、国の「認知症地域支援体制構築等推進事業」で構築したことを基盤とし、事業の継続に組み込み、認知症の予防に努め、認知症になっても住みなれた地域でその人らしく暮らせるように、家族、地域住民、関連機関等で認知症に関しての理解を深めるとともに、介護にかかわる人たちがともに学び、理解を深めていただけるよう、認知症問題に取り組んでいきたいと考えております。

医療についてであります。まずこの場をおかりし、現状、医師・看護師等の医療スタッフの不足が解決をしておらず、橘井堂の皆様にはスタッフ一人一人の肉体的・精神的過重が



増す中で、本町の医療を堅持する崇高な精神のもと、日夜御努力をいただいていることに対して、心からの敬意とお礼を申し上げる次第であります。医師、看護師の確保については、特に医師偏在の問題があり、解決に向けて国、県への働きかけを強化するとともに、昨年度創設した奨学金制度を活用し、引き続き確保に努めてまいります。また、若年者を対象とした看護師確保のために住宅環境の整備を行いたいと考えております。その上で、津和野共存病院3階の療養病床の再開に向けましても、引き続き医療法人橘井堂と連携をして、最大限の努力をしております。

地域医療体制の整備につきましては、鹿足郡医師会並びに橘井堂と相互に連携し、在宅当番医等の充実強化を図り、その体制の充実に努めてまいります。また、かかりつけ医、かかりつけ歯科医等の医療機関相互の連携システムなどの確立によって、各診療機関による良質な医療が提供できるよう努めてまいります。

福祉等生活支援対策について。

生活支援の部門においては、町民の皆様の総合的生活支援を行うべく、業務の根幹をなす生活保護を中心に安心、安全な暮らしの実現に努めているところでございます。

リーマンショックに端を発した我が国の経済不況ですが、状況は依然として厳しく、生活保護の受給者数は依然として急増しており、先日も生活保護者を支援するケースワーカーの数が不足しているとの報道があったところでございます。

しかしながら、本町においては申請による増加はあるものの、一方で高齢者の死亡による廃止や施設入所に伴う廃止もあって、都市部に見られるような急激な増加はなく、むしろ横ばいといった状態が続いている現状です。島根県による「生活保護の実施状況」を見ても、本町における平成22年12月末現在の生活保護受給者数は57世帯、73人（8.47パーミル）となっており、受給率でも前年度には県内3番目に高い率であったものが6番目に低下しております。また、本町における今後の保護動向については、新規の申請はあるものの、高齢者世帯が実に保護受給者の約52%を占めていることから、昨年同様に横ばい傾向が続くものと見込んでおります。

生活保護業務は、経済的に厳しい状況であるからこそ、保護の目的である最低生活の保障と世帯の自立の観点から一層適正かつ厳格に実施していく必要があります。昨今の権利意識の高まりやプライバシー保護への配慮、保護受給者の多様化といったことから、事務所としてもより複雑な対応を求められることが予測されるところでございます。

生活支援係では、こうした状況に対応するために、国や島根県等の主催する各種の研修等への参加によって職員の研さんを図るとともに、民生児童委員や関係する各種機関等とも連携した対応を行うことによって支援の充実を図り、一層の町民福祉の向上に努めてまいります。

高齢者福祉について。

少子高齢化の進行に伴い、公的福祉サービスの充実を初め、地域福祉の必要性がますます高まる中、これまで本町においては、「高齢者が生きがいを持ち、安心して暮らせるまちづくり」の実現を目指して、高齢者福祉のための諸施策を推進してきたところであります。

本町の高齢化率は、平成23年1月末現在40.9%で、平成22年に入り40%を超え、さらにひとり暮らしを含む高齢者のみの世帯が増加しており、家族がいても昼間は高齢者が一人になってしまう家庭も多く、家庭における「見守り」や「介護力」が低下しております。町民一人一人が心豊かに暮らせるまちづくりの実現に向けて、町民の皆様との協働や関係機関・団体等との連携のもと、多様な福祉サービスを展開することが必要となっております。

これまでも、地域住民グループ支援事業としての地域お達者サロンを実施してまいりましたが、さらなる強化を図り、継続してまいりたいと考えております。

また、「食」の自立支援事業、すなわち配食サービスにつきましては、障害や病気などで食事の準備が困難な方に食事をお届けするとともに、利用者の安否・健康状態の確認をしながら、自立した生活が送れるよう支援を継続してまいりたいと考えております。

なお、「公共交通利用助成」につきましては、石見交通の木部方面の廃止に伴い、新交通システムにより定額料金となり、小川地区を除き廃止し、医療機関利用者の復路助成を引き続き実施しております。また、「福祉タクシー」につきましては、全町に広げ実施してまいりますとともに、健康増進のための「温泉利用助成」、さらには88歳（米寿）及び100歳以上の方々にお祝い品をお贈りして長寿をお祝いしてまいりました敬老事業につきましても、引き続き実施してまいりたいと考えております。

次に、津和野町シルバー人材センターについてであります。同センターは、平成21年度に法人化をされ、組織的に働くことを通して、収入を得ながらみずからの健康を保持し、生きがいを持って地域社会に貢献するという「自主・自立、共働・共助」の理念を基本とされたもので、町としましても高齢者福祉の観点から、当組織の自立に向け可能な限りの支援をしてまいりたいと考えております。

障害者福祉について。

障害者福祉についてであります。 「障害者自立支援法」の制度は、障害者とその能力や適性に応じ、自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、必要な支援を行うものであります。具体的には、障害の種類（身体障害・知的障害・精神障害）にかかわらず、共通の制度により福祉サービスや公費負担医療を提供するものであります。また、制度の安定的な運用を目指し、サービス利用者を含め、みんなで支え合う仕組みを取り入れております。利用者は原則として利用料の1割を負担することになっておりますが、世帯や本人の収入によっては負担が軽減されることになっております。町としてもこれまで、それぞれの障害に応じた支援制度を実施しておりますが、これらは引き続き継続をしてまいりたいと考えております。

また、聴覚障害者の利便性を高めるため、引き続き本庁舎に手話設置を行い、手話講座や手話通訳業務を引き続き実施してまいります。また、手話派遣においては、緊急時にも対応できるよう進めてまいりたいと思います。手話養成講座は、昨年に引き続き実施し、手話奉仕員の養成をしてまいりたいと思います。

NPO法人「つわぶきの里」は、通所者にとって生きがいと希望の持てる場として活動が行われておりますが、地域活動支援センターとして委託をし、積極的に支援し、障害者の皆さんが地域社会の中で自立し、社会参加と充実した生活が送れるよう援助し、開かれた活力ある施設づくりに向けて、関係団体とともに努力してまいりたいと考えております。

また、今年度から、あゆみの里にも地域活動支援センターとして委託し、精神障害者、知的障害者を中心に、日中活動の憩いの場として提供していきたいと考えております。

児童福祉について。

次に、児童福祉についてであります。一人の女性が一生の間に生む子供の数をあらわす指標「合計特殊出生率」は直近の平成21年全国数値で1.37、現在の人口を維持することのできる2.08を大きく下回っている状況であり、先進諸国の中でも日本が最も低い数値になっております。また、本県の数値は減少が進み1.55であり、こちらも極めて深刻な状況になっております。このように「少子化」が社会問題化する現状を踏まえ、国、県同様に少子化対策を町の重点施策として位置づけ、諸施策を実行してまいらなければならないと考えております。

保育園については園児数が減少する中、22年度に保育所あり方検討委員会において、保育所のあり方について検討を重ねてきたところでございますが、委員会の答申を踏まえ、子供の成長を第一に、また、外部からの意見も積極的に導入しながら、新たな保育サービスのあり方と、保育の質の向上を図るとともに、安全・安心な保育環境の整備を進めてまいります。

保育料については、引き続き、複数入園の場合の軽減と県の補助事業を導入した第3子以降に対する保育料軽減補助事業についても実施いたします。

子育て支援事業については、津和野子育て支援センター、日原子育て支援センターの2カ所体制を継続し、子育ての相談業務等を充実したいと考えております。

放課後児童クラブについては、津和野・日原小学校の2クラブ体制を維持していきます。開所時間については、県下の状況、必要性、利用率とコストを踏まえ変更を検討してまいります。周辺の小規模小学校の児童については、保育園における学童保育を、本年度も継続していきたいと考えております。開設時間については、放課後児童クラブとあわせ検討したいと考えます。

遺児手当については、母子家庭に加え援助の少ない父子家庭対策も含め、財政の厳しい折ですが、継続実施したいと考えております。

また、子供手当、父子家庭に対する児童扶養手当の実施についても継続し、より子育てしやすい環境を整えてまいりたいと思います。

人権・同和教育について。

21世紀が「人権の世紀」と言われながら、今なお多くの課題が残されております。この解決は行政の責務でありますので、学校教育と社会教育が連携し、積極的な啓発活動を推進し、差別のない明るいまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、多くの人々と交流し開かれたまちづくりについてであります。

国際交流の促進について。

平成20年度より滞っておりましたベルリン市ミッテ区との交流も、本年1月の訪独による区長との直接対談により、新たな方向に向け動き出したところであります。

これまで行ってまいりました中学生交流から、少し年代を上げ、双方の高校生同士が同じテーマでの研究や討論を交わす、無料のビデオ通信機能（スカイプ）を利用したインターネット交流や、津和野町を拠点としたフンボルト大学学生と近隣大学の学生交流、森鷗外の資料を初めとする双方の町を紹介展示する文化交流等について協議をして帰りましたが、それぞれ実現できるよう関係者の御理解をいただきながら進めてまいりたいと考えております。今年度は森鷗外生誕150周年を迎える節目の年でもありますので、これを機会に「鷗外生誕の地・津和野」のさらなる広報活動に努めるとともに、観光客誘致にもつなげてまいりたいと考えております。

一方、ドイツ・ベルリンでは交通安全のシンボルとして、また、東西統合の象徴としてキャラクター「アンペルマン」が国民的人気を博しており、これを姉妹都市提携のキャラクターとして活用し、当町の情報発信や経済交流・活性化に結びつけてまいりたいと考えております。

また、昨年初めてフランスの国立先端技術大学院（グランゼコール）の学生を受け入れ、観光パンフの英・仏・独語訳や6ページにわたり津和野町が紹介されているフランスの観光ガイドブック「ブルーガイド」の翻訳、英会話教室等の業務を遂行していただきましたが、近年、本町にもヨーロッパからの旅行者がふえつつあり、インバウンド対策を進める上からも引き続き本年も受け入れ、関連業務に従事していただく考えであります。

特別会計について。

特別会計につきましては、各会計とも、特別会計設置の本来の目的に沿って、適正かつ効率的な事業実施と健全な財政運営に鋭意努力してまいりたいと考えております。

以上、主要課題と取り組みについて申し述べました。依然として厳しい財政状況の中にありますが、新町の発展と町民福祉の向上のため、本年も全力で町政運営に取り組んでまいる決意でありますので、町議会を初め町民の皆様方の格段の御理解と御支援、御協力を賜りますよう、重ねてお願いを申し上げまして、平成23年度の施政方針といたします。

○議長（滝元 三郎君） ありがとうございます。

それでは、後ろの時計で1時30分まで休憩といたします。

午後0時36分休憩

.....

午後 1 時 30 分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

日程第 28. 議案第 29 号

日程第 29. 議案第 30 号

日程第 30. 議案第 31 号

日程第 31. 議案第 32 号

日程第 32. 議案第 33 号

日程第 33. 議案第 34 号

日程第 34. 議案第 35 号

日程第 35. 議案第 36 号

日程第 36. 議案第 37 号

日程第 37. 議案第 38 号

日程第 38. 議案第 39 号

日程第 39. 議案第 40 号

日程第 40. 議案第 41 号

日程第 41. 議案第 42 号

○議長（滝元 三郎君） 日程第 28、議案第 29 号津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正についてより、日程第 41、議案第 42 号津和野町簡易水道事業給水条例の一部改正についてまで、以上 14 案件につきましては、会議規則第 37 条の規定により、一括議題といたします。

執行部より説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第 29 号でございますが、津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正についてでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第 30 号津和野町長及び副町長の諸給与条例の一部改正についてでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第 31 号町長等の給与の特例に関する条例の一部改正についてでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第 32 号津和野町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正についてでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第 33 号教育委員会教育長の給与の特例に関する条例の一部改正についてであります。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第 34 号津和野町職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第 35 号職員の給与の特例に関する条例の一部改正についてでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第 36 号津和野町議会の議決すべき事件を定める条例の制定についてであります。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第 37 号津和野町ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の制定についてでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第 38 号津和野町営バス運行に関する条例の一部改正についてでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第 39 号津和野町食と農のまちづくり条例の制定についてでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第 40 号津和野町枕瀬山森林公園の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第 41 号津和野町道路占用料徴収条例の一部改正についてでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第 42 号津和野町簡易水道事業給水条例の一部改正についてでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（滝元 三郎君） ここで、担当課長方をお願いを申し上げます。各条例案件につきましては、常任委員会に付託をして審査することにしておりますので、説明は簡潔にしていただきますようお願いをいたします。

総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） 御説明の前に、誤字の訂正がありますので訂正をお願いします。

議案第 29 号から 35 号までの附則なのですが、「この条例は」という「例」が間違っていますので、訂正をお願いいたします。

〔担当課長説明〕

.....  
議案第 29 号 津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について

議案第 30 号 津和野町長及び副町長の諸給与条例の一部改正について

議案第 31 号 町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について

議案第 32 号 津和野町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について

議案第 33 号 教育委員会教育長の給与の特例に関する条例の一部改正について

議案第 34 号 津和野町職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第 35 号 職員の給与の特例に関する条例の一部改正について

.....

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

〔担当課長説明〕

.....

議案第 36 号 津和野町議会の議決すべき事件を定める条例の制定について

議案第 37 号 津和野町ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の制定について

議案第 38 号 津和野町営バス運行に関する条例の一部改正について

.....

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

〔担当課長説明〕

.....

議案第 39 号 津和野町食と農のまちづくり条例の制定について

.....

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

〔担当課長説明〕

.....

議案第 40 号 津和野町枕瀬山森林公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

.....

○議長（滝元 三郎君） 建設課長。

〔担当課長説明〕

.....

議案第 41 号 津和野町道路占用料徴収条例の一部改正について

.....

○議長（滝元 三郎君） 環境生活課長。

〔担当課長説明〕

.....

議案第 42 号 津和野町簡易水道事業給水条例の一部改正について

.....

---

日程第 42. 議案第 43 号

日程第 43. 議案第 44 号

日程第44. 議案第45号

日程第45. 議案第46号

日程第46. 議案第47号

日程第47. 議案第48号

日程第48. 議案第49号

日程第49. 議案第50号

日程第50. 議案第51号

日程第51. 議案第52号

日程第52. 議案第53号

日程第53. 議案第54号

○議長（滝元 三郎君） 日程第42、議案第43号平成23年度津和野町一般会計予算より、日程第53、議案第54号平成23年度津和野町病院事業会計予算まで、以上12案件につきましては、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

執行部より説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第43号平成23年度津和野町一般会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額を71億2,750万円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

議案第44号平成23年度津和野町国民健康保険特別会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額を10億6,626万2,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

議案第45号平成23年度津和野町介護保険特別会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額を12億5,292万7,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

議案第46号平成23年度津和野町後期高齢者医療特別会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額を2億8,683万5,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

議案第47号平成23年度津和野町簡易水道事業特別会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額を3億8,998万6,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

議案第48号平成23年度津和野町下水道事業特別会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額を3億8,879万円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

議案第49号平成23年度津和野町農業集落排水事業特別会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額を570万3,000円とするものでございます。



詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

議案第50号平成23年度津和野町奨学基金特別会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額を1,348万3,000円とするものでございます。

詳細につきましては、教育次長より御説明を申し上げます。

議案第51号平成23年度津和野町電気通信事業特別会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額を7,586万1,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

議案第52号平成23年度津和野町診療所特別会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額を9,945万2,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

議案第53号平成23年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額を5億862万1,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

議案第54号平成23年度津和野町病院事業会計予算についてでございます。

収益的収入予算総額を7億3,492万7,000円、収益的支出予算総額を7億5,663万6,000円とし、資本的収入予算総額を2,209万7,000円、資本的支出予算総額を3,913万8,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

以上、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（滝元 三郎君） ここで、担当課長方にお願いを申し上げます。各予算案件につきましては、予算審査特別委員会あるいは常任委員会に付託をして審査することにしておりますので、説明は新規事業、あるいはまた額の増減が著しいものに限ってのみ説明していただきますようお願いをいたします。

総務財政課長。

〔担当課長説明〕

.....  
議案第43号 平成23年度津和野町一般会計予算  
.....

○議長（滝元 三郎君） 健康保険課長

〔担当課長説明〕

.....  
議案第44号 平成23年度津和野町国民健康保険特別会計予算  
.....

○議長（滝元 三郎君） 説明の途中でございますけれども、後ろの時計で2時40分まで休憩といたします。

午後 2 時 28 分休憩

午後 2 時 40 分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

健康保険課長。

〔担当課長説明〕

議案第 4 5 号 平成 2 3 年度津和野町介護保険特別会計予算

議案第 4 6 号 平成 2 3 年度津和野町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（滝元 三郎君） 環境生活課長。

〔担当課長説明〕

議案第 4 7 号 平成 2 3 年度津和野町簡易水道事業特別会計予算

議案第 4 8 号 平成 2 3 年度津和野町下水道事業特別会計予算

議案第 4 9 号 平成 2 3 年度津和野町農業集落排水事業特別会計予算

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

〔教育次長説明〕

議案第 5 0 号 平成 2 3 年度津和野町奨学基金特別会計予算

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

〔担当課長説明〕

議案第 5 1 号 平成 2 3 年度津和野町電気通信事業特別会計予算

○議長（滝元 三郎君） 健康保険課長。

〔担当課長説明〕

議案第 5 2 号 平成 2 3 年度津和野町診療所特別会計予算

議案第 5 3 号 平成 2 3 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計予算

議案第 5 4 号 平成 2 3 年度津和野町病院事業会計予算

○議長（滝元 三郎君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） 大変申しわけございませんが、先ほど提案いたしました議案第41号をお開きください。この中で道路占有料とありますが、占用料の間違いでございます。おわびと訂正を申し上げます。議案第41号の表題でございますが、津和野町道路占有料となっておりますが、占用料、2行目も占有料となっておりますが、占用料の間違いでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） よろしいですね。

それでは、以上で提案理由の説明を終了いたします。

これより質疑に入りますが、議案第29号より議案第54号まで、以上26案件につきましては、いずれも委員会付託等をお願いしたいと思っておりますので、補足的な事項及び所管外の案件の質疑にとどめたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第29号津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正についてより、議案第42号津和野町簡易水道事業給水条例の一部改正についてまで、以上14案件について質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、議案第43号平成23年度津和野町一般会計予算より、議案第54号平成23年度津和野町病院事業会計予算まで、以上12案件について質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようでございますので、以上で総括的な質疑を終結いたします。

冒頭、議会運営委員長より御報告いただきましたとおり、議案第29号より議案第42号までと、議案第44号より議案第54号までの合わせて25案件につきましては、それぞれ所管の常任委員会に付託し、会期中の審査にいたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第29号より議案第42号までと、議案第44号より議案第54号までの合わせて25案件につきましては、それぞれ所管の常任委員会に付託して、会期中の審査とすることに決しました。

続きまして、議案第43号平成23年度津和野町一般会計予算につきましては、予算審査特別委員会を設置をし、これに付託して会期中の審査とし、それぞれ分科会で審査をお願いしたいと思います。これに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第43号につきましては、予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、会期中の審査とすることに決しました。

お諮りをいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、議長を除く議員15名を指名したいと思っておりますが、これに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 御異議なしと認めます。したがって、議長を除く議員15名を予算審査特別委員に選任することに決しました。

予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任をお願いいたします。

ここで暫時休憩といたします。

午後3時15分休憩

.....

午後3時16分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

休憩中に予算審査特別委員会の正副委員長の選任をお願いしましたところ、委員長に8番、青木克弥君、副委員長に2番、村上英喜君が選任されました。

ここで、予算審査特別委員長よりごあいさつをお願いいたします。8番。

○予算審査特別委員長（青木 克弥君） それでは、ただいま選任をいただきました特別委員長としてやります青木克弥でございます。

特別委員会でございますから、それぞれ分科会で議論をされるということになっておると思いますが、皆さん方の多分な御協力によりまして、しっかりとまとめてまいりたいというぐあいに思いますので、何とぞの御協力をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） ありがとうございます。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。本日は、これにて散会をいたします。お疲れでございました。

午後3時17分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

---

平成 23 年 第 2 回 (定例) 津 和 野 町 議 会 会 議 録 (第 2 日)

平成 23 年 3 月 11 日 (金曜日)

---

議事日程 (第 2 号)

平成 23 年 3 月 11 日 午前 9 時 00 分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

---

出席議員 (15 名)

1 番 京村まゆみ君

2 番 村上 英喜君

3 番 板垣 敬司君

5 番 道信 俊昭君

6 番 岡田 克也君

7 番 三浦 英治君

8 番 青木 克弥君

9 番 斎藤 和巳君

10 番 河田 隆資君

11 番 川田 剛君

12 番 小松 洋司君

13 番 米澤 宕文君

14 番 後山 幸次君

15 番 沖田 守君

16 番 滝元 三郎君

---

欠席議員 (1 名)

4番 竹内志津子君

---

欠 員 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 齋藤 等君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	.....	下森 博之君	副町長	.....	長嶺 常盤君
教育長	.....	齋藤 誠君	参事	.....	右田 基司君
総務財政課長	.....	島田 賢司君	税務住民課長	.....	米原 孝男君
まちづくり政策課長	...	村田 祐一君	営業課長	.....	大庭 郁夫君
地域振興課長	.....	長嶺 清見君	健康保険課長	.....	水津 良則君
農林課長	.....	田村津与志君	商工観光課長	.....	山岡 浩二君
建設課長	.....	伊藤 博文君	環境生活課長	.....	長嶺 雄二君
教育次長	.....	世良 清美君	会計管理者	.....	山本 典伸君

---

午前9時00分開議

○議長（滝元 三郎君） 改めまして、おはようございます。引き続きお出かけをいただきましてありがとうございます。

これから2日目の会議を始めたいと思います。

竹内志津子議員より欠席の届け出が出ております。ただいまの出席議員数は15名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（滝元 三郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、5番、道信俊昭君、6番、岡田克也君を指名いたします。

---

日程第2. 一般質問

○議長（滝元 三郎君） 日程第2、一般質問。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

発言順序1、10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） おはようございます。本定例会の一般質問のトップバッターということで、まず、明確で歯切れのいい御答弁をお願いをして、私の一般質問に入ります。

私の質問は、大きく2点であります。

まず、1点目の質問。さきの12月定例におきまして、執行部より過疎地域自立促進計画が打ち出されました。この計画書をじっくり読みますと、執行部も、今、本町に置かれている諸課題、よくわかってるなというふうに思いました。そして、それを課題克服するためにこの計画がなされたわけですけども、これを見ますと、約、総額で140億円もの自立促進計画が打ち出されております。この計画がすべてなされたとするならば、今本町が抱えている諸問題がかなり解決されると、読みながら思いました。私は、これが遂行されることを大賛成であります。

しかしながら、計画は計画と言ってしまえば終わりですけども、絵にかいたもちとならないようにするためには、特に国に対してのチャレンジが必要であろうと考えております。

そこで、まず、町長の、この計画を実行するために、町長のチャレンジの意気込みというものを、まずお聞かせを願いたいと思います。

次に、この計画が遂行されたならば、本町負担分、単純に言えば3割負担でありましょうが、約40億円近い借金を抱えるようになる。そうすれば、当然財政上の心配というものが予想をされます。

そこで、2点目にお伺いをいたしますけども、財政上の見通し、この計画によりますと、昨年度までの財政状況というものは書かれておりましたけども、これが執行されたならば、その後の財政見通しについてお伺いをいたします。

次は、事業内容について3点ほどお伺いをいたします。

まず、1点目は、アンテナマン開設事業についてであります。この事業をどのように企画をし進めようとしているのか、まずお伺いをいたします。

次に、温泉掘削調査事業についてであります。これも非常に私としては興味があります。前中島町長がなごみ温泉を開発したときも、お約束では、その泉源をもとに各旅館への配管ということをお約束をされました。各旅館に温泉があるとないとは相当な違いであります。そういう意味から、この温泉掘削調査事業というものに興味を持ったわけですが、どのような形を想定されているのかお伺いをいたします。

3点目が、SLトラスト創設事業についてであります。SLも、さきの温泉開発と同じように、温泉とSLというのは津和野にとっては大きな財産であります。そのSLについてどのように進めていくのか、その3点をお伺いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 皆さん、おはようございます。本日から一般質問でございますが、何とぞよろしくお祈りを申し上げます。

それでは、10番、河田議員の御質問にお答えをさしていただきたいと思っております。

過疎地域自立促進計画に関する御質問でございます。

本町では、これまで過疎地域対策関連法に基づく過疎計画により、産業の振興や生活基盤の整備など、地域振興活性化に向けた諸施策を展開をしております。この結果、道路や上下水道など、生活基盤整備という面では一定の水準まで達してまいりましたが、依然として過疎化の進行はとどまっております。

このため、このたび、法律の改正により、平成22年4月から平成28年3月までの6年間、過疎地域自立促進特別措置法が延長され、これまでのハード事業に加え、ソフト事業も対象に範囲を拡大されたことから、引き続き計画的、積極的に諸施策を進めていくため、津和野町過疎地域自立促進計画を策定した次第であります。

本計画は、津和野町第1次総合振興計画で定める「まちづくりの基本理念」と「まちづくりの5つの柱」を実現するための方法論を示したものであり、地域の自立促進のための諸施策を総合的かつ計画的に進めることとしておりますので、計画に沿った実施ができるよう最大限の努力をしております。

なお、御質問の中で、特にこの、国に対する働きかけということでもございました。ここまでの間、この過疎関連につきましては、過疎地域自立促進に関することを含め、過疎対策として全国的な組織をつくって、そこを通じて働きかけをしております。今回の、この過疎地域の特別措置法、この延長もその働きかけの、また功績も大きかったというふうに考えているところであります。正式名称、今記憶しておりませんので、それを申し上げられないのが申しわけなく思っておりますけれども、昨年からまたこの会のほうで、島根県の溝口知事がこの全国の会の会長に御就任をされております。そうした中で、また島根県のこの過疎地域にとりましても、より実情に合った声が今反映をされやすい体制にもなっているというふうに思っておりますので、またこうしたところも溝口知事のお力もおかりしながら、過疎の実情を訴え、そしていい方向に反映させていくように努力をしていきたいと考えているところでございます。

2番目の財政上に関する御質問でございますが、一方で、過疎自立促進計画に掲載してあります事業を、計画年どおりに実施していくことが理想ではございますが、過疎地域の財政は地方税を初めとする自主財源が極めて乏しく、地方交付税や地方債に依存せざるを得ない脆弱なものであることは既に御承知のことと思います。事業実施に当たっては、一般財源で賄えないものは、当然、過疎対策事業債を充てていくこととなりますが、後年度の地方債の元利償還金に充てられる公債費は義務的経費の中でも、特に非弾力的な経費であるため、元利償還金の7割を地方交付税で補てんしてもらえる過疎対策事業債といえども、その増加は財政を圧迫することになり、当然のことながら事業の取捨選択が必要となってきます。現時点の中期財政計画上の見込みでは、通常のハード事業分のみの資産であります。実質公債費比率を平成22年度では19%台、平成23年度では18%台、平成24年度では17%台と見込んでおります。また、中期財政計画は、毎年ローリングをかけて財政の見直し



を立てており、平成23年度には、ソフト事業分を加味した年度計画に見直しながら、最低でも現行の率は維持していこうと思っております。

3番目の事業内容に関する御質問でございます。

まず、アンテナマン開設事業でございますが、長い歴史と文化に培われ、高津川に代表される自然豊かな本町が有する特産品はバラエティーに富み、近年首都圏の高品質スーパーとの商談も徐々に進みつつある中で、観光地津和野のネームバリューとともに、津和野ブランドとして打ち出す好機にあると考えております。

また、一方で、めまぐるしく変化する社会情勢の中にあつて、さまざまな情報をいち早くキャッチし、スピード感を持って行動することは大事であり、商品販路の開拓を初め、観光客誘致、企業誘致、U・Iターン者の促進を図る上からも、首都圏に職員を配置することは重要であると考えております。

幸い、今年度より過疎債にソフト事業が加えられたこともあり、本事業も対象になると考えておりますので、今後、事務所の位置や職員の身分、勤務条件等の検討を進めてまいりたいと考えております。

なお、県内でも、常駐とまでには至っていないようですが、2町において、東京在中の方をアドバイザーとして委嘱し、業務に当たっていただいていると伺っております。

次に、温泉掘削調査事業でございます。

昭和54年の152万人をピークに減少傾向が続いている「津和野」への観光客も、そのほとんどが滞在時間も半日程度の限られた範囲での観光にとどまり、宿泊は他地域へ向かう傾向が強く、年間宿泊者は2万人程度で推移し、比例して観光消費額も大きく落ち込んでいることは、観光地津和野としては重大な課題であると考えます。

その要因としてはさまざまなことが考えられますが、計画の基本方針にも示しましたとおり、もう一度私たち町民が原点に立ち返り、おもてなしの心を持って接していくことが何より大事であります。そして、それに加えて、「食」や「温泉」は滞在型へつながる大きな要素を持っていると考えます。

御承知のとおり、現在本町においては、「道の駅なごみの里」の日帰り温泉と、民間の旅館1軒のみずから泉源を開発しておられる宿泊客向け温泉のほかには温泉がなく、町全体で「温泉地津和野」として、全国の消費者や観光業界に認知されるという状況にはありません。

今後、関係の皆様のお意見等を伺わなければなりません。観光立町を目指して宿泊客数増加を図るために、「温泉地津和野」の実現の可能性を調査したいと考え、この「温泉掘削調査事業」を計画に盛り込んでおります。

最後のSLトラスト創設事業でございます。

「山口・津和野SLトラスト創設事業(仮称)」の趣旨は、「過疎地域自立促進計画」にも記述しておりますとおり、JR山口線の沿線であり、平成22年1月に山口市と阿東町の合併によって隣接となった新山口市との共同によって、貴重な観光資源である「SLやまぐ

ち号」の維持保全や活用の推進、沿線環境の保持などに取り組むための組織を創設したいというものであります。

このトラスト創設事業は、平成22年7月、私が山口市を訪問して山口市長と面談した際に、新たに隣接関係となった両市町間における連携のさらなる強化について合意したことを受けて、同年10月にその第1弾として、山口市経済部長から提案がなされたものでございます。本町観光にとって必要かつ重要なことですので、「過疎地域自立促進計画」に盛り込んでおりますが、実際の創設に当たっては、JR西日本本社、島根、山口両県、経済団体、SL対策協議会、沿線住民の皆さんなどとの幅広い協議、調整が必要ですので、現在その時期や組織の具体案等について山口市と協議を行っており、できるだけ早い創設を目指したいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） 二、三点、少し掘り下げて質問をさせていただきますけれども、まず、財政上の問題であります。これの中には一応調査計画というのも盛り込まれておりますけれども、調査計画にのっとって、もし仮にそれがハード事業というふうに起こされた場合に、当然、町の財政上大きな影響があると考えられますが、その点について、例えばこの2点だけを挙げてみますと、今の温泉掘削、これは調査費であります。それが、もし仮に調査をして可能になった場合には、当然、事業費として計上していくわけですが、それが加算された場合に財政上できるのか、できないのかを、まず伺いをいたします。

その次に、アンテナマン開設事業についてであります。先般、溝口知事と鹿足選出の県会議員中村議員との対談がありました。その席で、双方とも言われたのが、今までは津和野町の、津和野町といいますか、地元の産業育成、いろんな特産品をという形で補助金をつけていった。しかし、そのつくられたものが売れないと、どうしても頑張れないという観点から、売れ筋を県及び町村も含めてしっかりと構築したいという、そういうチームを構築したいという県知事のお話であったと思います。そこで、私からしてみますと、先ほどの御答弁の中でもありましたように、事務所等があり、そこがセールスマンとなって東京の大きな消費地をセールスをして回っていただく。そして、売り先がしっかりした状態でいいものをつくっていただけないかというふうに持っていけば、しっかりとした、つくるグループができ上がると思っておりますが、そういった部分について県及び庁舎内で検討されたことがあるのかどうか、伺いをいたします。

次に、温泉掘削事業ですが、パターンとすれば2つあると思っております。温泉をどこにあるかで掘削できるかという、このたびの事業は調査事業ですから、それ以上、少し踏み込んで質問をさせていただきますと、もし仮にそこが特定された場合に、そこより各旅館さんに向けての配管というものを考えての想定なのか、それとも道後温泉のように温浴施設を中心に展開しようとしているのか。私の考えですと、各旅館さんの体力が非常に落ちている。配管をすれば、当然、各旅館さんの設備投資というものが大きなものがあると考えております。旧、今、旅館さんは橋北地域に集中されておりますので、そこに、道後温泉型

のような、そういう古びた感じの温浴施設があれば、夜散歩しながらできるかなというふうには、私個人的には思っておりますが、どのような温浴の施設を頭の中に思い描かれているかお伺いをいたします。

次に、S L トラスト創設事業ですけれども、今御答弁をいただいたものは、山口線というのが中心になっております。過去の私の一般質問におきましても担当の課長が申されたのは、S L は永遠の財産とはならない、どこかで運行ができなくなる時期が必ず来る、それも遠い将来でなくて近い将来であるという御答弁をいただきました。そこで、私が思っているのは、過去に私が提案をしたのは、機関庫のもう一度再現を目指したらどうかという質問をしたことがあります。津和野にS L を2台と、まず、受け入れ、そして構内の中だけでも走らせる仕組みでありますけれども、そういった方向へ今からJ R と交渉をしていかないと、運行できなくなりましたという時点で動いては、もう手おくれだと思っております。そういったお考えがあるのかなのか、お伺いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） まず、財政的な観点からの御質問が最初にあつたわけでありませけれども、現時点では、この過疎計画に盛り込んでおりますものは、町のいろんな課題をもって解決をするためになすべきことということ、広く網羅をするという、そういう中で上げておるわけでありませ。当然、財政という現実的なところも出てくるわけでありませるので、最終的にはこの取捨選択ということが必要になってくるというふうには思っております。そうしたら、その取捨選択をする上で、まず調査をしてみないとなかなかその判断がつかないというところから、それぞれの調査事業というものが上がっているということにもなりますので、個別のその事業についても、そうした調査結果を待った上での、また判断になるというふうには受けとめておまして、現時点でなかなかその部分を判断を下すというのは私自身も難しいというふうには考えております。調査結果を受けて、どの辺の事業費がかかるのか、あるいは事業もどこまでの規模の中で本当に現実性のあるものにしていけるのかということも、将来的には判断をしてまいりたいと思っておりますし、また、その判断当時、そして当時からの将来に向けての地方交付税の動き、そうしたものも見計らう必要があるかというふうには思っております。現在、財政的には平成23年から、また4年というところで、実質公債費率等は安全圏へせっかく入ろうとしてきているところでありますので、ここでまた大きく地方債あるいは、まあ、過疎債も含めてでありますので、そこを残高をふやして、また警戒ラインに入っていくと、そういうことではまたいけないというふうにも思っておりますので、そうしたことも含めて、今後ともそれぞれの事業についても検討してまいりたいと考えているところでございます。

それから、そのほかにつきましてはそれぞれ担当のほうから答えていただこうと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 営業課長。

○営業課長（大庭 郁夫君） 私のほうからは、御質問のありましたアンテナマンの案件ということで答えさせていただきたいと思えますけども。

これについて、庁舎内でいろいろと検討したかというような御質問であったかと思えますけども、いろんな、このアンテナマンに対しましては、先ほど、町長答弁で申しましたように、いろんな要素があろうかと思えます。すべてがいろんな特産品関係だけではございませんし、ですけども、特産品でまず例を挙げますと、特産品関係でいろんな地域のいろんな食材、今、クリであるとか里芋であるとかわさびであるとか、それから菓子もでございますけども、東京の高級スーパーで取り扱っていただいているという現実もございます。また、それらを補正するといいますか、生産される方々と、それから地元の業者さんとの集まりといいますか、そういったものも地産地消有志の集いというか、そういった方々と、初めて、つながりを持ってみようということで、そういった集い等も計画をして、1度そういう機会を持ったところでございます。それらを今から進めながら、そういったいい素材を、地域でまず知っていただき、そしてそれを売り込んでいくということで進めていきたいということでございます。そういった意味では、庁舎内それぞれ関係する農林サイド、それから商工サイド、そういったこと連携を図りながら、そういった部分では、今、進めているところでございます。一応、回答になりますかどうか、そういったことで今進めているところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（山岡 浩二君） それでは、温泉開発につきまして、まずお答えいたします。

御指摘のように、町全体といいますか、観光地津和野全体を温泉地津和野として認識をしていただくようなイメージを持ちまして、この過疎計画の中に盛り込んでおるわけですので、今のところは、町長も申し上げましたが、温泉地津和野としてのイメージをどういうふうにやるか、その具体的な、議員さん申されました給湯の方法とか、その運営方法とかにつきましては、当然、今のところまだ具体的なものがあるわけではありません。それを目指して調査をしていきたいということでありますから、さっき町長も回答申し上げましたように、それにつきましては関係の皆様御意見をフルに伺って調査を進めていくし、調査の結果とその御意見もまた突き合わせながら、具体的な姿に徐々にしていきたいという、そういう思いであります。

それから、SLトラストにつきましても議員さん御提言ありましたように、津和野機関庫の再現ということも貴重な御提言としてお受けしながら、山口市とのトラストの事業を進めていきたいと思っておりますが、私も以前から申し上げておりますように、SLはいつまでも当然のように走るものではなく、機械ですので、ないことは、これはもうやがてくる事実として受けとめながらも、そうはいいいながらも、SLそのものをまず保存していくことが、これも絶対条件でありますので、その運動、活動をしていくための山口市との連携、山口市だけではなく、民間団体、経済団体、各団体等含めた広く活動のできるこのSLトラストとい

う活動母体をもって、まずつくっていくことが何より大事であると考えております。その中で、SLが走らなくなったときのことも、ある程度想定といいますか、JRさんもよく申されるんですが、山口線にSLが走ってるのは偶然ではなくて、山口線そのものの景観、そういうものが非常に評価されて、もともとSLを山口線に走らせるようになったという判断があったというふうに伺っております。その山口線そのものの環境整備、保全、それも一つの大きな資源として保全していくことも、このSLトラストの中で、当然見通しながら活動を進めていくと、そういうことは大事な視点であろうと思っておりますので、御提言を受けとめながらSLトラストの創設に向けて準備を進めていきたいというふうに思っております。

○議長（滝元 三郎君） 10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） 2点ほど、少ししつこいようですけども、まず、事業展開について、町長は判断基準となるように調査をしたいということでありましたけども、町長の強い姿勢というものをちょっとお伺いを確認したいんですが、これが必要だというふうに判断をされたならば、力強く施行していく気があるのかどうか、それを、まず1点。

そうして、先ほどアンテナマンについての質問をしましたが、どうもかみ合っていないというのが、作り手側の感覚から言いますと、今までは、補助金をつけてやるから何か地元のものを加工してつくりなさいと、どんどん進めていった。溝口知事も、そういうふうに過去にはしていったんだと、だけでも、そこがどうしても広がっていかないというのが、売れ先をしっかりと見つけてあげないとなかなか皆さんが頑張れない、その補助金が3年間で終わった時点で皆さんの体力もなくなっていくことを話しておられました。今は、紀伊国屋等々の中型スーパー等がありますけども、東京商圈というのは物すごく大きな商圈であります。例えば、お酒一つをとりましても、居酒屋さん等々を、小さなところをセールスをして歩くという、これも当然必要だと思っております。その中で、何軒かが津和野とおつき合いをしていただけるといふ、そういうところを見つければ、相当な消費が生まれ、また津和野で製造される方々が非常に頑張れると思っておりますが、そういったセールスについてどうかというふうにお伺いしたわけです。そういったセールス、私が思うのが、県の職員及び各関連の島根県にある町村より1人ずつ、そういった人を雇用して一つの事務所をつくり、そこが首都圏中心にセールスを毎日して歩いても相当なエネルギーが必要だと思っておりますが、そのような事務所であるのかどうか、最後にお伺いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） まず、最初のほうで、本当に必要という事業であればやるという、その決意のほども御質問であったわけでありまして、当然ながら、今回国税調査の結果で、津和野町の人口減少率、非常に県内でも高かったという状況でありまして、今後過疎化が進んでいくと、2025年には人口が、津和野町4,000人台と、そういう予測がなされております。実際、過去のこの5年間で千三、四百人というところが減少しているわけでありまして、それを単純に3倍をしますと、今後の15年後の人口が出てくるわけであ

ります。そうすると、4,000人台というのはまさに現実的な数字になってきていると、そういう状況でありますので、じゃあ、4,000人台の町というのはどうなんだろうかと、経済が縮小して、成り立たなくなっていく、人口の減で町の歳入も地方交付税に影響していく、そういう状況でありますから、このまま何もしなく進めていけば、必ずもっと厳しい、津和野町にとっての時代が来るわけで、そこに何かくさびを打ち込み、そして新たなものを頑張っってやっっていかなきゃいかんということでもあります。その中で、本当にこの町の将来のために、また経済の活性化を含めさまざまところで必要ということにあれば、これは必ずやっっていかなければならない、そういうふうに思っているところでございまして、この過疎計画をしっかりと活用しながら進めていきたいと考えているところでございます。

それから、もう一つ、東京でのこの営業マン、アンテナマンというふうに申し上げておるわけですが、その考え方でありまして、基本的に、議員が御指摘のような考え方を持っております。例えば、平成22年度も大手スーパーさん、東京紀伊国屋さん、あるいはこだわり屋さん、そうしたすばらしい高品質スーパーとおつき合いが出てきておるわけでありまして、これはやはり今後さらに深めて、また津和野のいろんな特産品を売り込んでいくためには、本当に日ごろからの深いフォローが必要だというふうに思っております。それが、津和野からそのたびに出張しておるということでは、なかなかその深い連携というのが今後どうだろうかと、そういう状況もあります。そうしたところをさらに深めていくためにも必要であろうと思っております。また、去年は、ぐるなびという、インターネットの中でのレストランとか、それから日本食の料飲店さん、そうしたものを紹介するものがあるわけでありまして、それを通して、東京中心に有名なレストランや日本食料理店経営されてる方と連携をしまして、津和野町内の里芋やイノシシを初め、食材として使っていたわけでありまして、また今後もそういうことは新しく挑戦をしていきたいと思っておりますし、そして、昨年せっかくああやっって津和野の食材に興味を示してくださった料飲店さんや、それからレストラン、そうしたことへのアフターフォローというのが非常に必要になってくるであろうというふうに考えておる面でも、そういう面でもこの営業マンが必要であるというふうに思っております。

それから、この4月1日からは営業課のほうへ企業誘致についても事務分掌を移そうと、そういうふうに計画をしております。これらについては、すぐ結果が出るというものではありませんけれども、例えば、島根県には非常に、斐川町でございましたか、企業誘致の大変スペシャリストがおられるわけでありまして、そうした方々のやはりお話を聞くと、常に日ごろから営業をかけている、そういうおつき合いをしていく、企業とです、その中で成果が生まれてくるということでありまして、そういう役割も持たすという上でも、この営業マンというものは必要じゃあないだろうかと、そういうふうに考えているところであります。そうしたことを含めて、このアンテナマンというのは今後必要だろうというふうに考えているところであります。

先ほど、最初の答弁の中で、県内の中で2町が東京事務所を設置しているというふうに申し上げましたけれども、そのうちの一つは海士町さんであります。海士町さんなんかは、そうしたものをしっかり活用して、この海士町への産業振興、あるいは定住人口に結びつけられております。津和野町についても、このおくれをとらないように、今後そうしたことを積極的に活用して、広く都市圏への営業をかけていきたいと、そういう意味でのこのアンテナマンを考えているという状況でございます。

○議長（滝元 三郎君） 10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） それでは、次の質問に入ります。

営業課、まちづくり政策課についてであります。

昨年3月定例におきまして、昨年4月1日よりこの2課が新設をされました。そのときの新設の、町長の御説明ですと、「まず営業課は、各省庁より来た情報を、まず営業課が噛み砕き、そして国とのパイプ役に徹する。そして、各課から上がってきたいろいろな要望等を、国から来たいろいろな情報に乗って、こういった有利な事業があるよとか、そういった相談に乗り、より迅速にまた効率よく進めるというためにも情報戦略というものが必要である」というふうに説明を受けたと、私は理解をしております。

そこで、営業課は各課より上がってきた諸問題のまず解決のスタートであろうと思っておりますが、国や県から情報が来、そしてそれをプロフェッショナルとして、まずかみ砕いていけないといけないと思っておりますが、国、県から来た情報をどのように各課へ伝達し、そして相談に乗っているのか、まずお伺いをいたします。

次に、まちづくり政策課であります。これも町長の最初の御説明ですと、町職員も町民の1人であるという考え方から、まず、各住んでおられる地域の活動に積極的に参加をし、そこで出たいろいろな情報等々を庁に持ち込み、それを庁の中で上に上げていき、庁議の中でいろいろな施策の中に反映させていくというふうに説明を受けたと、私は理解をしておりますが、どのように課として取り組みをし、また、各職員より上がってきた情報等々を処理を進めていったのか、まず、お伺いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、お答えをさせていただきます。

まず、営業課関連に関する御質問でございます。

情報戦略係は町施策の総合企画及び調整、広報「つわの」の編集発行、その他広報広聴に関することを主な業務とし、私の目指す町づくり推進のためにも重要な業務であると認識をしております。また、それを強化するために、昨年4月営業課を新設したところでもございます。

議員御質問の国、県の情報の伝達につきましては、各課に共通する地域振興関係事業につきましては、共有のホルダーに掲示をし、全職員が閲覧できるようにしております。また、一般的に行政が行う国、県の事業等の情報は、直接担当課に県から文書で出されておりました。

て、その中で複数課に係る事業等は営業課に合議の形で回していただき、連携、調整を図るとともに、事業によっては直接参画をしているところでございます。

続いて、まちづくり政策課に関する御質問でございます。

本町においては、第1次津和野町総合振興計画に基づく、町民参加の協働の町づくりを推進するため、これからの行政の仕組みづくりを、「住民と行政の情報の共有化」、「住民志向と成果志向への転換」、「健全な財政基盤の確立」の3つの柱を基軸として構築することとしております。

まちづくり政策課では、基軸としている3つの柱を実現するため、平成22年度、次の項目に重点を置いて取り組みを展開してまいりました。

第1に、住民と行政の情報の共有化を図るための情報収集の取り組みとして、地域課題等概要調査、町民意識調査を実施いたしました。

地域課題等概要調査は、地域の活動実態や抱えている課題、自治会の必要性や集落再編、今後導入を予定している職員の地域担当制度における職員の役割など、地域課題等を把握する目的で実施いたしました。自治会が結成されている地域につきましては、今年度7月から9月にかけて、職員が各地域に出向き、自治会役員に対する聞き取り調査により、102自治会すべてについて調査をいたしました。また、自治会が結成されていない地域につきましては、郵送によるアンケート調査により、今年度1月から2月にかけて510世帯の世帯主を対象として実施し、185世帯から回答をいただきました。

町民意識調査は、29項目の行政施策に関する重要度及び満足度、地域活動の状況、町の広報、ケーブルテレビなど、町からの情報提供について23項目の質問を設定し、今年度12月から1月にかけて、20歳以上90歳未満の津和野町民1,250人を対象として実施し、605人から御回答をいただきました。

地域課題等概要調査結果、町民意識調査結果は、今年度末までに内容を取りまとめ、報告書を作成し、町民の皆様に公表する予定としております。

第2に、住民志向と成果志向への転換、健全な財政基盤の確立を図るための取り組みとして、行政評価制度の構築を行いました。

行政評価制度構築に当たっては、全国市町村国際文化研修所が主催するe-JIAM塾及び行政評価制度導入研修を受講し、担当教授の指導等により、今年度8月までのところで津和野町行政評価制度実施マニュアルを作成いたしました。

津和野町行政評価制度実施マニュアルは、第1次津和野町総合振興計画の各施策項目の目的達成手段として実施している事務事業及び町内の団体等に交付している町単独補助金を行政評価対象事業として、PDCAサイクルによる行政評価の実施方法や目的、関連する評価シートの様式、行政評価制度導入に係る年次計画等を定めております。

また、行政評価制度を円滑に推進するため、各課課長補佐クラスで構成する行政評価制度実施委員会を庁内に設置し、事務事業評価シート及び補助金調書の試行的な作成や、評価対象となる事務事業を、職員が実際に行っている職務から整理し、係別の職務を対象、目的、



活動の3つの視点でリストアップした上で、目的が同一の職務を事務事業としてくくり、行政評価制度の対象事業として位置づける作業を、今年度2月末までのところで実施いたしました。結果として、職務数1,580件、事務事業数999件のうち495件を行政評価対象事業として位置づけました。

平成23年度は、平成22年度に整理した職務、事務事業をもとに修正等を行い、平成23年度版として評価対象事業を確定した上で、4分の1の事業について、本町の行政評価制度による評価を実施する予定としております。

第3に、住民等からの情報収集の結果を生かし、町民参加の協働のまちづくりを推進するための取り組みとして、今年度1月に住民と行政の協働プロジェクト推進会議を設置いたしました。

推進会議は、自治会、地域活動団体、商工会、農事組合法人、子ども会、連合婦人会、シルバー人材センターの各代表者、公募委員、副町長の11名で構成し、地域課題等概要調査や町民意識調査結果などをもとに、過疎、高齢化による地域課題解決の方策等を検討した上で、住民と行政の協働事業の推進に関する指針及び住民自治基本条例（仮称）の素案について、平成23年度内に提案をいただくこととなっております。町といたしましては、住民と行政の協働プロジェクト推進会議からの提言に基づきまして、平成24年度から具体的な施策の展開が図られるように制度の構築を図った上で、平成23年度内に協働のまちづくりシンポジウムや地区説明会を開催する予定としております。

まちづくり政策課では、そのほか、行財政改革大綱実施計画及び集中改革プランの進捗状況の把握と推進、指定管理者制度の計画的な導入、人材育成基本方針に基づく職員研修の実施、管理職を対象とした人事評価制度の試行的な取り組み、津和野町男女共同参画推進条例及び男女共同参画計画に基づく計画的な推進、NPO法人設立認証事業などの取り組みを展開しております。

○議長（滝元 三郎君） 10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） 私の質問書が、少し詳細でなかったという点で反省をしておりますけども、私がこの両課について質問を出したのが、12月定例におきまして同僚議員が2名、熟議ということ強く申されました。今、町長の御答弁ですと、住民よりのいろいろな提案等々をプロジェクトで今まとめているときであるということでありました。24年度から実施をするということでありましたけども、ここで非常に必要なのは、その熟議というものが非常に必要になると思っております。ややもしますと、我々もいろいろなところから耳にしてくるのが、庁議があり、庁議の中で決定されたその後に不協和音が我々の耳に飛んでくる。まあ、国でいえば閣議決定されたものが、それはもう施行の方法についてはいろいろな考えがあると思っておりますけども、庁議によって決定されたものが、そうじゃない、私はこういうふうなというのがあれば、これは町長として執行部以下把握されてないのかなというふうな思いがしておりますが、そういった点についてどのようなそのまとめをし、熟議をし、進めていこうとされているのか、そうして執行部が一丸となるためにはというこ

とで、この人材育成及び行政評価等々を担うこの課が大きな役割を担っているのではないかと考えております。町職員が一丸となって町民のためにとという意味のもとに決定されるはずであります。そういった点で、どのようなまとめ、方法等々を町長としてお考えで、指示をしていかれるのか、最後にお伺いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 庁議等で決定して、その中で後で不協和音が漏れ伝わっているというお話であったわけでありまして、ちょっと私自身それが具体的にどういうことなのかということが、またここで軽率な発言をしてそれが波紋を呼ぶということになってもいけないというふうに思っているわけでありましてけれども、例えば、先ほど御質問いただいたこの行政評価制度等も構築をするに当たっては、庁議を初め、それから全職員にも協力してもらわないとこの行政評価制度等は進んでいかないわけでありまして、この行政評価制度、大まかな段階ができた状態の中で、それが庁議で説明をしてきた、そういう経過をとっております。それから、地域担当制につきましても庁議でまず諮り、そして、今度担当する者をまた集めて、また新たに説明をして、そしてこの地域課題概要調査を行ったときに、職員の地域担当制の試行ということをやったわけでありまして、そういう経過をたどったわけでありまして。それをもって今度不協和音がということで、実際、正直に申し上げましてその具体的な不協和音というのは、副町長もそうだと思いますが私のほうにも耳には入っておりません。それがまた議員さんのほうに行くということになれば、それは組織として大きな問題があるなということも私自身も受けとめているところでございまして、またその辺については今後の検討課題として考えていかなければならないなというふうに思っております。

ただ、今回のこの行政評価制度も含めではありますが、この4月1日からはもう少し庁議のあり方というのもの、私も、もう1年半というところになりますので、こうした町の方針を決める決め方というのもの、もっともっと庁議の意見を反映をしていけるような形にしていきたいという思いは持っております。ただ、私自身の頭の中でのイメージではありますけれども、現在月1回、大体庁議を中心にやっておりますが、その辺ももう少し回数もふやしていければというふうに思っております。ただ、そうすると、津和野庁舎と日原庁舎の関連もありますので、これまでもまたいろいろ御指摘もいただいていたように、少しそうしたインターネットをもう少し活用できるような、そういうまた庁議の方法で津和野庁舎と日原庁舎との意見交換ができるような方策というものも23年度において充実をしていきたいと、そういうことでより効率的な会議のシステムをとっていかないと、いろんなロスも出てきますので、そうしたことを踏まえて進めていきたいという、今私自身、イメージを持っているということでもあります。これもまた4月1日から庁議等の中で、このやり方についてもまたしっかり話をして進めていきたいというふうに思っております。

○議長（滝元 三郎君） 10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） 町職員も町民の一人であるという自覚をしっかりとって、町民のためにいろんな知恵を出していただきますように強く要望をいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） それでは、後ろの時計で10時10分まで休憩といたします。  
午前9時57分休憩

午前10時10分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

発言順序2、6番、岡田克也君。

○議員（6番 岡田 克也君） それでは、通告に従いまして御質問いたします。

まず、一つ目でありますが、津和野高校への支援についてお尋ねいたします。

益田圏域でことし春に高校新1年生になる学生が昨年比98名減で、益田圏域の高校でクラスを減らした公立高校は、益田高校の1校1クラス40名だけであるとお聞きしました。ことしの津和野高校の志願者は、昨年比4名減の60名弱であったとお聞きします。ことしは特に全国募集を始めたことにより、関東から九州までの広い範囲から学生が志願されているとお聞きします。また、ことしは日原地区からも多くの学生が志願しているとも聞きます。これらのことから、圏域では大幅に生徒が減少したにもかかわらず、前年とほぼ変わらない志願者を確保していると思います。このことの最大の要因は、津和野高校の教職員の方々の不断的努力のたまものであると思います。学生の、生徒の学力に応じたきめ細かな指導や、2クラスの高校としては異例の理科3科目、物理、化学、生物を開講し、少人数教育で国公立理科大学への進学を後押ししています。毎年、国公立大学へ4人に1人以上の生徒が進学し、文系や保育系への進学の科目の選択もできます。また、就職に非常に強く、就職率は100%だったと聞きます。合併して以来、津和野高校を町内唯一の高校として大切に守りたいという機運が高まっていることを感じます。そのためにも、これからますます進む圏域の少子化をかんがみるとき、県外や地区外等からの遠方からの生徒の入学も非常に重要であると思います。

一つには寮生活の充実であると考えます。遠方から入学された生徒の日常や閉寮時の支援や、遠方から家族が来られた場合の滞在場所の確保などが大切であると考えます。また、遠方から通学される生徒のための支援など、町の津和野高校への支援策や考えについてお尋ねします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、6番、岡田議員の質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

津和野高校への支援に関する御質問でございます。

御指摘のように、この4月11日に入学式も開催されるということをお聞きをしております。しかし、今回は県外からの入学者数もふえるという予定であるというふうにも伺っております。これはまさに津和野高校の教職員の皆様方、大変危機感を持っていただいて、いろいろ御努力をいただいたおかげであらうかというふうにも思っております。私ども町といたしましても、平成22年度に津和野高校支援係を教育委員会の中に設置をいたしまして、わずかながらの予算づけをして支援をさせていただいてきておるわけでありまして、こうした実績をもとに、まだまだしかし入学者数としては厳しい状況でもありますので、今後もしっかり頑張ってまいりたいと受けとめているところでございます。

詳しくは、教育委員会の所管でもございますので、教育長よりお答えをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） 議員御指摘のように、今年度、益田圏域での中学校3年生の減少による影響を受け、津和野高校へ入学を希望する生徒数の大きな落ち込みが危惧されておりましたが、来年度津和野高校へ入学を希望する生徒は、59名というふうになっております。これは、圏域では昨年度比98名の減少に対し、津和野高校では4名減ということになります。入学希望者のうち県外から11名、このうち阿東町、旧阿東町であります。そういった地域から5名が来ておりますが、その志願者が、昨年度から取り組んでおります県外募集の成果によるものと考えております。このことは、町、津和野高校、津和野高校後援会の連携による取り組みもさることながら、津和野高校教職員の方々の努力によるところが大きいと思われまます。

今後、校区外からの生徒募集を継続するためには、寮の充実や入学後の支援が重要と考えております。寮の充実につきましては、県が来年度より始める「離島・中山間地域の高校魅力化・活性化事業」を活用しながら進めていくよう、現在、津和野高校と連携をとりながら検討を行っているところであります。

また、本年3月より「津和野高校ふるさとファミリー登録制度」を実施しております。これは、校区外から入学する生徒の在学期間中の見守り役というふうな役目をしていただきまして、生徒にとって第2のふるさととなるような家庭をあらかじめ登録をしておいて、入学時に高校の校長先生の仲介で面会をして、そして見守り役になるというふうなものであります。今後、本制度を住民の方へ周知しながら協力をお願いしたいと考えております。

さらに、校区外募集により志願、入学される生徒の親族が町内に宿泊される際には、町旅館組合の御協力によりまして宿泊料金の割引について御了解をいただいているところであります。

また、来年度より、JRを利用した通学者に限定をしておりますが、定期代の2割を補助するよう考えております。これは、圏域の生徒数が減少する中ではあります。益田市や山口市から少しでも多く来ていただくために実施をするものであります。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） ただいま御答弁でありました、県が来年度より始められまず、「離島・中山間地域の高校魅力化・活性化事業」を活用して寮の充実等について考えていきたいということでもありますけれども、どのようなことが考えられておるか、また、具体的にどういうふうなことも想定されるのか、わかれば御答弁をお願いします。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） 寮の充実ということでもありますけれども、この高校魅力化・活性化事業でハードの対象になるのは修繕というふうなことであります。したがって、これが3カ年で1,500万が大体津和野に割り当てられるような金額というふうになっておりますけれども、これを利用して、寮の充実といいますか、現在、寮かなり古くなっていますので、そういった部屋の修繕というふうな形をしてみてもどうかというふうを考えております。

それから、補助の対象にはなりませんけれども、空き家対策といいますか、空き家情報等も町のほうとしては集めておりますので、そういったものも活用できないかというふうな点についても、今後検討を進めていきたいというふうな話は高校の校長とはしているところであります。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） 最近、津和野地区のみならず、日原地区からも子供を持つ保護者の方々から津和野高校の存続を願う声を多くお聞きします。町広報でも「明日をひらく」や、そして広報の中に「こちら津和野高校支援係」のコーナーを設け、津和野高校の情報が掲載され、津和野高校の様子が町民が広く知ることができております。先ほど御答弁にもありました、このことしの春の入学希望者のうち県外から11名という、そういうたくさんの方々の応募があり、また今後、この圏域の生徒の減少、子供の減少に伴い、今後また津和野高校を2クラス維持していく上でも、今後は、例えば、地域の特産物をアピールするフェアや、そのような場所のところで、津和野高校についても津和野高校をアピールするパンフレットや津和野高校支援係ニュースなどそのようなものを掲載し、この津和野高校が津和野町の中にある、本当にすばらしい高校ということを広く全国にも伝えていく気、そしてこの津和野高校を大切に後世まで守っていくべきと考えますが、いかがかお尋ねいたします。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） 入学の募集につきましては、昨年からそうでもありますけれども、町のほうから後援会に対して200万の経費を支出しております。その中から津和野高校独自の、県が一律に一つは募集案内といいますか、そういったチラシをつくりませんが、津和野高校は独自のものを、そういった経費を活用して作成しております。

それと、先ほど申し上げましたような支援策、そういったものをもっているんなどころに、高校は中学校に募集に行ってます。その成果が何ぼか来年度が出たということでもありますけれども、校長の読みでは、昨年はまだ支援策自体が十分に確保されていないというふうなと

ころがありましたけれども、今年ちゅうか、来年の募集に歩くときにはこういった、先ほど申し上げたような支援策が確保してますので、またそういった効果も一層出てくるんじゃないかというふうに、高校の校長としては言っておりました。

そういうふうなことでありまして、特徴をいかに出すかということで魅力ある津和野高校というふうな形でしっかり、まあ、宣伝といいますか、募集をして歩きたいというふうに思っているところであります。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） それでは、2つ目の質問に移らせていただきます。

次は、ケーブルテレビを利用した地域振興策についてであります。

現在、全国のあちこちでケーブルテレビを利用した買い物支援システムの実施や実験が行われています。ケーブルテレビが双方向で利用できれば、買い物支援や安否確認、4月から始まるデマンドバスの予約などもできると思います。生活まるごとサービス実証実験において、買い物代行サービスも行われましたが、実際に品物を見て買いたいという要望が多くあったとお聞きします。しかし、それ以後、ある地区でも地元唯一の商店が閉店するなど状況も変わり、また、夏の猛暑や冬の大雪など、高齢者は実際に外に出かけることも困難なような状況が続きました。その際、町内の業者で商店不在地区への移動販売や商品の配達を行っていただく業者などもあり、地域住民からとても喜ばれています。今後、将来の町内の状況を踏まえ、また、町内の経済が停滞する中で地域の商業振興を考えると、町内の業者と連携したケーブルテレビを利用した振興策についてどのように考えられておるかお尋ねいたします。

また、携帯電話の不感地区について、ケーブルテレビの回線を利用した解消策もあるのではないかと考えますが、あわせてお尋ねいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、ケーブルテレビを利用した地域振興策についてのお尋ねについてお答えをさせていただきます。

ケーブルテレビを利用した買い物支援などの生活サービスは、御指摘のように各地で取り組みが行われていると聞いております。

本町でも平成21年度に商工会が取り組んだ実証実験事業の中で、買い物サービスの形態についても、注文、配達や移動販売など、さまざまな方式での御意見を伺っており、実際にケーブルテレビを使った買い物サービスの実証実験に取り組んでいる、鳥取県の日南町のシステムを調査、研究しております。

本町のケーブルテレビシステムもデジタル化に伴い、いわゆる双方向でのやりとりが可能となり、4月からは新たにデータ放送機能が加わるなど、今後さらに住民生活の向上や町内経済活動との連携へ向けた、多様な利用形態を研究、構築していく必要があると考えております。

技術的には、買い物サービスなどの取り組みは可能ですが、システム構築等の初期投資も多額なものがあること、また、商工会を初め町内業者の取り組み体制、実施のための受け皿づくりなどの多くの課題がありますので、関係する組織と実証実験の結果も踏まえながら検討してみたいと考えております。

次に、携帯電話の不感地域の解消につきましては、本町ケーブルテレビ施設の光ファイバーケーブルをNTTドコモ社に貸し出すことにより、同社が約20カ所の基地局を開局し、大幅にエリア拡大が進んでまいりました。

町といたしましても、引き続きこの方式による新たな基地局の開設を要望していく考えですが、これまでのペースで整備されることは厳しいのではないかと考えております。

一方では、インターネット回線を利用したフェムトセル方式と呼ばれる超小型携帯電話基地局システムが開発され、供用が始まってきたところであります。

本町でも、この方式により携帯電話ネットワークに接続可能となるシステムの調査、研究や、導入の可能性へ向けての検討を行ってみたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） それでは、先ほど質問いたしました中で、ケーブルテレビを利用した高齢者の安否確認の件であります。

現在、町内では高齢者宅の数件にIPテレビ電話が設置されているとお聞きします。役場の現体制は、保健師が津和野庁舎に配置されており、遠方の住民からなかなか健康相談など、気軽に足を運んで行うことが難しいということもお聞きします。近年、高齢者のひとり住まいも多く、健康に不安を持つ高齢者世帯が希望されれば、IPテレビ電話やウェブカメラなどの貸し出しも行い、保健師や訪問看護や医療機関との双方向での健康状態の確認や健康相談ができれば、ひとり暮らしの高齢者や高齢世帯の不安を随分解消され、高齢者のひとり住まいでも住みなれた家に安心して長く住めるようになると思います。執行部の考えについてお尋ねいたします。

○議長（滝元 三郎君） 参事。

○参事（右田 基司君） 高齢者の安否確認についての御提言でございましたが、議員御指摘のように、これまでも保健師の訪問相談であるとか、地域におきましては民生委員さんに個別に訪問していただくことでありますとか、独居老人については緊急通報装置の設置による福祉電話の対応であるとか、そうした形で取り組みをしておるわけですが、今、御指摘をいただいたIPテレビ電話の活用ということも非常に重要なことであるというふうに認識をしております。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） 引き続きまして、先ほど御答弁にありました中で、携帯電話のフェムトセル方式の基地局のことですが、災害や事故などで国道不通時の迂回路や、降雪が多い地区でスリップや脱輪等が起きたときの緊急連絡のためにも、ポイントポ

イントで携帯電話が通じる区域があれば、さまざまな緊急時の対応ができると考えます。フェムトセル方式や小型のもの、そのようなさまざまな方式を用いて基地局の設置について、携帯電話会社ともさまざまな連携や、そして研究を行い、不感地区について解消していくべきと思います。これらのことで考えられることがありましたら御答弁をお願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（長嶺 清見君） 御指摘のように当町におきましては、このケーブルテレビの光ファイバーを敷設しているという非常に有利な状況の中で、先ほど御答弁申し上げましたような大幅な基地局の拡大でエリア拡大が進んでまいりました。そうは申しましてもまだまだ不感地域がございますし、御指摘のように緊急時の対応、あるいはその交通事故等いろいろな部分がございます。

ドコモ社との提携につきましては一定進んでまいりましたが、御指摘のようなこのフェムトセル方式、これは家庭の中を中心としたような、インターネット回線を利用した通信手段でございますが、特に今のように緊急な場合、連絡がつかない、そういうふうなことにも対応できるというふうに思っておりますし、幸いこれを運営しておりますソフトバンク社につきましても、このフェムト方式に限らず、町内に少しずつ基地局をいろんな形で開設を進めてまいっております。常に我々と情報交換しながら連携して、少しずつではありますが進めてまいっております。

各社いろんな技術を開発してまいりますが、いずれにしましても我々の光ファイバーケーブルを十分に使って、こういうふうな解消にさらに努めていきたいというふうに思っております。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） これをもちまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（滝元 三郎君） 以上で6番、岡田克也君の質問を終わります。

.....

○議長（滝元 三郎君） 発言順序3、5番、道信俊昭君。5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） 道信でございます。

今回の私の一番最初の質問は、通級教室ということになるわけですが、通級教室と聞かれてほとんどの方が、どういう文字を書くのか、どういう内容なのかっていうのを御存じないということですので、ちょっとここに書きましたので、クラスに通うと、通級、こういう文字を書くというところから、まず御理解いただきたいと。

それで、まず内容を、これをきちっと理解していただき、ところからでない質問ということになりませんので、一般質問のかなりの部分といいますか、ちょっと説明をまずさせていただきたいと。通級を地域社会にしっかりと理解していただきたいということから、まず始めたいと思います。そうしてその後に、この活動と、それから以後の執行部に対する質問という順序に参るわけですが、



通級っていいますと、通級児童というふうになるわけですが、通級児童とは、というところから入りますが、知的、いわゆる学力的に何ら問題がないので、ふだんの生活においては通常の学級に在籍しておりますけれども、軽度の言語障害や情緒障害や弱視、難聴などがあるので通級教室に行っている児童、というふうになっております。

通級児童に対しては、個々の障害の克服、改善と環境への適応ができるようにしようということで、情緒の安定を図りながら、長い目で見て社会適応力を育てております。

一方、保護者に対しては、我が子を通級教室に通わせるほうがいいのかというような相談を受けたり、あるいは指導したりということをやっておりますが、といいますのは、先ほど申しましたように、知的には何ら問題はないのですが、情緒面の発達がアンバランスであるために、いずれは全体的によくなるだろうという楽観的な考え方の中に、時間が過ぎていくということで、これではいけないなということ、こういうことがありますので、保護者に対しての指導とか相談を行っているというふうな形になっております。そして、津和野町におきましては、鹿足郡の「ことばを育てる親の会」という会がございまして、これは全国組織でございまして、こういうような冊子が発行して皆さんで協力し合いながら、子供たちを地域社会で育てていこうというふうな活動をしております。

さて、昨年度は、中学校に通級教室の設置、あるいは専任教師の配属っていうものを、これを行政の中で一生懸命に頑張っていたいただいて、実現することができました。そこで今回は、これを低年齢のほう、まだ保育園に行っている時期から、そのあたりから早目に指導していけないだろうかということ、まずもってお尋ねしたいということでございます。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、5番、道信議員の質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

通級教室に関する御質問でございまして、就学前の幼児等に広げる考えはないかとのことでございます。

詳しくは教育長よりお答えをさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） 通級による指導は、小中学校の通常の学級に在籍し、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、必要に応じた特別の指導を特別な場所で受ける教育形態ということでありまして、自立活動が中心というふうなことになります。この特別な場が通級指導教室ということでありまして、当町では、津和野小学校に通級指導教室を設置しておりましたが、平成22年度より津和野中学校にも新設をしたところであります。

議員御質問の幼児に対する通級指導につきましては、当町には幼稚園がありませんので、通級指導教室の設置は困難であります。

また、津和野小学校の通級指導教室は1名の教員配置でありまして、在籍の児童生徒数、巡回指導の勤務形態から、幼児に対しての実技指導は困難と考えておりますが、津和野小学

校の通級指導教室の見学や、あるいは幼児の相談というふうなことにつきましても、現体制の中でもある程度は対応が可能というふうに考えております。もしそういった御相談を希望される方がおられましたら、教育委員会でも結構でありますし、津和野小学校のほうに連絡をして日程調整をしていただきたいというふうに思っております。

○議長（滝元 三郎君） 5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） 1名、今現在、小学校の通級指導教室の先生が1名だということですが、このあたりを2名、今、幼稚園ではっていうことで困難という言葉が出てまいりますけども、この2名という形のを、ぜひ増員される努力をされて、就学前の幼稚園保育園に通ってる子供たちを何とか、救済っていうか、指導っていうか、できないかということで、現在この教室、通級児童は約10名ぐらいおるようですので、10名ですと1人でしようけども、それ以上になったら2名ということもありますが、そのあたりは弾力的に考えていただいて、ぜひ2名ぐらいに、2名にもっていけないかということをやまず。2番目の質問ということにいたします。

それと、それから今、健診なんですけども、3歳児健診と、それから就学前健診というものがあるわけなんですけども、実は厚労省のほうでも取り上げておるんですけど、5歳児健診、5歳児健診というものを何とかできないかなというのが私の希望でありまして、なぜかという、落ちつきがないとか、あるいは友達と上手にかかわれないといった行動を、3歳児集団健診で指摘するには限界がある、というのは、これは決して先生が見落としてるということではなくて、まだ、そのような集団的な動きっていうのは、ちょっと3歳では見落としがち、適切な指導ができない、こういう子供の発達状況の中では、5歳児健診、5歳になれば大体こういうようなものがわかってくるわけなんですけども、5歳児健診をぜひ取り入れていただいて、これは特に鳥取県なんかは非常に進んでおりまして、島根県もこれに取り組んでいるふうでございしますが、津和野町としても5歳児健診に取り組んでいただく方向で努力していただきたいと。健診的費用っていうのが当然また出てくるんですけども、3歳健診でどのぐらいかかるのかっていうことをちょっと聞きましたら、大体5万円ぐらいということでもありましたし、そのぐらいの金額でしたら5歳児健診をちょっとやっていたくということも可能じゃないかというふうに私は思っているんですが、これを、この今の2つのことを2番目の質問としておきます。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） 最初の質問であります通級指導教室の教員の増員ということですが、教員の配置につきましては県費での配置というふうになっております。22年に津和野中学校に新設をしたときに、両方を要望しておりました。どちらを優先するかというふうな、一遍に2名増員ということは県としてはとてんできんということでありまして、どちらを優先するかということで、小学校にあって中学校で急にそういった現象が治るというふうなものではありませんので、やはり中学校に新設をするほうを優先するべきであらうという形の中で、中学校を新設をしたというところであります。小学校のほうの増員

につきましては以前からも要望はしておりますけれども、引き続いて要望はしていきたいというふうに思っているところであります。

それから、5歳児健診についての話でありますけれども、健診というふうな名称の中では、現在、教育委員会としては就学前健診というふうな形で行っております。議員さん質問のありましたように、どういいますか、情緒的な部分といえますか、行動に関して不安があるというふうなことというふうな質問の趣旨からいきますと、現在ではスクールソーシャルワーカー等を各保育園の保母さんと連携をとりまして、そういった様子が見られる子供については、何らかの相談に乗るというふうなことはしております。新たに5歳のときに健診をとるのは、現在のところでは困難というふうに考えております。

○議長（滝元 三郎君） 5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） 中学校を新設していただいたのは非常に感謝しております。保護者の方もびっくりしておられました。よく、ここまで動いてもらえたなということで、非常に感謝しております。私もこんなに早くできるとは思っておりませんでした。改めて感謝してのですが、さらなる努力をして、特にこういう子供たちの成長っていうのは社会全体、地域全体で育てていかなければいけませんっていうことが、一番の行政としての目的でもありますので、またここでさらなる努力をというふうに思っております。

私が以前、言葉の教室、この通級教室の全体集会っていうのが益田の鎌手小学校であったときに、全体集会で、議員というのを最後に言いましたけども、やっぱり地域社会で私たちも一生懸命応援しますよということを発表したときに、こういうようなことが議員から言われたっていうのは初めてだと、地域社会、あるいは行政がこの問題に関して今まであんまり反応してこなかったということを言って、後で会長さんから、「よう言うてくれた」というふうに言われたんですけども、人数が少ないだけに行政のほうでぜひ頑張ってください、私たち自身もこの子供たちを社会の中で育てていくという認識をぜひ持ちたいというふうに思っておりますので、非常に無理などは思いますけども、さらにもう一步頑張ってくださいということを申し添えまして、1番目の質問というふうにさせていただきます。

続きまして、2番目の除雪、雪の問題ですけども、これ、去年も私はこの問題を取り上げましたが、場所がちょっとわかりにくいところですので、これまた地図をかいてまいりましたので、これでちょっと見ていただくとこういうふうになっておりまして、下手な地図ですけど。木部の白杭トンネル、こっちが木部です、津和野町の木部側です。真ん中で益田市なんですけども、益田市側があつてこれをぱつと出たときに2つ道がありまして、左のほうが県道です。これ細いんです、細い道ですけどもこれはもともとあつたんで。それから、右側のほうは益田市の農道、こういうふうになっております。ほとんどの方は、この益田市の農道のほうが広いんで、こちらのほうを通られます、ほとんどの方がこっち通られます。去年も、というよりも以前からどうもあつたみたいなんですけども、私も要望受けまして、特にこの蛸橋っていう橋があるんですけども、このあたりがちょうど日陰になっており、こっから、地図ではちょっと直線になっておりますけど、ここでぐっとカーブしておりまして非常に

この地域が見えにくいです。このときに、今まで、去年もあって、これは要望として何とかしてほしいと、去年の要望でいうのは何とかしてほしいという、ざらっとした要望でしたんですが、やっぱりというか、ことし、スリップ事故が、4台の玉突きがここで起こりまして、そのときにすぐ益田の市議から私のほうへ連絡がありまして、どうも4台あったらしいということで、この対策を何とか、ああ、やっぱり起きたか、で、その4台が全員とも津和野の人だと、益田市の道ではあるんだけど、この道を通るのは、私が数えたわけじゃないですけども、八、九割は津和野の町民です。この地域で4台の玉突きがあったということを連絡受けましたので、すぐに益田市の担当課に連絡を入れまして、すぐ除雪をしてほしいということで、さらなる除雪でここをきれいにやってもらったと。その後、益田市としてはこのちょうど入り口のところに立て看を置いて、事故注意、スリップ注意という大きな立て看をすぐつくってくれたという動きをしてくれました。私はその足で、去年からもう、今までの懸案事項だったんで、津和野土木の所長のところでこの白杭を越えて除雪できんかと、去年はこのことを言いましたけど、除雪できんかということ所長に言いまして、それから益田土木の所長のところにも行きまして、ここがちょうど二またになって、ここを通行する人が何を見るかっていうたら、除雪がばらばらなんです、ここは。こっち側が津和野ですから津和野土木が除雪する、こっちも県道ですから県が除雪する、こちらは市道ですから市、益田市が除雪する、だから業者もばらばら、担当もばらばら。ここを通る人が一番何を望んでいるかっていうと、当然、雪がないことを望んでるんですけども、「せめてカメラがここにあったら、どっちが除雪してあるかを見られるね」ということを、ここを通勤される方からちょっと聞きまして、その旨を益田土木にカメラ何とかならんかどうかということ申し入れました。益田市の市のほうは、ここに融雪剤がここへばさっと積んであるんですけど、橋んとこなんかはね、それは自由に使ってくださいと、うちは幾らでも置きますけれど。県のほうは、今言いましたように、カメラ云々ということ言って、先日、維持課のほうから連絡がありまして、「まだ中間報告ですけども」ということで、「予算申請しました」ということを聞きまして、カメラと、それから融雪剤あると、それからこの前の出雲地区の大雪で、出雲は除雪車が、がらがらあいておるのに、松江のほうは足らんかったというアンバランス、要するに縦割り行政の典型です、これに対して溝口知事が、そんな不都合なことをしとってはだめだということで、今の、まさにこの問題と同じような問題を、今のような縦割り行政をちょっと解消して考えということを指令を出されて、それを受けてここでも除雪の一本化ということを図ろうというふうに土木のほうが動いてくれております。ですから、かなりこちらのほうでは動きとして、前向きに土木なりが、あるいは益田市がここに積極的に取り組んでおられると。

それで、先ほど私が言いました4台の玉突き事故の4人、4台ともが津和野町民だと、このことを津和野町は、よそのこれ区域だから、わしの知っちゃこっちゃないみたいなことでもいいんだろうかというふうに思いまして、今回のこの地域での除雪に関して、まずお尋ねしたいというふうに思っております。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、お答えをさせていただきます。

議員御承知のとおり、道路法において都道府県道の管理はその道路の存在する都道府県が、市町村道の管理はその道路の存在する市町村が行うと定められているとおり、それぞれの管理する道路について、日々安全で快適な走行ができるよう維持管理に努めているところでございます。

議員御質問の件につきましては、管理道内の苦情、要望等においては、それぞれの管理者が対処することが基本であるということをお理解をいただきたいと思っております。

なお、該当の道路につきましては、除雪につきまして県にも現状を説明し、益田市との連携を密にして、有効的な作業を行っていただくようお願いをしているところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） 先ほど私が懸念した縦割りということがここにもろに出ておるんですけども、この前のニュージーランドの地震のとき、ほかの外国での地震とかなんとか災害があったときに、まあ、一番近いのが、今、ニュージーランドですから、日本からすぐさま援助隊が送られている、あれはニュージーランドの管轄だからニュージーランドがすべきだというようなことでいいのかと。まさに同じで、津和野町民の命っていうものがある以上、私たちはその津和野町民の命を守るっていう行動に出るべきじゃないかっていうふうに思ってるんです。

事故起こされた方に私も取材をしましたが、やっぱり、事故起こしたときってというのは、まあ、皆さんも経験があるかもわからないんですけど、ほったらかされてるってというのはやっぱり辛いんです。だから、だれか聞いてほしいっていうのを、私もやったことがありますから、そういう心理がわかってたんで、すぐ、事故起こされた方に電話して、どうでしたかっていうふうにアクションを起こして聞いていくということをしたんですけども、この事故を知ったという、知られたかな、どうかなっていうことをまず1点。そのときに何らかのアクション起こされたか、これが1点です。

それから、今回答、第1回目の回答の中にある益田市との連携を密にして有効な作業をお願いしております、と書いてありますが、具体的に何をお願いされたか、このあたりをお聞かせください。

○議長（滝元 三郎君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） 事故を起こされた方には非常にお気の毒としか申し上げられませんが、お願いをした事項につきましては、当然津和野町のほうが積雪の場合が多いございます。以前は、津和野土木事業所で除雪をして、その連絡が益田のほうへ行ってないので、津和野側だけの除雪で終わっていたということが数回あったようでございます。その辺のことを踏まえまして、津和野土木事業所が除雪をした場合、益田市のほうへ津和野側は除雪が終わったということを益田市のほうへ報告して、それを受けて益田市のほうも連動して対応していただくようにということをお願いしております。

○議長（滝元 三郎君） あと、事故。事故を知っているかどうか、知ったとか、アクション。

○建設課長（伊藤 博文君） 済いません。事故については私は知っておりません。

○議長（滝元 三郎君） 5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） すぐに連絡する体制が整ってないということの一つ裏づけるということになるわけですけども、やはり、こういうようなことがあったときに、先ほどから言いますが、よその出来事というふうに感じられると、今のようない情報も入ってこないということではないかなというふうに思うんです。だから最初の回答にあったように、あれは益田市の出来事だからという認識でおられると、今のようない情報も入ってこない、だからそれだけの連絡網等々ができてないなあとというふうに、今ちょっとお聞きして感じるんですけども、救急車も上がったりしておりますので、結構大きな事故でした、これね。

それで、私、先ほど言いましたように、益田の市議からとか、あるいはここを通られる津和野の人、ここからも、2つからも連絡がすぐ入ってきたんですけども、だからこの後、益田市と一体になってやりましょうという圏域の問題等があると、条例改正みたいなんがあるんですけども、こういう、本当町民の命がかかわってるような身近なことから、まず連携すべきことじゃないかなというふうに、非常に、今聞いて思いました。

それと、もう一つは、この道路を私が非常に重要視するのは、新昭和トンネルがここへできて、さらにここは交通量が多くなったわけですけども、県も非常にこれ注目してるっていうのは、今、山陰道、ここへずっとついてきます。この近くをちょうど県道14号線と国道191の間ぐらいを、なと思うんですけども、今の予定では、そこを今の予定としたら、山陰道が走る予定になっております。そうすると、なおさらこの重要性というのが非常に増すわけなんです、ここが。だから、そういうことも将来的に考えたときに、ここにちゃんと道をつなげてもらえるかどうか、という問題も出てくるんじゃないかと思うんです。ここにジャンクションが、インターチェンジ的なものできて、ここにつないでもらうと非常にこのあたりの新昭和トンネルも生きてくるし、このあたりの利便性が増してくるというときに、そのときになって「よろしく」じゃあなくて、やっぱりこういうところで津和野町がいかに協力しているかと、この道路を非常に重要視してるしというようなことを考えておかれたら、必ずや今のようない対策を津和野町として積極的にやるとるんですよという姿勢を見せるということが必要だと思うんですが、まあまあ提言的なことばかりになってしまったんですけども、ぜひ、そのあたりを考慮していただいて、今私が言いました除雪の一本化というのは、もう県がここでやると、やる方向と、それからカメラの設置も予算申請をして、どうもできそうだなというようなニュアンスで受け取っておりますが。

それで、3番目の質問になりますが、融雪剤はあるんですよね。除雪はこれはちょっと難しい、県が、先ほど言いました、やってくれるんで。融雪剤をまくということですね、散布、これが一つあるんです。これが非常に益田市としても、この散布をここ入ってないんです。なぜかというたら、益田市民がここほとんど住んでませんので、この近く、ほとんどこの地

域の人はここ利用しませんので、この蛸橋を間を、そうするとこの800メートルが散布をだれかせにやいけんのです。これが一番、今できることは散布なんです。この散布ぐらい何とかできるような方向で動いていただけませんか、ていうことが3番目の質問なんです。ふと考えたのは、地域担当職員っていうのを今から動いていかれると、決めていかれるというふうになっておりますが、せめてその地域担当職員がちょっと出勤前に、出勤前じゃなくても出勤中としてもいいです、ここへ行って、800メートルぐらいのものをばあっとまいてくるというようなことは、今、即答というのは求めませんが、このような方向で、津和野町としてここに対して協力できんかというようなことをお聞きするというので、よろしくをお願いします。

○議長（滝元 三郎君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） 融雪剤の散布でございますが、大方の町村におきましては、今、益田市を言いましたようにどの町も一緒でございますが、凍結が予想される場所へ融雪剤を置いておくという方式をとっております。現在、そこに向けて散布をする云々という前に、私ども町内の散布もそういうふうに皆様をお願いしているところでございますので、まずは、もし散布ができるとすれば管轄外のところ以前に町内をまくことが先かと思われまます。ただ、そういうことはなかなか今の段階ではできかねると私は思っております。

○議長（滝元 三郎君） 5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） 4番目になりますから、質問にはなりません。

町内が先だからこっち後という論理じゃなくて、町内ができてないんだからここはできませんというんじゃなくて、私は今ここを言うとするわけですから、まあ、ぜひこのことができるようなら、それとか考えられるのは、地域の人とどう連携して、その地域の人をお願いするとかいうようなこと等の、前向きな動きを行政として働きかけていただければありがたいというふうに思っております。

それで、融雪、積雪の件は終わりました、最後に感染症外来の件ですが、3月9日の日に調停が行われましたが、民事調停っていうものっていうのは一体何なんだろうというふうに思われますので、ちょっとだけ説明しておきますと、調停員、3月9日の場合は3名出られたんですけども、調停員、主に弁護士です。弁護士で、あるいは裁判官が出る場合もあるんですけども、構成される調停委員会が紛争の実態を実情を双方から聞き、解決案を提示、整理し、当事者同士の合意を諮るという民事調停、これが行われたんですが、町からだれが出席されたか、どういう内容だったかということをも、教えていただきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、感染症外来施設の民事調停についての御質問でございます。

内容等につきましては、昨日議会全員協議会が開催をされまして、その中で報告をさせていただいたとおりでございますけれども、いま一度担当課長のほうから御説明をさせていただきますのでよろしくをお願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 健康保険課長。

○健康保険課長（水津 良則君） 3月9日に開催されました調停の内容、出席者等のお尋ねではありますが、ちなみに、当日の調停では弁護士というのはおられなかったと思います。調停員3名でありました。最終的に最後に裁判官が、その結果が出たところで確認に出てきたということで、その調停作業は3人の調停員でありました。町側の出席者ではありますが、私と下森補佐と山本弁護士が出席されました。相手方は出会うことがありませんのでわかりません。

内容であります、申立人、斉藤建築さんであります、の主張が、工事の計画が変更されたことにより被害をこうむったから562万4,759円の支払いを津和野町に求めるという内容でありました。一方、津和野町としましては、津和野町代理人の山本弁護士より平成23年1月12日に申立人斉藤建築さんに和解案として提出した資料を基本として、金額は41万6,942円でありましたが、その中で津和野町の今までの主張を前提に調停を進めてまいりました。しかし、調停においては折り合いがつきませんでしたので、この1回の調停で調停が不成立ということで終わっております。

○議長（滝元 三郎君） 5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） 調停というのはキャッチボールをするところです。ですから、今、課長が言われたようにそれぞれが顔を合わせずに申立人が出て、向こうが意見を聞いて1回引っ込んで、また反対側が出ていく、ほんで意見を聞いて、さらにそこで控室で大体協議して、どちらとも自分が出す最初の案がそのまますんなり通るとは思っておりませんので、そこで、いわゆるキャッチボールをすると、その仲介役を調停委員がやるんですけども、今、課長の言われた、弁護士がっていうんじゃなくて、調停委員というのは大体が弁護士っていうことですから、そのあたりちょっとお間違えのないように。大体がですよ。有識者っていうに書いてありますけども、そうせんと、法律の専門家でないと普通の人がぼんち行っただけで委員組めませんで、普通はっていうだけのことですから。そこでキャッチボールをするわけです。こういう数字が出たら、けどもどうだろうか、という形をするんですが、ということは、当事者能力とか決裁権を持つ人がおらないと、弁護士とか課長で決済するわけにいかんわけですよ。こういう案が出ましたがいかがでしょうと言うたときに。

私は、2番目の質問ですけども、相手方は当事者と弁護士が出ておられますので当事者能力がある、決済できる体制に整っているわけですけども、このような重大な民事調停の中でなぜ町長が、町長はなぜ出席されなかったのかなという疑問が残るんですけども、これがまず1点。

それから、和解案として40云々と今言われましたけども、41万云々という数字は、もう和解っていうのがなくなったんですから、この数字はもう和解の数字じゃないっていうふうになっておるわけですが、ですから、ここで確認しておきたいんですけども、41万何がしの数字というのは、これから、これからというのはどうなるかちゅうのは、普通でいけば裁判になるんですけども、まだ提訴されてるわけじゃないからここで私断言するわけに



いかにいんですけども、普通でいけば裁判になるわけですけども、この数字を堅持してこれからも、ということは裁判と仮定してです、この数字を堅持されていくというふうにお思いかどうかということをちょっと確認したいということが第2点。

それから、第3点目ですけども、今回、内容に関したらもう、ここで議論してもちょっともう数字が最終的に出てくるわけじゃないですけども、弁護士が双方ともかわって行って、いろんな問題がどんどん変わっていったんです。発言とか書いてある文章とか何とかかんとかっていうところがどんどん変わって行って、整合性がとれないというようなこともあったのは事実です。これは執行部側だけじゃなくてこっち側も含めてでしょうけども、それは担当弁護士の考え方っていうのが非常に入ってくるのも事実ですから、その中で、今、ここに下森町長の公印が押してある文書で、山陰リーガルクリニックへ出された文書の、津和野町とリーガルクリニックとの委任関係についてというふうに、の文書がここに、公印押した、1592号、23年2月14日の、ここに文書があるんですけども、この文書っていうものは、確認ですけども、しっかり、下森町長、これから山本リーガルクリニックをこれからもずっと一緒にやっていかれると、それで、この文書も当然、下森町長が書かれたというふうなものとして解釈してもよろしいですかということ、第3点目に3つの今のお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） まず、今回調停、私が出席をしないということでありましてけれども、山本弁護士さん、それから出席をいたしました担当課と事前に入念の打ち合わせの上、そして弁護士さん等にお任せをしたと、そういうことでございます。

この民事調停に町長出るか云々ということは、これまで過去のこうした事例についても町長出ておりませんで、そうした今までのやり方を続けてきているということでありまして。

私自身がこういう事件ていうのは初めてでありますけれども、特に今回が津和野町の姿勢として、町長が出ないということが特別な事案ではないということでございます。それから、山本弁護士さんとのことでありますけれども、今後もそのようにお願いをしていくという私の考えでございます。

その他につきましては担当課長よりお答えをさせていただきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 健康保険課長。

○健康保険課長（水津 良則君） 和解案の41万幾らの数字は今後どうなのかという質問であります、基本的には、これ和解に対する、和解案で提示した金額でありますので、和解が成立しなかったということになりますと、あくまでも、訴訟になった場合にはゼロからのスタートということにはなるかと思いますが、一応、一回お示ししたこの金額というものの重みちゅうものは今後もあるかと思いますが、これ以上は、今後訴訟に移行する可能性がありますので、この場でのお答えは控えさせていただきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） 以上で終わります。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、5番、道信俊昭君の質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） それでは、後ろの時計で午後1時まで休憩といたします。

午前11時25分休憩

午後1時00分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

発言順序4、14番、後山幸次君。

○議員（14番 後山 幸次君） それでは、通告に従い、逐次質問をさせていただきたいと思っております。

まず、1番目でございますが、町長の施政方針によるというふうにはなっておりますが、政府も2011年度の予算編成も見通しがつき、予算関連法案の成否に移ってきております。菅内閣のドミノ崩壊が始まり、政治の閉鎖を打破するには、解散・総選挙の様相になっておるわけでございますが、今はここで町長と国政を論じようとは思いませんが、我々二元代表制の一方の担い手である議会は、住民自治の実践の場であるわけでございます。議会と執行機関が、権限を明確に分けて相互に牽制し合う対立の原理を基本とする以上は、議会は意思決定機関として、また議員といたしまして是々非々の議論を尽くしていきたい、このように思っております。御答弁のほどをよろしくお願いをいたします。

まず、町長の施政方針によりまして、昨日お聞かせをいただいたわけでございますが、中国の言葉に「美言真ならず」という言葉がございます。また、「人をもって言を廃せず」という言葉があるわけでございますが、22年度の施政方針の内容と23年度の内容が、同一文章が多く掲載されておるわけでございますが、課によっては同文章でも仕方ないというふうには理解はしておりますが、余りにも同じような文章が、昨年と同様、この町長の施政方針の中に記載されております。今、いろいろ課長さん方も、随分御苦労されたこの施政方針の中の文言であるとは思いますが、町長はこれをどのようにお受けとめておられますか。まず、お聞かせをいただきたいと思っております。

私も、ここにいろいろ色刷りをしてありますが、町長、後からまた見ていただいたらわかりますが、昨年の施政方針と全く同じ、一言一句違わないところもあるわけです。もっとこういったところに配慮されて、年々社会情勢は変わっておるわけですから、そのようなことが2年、3年同じことが続くというふうなことは私自身考えておりませんが、そういったことも踏まえて、ひとつお聞かせをいただきたいと思っております。

次に、2に、財政についてであります。本年度予算の71億2,750万円、対前年比1億5,675万2,000円の、ことしは減額予算であるわけでございますが、依存財源に頼っております町財政であります。依存財源も84.2%ぐらいになっておると思っておりますが、自主財源も15.8%の状況であります。この当初予算で町税が6億9,215万9,000円計上されておるわけでございますが、町税全体で約4.2%の減額であります。2,925

万7,000円の減額であります。臨時財政対策は、対策債を含めた地方交付税も前年度比1億4,000万円の減額であるわけですが、自主財源の町税収納率が下がれば、それだけ町財政が圧迫されることになるわけですが、この財政危機をどのように乗り越えていかれるのか、お考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

2番目に、枠配分方式による各課の動向についてお尋ねをいたします。各課の予算を枠配分で堅持しようとするれば、歳出の削減を図ることになり、各種事業や補助金の見直しを徹底して実施されると思ひわけですが、まず町民へのはね返りの影響が出るおそれがあると思ひますが、各課等に質の高い行政サービスの提供や住民福祉の向上の実現に向かつて、職員の意識改革をどのように図っていかれるのか、これについてお伺いをしたいと思ひます。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、14番、後山議員の御質問にお答えをさせていただきますと思ひます。

まず、このたびの施政方針でございますけれども、昨年と文章も似たようなところが多いと、そういう御指摘であるわけでございますけれども、基本的に、やはり我々が町政進めていく上で、1年ごとに考え方あるいは進めている事業というものが180度変わるものではないということでございます。大半が継続をするという、継続を前提の中で、その年その年の重点施策を決めていくというふうになるかというふうに思っております。

ちょうど私も、21年の10月に町長就任いたしまして、昨年の施政方針というものをつくったわけでありまして。そして私も、この1期4年を町民の皆さんから負託を受け、与えられておるわけでありまして、この4年の中で公約をどう果たしていくかと、そういうことを考え、町政を運営をしていくということになるかというふうに思っております。

昨年の施政方針を基本として、そしてこの23年度、私にとりましては、年間を通して初めてやる2年目の、年間をすべて受け持つ2年度目の年になるわけでありまして、昨年の施政方針というものをまず大前提に置きながら、そして23年度のこの施政方針をつくったということでありまして。その中には、来年23年度の大きな目的であります「定住対策」、それから「健康づくり」、そして、それに関連した「地産地消」、そうしたものをこの施政方針のところに盛り込んでおるわけでありまして、その部分については22年度の施政方針から比べますと変更になっていると、そういう状況であります。

ある程度似通っていくということは、私にとりましては、むしろ継続を前提にやっていくわけでありまして、やむを得ないところもあるということで、何とぞ御理解をいただけないでしょうかというふうに考えているところでございます。

続きまして、財政に関する御質問でございます。現在、町を取り巻く状況は、景気の長期低迷、人口減少、少子高齢化の一層の進行により、町税収は依然として低迷をし、地方交付税は一時的に増加しているものの、国税調査結果も踏まえ、中長期的には予断を許さない厳しい状況にあります。今後さらに、自然減を含めた人口減少が進み、平成32年度に合併算

定替えが終了し、平成16年度の三位一体改革、いわゆる地財ショックに匹敵する大幅な地方交付税の減少に直面する厳しい財政運営が見込まれる中であっても、これまで以上に住民サービスの維持向上に努め、効果的な行政体制を整備していかなければなりません。

このため、町では平成18年以降、集中改革プランを策定し、人員削減、給与カットなどの総人件費の抑制のほか、思い切った歳出削減を行い、行財政運営の健全化に努めてきたところでございますが、中長期的に将来を見据えた中で現在の状況を踏まえると、基準財政需要額の減少に伴い、今後予想される地方交付税の大幅な減少額は、従来の手法では容易に克服できない規模と考えられ、新たな視点に立った経費削減に取り組む必要が出てくるものと思われまます。

このような中で、本町の財政的困難度のピークは、行財政改革や繰り上げ償還等により過ぎたと思われまますが、健全化判断比率の4指標のうち、実質公債費比率がまだ18%を超えていることや、合併算定替えが終了する平成32年までにいかに財政の健全化が図られるかが今後の課題であり、厳しい財政状況の中、安定的、持続的な財政運営を行っていくために、本年も昨年度に引き続き、一般財源を基本とした枠配分方式を採用し、予算編成を行ったところでございます。

このようなことを踏まえた本年度の予算は、71億2,750万円で、対前年度比マイナス2.2%の減額予算ではありますが、福祉対策、保健医療対策、商工・農林業の振興、社会基盤整備、地域振興等、本町が抱える諸課題に対応するとともに、特に「定住対策」「健康づくり」「地産地消」の施策に重点的に配分をしております。

また、本町の財政構造は、財政力指数が0.17と低く、依然として脆弱であります。歳入については、町税などの自主財源比率が15.8%と低く、地方交付税に依存する割合が相変わらず高くなっており、国の財政運営に左右される不安定な状況にあります。歳出につきましては、高齢者の増加から扶助費が増加してはおりますが、過去の社会資本整備に積極的に努めたことによる公債費の負担水準が、積極的な繰り上げ償還により、対前年度比マイナス0.9%となり、義務的経費がマイナス3.4%と改善をしてきている状況でございます。

続いての枠配分につきましては、前年度の9月の一部、一般財源の状況を参考にしながら配分を行ったところであり、各課において配分枠内でおさめるよう事業を選択し、鋭意努力していただいたところでございます。しかしながら、当初見込んだ町税、地方交付税等の一般財源相当額が大幅な減額となり、法改正や地方債の充当率の変更、さらには新年度事業の把握のおくれなどにより、配分枠にはおさまらない課も若干ありましたが、結果的にはほぼ7割方の課が枠内におさまったという状況でございます。

そうした中でこの財政危機と枠配分による町民生活に対する影響等の御質問があったわけでありますけれども、そうした、やはり、まず財政再建を念頭に置きながらも、その結果、住民サービスの縮小につながって、それがまた経済低迷やさまざまな地域活性化に反するところに行くということが懸念されるわけであります。そうした中で枠配分を設け、またそのほかに特別枠を設けまして、先ほども申し上げました23年度は、定住関係や健康づく

り関係、そうしたところにこの特別枠を重点的に配分をしていながら、財政再建と、そして地域づくりとのバランスをとりながら進めていると、そういう状況でございます。

○議長（滝元 三郎君） 14番、後山君。（「議長」と呼ぶ者あり）町長。

○町長（下森 博之君） 大変恐れ入ります。先ほどの答弁で訂正をさせていただきたいと思っております。

「過去の社会資本整備に積極的に努めたことによる公債費の負担水準が、積極的な繰り上げ償還により、対前年度比マイナス9.0%の減額」と申し上げておりますけれども……（発言する者あり）そういうことでしたか、大変失礼いたしました、「対前年度比0.9%」と私が申し上げたということでありまして、対前年度比マイナス9.0%、これが正しい数値でありますので、訂正をさせていただきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 14番、後山君。

○議員（14番 後山 幸次君） それでは、2番目の質問に入りたいと思っております。

行財政改革の推進についてであります。行財政改革大綱の実施計画及び集中改革プランの進捗率が、たしか平成21年度では70.1%であったと思うわけですが、最終年度であります昨年22年度であります。進捗率について100%に達成されたのか、これについてお伺いをいたします。

2番目に、機構改革についてお尋ねをいたします。機構改革については、平成22年度より3課が増設されておりますが、営業課の事務分掌についてお尋ねをしたいと思います。

平成24年に森鷗外生誕150周年の記念になるわけですが、ことし町長と、営業課の事務分掌である「国際交流」に関するということで課長を同行されております。また、観光協会の事務局長3名でドイツ、ベルリンのほうへ訪問をされておられるわけですが、私はこの真意はどこにあるのかお尋ねをしたいと思います。

津和野町は、ベルリンとの国際交流も15年にも及ぶわけですが、この間、職員が通訳として同行しておったわけですが、鷗外の件で訪問されるのであれば、当然教育委員会からも派遣されるものと思っておりました。また、観光協会が関与されるのであれば、商工観光課も関連がある、このように私は思っておられるわけですが、どうも私の考えと町長の真意がわからぬわけですが、これについてお尋ねをいたします。

もう1点、今回営業課より工事請負施工通知書が各建設業者に発送されておられるわけですが、工事名は「平成22年度津和野町駅前花壇整備工事」であります。営業課の事務分掌は6項目あるわけですが、こういった入札に関することはどこに該当するのか、それについてお尋ねをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、2番目の御質問につきましてお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、行財政改革大綱実施計画及び集中改革プランの進捗率についてでございます。行財政基盤の強化を図ることを目的として、平成18年度に策定いたしました「津和野町行財政

改革大綱及び集中改革プラン」の取り組みにつきましては、行財政改革推進本部及び幹事会において、実施項目ごとに取り組み状況の進行管理を図り、行財政改革の推進に鋭意努めてまいりました。

行財政改革大綱の実施計画の進捗状況につきましては、検討項目92項目のうち、平成21年度末で実施済み61項目、検討済み7項目、検討中21項目、見直し3項目となっており、実施済み及び検討済み合わせた達成率は76.4%となっております。検討中の項目につきましては、「シルク染め織り館」の有効活用、全行政区への自治会の設置、保育園の統廃合、住民自治基本条例の制定、交通体系の見直し、行政評価制度の導入による事務事業の見直し、水道料金の統一など、平成22年度中に検討済みとなった項目や具体的な取り組みを行った項目が含まれております。

また、具体的な数値目標を掲げて取り組みを行ってまいりました、集中改革プランにつきましては、平成21年度の目標額に対する達成率は91.6%となっております。平成18年度からこれまでの4年間の目標額は6億8,600万円で、実績額は6億7,600万円となっており、98.5%の達成率となっております。今後、平成22年度の実施状況のまとめとこれまでの5年間の取り組みの総括を行い、社会経済状況の変化や少子高齢化社会に対応できる健全な行財政基盤の確立に向け、第2次行財政改革大綱の策定を行ってまいります。

続きまして、機構改革に伴うベルリンの訪問に関する御質問でございます。ベルリン市ミッテ区との交流は、平成2年の「ベルリン森鷗外記念館存続危機」のニュースを機に、津和野町民みずからが募金活動を起こし、数度の訪問団を派遣する中で、今日の姉妹都市縁組の締結、中学生の相互交流へとつながったものでありまして、他市町村にはない価値ある国際交流であると認識をしております。そのような中で、ここ2年間その交流が途絶えていたこと、また私も就任1年を経過したこともあり、直接区長にお会いをし親交を深め、今後の交流のあり方等を協議すべきと考えまして1月の訪問に至ったものでございます。

これまで交流をしていた姉妹校の閉校や財政的な問題、政権交代などにより滞っているとも伺っておりましたので、津和野町も柔軟な交流のあり方を検討するべきとの判断をいたしました。その中で、記念館同士の学術的交流や経済交流でつなげていくことも一つの交流のあり方と考えておりましたが、時あたかも、今日まで通訳業務を初めとして深く交流に御尽力いただいたフーアマン延子さんの来町や、その御子息で以前から歩行者用交通信号機の寄贈の話もいただいております、ベルリン市在住の音楽家でもあり、アンペルマン社日本担当の高橋氏との御縁をいただき、ベルリンにて人気を博しているキャラクター「アンペルマン」が、ベルリンと津和野町との民間経済交流をはぐくむ可能性を見出した次第であります。

したがって、今回の区長との対談にあわせ、アンペルマン本社の訪問と今後相互の町の情報発信、観光交流も視野に入れた訪問にしたいと考え、担当課長並びに観光協会事務局長の同行をもって訪問を行ったところでございます。

なお、ミッテ区長とは、高校生から大学生までの教育的交流、お互いの町を紹介し合う文化的交流を今後さらに深める話し合いを行い、現在その実現に向けて準備を進めているところでございます。

なお、今回教育委員会関係あるいは商工観光関係からも同行させるべきではないかという御質問もあったわけでありまして、折しも、いかんせん厳しい財政難の中でもありまして、当初予算で上がっておりましたその予算枠ということもありまして、我々のところからはやはり2名がもう限界であったというところでもあります。通訳については、先ほど申し上げましたフーアマン延子さんが、本当にボランティアに近いような形の謝礼で、ずっとこの訪問中ついてきてくださいました。

それから、観光協会につきましては、せっかくの機会であるので、ベルリンとの今後民間交流をしていく上で、このアンペルマンというのがもう既にH. I. S. さんとか、それから全日空さん等がこのキャラクター等も今活用に入っているというそういう状況でもありまして、津和野もその辺の可能性を見出したいということで、この観光関係から1人行っていただくと、ただ最初にも申し上げましたように、町のほうは財政難でもあります。観光協会は国の補助金いただいて、今、そのソフト事業等も展開しているところでもありますので、そうしたことを踏まえて、観光協会の財源の中で行ってほしいという依頼をしまして今回御同行をいただいたと、そういう経過でございます。

最後の花壇につきましては、副町長の方から御説明をさせていただきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 副町長。

○副町長（長嶺 常盤君） それでは、駅前の花壇についてのお尋ねがございましたので、私のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。

この駅前花壇につきましては、これまでも建設課あるいは商工観光課等が携わって環境美化に当たっていたところがございますけれども、長年の駅前花壇につきましては、なかなか着工がおくれ環境美化につながらなかったということがございまして、基本的には、駅前のあの場所は建設課のほうの占用を得ておる場所でございますので、手続等建設課のほうで進めてまいっておりました。しかしながら、担当しておりました者が急遽営業課のほうへかわりましたので、若干変則ではありましたが、進行している事業の内容、効果的な事業を進めていく上で、引き続いて営業課のほうで取り扱ってもらうというふうなことで営業課にお願いをし、入札等も営業課のほうで担当してやった経緯がございます。まだ、入札が終わりまして、着工はまだしてないようでございますけれども、そうした経緯がございまして、営業課のほうで行ったということでございます。

○議長（滝元 三郎君） 14番、後山君。

○議員（14番 後山 幸次君） ドイツに行かれた訪問団の件であります、町長は財政が厳しいので、町の観光協会のほうが1名そこから連れていければ財政的にもゆとりがあるというような御答弁でございましたが、せっかく行かれるのであれば、これから150周年の記念事業に相談に行かれたと思うんですが、そうした場合、やはり担当の教育委員会か

らぐらいは連れて行ってほしかったなど私自身は思っておりますが、今後こういうことがあるのなら、ぜひそういった配慮をしていただきたいと思います。

また今、副町長が答弁されました今回営業課による入札の件であります。担当者が営業課にかわられたんでそっちにやられたというふうな御答弁でございましたが、それならばお聞きいたしますが、前建設課におられた担当者でありますその方が住宅のほうの担当をされておりましたね。そうしますと、それがほかの課にかわられた場合、後の者が必ず担当することになっておるわけですね。それが、担当が配置がえになったから工事の入札もこういうふうになる、それは筋合いが違うんじゃないですか。そんなら、今度4月に異動が多分あると思いますが、そうした場合にはもとおった担当の者がそういうふうな業務を行うのか、私の言い方がちいと雑駁でわからないかも知れませんが、私は筋が違う、このように思うんですが、町長はどのように思っておられるか、まあ、町長でなくてもそりゃあ副町長でもよろございますが、もっと誠意ある回答をしていただきたい。

○議長（滝元 三郎君） 副町長。

○副町長（長嶺 常盤君） 大変申しわけありません。経過のほう、先ほど申しましたように、駅前環境美化という事業が、事業というか工事が、どこが限定をしてやっていくかということが、庁議の中でもいろいろ検討されてまいりました。そういった経緯の中で、じゃあ花壇について具体的にどこがやればいいのかということに論議があったわけなんですけれども、実際はそういった形で、どこがやってもということではないかもしれませんが、占有等の経過がありましたので、繰り返すようで申しわけありませんが、建設課がかかわり、また場合によっては観光課も等、あるいは建設課が引き続いてやる等、いろいろやり方はあったと思いますけれども、結果としてそういうふうになったわけでございます。ただ、事務分掌の中で、営業課が駅前入札というふうなことでおかしいということも御指摘ではございますけれども、現在の中で、各予算は実際のところは建設課で持つとるわけでございますけれども、それぞれの課が入札等は担当しておりますので、今回は若干言いわけめいたことになりまして、営業課を急いでやる状況にもございましたし、営業課でやらしていただいたという経緯でございますので、ちょっと説明にもならないかもしれませんが、今回の件については御理解を賜りたいというふうに考えているところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 14番、後山君。

○議員（14番 後山 幸次君） 花壇のことにこだわるわけですが、ここの前に花壇を設置する話が、どこからどのようにしてわいたのか、この工事がですよ。どっかからの要望でわいたのか、観光協会かそれともどこからこの話が出てきたのか。といいますのは、数十年前に建設業界があすこにお城を建てました、石垣で。大変立派な城跡です、つくりました。これも、萩からわざわざ石を購入して、建設業協会がサービスとしてここにつくった経緯があります。それがいつの間にか、どういう形かしらん、取っ払ってしまわれたわけでございます。まあ、一時うわさでは交通の弊害になるということもあったようですが、そうした経緯がある中で今回ここに花壇をつくらうというふうな正確、図面を見ておりません



からどんな花壇かわかりませんが、そういったことが、どこから話が出たのか、それから副町長言われましたが、やはりこれは営業課が担当するべき事案じゃないと思います。なぜ建設課がこういった責任を持ってやらないのか、ちょうどあそこ駅前の石畳の復旧も建設課がやっておられるんですから、私はちょっと得心がいきませんが、もうちょっと説明をいたしたい。

○議長（滝元 三郎君） 副町長。

○副町長（長嶺 常盤君） 大分前ではありますけども、石垣の部分は私も記憶にあるわけでございます。しかしながら、その石垣そのものがどういった経緯で撤去されたのか、真相については定かに、私どもは承っておらないのが実態ではあります。

この花壇の話がどこから出たのかということでございますけども、議員さんも駅前のところをごらんになって、プランターが置いてあるという状況で、これは数年前、数年前ってもう10年ぐらいになるかもしれませんけども、地元のボランティアの方が花をプランターの中に植えて、環境美化に協力をしていただいている状況でございました。その状況が、我々お聞きしている中では、なかなか水やりであるとか、プランターでございますので夏は非常に高温になる、そういった花を育てていく上で、非常に維持するのが難しいというふうな状況を聞かせていただいておりますので、観光客あるいはそこを、駅を通過される人々の美化のために何とか花を植えていくということが非常にいいことではないかということ、余り手間をかけずにきれいな花を植えていただくということに何とかならんもんかというふうなことから対応を重ねてきたんですけども、アスファルトの上にじかにプランターを置くということは、なかなか維持するのは難しいんじゃないかという話から、一応あすこをアスファルトをはいで土を入れてっていうふうな話になって、今回の花壇の設計に至り、工事という運びになったわけでございますけども、先ほど議員さんがおっしゃった城の部分につきまして、残念ながらその詳細は私ども聞いておりませんが、その辺の建設業協会の皆さんの御意見、これまでそこに建っていただいた御好意、そういったものを、ちょっと大分前のことなんで、私もちょっと知り得ておりませんでしたので、大変、その件につきましては、連絡不徹底の部分をおわびしたいとは思っておりますが、最終的にあすこに花壇ができ、あすこを通過する人々の気持ちや和むという点については喜んでいただけるものと確信をいたしておりますので、御理解のほうをお願いしたいというふうに考えるところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 14番、後山君。

○議員（14番 後山 幸次君） 花壇についてまだお聞きしたいわけですが、4回目になりますので、この続きはまた副町長のところへ直接行って結末つきたいと思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

それでは次に、時間もありませんので余り長い答弁は要りませんが、農林行政についてお尋ねをいたします。家畜の伝染病の、牛の口蹄疫感染拡大の防止策についてお尋ねをいたしますが、宮崎県の畜産業者の牛が狂牛病により、約29万頭の殺処分の様子を新聞、テレビ

で見ましたときに、本当に心が痛む思いでありました。また、膨大な機動力が、また人力が必要であると認識したものであります。あつてはならないことではあります。もし万一、仮に津和野町付近において牛の口蹄疫感染症が発生し、感染拡大の防止対策として殺処分する最悪の事態が発生した場合、労力、車両、大型重機、クレーン車等当然必要になるわけですが、これについて、建設業協会等の協力要請について協定はなされておりますか。

また現在、日本に近い韓国においても、300万頭の狂牛病が発生しているようですが、この防疫体制についても県と協議されたことはあるのかお伺いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、農林行政に関する御質問に対してお答えをさせていただきます。

口蹄疫等の家畜伝染病の防疫措置と危機管理体制は、家畜伝染病予防法に基づき作成された国の「特定防疫指針」に従って、都道府県知事が防疫体制を整え、対応いたしますので、市町村は県との綿密な連携・協力を要求されることとなります。議員の御質問の内容は島根県での対応となりますので、先般、県農畜産振興課に内容確認を行いました。その内容を報告し答弁にかえさせていただきます。

県は、平成22年4月に社団法人島根県建設業協会の各支部と「家畜伝染病発生時における防疫体制業務に関する協定」を締結いたしました。その後、宮崎県において口蹄疫が感染拡大した状況をかんがみ、対応・内容等を見直し、同年10月に変更協定を締結しております。しかし、本町の場合、以前に鹿足郡建設業協会が解散されており、現時点では県の組織に加盟されておられる協会支部がないために、県は協定を締結することができない状況となっています。

このため、「県としては、益田県土整備事業所が窓口となり、万一、口蹄疫等が発生した場合は、その発生した地域の建設業社に作業等を委託する体制を考えている」と説明を受けている次第でございます。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（田村津与志君） 韓国の口蹄疫の発生状況でございますが、今、手元に資料がございませんので、私が覚えとる範囲で御説明をさせていただきます。

韓国の南部、釜山のあたりまで、今、口蹄疫が広がっているというふうな状況がございまして、朝鮮半島の先ということで、島根県においても口蹄疫がいつ発生するかというふうな危険性は高いというふうな判断をしておるところでございまして、そのあたりのところで、今、担当者を中心にして口蹄疫が発生しないように、また発生したときにはどのように対応するのか協議をしておるという状況でございます。

○議長（滝元 三郎君） 14番、後山君。

○議員（14番 後山 幸次君） 時間がないので、特急でしゃべりますのでよろしくお願ひします。

それでは、教育行政についてお尋ねをいたします。「総合型地域スポーツクラブ」の設立について、これの進捗状況はどのようになっておりますか。町長の施政方針の中でも2年間全く同文章で記載されておるわけでありますが、スポーツ関係は先の見えないトンネルに入ったような感じであります。スポーツクラブ設立について、21年度設立準備委員会を立ち上げておられます。23年度には設立を目指すとおるわけですが、委員会のメンバーと日本体育協会に負担金が7万円支払われておりますが、これは町の財源であります。日本体育協会は、どのように津和野町に対して指導をされておるのか、これについてお尋ねをいたします。

2番目に、「チャレンジデー」の参加計画であります。昨年も同じような質問をしておりますが、合併時から中止するという結論により中止されておるわけですが、その後どのように対応されたかお聞かせをいたします。

3番目に、文学博士であります中村吉蔵生誕135周年記念特別の資料提供の協力について等お尋ねをしたいわけですが、文学博士の中村吉蔵氏のことは私がるる申し上げるまでもなく、今回ある方が135周年記念特集を発刊するに当たりまして、奥様であります中村コウさんについて調査を、段階であるわけですが、島根県立津和野中学校の校歌を中村吉蔵氏が作詞、妻の中村コウさんが作曲をされております。中村コウさんは従四位勲四等の受賞をされておるわけですが、昭和の初めに女性として従四位勲四等を受賞という功績は何であったのか、これがまだ解明されておらないわけですが、うわさによりますと、東京のお茶の水学園の教師であったというところまではわかっておりますが、なかなかこれを調査するのに一般の方では大変難しいわけですが、と申しますのは、行政機関でないと、こういった大学の研究機関には対応していただけないわけですが、そういった対応、一般では難しゅうございますので、教育委員会の協力をいただきたい、こういう考えであります。教育長、どのようにお考えかお伺いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） まず、「総合型スポーツクラブ」の設立についての進捗状況ということであります。議員さん御指摘のように、21年度より準備を進めてまいりました。これまでは、津和野地域を対象にして設立を新たにしたいというふうな考え方で進めておりました。しかしながら、協議を重ねていく中で、子供たちは現段階で新たな活動を展開していく余裕がないというふうなことや、あるいは指導者につきましても、現行で手いっぱいであるというふうなこと、また新たな人材の確保はなかなか難しいというふうな状況が明確になりまして、「総合型スポーツクラブ」の新たな設立は困難であるとの結論を得たところであります。

そこで、本年度より改めて方向性を考えていくことといたしました。幸いに、木部、畑迫、小川地区にはそれぞれ地区体育連盟というふうなものがあります。この組織について日体協にも相談をしてみました。基本的にはこの組織自体が会費を集めて複数の種目を計画

するというふうな組織であるんで、まさに「総合型地域スポーツクラブ」の目的を達成しているというふうなことを言われておりました。そういったお言葉を参考にしながら今年度につきましては、そういった地区の体育連盟を基盤にして設立をしてみたいというふうに考えているところであります。

それから、本年度の「チャレンジデー」というふうなことでありますが、23年度につきましては、2月に申し込みが過ぎておりました、実施は5月25日というふうな予定ですが、当町としては申し込みをしていないというところであります。

過去の状況を整理してみますと、笹川スポーツ財団から助成金を受けて運営しておりますけれども、それだけでは経費的には賅うことができず、町の助成金を必要としております。また、役員につきましても集計が夜になることや、多くの動員を要請しているため、「SL健康マラソン」あるいは町内でいろんなイベントが開催されておりますけれども、そういったイベントとのバランスも考えていく必要があるのではないかとというふうに考えているところであります。こうした過去の状況から、職員間では合併時から中止するという結論を得て今日に至っているところでありますが、今後このような課題が解決できるかどうかを検討してみたいというふうに考えております。

それから、中村吉蔵先生の生誕135周年の記念特集ということですが、中村吉蔵先生につきましては、明治10年津和野町後田でお生まれになり、早稲田専門学校に在学中、小説「無花果」が大阪毎日新聞の小説懸賞の1等に当選し、一躍有名となり、学校卒業後は、同校の講師を勤める傍ら、劇作家として文芸協会や芸術座など、島村抱月、松井須磨子らと一緒に活躍をされ、戯曲「剃刀」、喜劇「職業紹介者」、史劇「井伊大老の死」など数多くの作品を残されております。

平成24年に生誕135年を迎えるに当たり、中村吉蔵先生の関係者の方から、記念の冊子を作成する旨をお伺いしております。町といたしましては、津和野郷土館に資料を収蔵しておりますので、必要な資料の閲覧や資料提供について、また必要であれば、大学などの研究機関への問い合わせや資料調査などについて御協力をさせていただきたいと考えております。具体的な援助内容につきましては、今後関係者と協議をしてみたいというふうに考えているところであります。

○議長（滝元 三郎君） 教育長、日本体協の支援とか補助金に……、日本体育協会の支援とかさ、あの辺の質問があったよ。

○教育長（斎藤 誠君） もろうてやっとするという……。

○議長（滝元 三郎君） いいですか。14番、後山君。

○議員（14番 後山 幸次君） しつこいようですが、「チャレンジデー」について、もう一回お尋ねをいたします。教育長の答弁の中に、もう合併時から中止ありきというふうな結論で申されておりますが、この「チャレンジデー」というスポーツは、他のスポーツとは全く違うわけです。これは、老人ホームの入居者から要介護児、小中高校生、また観光客もカウントされるような行事で、私が申し上げるまでもない、教育長も担当されておりました

ので、こういったことを職員の残業とかいろいろの問題があるように申されておりますが、集計も各公民館で勤務時間内で電話、ファクスでも集計できるわけでありまして。ただ、教育委員会の担当職員が夜中の11時まで、23時までには報告する勤務がありますので、それまでは残業しなくてはならない、それが教育委員会の全員の方でなくてもできるわけです。今までも、そういったスポーツ大会の関連団体が多くこれに携わってきておるわけでございます。

現在、100万円も助成金を出してくれるような、ほかのこういった企業がありますか。大会の事業費が100万円以下になった場合は、町の助成金が100万円になるまでの金額は必要であります、100万円以上の大会にすれば町の助成は不要になるわけでありまして。町民の体力向上、体育協会の参加団体では、ボランティアでこれに協力しておるわけでございますが、職員も一町民として協力をさせていただくのは、私は当然であるというふうに思っております。これについて御答弁をいただきたいわけですが、時間がないのでこれはまた次にしたいと思います。

次に、建設行政についてお尋ねをいたします。大雪による各課被害状況、金額、除雪対策の会議の反省点・改善点について、今年度大雪で国道、県道、町道の除雪は大変であったことと思っております。特に町道につきましては、奥地の生活道確保に苦慮されておりましたが、幸いに町より昨年各公民館にミニ除雪車を配置されておまして、これは大きな成果が出ておるわけでございますが、除雪ロータリー車を使用するに当たり、燃料等は個人持ちであり、部品代も個人持ちであります。集落道路の確保に個人でこの除雪機を使いまして、175リットルもの燃料を使われた地区もあるわけでございます。また、このロータリーであります、シャープペン1本200円するわけでありまして。こういったものが、障害物や雪堤ができてかたくなったときには、刃が、刃の破損を防ぐためにシャープペンがとめるような構造になっております。当然そういったことに対してシャープペンが飛び刃を保護するわけでございますが、これらの消耗品は当然町で負担すべきと思っておりますが、燃料費、消耗品代は行政で負担すべきではないか。使用については、各地の住民の方がボランティアで実施されておるわけでございますが、この現状を踏まえ、どのように検討されてきておりますか御答弁をいただきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、建設行政に関する御質問についてお答えをさせていただきます。

このたびの大雪による各課の被害状況であります、まず環境生活課においては、池村、内美地内における管理回線が倒木により切断し、15万円の被害が出ております。建設課においては特に被害はありませんでしたが、除雪費として約1,050万円の支出となりました。除雪に当たっては、各業者、個人におかれまして、特に今冬においては、暮れから新年にかけて毎週末に積雪があり、休日またお忙しい中、快く大変協力的に応援いただきましたことに感謝申し上げます。

除雪対策会議の反省点・改善点についてであります。除雪会議の開設時期は、今後はもう少し早く開催したいと考えております。また、除雪時に支障となります道路上の工作物、例えばマンホール、横断溝等の位置の表示をきめ細やかにしていかななくてはならないというふうに考えております。

なお、先ほどの燃料代あるいは消耗品費、これはミニ除雪機に関するところでございますけれども、大変あやまってそれぞれの皆様方のボランティアの中で行き届かないところの除雪も進んでいるということで、大変に感謝を申し上げているところでもございます。なかなか町のほうも、非常に厳しい財政の中でのものでもありますので、機械は導入をしておりますけれども、ここの運営費をどういうふうに分担をしていくかというの、また今後の考え方であるかなというふうにも思っております。個人に対する助成になるのか、あるいはもう少し公民館のようなところを通じるということにもなるのかもしれないし、しかしもう少し実態を調査をした上で、本当にその辺の助成ができるものかどうかというところは、検討にしていかなければならない一つの課題であるかなというふうにも思っております。

○議長（滝元 三郎君） 14番、後山君。

○議員（14番 後山 幸次君） 大変、地区住民の方に、除雪についてはお世話になっておるわけでございます。それだけ町のほうの除雪の対策は少なくて済む、本当、住民のボランティア活動によってこれだけのことがなしていけるんですから、今後、はあ、ことしは雪は降らんとしますんで、来年度からもっと真摯に受けとめて、そういったことも配慮していただきたい、このように思っております。

まだ2遍、3遍聞きたい項目がありますが、大変消化不良ではあります。時間がありませんので、以上をもって質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、14番、後山幸次君の質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） ここで、後ろの時計で2時15分まで休憩といたします。

午後2時00分休憩

午後2時15分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。続いての質問者は竹内志津子君ですが、欠席のため、発言順序5、13番、米澤宥文君。13番、米澤君。

○議員（13番 米澤 宥文君） 13番、米澤です。通告に従い質問いたします。

まず、町民の安心・安全の大きな一つであります「津和野町地域防災計画」の風水害等の避難場所に関して3点質問をいたします。

まず1つ目に、「津和野町地域防災計画」の避難場所の再調査と見直しをする時期に来ていると思います。今から28年前の昭和58年、益田市美都町、匹見町で発生しました大水

害は、旧益田であります益田高校あたりで洪水水位は1階天井まで届き、1時間100ミリ以上の雨も降っております。この1時間100ミリという雨、1時間降って10センチの厚さになりますが、大したことはないと思われがちですが、バケツの水をひっくり返したようなすごい雨とのことであります。これは益田の者に聞いたことでありまして、私はまだ経験したことがありません。そして、平成21年7月の防府市大水害、この双方とも津和野町から約50キロ以内の位置であります。いつこのような集中豪雨が津和野町を襲っても不思議ではありません。

そこで、現在の「津和野町地域防災計画」の避難場所は、主に風水害対策のものであったと思います。今から18年前の平成5年ごろに設定されたものであり、当時は公共建物、神社仏閣、民間企業等の大きな建物を指定したものであります。しかし、昨今の国内や海外での想像を絶する集中豪雨や津和野町の各地区の人口減少、また避難建物の老朽化や位置等を考慮しますと、避難場所の見直しの時期と思われるがいかが思われますか。

参考までですが、私独自で調査をしたところ、津和野地域の避難場所70箇所のうち良好と思われるところ47箇所、近くの側溝にふたがなく、また川のすぐそば、急傾斜地の下、橋を渡らないと避難できないなどで不適と思われる箇所が23箇所でありました。日原地域では、同様に、45箇所のうち良好28箇所、不適が17箇所でありました。

2つ目であります。津和野町独自の避難計画を策定についてであります。ことしも、間もなく梅雨がやってきます。津和野川は、50年に1回の確率で発生する大雨の1日最大数量、最大雨量265ミリと想定されております。この1日最大数量265ミリは、恐らく全国的と思われる。平成21年8月、兵庫県の佐用町で発生した大雨は、こことは違いまして100年に一度の、一回を想定した1日最大雨量265ミリをはるかに超える326.5ミリを観測し、堤防が決壊して死者・行方不明者20人の大災害となっております。

このような集中豪雨が津和野町を襲うと、津和野町でいう中流域、旧津和野町内ですが、ここも恐らく水浸しになります。そして、津和野川、高津川の合流地点から下は、もっと被害は甚大になります。津和野町独自の約3,600世帯の個別の避難方法を確立してはいかがでしょうか。特に、山間部の方と30度以上の山すそに居住される急傾斜地崩壊危険箇所の方の避難については、早期に検討が必要と思われる。このことは、戸数も減っておりますが、避難場所が遠く、道のりは険しく、避難するのが危ないようなところが多いものであります。

これについて、地域を知り尽くしており、津和野町全域に分散する町内最大の組織力と行動力を持つ消防団に、春、秋の火災予防運動にあわせて調査を依頼されてはいかがでしょうか。同じく、津和野町全域におられます津和野町職員の方の協力を得たほうがより効果的と思われるかもしれませんがどうか。

3つ目であります。町道沿いの側溝にふたをしてはいかがでしょうか。平成21年8月の兵庫県佐用町大水害では、死者・行方不明者20人のうち、ある集落では、暗やみの中を9人の方が手をつないで近くの小学校へ避難の途中、道路にあふれ出た濁流で隠れた水路に踏

み込んで被災されております。町民の方の災害時避難の安全と歩行の安全、そして交通安全のため、町道沿いの側溝にふたをしてはいかがでしょうか。1月11日に開催されました第1回「高津川・益田川流域防災研修会」で講師の方が、側溝は道路に濁流があふれたら見えなくなり、踏み込むと殺人凶器になると言われました。まさにそのとおりで、非常に危険なものと思われます。各自治会や町内会の側溝ふた実施希望のアンケートをとり、ぜひとも実施していただきたいが、いかが思われますか。

参考までに、最近島根県では、県道の舗装にあわせて側溝のふた取り付けや、路肩の未舗装部分を舗装されております。住民に大変感謝されております。

以上、3点質問いたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、13番、米澤議員の御質問にお答えをさせていただきますと思います。

まず、「津和野町地域防災計画」の避難場所の調査と見直しに関する御質問についてでございます。

現在町で指定した避難場所は115箇所あり、一定数の住民が避難できる広さを確保する上で、各地区の公民館や集会所を初め、学校やお寺などを指定しております。本町は中山間地に集落が点在する地形となっていることから、山すそや河川に隣接している場所などであっても避難場所として指定した建物はありますが、災害は豪雨による水害や土砂災害、さらには地震や火災などさまざまですので、現在指定しております避難場所であっても、災害の状況によっては避難場所として使用できるものと考えております。

また、あらゆる状況に対処するためには、避難できる場所の確保が必要と考えており、昨年と一昨年には1箇所ずつ避難場所を新たに追加しておりますが、御指摘のように年数の経過した建物も見受けられますので、今後既存の避難場所については点検や見直しなどを行い、安全性の確保を図ってまいりたいと思います。

続いて、津和野町独自の避難計画についてでございますが、昨今の気象変動に伴う集中豪雨や各地で発生する地震や火災などのあらゆる災害に対応し、なおかつ地形や各世帯の家族構成などを考慮した上で、町が個別の避難計画を作成することは難しいものと考えております。

防災を考える上で重要なことは、自助、共助、公助の3つがうまく連携を保つことで、防災対策は効果を発揮すると言われております。自助は、住民一人一人が自分の命は自分で守る。共助は、地域住民が連携してまちの安全はみんなで守る。公助は、行政が災害に強い地域の基盤整備を進めることであり、まずは住民の方々が、日ごろから自分の命を守るための対策をしていただき、さらには地域で自主防災組織などが結成され、平常時から防災知識の普及や啓発、安全点検などを実施し、災害時には初期消火や避難誘導などの役割を担い、行政機関と連携を図ることが最も有効な防災対策であると考えております。



このことから、町では全町各地区で自主防災組織が結成される取り組みを推進しているところがございます。地形や住民の意識などさまざまでございますので、地域の実情に合った自主防災組織が結成され、それによって避難計画などの防災対策が形成されるよう、引き続き支援をしてみたいと思います。

また、平成21年度には、災害時の避難に支援が必要な高齢者や障害者の方々のために、「災害時要援護者避難支援プラン」を策定し、要援護者の親族や近隣住民の方々が要援護者に対して、情報伝達や安否確認、避難誘導等の支援者の登録を行っており、この情報を民生委員などと共有することで、災害時要援護者の避難支援を行い、安全と安心の体制づくりを進めてきております。

さらに、新年度においては、県が調査し、土砂災害警戒区域などを示した「土砂災害ハザードマップ」を配布する計画をしており、危険箇所などの点検につきましては、毎年、県と合同で実施をしてきております。昨年からは、国、県、市町と住民などが連携した「高津川・益田川流域防災連絡会」が立ち上がり、防災知識の普及や啓発が活発化しているところであり、今後職員はもとより、消防団員の協力も得ながら、住民と地域と行政がそれぞれの立場で役割を示し、町全体の防災力が向上する取り組みを進めてまいりたいと考えております。

最後の町道沿いの側溝にふたをという関連する御質問でございます。町道の側溝にふたを設置をする場合は、出入口等などに設置するほか、道路幅員狭小なところ等へ設置しているのが現状でございます。また、側溝の掃除等の維持管理上、ふたを設置した場合に支障となり苦情をいただくことがあるのも事実でございます。議員御指摘のとおり、災害時における側溝の危険性についてメディア等においても取り上げられておりますが、それらは特に幅の広い用水路、河川の流路溝等の通常の側溝より大きい溝と思われれます。

アンケートについては現時点では考えておりませんが、防災担当等とも連携し、建設課においても地域の実情把握に努めてまいりたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 13番、米澤君。

○議員（13番 米澤 宥文君） それでは、1つ目の「地域防災計画」の避難場所の再調査ということで再質問をいたします。

洪水時に、橋を渡っての避難とふたのない側溝があるところを経由しての避難は、非常に危険を伴います。ぜひ積極的な見直しをしていただきたいと思います。と考えております。

2点目で、避難場所の表示は、日原地域はほとんどありません。津和野地域はほとんどがあるものの、かなり古くてよくありません。新規作成してはいかがでしょうか。

3点目に、平成22年9月1日の山陰中央新報に、島根県内災害時の非常食備蓄なしの5つの町、東出雲町、奥出雲町、飯南町、吉賀町と津和野町が上がっておりました。非常時の食料調達のために、JAや商工会との食料締結はされているのでしょうか。

2つ目の避難計画作成ということで、「津和野町地域防災計画」は避難勧告基準を作成しておりません。これも新聞報道ではありますけれども、島根県の策定済みは47.6%であります。山口県は全市町村策定しているとのことであります。中山間地に位置する津和野町

には、急傾斜地避難対策もぜひ必要であります。津和野町もこの急傾斜地避難対策を策定されてはいかがでしょうか。簡単ではありますが、急傾斜地の30度というのはこのようなのであります。これを家の、家なり道路なりに当てて、これより中に入っていれば30度より険しいということになります。意外と簡単にはかれると思います。そのような測定器で山の角度を計測し、急傾斜地危険家屋の判断材料とされてはいかがなものでしょうか。

2点目に、避難でありますけれども、大変難しい問題であります。逃げない選択肢、つまり逃げない避難とも言います。またまた兵庫県の例を言いますけれども、最近では一番大きな災害であります兵庫県佐用町水害で、死者・行方不明者20人のうち19人が屋外で被災されております。避難の仕方は、地域性や家屋の立地条件によっても大きく違います。洪水になる可能性が低い家も多くあります。また、反対にすぐつかりそうな家もたくさんあります。山すその家もあります。だからこそ一軒一軒の避難の目安を作成すればと思います。

先ほどの、自助・共助・公助と言われましたけれども、これは共助になりますけれども、もしも逃げおくれたときは、平屋住まいの方は2階以上の家に避難させてもらおうと、地域ごとの互助体制確立等の指導も必要と思います。

また、きめ細かい防災情報をケーブルテレビ等々で提供することも必要と思いますがいかがでしょうか。

3点目の町道沿いの側溝にふたをとということで、業者の方に側溝ふた設置の単価を聞いたところ、既設のコンクリートを切り取る等加工し、幅50センチの溝で、1メートル1万円くらいとのことでありました。例えば、単年度で5,000万円の予算で5キロメートル実施ができます。溝掃除等で苦情が出るとのことでありましたが、そのために設置希望のアンケートをとればよろしいと思っております。ぜひ実施して、町民の安全・安心の向上をさらに図っていただきたいと思っておりますがいかがでしょうか。

以上、質問いたします。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） 御指摘の件につきましては、見直しのときには移行して考えていきたいと思っております。

それと食料の、まず食糧の備蓄の件でございますけど、現在は津和野町、行っております。ただ、県が備蓄をしておりますので、町が災害時に要請をすれば提供していただけることになっております。昨年の11月に、株式会社キヌヤさんと食料品とか生活必需品の物資のあっせんを優先的にしていただけるような協定を一応結んでおります。

避難場所の表示につきましては、御指摘のとおり避難場所の表示について、表示物がかなり古くなっているものとか全くないものがありますので、今後新たな表示物を作成するように考えております。

避難勧告につきましては、河川のはんらんの際の避難勧告を含めまして、平成23年度で計画を一応ある一定の基準でつくるようにという指導を受けてますので、23年度中には計画を策定してまいりたいと、その後町の防災計画に掲載していきたいと思っております。

「逃げない選択肢」につきましては、先ほど町長が答弁しましたように、自助・共助の考え方から、地域の住民が安全な避難、また誘導が可能になるように、町としては啓発活動をまずしてまいりたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） 3点目の町道沿いの側溝にふたをとということでございますが、町長も答弁申し上げましたとおり、当課といたしましてもまず地域の状況把握に努めてまいりたいと、その状況把握をできた後に、しかるべきところには、ふたをするところにはするというような予算措置もしていきたいと思いますが、議員おっしゃるように1年に5,000万円等々の予算で5キロできる、なかなか財政状況も厳しいところがございますので、なかなか5キロのように一遍に解決するようなことはちょっと難しいかと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 13番、米澤君。

○議員（13番 米澤 宥文君） 3つ目の、3点目の質問で、これで終わりですが、「津和野町防災計画」の避難場所の再調査と3回目の——行います。

津和野川の洪水防御計画の基本となる、50年に一度の確率で発生する1日の総雨量265ミリをはるかに超える326.5ミリが佐用町で降っております。このような想像を絶する雨が降ると、旧津和野町の町中、恐らく驚原から下ですね、かなりの出水があると思います。濁流が押し寄せると思います。そして、日原地区はもちろんのこと、下に行くほど、下流域に行くほど大変なことになります。町中が水浸しとなり、食料調達は困難になると思われます。ある程度の非常食備蓄は必要と思われるがいかがでしょうか。町中が水浸しになれば当然停電等も考えられ、JAと契約しておいてもお米も精米できません。比較的水害が少ないと思われる隣の山口県阿東地区との食料提携も必要ではないでしょうか。

それともう1点、県内のほかの町では、風水害と地震に分けた防災マップを発行されたところもあります。町民の方が迷わないためにも必要と思います。現在、避難場所に不適と思われるところでも、洪水や地震がおさまった後に、被災された方が避難することは可能と思われませんが、ただその場合は、避難場所という表示をかけますと、また皆さん迷われますと思います。そう大きい町ではありませんので、自分たちがもしも被災したときはここに行くのだということはわかると思います。そういう処置も考えられてはいかがでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） 食料の備蓄につきましては、今後考えていかなければならないとは思ってます。今、議員さんがおっしゃられました阿東町、これは今後検討していきたいと思います。

風水害と防災マップにつきましては、個々のきめ細かなマップをつくっていくと膨大な費用がかかると思いますので、これはまた今後、財政状況考慮しながら検討していきたいと思えます。

○議長（滝元 三郎君） 13番、米澤君。

○議員（13番 米澤 宥文君） 以上で、質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、13番、米澤岩文君の質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、発言順序6、11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） 11番、川田剛でございます。本日、大きく2点について質問をさせていただきます。

この津和野町において、人口の増加策、定住策が急務の課題の一つであるということは、もう周知の事実だと思います。そのためには、住みよいまちづくりを今後も実施していかなければならないわけですが、そのために今日まで町長、執行部の皆様におかれましては、地域課題等概要調査や各種アンケートを実施し、意見を収集されてきたことと思います。また来年度の施策に、重点施策に「定住と健康づくり」を推進していくと、心強い意気込みを9月定例会の一般質問では聞くことができました。ことし下半期には、町長の任期の半分が終えようとしている中で、人口の増加策、定住策における具体的な施策と方針を伺いたいと思います。お願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、11番、川田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

定住人口の増加策に関する御質問でございます。昨年実施された国勢調査の結果、津和野町の人口は5年前の調査結果と比較して11.4%の減少率となり、島根県の全市町村の中ではワーストワンとなりました。その結果は、単に過疎化という全国的な社会情勢の一端であるとの認識にとどまらず、津和野町が住みにくい町となっていることのあらわれと厳しく受けとめ、議員御指摘のとおり、定住対策は本町の急務の課題として取り組んでいかなければなりません。そうした観点から、平成23年度は定住対策を重点課題として位置づけ、予算編成においても特別枠を設けて配分し、関連する施策を講じてまいる計画であります。

総合的な方針といたしましては、本町の過疎計画に掲げておりまして、「過疎からの脱却とは、この地域に住む意義、幸せとは何であるのかをもう一度見つめ直すことであり、我々の価値観を経済至上主義から地域コミュニティーへシフトしていくこと」との考え方を基本として、定住にかかわるあらゆる要素を整えていくべく取り組みを行ってまいりたいと考えております。

具体的には、まず定住の最も重要な要素となる「仕事」の確保についてであります。さきの基本的な考え方に基づく中で、津和野のよきライフスタイルを実感し、かつ集落の維持・活性化へも相乗効果を伴ってつながっていくとの観点から、農業振興は重要なテーマと位置づけ、これまで行ってきた農業施策にプラスをして、新年度は「農産物直売所に出荷する農家に対する栽培技術研修」、「直売所の環境を向上させる研修」、「安全・安心な農産物直売所をPRするための看板設置」、「地産地消を推進するコーディネーター設置モデル事業」、「米消費拡大推進モデル事業」、「食と農のまちづくり推進計画策定事業」などを新規事業として計画をしております。また、あわせて農業後継者、担い手の確保策として、

町外就業希望者を対象とした「津和野町田舎暮らし農業体験ツアー」、わくわくつわの協同組合、津和野町農業士等との共催で、「農業体験生の募集・支援事業」を新設し、農業の担い手となる新規就農者の確保を図っていく予定であります。

次に、地域コミュニティーでの生活を実現をしていく上では、「兼業」の成立がかぎを握るとの考えから、林業振興においても、今年度はモデル林を整備し、津和野町の特性に合った森林整備の手法を導き出し、全町的な森林価値の向上につなげてまいりたいとともに、新たな取り組みとして「環境保全支払制度モデル事業」を計画しております。さらには、同じく「兼業」の一翼を担うとの考え方から、エコツーリズムの構築等にも、観光協会や関連団体とも連携し、取り組む計画であります。

当然ながら、その他の産業についても充実を図るべく、観光については「観光振興計画」の策定に取り組む予定でありますし、企業誘致についても新年度より営業課に移管し、平素からの営業とネットワークを活用した取り組みの強化を行ってまいります。

次に、「住まい」の確保についてであります。空き家登録情報の公開としまねU・Iターン住宅相談員制度の活用、さらには県や定住財団等による住宅改修の補助金制度を積極的に活用した住環境の整備・PRを進めてまいります。

次に、若者子育て世帯の負担軽減を図るべく、昨年10月1日より中学生卒業までの子供さんについて医療費の無料化を行ったところでありますが、新年度は、町立保育園の充実を目指して、目的として、外部アドバイザーを招いての保育体制や環境整備に努め、「安心して預けていただける保育園」をつくってまいります。

その町でどのような教育が行われているかも、定住の大切な要素と認識をしております。平成22年度において、津和野町教育ビジョンの策定に取り組んでいるところでありますが、今後も当ビジョンに基づき、魅力ある津和野ならではの教育を展開するべく、さらに深めてまいりたいと考えております。

そして、以上のような取り組みを効果的に情報発信していくことも大切であり、新年度においては島根県とも連携して定住フェア等に積極的に出かけていくとともに、ホームページを初めICTの活用による効果的な発信手法を創出し、進めてまいりたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） それでは、再質問をさせていただきます。

定住につきましては、9月の定例会でお聞きしたのと、それと12月には大学誘致という提案をさせていただきます。その根拠といたしますが、やはり若者人口が少ないということから私アプローチさせていただいておまして、世界的に見ても、若い人口が少ない国というのは発展をしていない、経済発展途上国というのが長年続いている地域もございます。津和野町は、まだそこまでには行っていないんですけれども、津和野高校の卒業生数で言いますと、毎年大体、平成21年度まで上下はありますけれども、70人前後の子供たちが高校を卒業してから津和野を出ていっております。現在、この津和野に帰ってくる子供た

ちというのはほとんどいない状況でございまして、Iターン、Uターンという中で、地元の子供ですら帰ってきていない、これがまず人口減少の第一歩だと私は考えております。高校が悪いとは申しません。もちろん、高校を卒業されて、もう一つ高度な学力を高めて知識を身につけていく、人間形成の上で大事だと思っているんですけども、行政としては、この子供たちを津和野に戻すという取り組みが必要ではないかと思っております、私は一つ提案させていただきますのが、大学の無償化を提案させていただきます。

今、高校の授業料無償化というのがされておりますけれども、そうではなく、津和野町独自の策として、定住策の一つとして大学の無償化を提案させていただきます。ただ単に大学のかかるお金を無料にするというのではなく、津和野高校に限っては、約20人前後の子供たちが国公立大学に通っているわけなんですけれども、私立大学に限っては20名から60名ぐらいここ数十年で通われているようございまして。短期大学や専門学校などを含めますと、それ以上の数になってくるわけなんですけれども、大体国公立大学の授業料、入学金や実験・実習費などを除いた授業料は、大体公立大学では53万6,000円、国立大学の標準額が53万5,000円と、大体50万円前後で国公立大学の授業料は賄われていると思います。この授業料を免除すればいいのではないかというのが提案でございます。

ただ、ただにするだけではお金の垂れ流しと、ばらまきということになりますので、ある程度の条件をつけまして、例えば小学校1年生から高校卒業までの間、この津和野町に在籍し津和野町に籍を置き、また家族、親族、何親等までかはあると思いますけれども、何親等までかこの津和野に籍を置く、大学卒業後、専門学校後数年後、10年後でも15年後でもいいです、ある程度キャリアを積んでからは必ず津和野に帰ってくることを前提において無償化にすると、その条件が満たさなければお金は返してくださいよというような形でもすれば、津和野の人口がふえるんじゃないかなという思いをいたしております。

先ほど御答弁いただきました内容でございますけれども、さまざまな農業振興策が今年度うたわれているわけなんです、この津和野以外にも中山間地、同じような景色と言ったらあれですが、山に囲まれて田畑がある町というのは日本全国にあるわけございまして。そのような中で、全国の自治体が農業振興、中山間地対策を行っている中で、津和野にこの農業振興が行われることによって、ほかの市町村とは違うメリットは何なのかというのが、まだ私には見えておりません。この策をするに当たってどのようなメリットがあるか、まずこれをお聞きしたいと思います。

そして次に、この津和野町の定住人口がどんどん減ってきている中で、現在、町の職員の方、例えばでございますが、町の職員の方の中で津和野に住んでらっしゃらない方もいらっしゃるかもしれません。いろんな事情がございまして、それについては申し上げませんが、なぜ住まないのか、例えば益田のほうが住みやすいからとか、家族が益田に住んでるから住んでるんだというのはしょうがないんですけども、益田のほうが住みやすいとか、徳佐のほうが住みやすい、萩のほうが住みやすいということであるならば、もうそこから何が住みやすくないのかというのを考えていかなければいけないと思います。

そして、すぐ住める状況にあるのかということもあると思うんです。これが、例えば町営住宅に関しましては、老朽化している建物もあると思います。津和野町のホームページで紹介されている空き家、これも改修せずに住めるのか、改修するまでにどれだけの予算がかかるのか、そういった状況なのか、それとも普通の賃貸住宅と同じように月額幾らで入れる状況ですよという情報が流されているのか、そして家賃は幾らかというのは明記されているか。これは家を探すときに必ず周りを見ます。コンビニが近くにあるかとか、家賃がどれぐらいだったら住めるなどか、間取りはどれぐらいだ、そして家賃と自分の経済状況をかんがみながら住む場所を決めていくわけなんですけど、家賃が示されていない状況の中で、幾らホームページなどで空き家がありますよと言っても、空き家を探している人にしか注目されないと思います。ワンルームマンションでもいいと思ってたんだけど、津和野にこんな空き家がこの値段であるんだったら住みたいなというきっかけにはまだならないと思うんです。家族何人かで家を探しているという人しか、まだ空き家というのは見つからない状態になっていると思いますので、家賃は幾らかというのが、これが公表されているか。

そして、これは家賃とまた別になるんですけども、今、EPAの外国人労働者の受け入れというのが新聞報道などでされております。やはり、国家資格を持たなければ3年以内には出ていかないといけないというお話もあるようなんですけども、もしも、このEPAによる外国人労働者が国家資格を持って全国で働きたい、この津和野でも働きたいという意味があれば、介護や医療にとって物すごく貴重な人材になるのではないかと、もしも外国人労働者がいた場合、この津和野町は受け入れる態勢があるかどうかをお聞きします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） お答えをさせていただきたいと思います。

まずは、大学無償化ということで、定住に関する前向きな御提言をいただいておりますということについて、大変に感謝を申し上げたいというふうに思っているところでありますが、ただ、それだけの学費、年間安くて国立で50万ということでありまして、4年通って単純計算でも200万超えるということで、それが例えば50人であれば、大変な大きなお金になるかというふうに思うわけでありまして。そしてそれを、じゃあ本当にそういう制度を設けたとして、利用された方が本当に津和野に帰ってきてくださるのかどうか、そこに対して少し今の時点では私自身は大変疑問に感じているところでございます。帰ってくることを条件にということでもありますが、帰ってきた時点でその方がどう生活をするかというまさに現実の課題が直面をし、そしてそこに、その御本人が津和野に住んでいただけるということの判断になるわけでありまして、そこまでの整備をしていかないと、なかなかこの大学無償化ということが効果的な方法に行かないのではないだろうか、そういうようなきょうの話を聞いた中では、私自身は感想を持った次第でございまして。

ただこれから、津和野から都会へ出ていった方々、学問、特に大学等に進まれる方々、こうした方々について大変に負担がかかる、そこに何か、こちらに残っておられる親御さんに

対しての軽減になるような考え方ができんだろうかと、そういうところを営業課とも今ずっと話をしているところでありまして、その発展の上からも、その「アンテナマン企画」というのも出てきてるといふところもあるんですが、特に今、東京が中心になってくるかと思いますが、その辺での何かやれる方策はないかというのを我々としては今検討しているという段階でもあるということは、申し伝えをさせていただきたいというふうに思っております。

ただ、こうして大きなお金を直接的にお配りをするというような方法は、今のところ私どものほうにはそういうことは考えていない、そういう状況であります。

それから、農業を振興させていただく、いくことが全国の中での津和野町の魅力づくり、特色性にどうつながっていくのかというのが見えないと、そういう御意見でもあったわけでございますけれども、今回、先ほどの御質問でもお答えをさせていただいたように、やはり津和野に住んでいただけるということは、やはりそれは、都市部とは違う価値観を持っていただける方がこの津和野に住んでいただけるんだろうというふうに思っております。都市部ではいろんな娯楽もあつたり、それからそれに見合う所得ももらってらっしゃったり、遊べる余暇を十分楽しめる所得も持っていらっしゃったり、そして都会の余暇はお金がかかるわけでありまして、そういう人たちがなかなか津和野に帰ってきてくださるのは難しい。

しかし、農業をやる、それは農業をやるということは、この津和野の、やはり文化に触れたりあるいは野と山、そこに生活をするというそういう価値観を持っていただけるということでもありますので、そういう面からこの農業振興をしていくことが非常に大事なんじゃないだろうかと。だから、ただ単に農業振興にとどまらず、農業をやりまた兼業をやり、そしてその地域で住む方々と接し、暮らしをする中で、都会にない価値観を持ってこの津和野での生活がすばらしいと、そういうことを提案をしていこうと。それがまた過疎計画の基本方針にも書いて、それに向けて進めていきたいというのが我々の理念であり、これからやりたい政策なんだと、そういうことでありまして、またそのための農業振興を今後やっていこうということを私どもはやろうとしていることとさせていただきます。

それから、住まいのことにつきましては、後ほど担当課のほうからお答えをさせていただきたいというふうに思います。

それから、外国人労働者の関係のお話でございますけれども、これは、ちょっと今の時点で私どもも勉強不足でありますので、もう少しその制度のことですとか、その辺のことを勉強させていただいた上でお答えをさせていただかないと、いろんな弊害が出ていけませんので、きょうの時点ではちょっとそれにお答えできるほどの、今私自身が知識を持っていないと、そういう状況でございます、お許しをいただければというふうに思っております。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（長嶺 清見君） 現在、町がホームページによりまして、空き家情報の公開を行っておりますが、これにつきましては改修をしなくてもすぐ住めるのかということ



でございますが、これはすぐ供用できる状態でお知らせをしておりますので、話がまとまり次第いつでも引っ越しができるという状況であります。

それから、家賃等の情報提供でございますが、これはホームページ、詳細という欄があるんですが、これをクリックしていただきますと、通常不動産屋さん等でお示しをしている範囲の情報についてはさらに検索をできます。つまり、賃貸なのか売買なのか、売買であれば幾ら、賃貸であれば幾らというふうな家賃表示はしております。また、いわゆるそれ以外の情報でありますけれども、最寄りのJR駅からどの程度、あるいは学校の校区は何々小学校、何々中学校、また通常のGIS機能で位置表示というふうな地図情報も持たしたような形で公開をしております。

以上でございます。

○議長（滝元 三郎君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） 関連しますが、町営住宅の場合は、公募できる空き室が出た場合はホームページ等に掲載し、並びに地区の回覧等にお知らせする。ただ、今、地域振興課長が申しましたように、対象としては町内または近隣の方ということで、位置、地図で言います位置的なものは公表しておりませんが、そういうことを考慮していかなくてはいけないかとも考えております。

○議長（滝元 三郎君） 11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） 再質問させていただきます。

空き家情報をホームページ載せてから何年かたつと思うんですが、これまで何件ぐらいの応募があったか、覚えている範囲で構いませんのでお願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（長嶺 清見君） ちょっと数は何ともなんですが、少なくともここ二、三年、まあ3年でいいと思うんですが、成約件数とすれば5件前後は成約を見ております。あとは、例えば売買で成立したとか、どうしても我々の担当部署ではU・Iターン向けというところでの情報提供ではありますけれども、結果的に、町内でお住まいに困られておられる方にも、U・Iターン向けの枠を外して最終的にはそちらのほうに供したようなこともございますけれども、実態として大体5件程度は成約をしておりますので、この件数については少なくともU・Iターンとしての実績として、我々はカウントしております。

○議長（滝元 三郎君） 11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） 次の質問に入らせていただきます。

積雪対策の対応についてお伺いさせていただきます。今期の降雪は産業の振興と住民の生活に大変支障を来したわけでございますが、この津和野町は、国が定める積雪寒冷特別地域の積雪地域に当たると思われますが、積雪時における除雪の対応について国、県、関係各機関との連携はどのようになされているのかお伺いいたします。また、連携して実施しているものと当町単独で実施している積雪対策の状況を踏まえ、今後の課題、対策は検討されているのかお伺いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、積雪対策の対応に関する御質問についてお答えをさせていただきます。

国との連携については、今冬、鳥取県で発生した大雪による大渋滞を受け、初めて国土交通省による呼びかけで、1月14日に益田国道維持出張所において、益田・津和野両警察署、益田県土整備事務所、津和野土木事務所、益田市と津和野町で「雪寒体制関係機関情報連絡会議」が持たれました。内容は、お互いの情報交換を行ったところでございます。県との連携については、毎年の除雪会議に出席し、情報交換をしております。町の除雪作業は、作業をする業者が限られている中で、県と町の両方の作業を行いますので、まず県道の除雪が終わった後、町道へ回ってもらうという段取りにならざるを得ません。県と連絡を密に情報を共有し、一刻も早く町民の皆様の交通確保に向けて努力をしているところであります。

近年、全国的に土木業者が除雪可能な機材を手放している状況を受け、除雪のできる業者が極端に減っておりますので、迅速な除雪作業が年々厳しくなると予想されることが今後の課題であると言えます。対策については、県との連携をより一層強め、一刻も早い住民生活の安全・安心を確保していかなければならないと考えている次第でございます。

○議長（滝元 三郎君） 11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） 再質問をさせていただきます。

まず、この津和野町というのは、昔からの雪が多い町でございます、昨年も3月ぐらいに雪が降ったこともございます。雪が大変なことになるとというのは御承知だと思うんですけども、ことし初めて呼びかけ、国交省による呼びかけで連絡会議が持たれたということに私は非常にびっくりしております、じゃ今まで何も連携をとれていなかったのかというふうに思うんです。県道、町道、国道がいろいろある中で、この津和野町は、1月から初もうでの方々が参拝され、多くの方々がにぎわう町でもございます。ことしに限っては、正月1日からもう雪が降っておりました。そうした場合、今まで何も連絡をせずにしたのか、降らないことを想定されていたのかわかりませんが、津和野は雪が降るんだと、冬にも観光客のお客さんがたくさんいらっしゃるんだという状況の中で、積雪の対応というのがおくれているのではないかとこのように思っております。

ことしに限りましては、今まで町民の皆さんも雪が降るのが当たり前だという感覚だったと思うんですけども、異常なまでに雪が降りました。車を運転される方、まだいいんですが、新聞配達の方や郵便配達の方、こういった方々にとっては二輪で雪の中を走り回らないといけない、そしてまた大事なものを運ぶわけでございます。新聞配達に限っては、朝のまだだれも、車なんかも走っていない、わだちもないような状況の中で新聞を配達される方、そして郵便配達に限っては、一番重要な書類なんかを毎日届けられる中で、雪が積もって雪かきがされていない、どうなっているんだという疑問を持たれたと思うんです。同僚議員の質問の回答にもありましたが、現在、土木業者が除雪可能な機材を手放している状況を受け、除雪のできる業者が極端に減っているというのも私はわかります。行政に丸抱えで、

ぜひ津和野町で雪をかいてくれというわけではありません。もう皆さん、必死になって自分の家の前、隣の家、一生懸命雪かきをされている中で、どうしても道路だけはかけないわけでございます。家に除雪機があればなるべくかけるようにしたいんですが、それでもスコップ1本ではなかなか道路もかけない、そうした中にやはり頼ってしまうのは行政、頼るしかないわけでございます。

こういった中で、今年度補正予算で1,055万3,000円の除雪対策費が上げられておりますが、この内訳なんですけれども、業者に委託したものと自治会や自主的な除雪をしたものの内訳はどのようになってるのかお伺いいたします。

それともう1点で、1,055万円の補正予算が上げられている中で、来年度予算には50万円の除雪対策費が盛り込まれております。この金額の差というのは、ことしの大雪に対して何か課題や対策を考えていらっしゃるのかどうか、2点お伺いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） それでは、1点目の御質問にお答えいたします。

除雪対応の要請は、土木業者並びに地区で除雪可能な機械を持ってる個人の方にのみ御協力をお願いしております。ということで、自治会等々の団体には要請はしておりません。ですので、1,050万の除雪対策費は、そういう方々のお支払いとなっております。

予算の関係ですが、これは毎年の慣例と言いましょうか、除雪費については精算でつけていくという格好で、一応窓口ということはおかしいですが、そういう形式的に一応つける、予算的にはつけとるということでございます。

○議長（滝元 三郎君） 11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） 今回、除雪に関しては幾つかの質問がありまして、大変関心のあることでございますので、今後、国、県、他市町村としっかり連携され、町民に支障のないよう要請し、質問を終わらせていただきます。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、11番、川田剛君の質問を終わります。

---

○議長（滝元 三郎君） お諮りをいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 御異議なしと認めます。したがって、本日はこれにて延会することに決しました。お疲れさまでございました。

午後3時14分延会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

---

平成 23 年 第 2 回 (定例) 津 和 野 町 議 会 会 議 録 (第 3 日)

平成 23 年 3 月 14 日 (月曜日)

---

議事日程 (第 3 号)

平成 23 年 3 月 14 日 午前 9 時 00 分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

---

出席議員 (16 名)

1 番 京村まゆみ君

2 番 村上 英喜君

3 番 板垣 敬司君

4 番 竹内志津子君

5 番 道信 俊昭君

6 番 岡田 克也君

7 番 三浦 英治君

8 番 青木 克弥君

9 番 斎藤 和巳君

10 番 河田 隆資君

11 番 川田 剛君  
13 番 米澤 宥文君  
15 番 沖田 守君

12 番 小松 洋司君  
14 番 後山 幸次君  
16 番 滝元 三郎君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 齋藤 等君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森 博之君	副町長	長嶺 常盤君
教育長	齋藤 誠君	参事	右田 基司君
総務財政課長	島田 賢司君	税務住民課長	米原 孝男君
まちづくり政策課長	村田 祐一君	営業課長	大庭 郁夫君
地域振興課長	長嶺 清見君	健康保険課長	水津 良則君
農林課長	田村津与志君	商工観光課長	山岡 浩二君
建設課長	伊藤 博文君	環境生活課長	長嶺 雄二君
教育次長	世良 清美君	会計管理者	山本 典伸君

---

午前9時00分開議

○議長（滝元 三郎君） 改めましておはようございます。引き続きお出かけをいただきまして、ありがとうございます。

皆様既に御案内のように、東北地方ではまさに空前絶後といいたまうでしょうか、想像を超えるほどの大変な事になっているようでございます。3月の11日、観測史上最大という、マグニチュード9.0という東北地方太平洋沖地震が発生をいたしました。地震、津波、火災等によりまして、多くの犠牲者あるいは壊滅的な被害が出ているようでございます。亡くなられた方々の御冥福を心からお祈りをし、また被害に遭われた皆様方に心からお見舞いを申し上げます。また、一日も早い復興を皆様とともにお祈りをしたいというふうに思います。

これから3日目の会議を始めたいと思います。

ただいまの出席員数は16名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

日程第1． 会議録署名議員の指名

○議長（滝元 三郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は会議規則第119条の規定により、7番、三浦英治君、8番、青木克弥君を指名いたします。

---

日程第2． 一般質問

○議長（滝元 三郎君） 日程第2、一般質問。

昨日、引き続き一般質問を続けます。順次発言を許します。

発言順序7、8番、青木克弥君。8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） 質問に先立ちまして、このたび東日本を中心とする未曾有の大災害におきまして、被災された皆さん方に心よりのお見舞いを申し上げたいと思います。なお、またそれにかかわっておられます関係各位の皆さん方の献身なる働きに対して、深甚なる敬意を表するものでもございます。

また、いまだに行方がわからない皆さん方の一刻も早い救出と、そしてまた一人でも多くの命が救われることを望むものでございます。

なお、町当局におかれましても当然被災されてない市町村として、それらに向けての何らかのアクションを早急に起こしていただきたいというぐあいにも思っているところでございます。

そういった中での質問でございますが、本日、町長の施政方針に対して、幾つかの質問をさせていただきますというぐあいに思います。

質問の内容でございますけれども、一応、先にどのような組立てかということをお知らせをしながら、そのつもりでよろしくお願いをしたいというぐあいに思います。

まずは、施政方針にかかわる認識の一致を見なければ議論になりませんので、その辺の私の認識を先に述べさせていただきます、それに対しての答弁をお願いをしたいというぐあいに思います。

2番目に、基本的な物の考え方の幾つかについて、質問させていただきます。

3番目に、いろいろ具体策として述べられております主なことについて、2、3質問をさせていただきますというぐあいに思いますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、まず施政方針に対する認識でございますけれども、基本的な物の考え方に先も同僚議員がいろいろ述べておりましたけれども、昨年の基本、いわゆる施政方針にのっとり述べてございます。つまり、基本的には町が作成しております第1次津和野町総合振興計画に準じて、具体策が述べられているというぐあいに思いますけれども、その前段として現在の置かれている、津和野町が今当面している諸問題、一番大きな点について先に述べられております。

1つは人口の減少に伴う経済の縮小、それらが地域の活動を、活力そういうようなものを奪って、それらが過疎化に拍車をかけ、集落の維持に多大な影響を及ぼしてると、それ

らがつまり交付税や町税の減少を生み、歳入の落ち込み等によっていろいろな問題をはらんでいるんじゃないかということが予測される。したがって、そういうことを全町を挙げて、その危機感を共有することが大事だというぐあいに述べられました。それらを払拭するために、まずは定住対策を初め、その定住対策についてはその主なものとして、産業振興と健康づくり対策だというぐあいに述べられています。

しかし、国の情勢は混沌として非常にわかりにくい情勢でありますけれども、しかし、自治長としまして今まで進めてきました特色ある地域づくりを、主体的に展開しなければならないというぐあいに述べられました。それはつまり町民と行政が一体となったまちづくり、いわゆる住民参画による官民共働のまちづくりだというぐあいにも述べられておるわけでございます。

そういう観点から今ことし最も急がれるのは、一刻も早い集落の維持活性化の取り組みだというぐあいに述べられました。その上で、それをやった上で福祉、健康医療あるいは産業振興、教育、それに伴う社会基盤の整備、いったものが重要だというぐあいに述べられています。

それらを進めるために、本年度の基本的な予算編成の方針が述べられました。その基本的な予算編成の枠組みの中に、これは行政の健全化の4章といわれるものを留意して枠配分で取り組まれる、いう枠の中で特に今年度は4つの方向が示されています。

1つは定住対策であり、2つ目が健康づくり、地産地消、それからやはり基金の繰り上げ償還、いったものがこの重点編成方針として述べられています。それらを進める方策としていわゆる行政、財政改革、行財政改革を進めていかなければなりません、それは昨年も述べられました行政評価制度等の構築、こういったものを行うことによって、住民満足度の高い行政サービスの提供というものを、推し進めていくんだというぐあいに述べられています。それをするために最も重要なのは、それらを進める職員の人材育成とともに、意識改革が重要なんだということも合わせて述べられています。

住民協働のまちづくりについては、住民と行政の協働プロジェクトの推進会議といったものを進めることによって指針を策定し、住民自治基本条例等々の作成に向けての努力をしなければならないというぐあいに述べられています。

それが私が受けた認識でございますが、その辺についてのお考えあるいは相違がございましたら、答弁の中で御説明願いたいと思います。

そこで、まず1番目の基本的な質問でございますが、昨年の基本方針を見ますと3つの柱が挙げられました。それは1つが住民といわゆる執行部との住民との情報の共有化でございます。2つ目がそれらを進めるために、いわゆる成果志向への転換だと、3番目が財政基盤の確立だという3つの柱を挙げられて、いわゆる機構改革による3つの課を新しく創設されて、それらを遂行していくというぐあいに述べられました。そこで、まず行政評価制度といったものを構築するというぐあいに述べられていますし、今年度もその方

向で進むというぐあいに述べられておりますが、この行政評価制度はどのように現在進められておるのか、それらがどの程度進んでいるのか、その進捗についてお聞かせください。

2番目に、成果志向への転換ということで、それはつまり現場主義であり、職員のそれらに伴う意識改革が必要だということが述べられてございますが、一体職員の意識はどのように変化したのか。

それから3つ目、3つ目は具体的に3つの課が新設をされ、現在もその3つの課と他の課とのいろいろなやりとりの中で、業務が進められておるといふぐあいに思いますが、その新しく新設されました3つの課と他の課とのいわゆる情報、仕事の意義、それぞれのやりとり、そういったものがどのように評価をされているのか、この3点についてお聞かせください。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） おはようございます。一般質問2日目になりますけれども、どうぞよろしくお願いをいたします。

回答に先立ちまして、先の大災害に見舞われました被災者の皆様に心からお見舞いを申し上げますとともに、お亡くなりになられました方々にお悔やみを申し上げたいと思っております。

そして津和野町といたしましても、そうした方々に対して、また現在復旧活動一生懸命取り組んでいらっしゃるわけですが、そうした災害地に対しましての支援等を、これから積極的にやってまいりたいとそうように考えておりますことを、まず最初に御報告、御説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、1番、青木議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。まず、施政方針に関しまして、基本的なその認識について相違があるかどうかという御質問でございます。その御認識はまず議員のほうから、るる述べられたわけでございますが、そのことに対して、私ども全くの同じ認識であるということをお答えをさせていただきたいと思っております。

それから続きまして、基本方針等のことに関しましての御質問があったわけでございます。その中で、行政評価制度の進捗状況ということでの、お尋ねがあったかと思っております。こちらのほうから回答させていただきたいと思っております。若干、前段、金曜日の議員さんの一般質問にも出ましたので、少しダブるかと思っておりますけれども、改めて回答ということにさせていただきたいと思っております。

行政評価制度の構築に当たりましては、全国市町村国際文化研修所が主催するe-JIAM塾、及び行政評価制度導入研修、そういうものを受講いたしまして、担当教授の指導等により今年度8月までのところで、津和野町の行政評価制度実施マニュアルというものを作成をいたしております。

このマニュアルでございますが、第1次津和野町総合振興計画、これの各施策項目の目的達成手段として、実施している事務事業及び町内の団体等に交付している町単独補助金を



行政評価事業として、そしてP D C Aサイクルによる行政評価の実施方法や目的、関連する評価シートの様式、行政評価制度導入に係る年次計画というものを定めております。

また、この行政評価制度を円滑に推進をしていくというために、各課長補佐クラスで構成する行政評価制度実施委員会を庁内に設置をして、事務事業評価シート及び補助金調書の試行的な作成や、評価対象事業となる事務事業を職員が実際に行っている職務から整理をし、係り別の職務を対象・目的・活動の3つの視点でリストアップをいたしまして、その上で目的が同一の職務を事務事業として括り、行政評価制度の対象事業として位置づける作業を、今年度2月末までのところで実施をしているところでございます。結果として、職務数が1,580件、事務事業数999件のうち495件を行政評価対象事業として位置づけたというところでございます。

この今後の予定でありますけれども、平成23年度はこの22年度に整理した職務、事務事業を基に修正等を行いまして、平成23年度版として評価対象事業確定をした上で、4分の1の事業について本町の行政評価制度による評価を実施する予定としております。そういう進捗状況とこれからの計画ということになります。

そして、この行政評価制度の構築に伴いますこの職員の意識改革ということ、2番目に御質問いただいたわけでございますけれども、当然この行政評価制度というのは、それぞれ職員が担当しているまず事務事業それからそれから職務等について、自己評価を行っていくということにもなります。そして、その中の自己評価に基づいて、さらに少し大きな枠の中でのまた評価をしていく、そういう流れの中で本当にその一つ一つの事業の費用対効果、どこまであるのかというのを検証していくというのが、この1つの行政評価制度でもありますので、この行政評価制度、実質、実際にこの23年度から、まあ23年度は試行的なところが大きくなりますけれども、これをやはり導入していくことによって、職員がまず自分自身のこの事業を費用対効果という面から、あるいはP D C Aの観点から考えていくという作業が始まってまいりますので、その中でこの職員のまさに自分たちの事業に対する意識改革というのが、進んでいくんだろうと浸透していくんだろうと、そういうふうを考えているところでございます。

それから3つ目の、新設の課もつくった中での他課との連携というところであろうかと思っております。実際この部分は新設の課をつくりまして、1年経過をしたわけでありませけれども、そこの連携部分というのは今後の課題であろうというふうに思っております。それぞれの課本当に、次の議員さんの御質問にも出てきておりますので、ちょっとここで詳しくというのは、遠慮しようかと思っておりますけれども、それぞれの課がそれぞれの取り組みの中で、本当にこの1年間、創造的な事業提案をしてくれまして、前向きな取り組みに取り組んでくれた、そのように私自身は思っております。ただ、その分野というのが非常に似通るところもございませるので、当然その連携という部分が、これまでの習慣、慣習になれないがゆえにしっかりいっていないというところは、課題として私自身も認識をしているところであります。

ただ、私としてはやはり選挙でもお約束をしたとおり、新機軸を打ち出して新しい取り組みに取り組んでいかなきゃいかん、そのためにはどんどん提案を出してもらって取り組んでもらいたい、積極的に行動してもらいたい、それが大きなまず私自身の考え方でありますので、そこで今年度1年間本当にその取り組みについては、私自身、新しい課、本当に評価をしているところがございます。

そして当然次のステップとして、現在申し上げたようなそういう連携という課題が出てくるというのは、当然であろうと思っておりますので、萎縮して何もしないよりはよっぽどいい方向に進んでいるというように思っております。

そして、その2段目に出てきた、現在のようなその連携という課題というものを、今後どう解決していくのかというのを、これから取り組んでいきたいと、そのように考えているところがございます。

一応、以上で回答とさせていただきます。

○議長（滝元 三郎君） 8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） 続いて、今の答弁に対しての質問をさせていただきます。まず、評価制度でございますが、これは今答弁の中で事務事業は約半分ぐらいの目標を立てながら、それを評価する課題として事務事業を評価していくというようなことでもございましたし、それから、それらを基に23年度の事業書を提示、提示していくということでもございました。そうしますとこの23年度に向けてのいわゆる課題そういったものがどのように提示されているのか、現在のところで23年度にすぐ入るわけでございますので、その辺ができてるといふぐあいに思いますので、主な点について御説明ください。

それから、今の職員の意識改革の問題でございますが、これはまずは自己評価をしながらと、あとはそれぞれの第三者評価ということになるというような説明でもございましたけれども、その中に行財政改革進めていく上での、いわゆる費用対効果等々も含めながら評価していくんだというぐあいに述べられましたが、この費用対効果といった言葉にはなかなか理解しにくい部分もございます。

つまり費用を使ったものが、どれだけの効果があるかという数字的なもので示されるものと同時に、それで示されない大きなファクターがございます。その辺をいわゆる振興を管理する側として、つまり町長であり副町長である特別職側、その人たちがどのようにその辺を評価していくのかということが、私は最も大事だろうというぐあいに思っています。今、町長の答弁にもございますように、業務を遂行していく職員が萎縮するというのが一番危険でございます。それらがそういうような状態にならないというぐあいにするためには、今申し上げましたような数字であらわせるだけの費用、今、費用対効果の話でございますが、それだけの評価でとどまらない非常な重要な部分が含まれているということ、改めて御認識いただきたいというぐあいに思うところでもございます。その辺をどのようにお考えになっておられるのかということ。

それから、新しい新設の課につきましては、あとの議員についてもお答えをするので今ここで述べられないということでございますが、そういうことはあっちゃならんというぐあいに思いますが、私が質問してるのに、あと質問しますので答えられませんなんか、それは私としては許されません。そういうようなことでございます。

それから、事務事業でございますが、これは物の考え方でございますけれども、事務事業というのは町長の御認識と私の認識が、違つとは困りますからここで申し上げるわけでございますが、基本的には公務はこの事務分掌というのは、示されました各課の事務分掌のいわゆるそれぞれの法に基づいた所掌事務というのが示されてございますが、それに対してどれぐらいの、これは行政評価でいいますとどれぐらいの効果が、どれぐらいの価値で示されるかという評価だろうというぐあいに思います。

それから、事務事業を見直す上では、それらがどれぐらいの時間数やいわゆる人数的に必要なのかといったのが、事務事業の1つの見直しだろうというぐあいに思いますので、その辺についての、また町長の御認識もお伺いをしたいというぐあいに思います。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） まず、費用対効果に関する御質問でございます。確かに私町長に就任いたしまして、行政評価制度に取り組むということを申し上げた当初から、議員さんのほうにもこの費用対効果の考え方というのは相当慎重に定めていかないと、特に中山間地域を多く抱えるそういう人口が、町の中で特に山間部の人口が少ないところと、中心部の人口の多いところの中での、そういう効果というものが考えられていくということになったときに、非常に不公平感が出てくるんじゃないだろうか、そんな御指摘も受けてきたところでもありまして、それは当然私自身も、この行政評価制度を取り入れていくということを考えております当時から、同じ思いであるわけでありまして、この費用対効果の考え方というのは、最終的にはそれぞれ行政評価をして上がってきたところを私がどう取り入れて、どう政策に取り入れていくのか、それが最終的なこの判断になるわけでありまして、当然その部分はしっかり認識をして進めていきたいと、私自身があるいは副町長も含め、また庁議のところまでも共有をしあいながら、この費用対効果のことにつきましては考えていかなければならん問題だろうと思っております。

それから、確かに次の議員さんにも御質問受けているんでという、お答えしづらいということ申し上げた、ちょっと言葉が軽率であったかなというふうにも反省をしております。次の議員さんが事前通告をきちっとされておって、それに書いて、回答を書いていたということがあるので、私がまたそこで重複したことを申し上げて、次の議員さんに御質問に御迷惑かかってはいかんという、そういう悩みというか思いがそんな言葉になった次第でありまして、あまりよろしくない言葉であったかなというふうにも思っております。訂正をして、お詫びを申し上げたいというふうに思っております。

あと、詳しいところのところにつきましては、担当課のほうから御説明をさせていただきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（村田 祐一君） 行政評価制度の構築につきましては、役場の職員、担当課のほうですが、全国の、町長が申しましたように、研修所等の受講を重ねながら制度の構築を図ってきたものでございます。それに合わせまして庁舎内で実施委員会を設け、今取り組みを進めているところでございます。

制度の構築に当たりましては、実施委員会または庁議のメンバーで講師の先生をお招きして、行政評価についての研修も重ねながら取り組みをしてきたところでございます。

今年度、制度構築というところが目的として持っておりまして、評価シートの作成なり、それに記入について実施委員さんを中心に行ってきたわけですが、まだまだ事務事業につきまして、活動の指標なり実績の見方なり、どこにそのポイントを、一つ一つの事務事業に対しまして、持つかというようなところは、今後研修を重ねながら職員の意識統一を図っていく必要があるだろうというような認識を持っております。

マニュアルにいたしましても、少し中身の変更を行って、取り組みを進めないといけないというような今の状況でございます。

○議長（滝元 三郎君） 事務事業の認識とか、あの辺があったですね。ちょっと答弁漏れがあるようでございますが。事務事業の認識とか、何か、あんなんがあったよね。事務事業についての認識とか、そこら辺。はい、町長。

○町長（下森 博之君） 大変恐縮であります。最後のその事務事業関連の質問ということで、ちょっと私どものほうが具体的に今認識できておりませんので、お許しをいただければ、もう一度お聞かせをいただきたいというふうに思います。

○議長（滝元 三郎君） 8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） ちょっと、言葉足らずで理解できない部分があったかと思いますが、今、まちづくり政策課の課長のほうから若干の答弁ございました。つまり、その事務事業をどういうぐあいな観点で認識するかといったことのちょっと説明がございましたが、つまり、それを評価するときに、事務事業を評価するときに、具体的にどういうぐあいに事務事業を見直すかといったものは、何かに基準がないと事務事業を見直すことができなわけでありまして、それらを見直す上で、どういうぐあいにその見直す基準をつくるかといったことが、今、政策課の課長のほうが若干答弁があれして、その辺のことが非常に大事だという答弁もございました。

つまり、何々に関することというぐあいに所掌事務では示されてございます。それは、つまりは何々法に基づいての所掌事務ということで、この事務分掌には決められておるといいうぐあいには思いますが、その何々に関するところが、何課が何人の人数で、年間どのぐらいの時間を費やしているのかということが、客観的な評価になろうかというぐあいに私は認識しておるのですが、そういうような積み上げのもとで、その中にいろいろな問題点が出てまいります。それらを積み上げた上で事務事業がこれは一体どのぐらい、その全体の事務事業の中で占めている割合がどうなのかって、先ほど町長が言われておりますように、その

中で使われるいわゆる費用対効果、町のほうでいくと町の予算の中に占める割合がどのぐらいの費用の中で、どのぐらいの効果が上がったかというようなことになろうかというぐあいには思いますが、その辺での認識が私の認識と町長の認識と違ったら困りますので、その辺でいかかということをお尋ねしたところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 基本的には、この認識というのは違ってないというふうに思っておりますけれども、この行政評価制度の構築、そのスキームということになりますけれども、まずは一つ一つのこれは事務事業でありますから、具体的に行っている事業、これについて一つ一つを評価をしていくということになります。

そのただ1つの事業というのは、ただ単に1つの目的を持ったものではありませんので、いろんな各課がやっている、そういう事業にもかかわってくるということになります。それが何々に関する、そういうような大きなくくりになってくるわけでありまして、そして今度その何々に関する、というのが、またさらに大きな輪になってそれがその総合振興計画でいう、それぞれの第1章、第2章、第3章といいますか、そうした大きなまたくくりの中での政策、そういうふうにもなっていく。

そして最後には、津和野町第1次総合振興計画の1つの目的であります、いわゆる「温もりのあるまちづくり」でございます、ああしたところへかかわっていかなきゃならん、だから1つの事務事業の評価が最終的には総合振興計画全体への評価へとつながっていく、そういうスキームのもとで構築をしていかなきゃならんというふうに考えているということでもあります。

そしてその第1弾として、この平成23年度は、まず一番下にある事務事業の評価を構築していこうということで、進めていくということでもあります。本来ならもう23年度から、すべてのスキームの中のところがやれていければ一番いいわけであります。しかし、この行政評価制度というのは、本当に時間がかかるものでありまして、他町村でいえばもう5年、6年かけてこの行政評価制度をつくり上げているということでもあります。津和野町ようやく22年度から取り組みを始めてまいりましたので、その一つ一つのステップを今進めている最中であるというところでございます。

特に津和野町の場合は、やはり津和野町独自の行政評価制度を構築していきたいということがありまして、他市町村は大学教授あるいはそうしたコンサルさん等を招いて、お金をかけてやるところもあるわけですが、津和野町の場合は職員で担当して、まちづくり政策課で今つくり上げていくということ、私はそれで津和野町独自のものがまたできていくんじゃないかということ、期待をしているわけですが、そうしたところの中で進んでいる状況でありまして、そうした経過であるということでもあります。

○議長（滝元 三郎君） 先ほどの答弁漏れということで、4回目ですが認めます。これを認めます。8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） それでは、町長と認識は一致してるということを確認をいたしました。

そこで、それでは次の2番目の質問に移りますが、ことし示されました予算の編成における重点的な物の考え方として、先ほど申し上げましたように3本の柱を挙げられました。もう1つは償還でございますのでここでは省きますが、定住対策と健康づくり、そして地産地消というぐあいに述べられてると思います。

まず最初の定住対策については、前段で同僚議員の質問の中に若干述べられてございます、いわゆる働く場の確保だと、いわゆる仕事の確保、いうことで表現されてございますが、それはつまり1つの大きな柱として、農業の振興であるというぐあいに述べられました。当然定住対策というのは、それだけではおさまらないというぐあいに思いますし、また農業の振興についても、いろいろな事業を取り込んでやるというぐあいな説明がされてございますけれども、そしてはそうすると、いわゆる新規就農者に対しての基盤の提供だとか、そういった辺の取り扱いはどうするのかというようなことについて、また述べられてございませぬので、その辺について質問をさせていただきたいというぐあいに思います。

つまり、前段で述べられました、農業関係以外の定住対策についての具体策は一体何なのか、若干、町立保育園の充実というようなことも述べられてございますけれども、それはどういうことを指しているのか、いうことも含めてお願いをしたいと思います。

それから2番目の健康づくりでございしますが、これについては一番大きな視点としていろいろな課題を挙げながら、地域包括センターの充実だというぐあいに述べられてございますが、それらは何をもってどのように充実をさせていくのか、今年度どういうぐあいな取り組みをしていくのか、いうことについてお聞かせください。

3番目に、地産地消でございしますが、これも同様に各種事業を導入してそれぞれの導入について、例えば生産者の栽培指導していくんだとか、そういうようなことが述べられてございますけれども、それでは地産地消が具体的に、例えば町内の商店とどのように連携していくのかと、あるいはそれらを消費・流通をさせていくための手だては今年度何をするのか、いうようなことについて、この3点についてお聞かせください。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 定住全般、まず第1問目の質問でございまして、定住全般にかかわる部分でありますけれども、これは金曜日に11番議員さんの御質問にもお答えをさせていただいたということにもなりますので、詳しくは申し上げませんが、農業関係についてはいろいろ独自事業を具体的に挙げて、そして取り組みを掲げさせていただいております。それに伴って、関連して新規就農者を募集していくための体験ツアーですとか、それから農業体験生の募集支援事業、そうしたものにも取り組んでいくということ、そして兼業という形の中から所属、仕事の確保をしていけるという前提で進んでいきたい、そんな思いから林業関係の施策というものも、具体的に考えさせていただいておると思います。

ただ、産業振興、仕事の確保というのは農林業だけがすべてではないので、あるいは観光振興策、それから企業誘致こうしたところについても、23年度から取り組んでいきたいとそういうことを申し上げております。

それから、住まいの確保につきましても、当然これが定住の大きな要件になってくるといふ考え方の中で、ふるさと定住財団あるいは島根県等との連携を図って、このような各種補助制度等も活用しながら、またPRに努めていきたいとそういうことを考えております。

それから、特にやはり若者世帯の定住化対策として、昨年10月1日から中学生卒業生までの医療費の無料化をやっておりますけれども、それだけですべて済む問題ではないということから、この保育所等の次のステップとして、改革に努めていきたいとそういう考え方でありまして、具体的には6月補正ぐらいでお願いをさせていただきたいと思っておりますけれども、これについてはちょっと、コンサルさんあるいは外部の専門家に協力をいただきまして、そしてまず一度この津和野町の町立の保育所等の環境、そうしたものを1回調査、見ていただこうとそういうふうに考えております。そして私も会議に入って、また当然当町の職員も加わる中で、改めて今津和野町の保育がどういう状態であって、そしてもっと魅力ある保育園それから安全安心な環境をとということ、これをつくっていくためにどこをどう整備して、どこを体制をつくっていくのか、そこをこの1年かけてしっかり考えてやっていきたいと、そういう思いがあるわけでありまして。

本来ならば、もう老朽化もしておりますので、建てかえということも念頭においてやりたいわけでありまして、なかなかやはり厳しい財政状況でもありますので、その辺も考慮した中でその中で安全安心、そうしたものをもっともっと整備していかんにかんがうと、そういうふうに思っております。そうしたことをやるのがこの定住にもつながっていくというふうに考えているところでございます。

十分なお答えにはなっていないかとも思いますが、そのほか地域包括支援センターのこと、あるいは地産地消のこと、これら具体的な取り組みということで御質問でありましたので、各担当課のほうから御説明をさせていただきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 健康保険課長。

○健康保険課長（水津 良則君） 今の御質問で、地域包括支援センターの充実ということで、具体的にどのようなことを進めるのかという内容の質問であります。具体的に、今、何をどうこうちゅうのを決めておるわけではありませんが、今後この半年ぐらいかけて今の地域包括支援センターが、今の体制で本当にいいのかどうか、特に医療との結びつきというのが非常に重要でありますので、例えばうちの課で医療対策室は2階に、離れた2階にありますし、それから包括支援センターはうちの課にあります。病院との連携、それから社協とかシルバーとの連携、そういうものを考えたときに本当に今の体制がええのかどうかちゅうのは、ちょっと根本的に考える必要があるかと思っております。

それと昨年の6月にケアマネが1人退職しましたが、その後募集してもなかなか人が見つからないという状況、他の事業所においても同様の人材不足ということがありますので、

もっと連携がとれないかということで、これは内部でしっかり協議を重ねていきたいと思いますが、今の体制そのものを根本からちょっと考え直したいというふうに今のところ考えております。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（田村津与志君） それでは、まず最初に新規就業者の基盤の確保というふうな御質問がございました。今、支援センターのほうに新規就農の関係で町外から問い合わせもがございます。そして町内でも、4月以降、新規就農したいというふうなお話も聞いておるところでございますが、実際にそれぞれの希望者の方が、何を農業で求めているのかというのがさまざまございまして、はいじゃ、具体的にモデル的にこれというふうなものを決めても、なかなかそれに対応できないというふうなことがございますので、それぞれの方についてお話を聞きながら、対応したいというふうに考えております。

今、島根県のほうで今年度から新たな事業がきまして、これまでは農業の新規就業というのはそれを専業として行わないと、事業の対象にならないというふうなことでもございましたが、今後については兼業でもそれを認めるというふうな方向でもございますので、そういった制度も活用しながら、その御本人の御意向に従って対応したいというふうな考えでございまして、それのお考えによって認定農業者なり、郡の農業士なり、皆、支援センター、農協関係機関が連携を取りながら、本人の希望に対して実現されるように、対応したいというふうに考えておるところでございます。

それから地産地消に関してでございますが、今、基本的に農産物直売所のあり方といえますか、これまで右肩上がりですと農産物直売所の売上げを伸ばしてまいりましたが、近年それがある程度のところで現状維持といえますか、横ばいの状態でございます。この状態からさらに売上げを伸ばしていくのか、それとも加工していくのかというのは、今が一番の境目であろうというふうな認識を持っておりまして、地産地消の関係で農産物直売所というのは、少量でやはり多品目の農産物がそこにそろい、そして消費者の方も安全安心というふうな部分と、そして朝採れの野菜が出ますので新鮮というのが何よりも大切でございますので、そのあたりのところをやはりもう少し充実をしたいと、そうすることで消費者の方もさらに直売所を利用していただけるような形になるのではというふうなことでもございまして、一応そのあたりのところで栽培の講習会とか経営の講習会とか、そのあたりのところを実施をしたいというふうに考えておるものでございます。

そして商店の関係、旅館も含めてでございますが、今の体制でやってもなかなかその辺のところは、できていないというふうなこともございますので、来年度の予算で地産地消を推進コーディネーター設置モデル事業というふうなことで、今、人をそこに配置をしながら、学校、福祉、医療それから旅館等の農産物の利用促進を図っていただくという形、それから農産物直売所の販売拡大なりそういうふうなのを二乗しながら、さらにそれらを使用した商品開発等も計画をしたいというふうな思いでございます。ただ一番重要なのは、そこに本当に対応できる人材を確保できるかというふうなことが重要ではございますが、町内では



やはり緑提灯といいますか、50%以上の農産物を利用したお店の緑提灯というふうなものが普及できればというふうな形で、そのコーディネーターを中心にして今後対応したいというふうな考えでございます。

○議長（滝元 三郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（山岡 浩二君） 地産地消につきまして、商工観光のほうからただいまの農林課長の答弁に、補足として答弁をさせていただきます。

施政方針にも掲げておりますとおり、施政方針では主に農業関係のほうで地産地消関係はまとめて表記をして、新しい事業を並べておりますが、これらすべてにおいて商工観光として、町内商業者、事業者、また旅館等とのそのパイプ役として、役割を果たせるようなという思いもありまして、農林のほうで事業については掲げさせていただいております。

なお、新津和野観光創造事業、3カ年のふるさと雇用基金事業が3カ年目に入りますけれども、これにつきましても地産地消の観点とブランド推進という観点を二乗しまして、この事業の中で、観光協会の事業と石西社に委託している事業とあるわけですが、津和野町内の商社機能についての充実を、この事業の中で果たしていきたいという考えもありますので、引き続き推進していきたいというふうに思います。

基本的な考えとしましては、この2年、3年ぐらい地産都消ということで、町内のすぐれた名産品を都会に展開をするということを進めてまいりましたが、これを進めてきた1つの反省といいますか、地産都消は常に地産地消との車の両輪のようなものであるということが、大変実感としても理屈としてもわかってまいりまして、地産地消と地産都消、両方がっちり合わせて進めることがどっちにとっても重要だし、効果があるという観点をはっきりわかってまいりましたので、地産地消とともに地産都消もまたさらに進めていきたいと、その裏にはまず地産地消をしっかりやっていくんだというふうな観点を明らかにして、23年度は取り組んでいきたいというそういう観点も考えております。

濟いません、御指摘のありました企業誘致につきましては、キーレックスさんの対応も含めまして、23年度からは営業課への移管をしてさらに進めていくというふうに、町長の答弁でもあったと思いますけれども、そういう方針でおります。

○議長（滝元 三郎君） 8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） そうしますと、今の答弁の中から若干進めさせていただきますが、具体的に。

○議長（滝元 三郎君） 委員、8番委員さん、もう3回過ぎてます。あの、質問もできませんが。

○議員（8番 青木 克弥君） 3回って、これ3つに分けておるんですが。

○議長（滝元 三郎君） 通告が、通告が施政方針についてという通告ですので、もう全体で3回というふうな解釈をいたしますので、そのような、通常今までそういうような形でしておりますので。

○議員（8番 青木 克弥君） なしということですね。

○議長（滝元 三郎君） はい、もう質問はできないということで。

○議員（8番 青木 克弥君） それじゃ、これで終わります。

○議長（滝元 三郎君） 以上で8番、青木克弥君の質問を終わります。

.....  
○議長（滝元 三郎君） それでは、後ろの時計で10時10分まで休憩といたします。

午前9時55分休憩

.....  
午前10時10分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

発言順序8、1番、京村まゆみ君。1番、京村君。

○議員（1番 京村まゆみ君） 質問に先立ちまして、重ねてではありますが私からも、このたびの大災害によりお亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りするとともに、被災された多くの方々に心よりお見舞いを申し上げます。

また先ほど、町長より町として強力に支援を進めていきたいということでしたので、物資などの支援と重ねて、一時受入れ先また疎開先として積極的に手を挙げ、支援を体制を整えていただきたいということをお願い申し上げます。

それでは質問に入らせていただきます。行財政改革大綱の検証と見直しについて、お伺いいたします。11日の同僚議員の質問、また先ほどの8番議員の質問と重複する部分もあるかと思いますが、具体的に深くお伺いしたいところや別のところなどありますので、通告どおり質問させていただきたいと思います。

平成18年からこの計画が5年間で推進されてきましたが、今年度で終わります。昨年3月議会で、同僚議員がこのことについて一般質問しておりますが、その後の1年間についてまた今後の対応について質問いたします。

まず1つ目ですが、組織機構の見直しによる成果と定員管理計画推進の整合性について大課制がうたってありましたが、特に新たな課を設置して1年が経過しております。営業課、まちづくり政策課、地域振興課、またこれに連携して商工観光課、農林課などそれぞれの課の役割分担や連携が、いま一つ不明確に感じておりますが、いかがでしょうか。

また、定員管理計画の対象外である嘱託、臨時職員の削減状況についても合わせてお伺いいたします。

2点目として、公共施設管理の見直しの中で、第3セクター見直しと指定管理者制度導入の実績は、どういうふうになっておりますでしょうか。また、特に直営施設である安野光雅美術館や森鷗外記念館、桑原史成写真美術館など多くの教育委員会の管轄施設が、町内の学校教育現場で活用されているのでしょうか。これらの施設の指定管理者制度導入の検討をどうお考えでしょうか。

また、現在地域振興課の管轄となっております天文台は、高い教育価値を持った施設と私は考えておりますが、この施設についての経営方針についても合わせてお伺いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、1番京村議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。まず、行財政改革大綱の検証と見直しについてという御質問でございます。そして組織機構の見直しによる成果と定員管理計画推進の整合性はと、この御質問からお答えをさせていただきたいと思っております。

御指摘の4課につきましては、課設置条例のとおり業務の区別は行っておりますが、国・県の方針も農商工産官学連携などに代表されるように、従来とは違いさまざまな分野が連携した事業運営の方向を示してきております。したがって、町においても課を越えた企画、連携は必要であるとともに、縦割り行政の被害、弊害を解消していく上でも重要と考えておりますが、結果として町民の皆さまにはどこが主体で動いているのかわかりにくく、課の連携が不明確という御指摘もあるかと受けとめている次第でございます。

しかしながら、私が選挙において町民の皆様にお約束をしたこと、つまり厳しい地域、地方分権、地域主権時代に対応するための官民協働のまちづくりを推進することと、創造性にとんだ新機軸のもと、町の活性化を図っていくという公約の柱を実現をしていく上で、新設をしたまちづくり政策課と営業課はこの1年において重要な役割を果たしており、御指摘のようなマイナスを認める一方で、それに比して数倍ものプラスの活動を推進することができたと自負をしております。まだまだ1年という歳月の中で、種まきの活動が主でありましたが、2年目においては次のステップとして、さらに充実をしてまいりたいと考えております。マイナス面においても、進化する上では当然に生じる課題であるという想定をしていたところでもありますので、今後解決に向けた取り組みにも配慮してまいりたいと考えております。

具体的にはまちづくりを進める上では、地域振興課が担当する県域での広域的な調整、まちづくり政策課が担当する今後の集落のあり方等、事業の内容を踏まえた中で、情報の共有化や調整が必要になってきておまして、現在営業課を含めた3課での情報交換を定期的に行っているところでございます。また、必要に応じて商工観光課を加えた4課で、調整を行うことも考えているところでございます。

続きまして、嘱託職員、臨時職員の状況であります。平成22年1月1日現在において嘱託職員26名、臨時職員67名でございました。23年1月1日現在では、嘱託職員31名、臨時職員59名となっております。業務の状況等により臨時職員は変動しておりますが、短期的任用につきましては、制度に基づいた任用に努めてまいりたいと考えております。

なお、定員管理計画につきましては、本年4月1日において正職員139名となり、計画どおり進捗をしております。新年度においては、現行の定員管理計画策定後において、福祉事務所の事務が委譲されたこととともに、今後の地域主権改革を踏まえさらなる事務委譲が予想されること、安全安心な保育園の運営を行っていく上での、適正な正職員の保育指数

を再検証する必要があること、高齢化率40%を超える中で保健師や栄養士といった専門職による、マンパワーの必要性がさらに高まっていること、一方で、財政計画との整合性と将来的な人口減少に対応する、適正な職員数を導き出す必要があることなどから、合併後5年を経過した中で、定員管理計画が本町の実状に合ったものとなっているかどうかの検証を行いたいと考えております。

なお、先ほど新設をした課ということで、営業課とまちづくり政策課ということだけ申してしまいましたが、地域振興課も新設しておりますのでこれも含めてということで、御理解をいただきたいと思っております。

続きまして、行財政改革大綱の見直しについてに関するものでありまして、公共施設管理の見直しの中での、第3セクター見直しと指定管理者制度導入の実績についての御質問について、お答えをさせていただきたいと思っております。

指定管理者制度の導入の実績についてであります。地方自治法の改正により、津和野町では平成18年度から公の施設に指定管理者制度を導入しており、平成22年4月1日現在、指定管理者制度により管理する施設は22施設となっております。そのうち指定期間が5年の施設が18施設、指定期間が3年の施設が4施設となっております。

平成22年度から施設利用者に対するよりよいサービスの向上、安全管理や衛生管理面など指定管理者の管理運営の適正を規するため、指定管理者業務におけるモニタリングを実施いたしました。今後も引き続き、指定管理者業務におけるモニタリングを実施し、指定管理者制度導入施設の適正な管理に努めてまいります。

なお、平成23年度は指定期間が完了となる4施設について、指定管理者の指定を行うこととしております。

第3セクターの見直しについてでございますが、これに関しましてはプランに位置づけた財団法人津和野町開発公社の解散を計画しており、平成19年度末で実施をしている状況でございます。

次に、安野光雅美術館等、各施設の町内の学校教育現場での活用状況につきましては、安野光雅美術館では、平成20年度5校9件253人、平成21年度2校4件77人、平成22年度6校6件140人が郷土学習や調べ学習、子供会活動等で来館されております。また、毎年、津和野町児童・生徒美術展を昔の教室で行っております。

桑原史成写真美術館では、受付業務を町観光協会で行っておりまして、展示の見学等の件数は把握をしておりますが、平成17年度から19年度にかけて、桑原先生を講師に町内の希望する小学校5・6年生延べ140人に対し、日本写真家協会主催の写真学習プログラムを実施しております。また、平成21年度は津和野小学校で、22年度は津和野小学校と木部小学校のそれぞれ6年生延べ51人に対し、桑原氏が撮影した紛争地域の写真を題材にして、平和について考える学習を実施しております。

森鷗外記念館では、平成19年度5校7件121人、平成20年度3校3件81人、平成21年度3校3件94人、平成22年度3校3件21人が学校の郷土学習や調べ学習等で

来館しておられます。こうした状況から、学校現場での使用につきましては、今後活用を図る必要があると考えておりました、町民の方の入館が少ないので、何らかの対策が必要と考えております。

また運営につきましては、それぞれの先生方から期待をされているところであり、結果につきましても一定の評価を得ているところでございます。こうした状況や施設の果たす役割を考慮いたしますと、文化学術施設として位置づけるべきであり、現行の直営方式で進めてまいりたいと考えております。

次に、天文台に関する御質問でございますが、町の公の施設の管理方法を定めた際、基本的な考え方として天文台施設はいわゆる文化学術施設であり、道の駅のように収益事業のウエイトが高い集客施設とは性格が異なることから、美術館、記念館などとともに直営方式により維持管理をすることとしたところでございます。

経営方針についてのお尋ねであります。施設のあり方や運営経費の実態からも、いわゆる採算性を求める施設でもなく、文化学術施設の形で現在のような運営をしてまいりたいと考えております。平成21年度の運営状況は、天文台と展示施設を合わせた利用者数は3,300人、入館料収入約90万円、維持経費は受付業務委託費や光熱水費など約500万円となっております。施設の活動は通常の展示、公開以外に日食や天体ショーなどの話題に並び、学校を対象にした活動も行っておりますが、カイスイやテーマ、施設自体のPRなど、まだまだ課題があると感じているところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 1番、京村君。

○議員（1番 京村まゆみ君） 2回目の質問をさせていただきますが、主に3つの点、課についてと定員管理計画について、また施設の見直しについてお伺いいたします。

課についてですけれども、おっしゃるとおり1年目ということで、種まきの段階であろうかなと思います。課の新設の成果はすぐには出ないものかもしれませんが、課の事務分掌が最初に明確でなければ、あとの肥料のやり方を間違えれば育たないということもありますので、あえてそういう部分で、10番議員さんへ11日に答弁された中で営業課についてですが、情報戦略係ということで町の施策の総合的、総合企画の調整というような部分が出たかと思えます。例えば、前回の12月の補正予算なんかで、住民に光をそそぐ交付金やきめ細かな交付金などがありました。

また、今回の予算も枠配分ということで、財政面についての調整というものは総務が行われるのかなと思うんですけれども、営業課が各課から上がってきたものをどういうふうに調整する立場にあるのか、そういうふうにとらえるのがちょっと違うのか、ちょっとその辺をお聞きしたいということ、それとまちづくり政策課についてですけれども、今年度は本当制度の構築の1年だったかと思えます。その中でやはり町長の言っておられた地域担当制については、どんなふうになっているのかということお伺いします。

それから定員管理計画についてですけれども、計画にのっとり現在139名の正職員と少しずつ減ってはきています中で、回答にありましたように90人もの嘱託や臨時の職員

がいるということで、この中には緊急雇用対策で雇用したという方もおられるでしょうし、こういう雇用があることが、町民にとってはありがたいことだなという部分も確かにあります。

けれども、職員ではない臨時と嘱託については研修などがない雇い方ということで、結局職員を育てるという点、マンパワーというものにならないんじゃないかなって思う思いがします。でありながら、何年も継続している臨時というところもあるわけで、本当に必要な部署には正職員をきちんと配置すべきではないかということをおもいます。

その正職員でない臨時職員について、先日土曜日の新聞折り込みに、教育委員会の森鷗外記念館や郷土館の臨時職員の募集っていうものが入ってましたが、以前、保育士の臨時の募集のときなんかは6カ月で募集、再任もあるという形のはずだったんですけども、今回の募集なんかは1年の臨時というような形で募集が入ってりましたが、制度に基づいた任用というところと合わせて考えたときにどうなのかなと思います。それについても少しお伺いします。

そして、その定員管理計画とか人員削減ということをおもえることと合わせて考えたときに、この施設の見直しというものがかぎになると思うんですが、第3セクターについては、19年度末に財団法人津和野開発公社の解散があったということですけども、それ以後はどうなっているのか、たしか平成20年に第3セクターの見直しなどを、指定管理などのお見直しってことで課を、管轄の課を移動させたりするつちゅうことがあったと思うんですけども、それ以後のプランはできていたのか、なかったのか。

それから、安野光雅美術館、森鷗外記念館、桑原史成館と並んで天文台も文化学術施設として位置づけるというお考えのようですが、それならば地域振興課の管轄ということは、ちょっとおかしいんじゃないかなというのが私の考えで、文化学術施設であるならば教育委員会管轄になるべきではないかなというものと、その管轄をお見直しということとともに指定管理について、出すか出さないかという検討が今までにされてきているのかどうか、文化学術施設であるってということと直営であるってことは、必ずしも関係しないんじゃないかなって思うふうに思います。

例えば、松江の県立美術館なんか指定管理になっています。それから益田のグラントワなども受付業務などだと思いますけど、一部指定管理という形で運営されているんじゃないかと思います。

人員の配置をおもえたときにも、指定管理に出すか出さないかという検討を進めていくべきじゃないかなと思いますので、その点をお伺いします。

それと町民に対しては教育施設という、文化的施設ということならば、町民がもっと使いやすいように、町民パスポートなどそういうことを考えておられるかどうか、その辺も一緒にお聞かせ願います。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは私のほうからは、複数の課にかかわることで総合的なところについて、回答させていただきたいと思っておりますけれども、今回のまず、営業課の関係で光をそそぐ交付金あるいはきめ細かな交付金、それからそのほか予算全般にかかわる部分、この調整が営業課との関連ということでのお尋ねであったというふうに受けとめておりますけれども、こうした総合調整については、あくまでも財政面とのかかわりになってくるので、総務財政課のほうを取りまとめをするということの、私はそういう考え方の中で、今、進めているということでございます。

それから嘱託職員さん、または臨時職員さんとの関連でありますけれども、そうしたこともありまして、この定員管理計画が本当に津和野町の実状にふさわしいものかどうかを、23年度に考えていかにやいかんというふうに思っているところであります。

例えば、保育士さん等も臨時雇用ってことになる、やはり継続雇用ができないという、そうした中に安定的な募集ができるのか、その安定的な募集ができるのかということになると、安全安心な保育が体制がとれるのかという、そういう大きな問題にかかわってくるわけです。そうした中で、やはりある程度の継続雇用というものも考えながら、この保育士さん等の採用については考えていかなきゃなりませんし、そうした中で、正規職員が正職員の保育士さんが、一体本当に何人必要なのかということにもかかわってくる、ただ実状は現在はこの定員管理計画があつて、もうこの中で保育士さん等、正規職員でなかなかもうふやしていくということが難しい、もう現状が出てきているということでもあります。

そうした中での考え方でもありますので、当然ただ財政効率ですとか、それから今後の少子化での人口減、子供さんの減少数そうしたことも視野に入れていかなきゃなりませんので、そうしたことを考え合わせながら、一度この定員管理計画というものを再検証23年度でしよう、そういう計画に立っているという状況でございます。

その他につきましては、各担当課のほうからお答えをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 営業課長。

○営業課長（大庭 郁夫君） 私のほう、先ほど町長も答弁いたしましたけれども、各課の調整機能ということでございます。情報戦略係ということで、そういった町の施策の総合企画及び調整に関することというのが大きな項目にあります。

そういった中でございますけれども、これはうちの課でいろんな総合振興計画、それから12月に提案しました過疎地域の自立促進計画、そういったものとの整合性という関連で、各課のいろんな業務そのほうに回していただくなり、そういった中で一緒に組み合わせができないとか、そういったことになってまいりまして、財政をどうこうということまでには当然至るものではございません。

また、この情報提供という面では内部はもちろんでございますけれども、住民の方々にもう少しそういった情報をということが、1つの私たちの業務でございます。これもまだ十分とはいえない部分も確かであろうかと思っておりますけれども、特に宝くじ事業的なもの、そういった

ものが結構民間団体等で使えますので、そういったものを中心に内部でも使えるわけですが、住民の方にも使えるということで、おくれませながらでございますけども、ホームページのほうにそれぞれのそういった関連の事業を、今、載せているところでございます。住民の方々への周知というのも、まだできていないと言えそうかもしれませんが、そういったものを活用しながら内部、そして住民の方々に情報提供ということをしなが、地域の活性化をということで行っているところでございます。

○議長（滝元 三郎君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（村田 祐一君） 職員の地域担当制についてでございますが、地域課題と概要調査で自治会長さん初め役員の方に、その地域担当制についての質問をしております。必要と、76%の自治会が必要であるというふうなお答えをいただいております。それを受けまして、住民と行政の共同プロジェクト推進会議の中で、今後地域課題を解決するための支援策として、地域担当制をどういった形がいいのかというのを、今後検討していただくこととしております。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（長嶺 清見君） まず、第3セクターの見直しのその後の経緯でございますが、集中改革プランに位置づけましたのは、先ほどの答弁のとおりでございますが、その他の3セクについても必要に応じて、いわゆる統合なり再編というふうな大綱の中には位置づけをしているところであります。

この第3セクターにつきましては、総務省のほうからいわゆる通達に基づいて、3セクについては常に経営のあり方については見直しをするという方針がございまして、御承知のように地方財政健全化法の施行に伴いまして、将来費負担比率への第3セクターが持つ、例えば自治体が損失補償しているといったような部分について、常に検証しなければいけないということについては、総務省からガイドラインに基づいて通達が出ております。津和野町の場合はこのガイドラインに基づく部分からいくと、経営検討委員会を開いてまで見直しをするというふうな状況ではございません。

例えば、それに津和野町の3セクに対して損失補償をしていないこと、それからそれぞれの3セクがここ数年いわゆる黒字決算をしているという状況の中で、このガイドラインに基づいた見直しは、現在のところはしていないということではありますが、ただ、そうは言ってもいろんな状況の中で、そのような見直しの課題はあると思っております。ただ、例えば合併をするにしても、これは出資者がそれぞれ形態が違ってまいります。それから会社の資本価値といいますか、1株当たりの、そういうふうなものも違ってまいりますので、そのような場合にはいわゆる出資者、出資機関の機関議決がいるというふうなことで、このあたりについても大きな課題があるのではないかなと思っております。

それから、指定管理との関連でございますが、いわゆる第3セクターそのものが、すべて公の施設の管理のためということではございませんでして、例えばフロンティア日原は、これはもう農作業の受託をしていくといったような3セクでもございまして、第3セクター



そのものが、すべて公の施設と連動しているということではございませんけれども、今のような大部分についてはそういう問題があるかと思っております。

それから天文台についてであります。これにつきましては従来からの考え方とすれば、このようにいわゆる文化学術施設という形で推移をしております。おっしゃるように、いわゆる教育機関としての位置づけも当然あると思っておりますけれども、今までの旧町時代からの設立した経緯あるいは運営形態から言いますと、隣接しております宿泊施設なり、いろんな1年間を通じた森林公園全体の取り組みといったようなものも含めて、有効に活用するというような趣旨で、商工観光課なり情報企画課、地域振興課といったような形で所管をしております。なかなか場所的にもこちらの課が所管をしたほうがいいだろうということもありますし、そういうふうな経過でこちらのほうに来たということもございます。当面こういったような形でやるべきではないかなというふうに思いますし、第3セクターとグラントワなり県立美術館といったような形態もありますけれども、一部の業務については受付業務等、業務委託を既にしておるところでございます。このあたりが大きな部分、県の大きな施設でございます。そういうふうなことも考えられますけれども、現状職員1名ということで、大きな運営方針をどうするかということについては、指定管理に出した中で決めるということにはならないということがありますので、やはりこういったような当面直営方式ということで、やっていきたいということで考えております。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） まず、臨時職員の募集に関してで、期間が1年であったということですが、今回の募集の業務としては、郷土館と鷗外記念館の窓口業務と、それから150周年に関する臨時職員というふうな形でありまして、事務上は6カ月で切って更新というふうな手続をとるわけではあります。業務の中身からしたときに、最低1年は雇用をするというふうな思いがあって、1年というふうな形で募集をさせていただいてるところであります。

応募される方も、6カ月で更新ありというふうな書き方よりか、1年なら1年というふうなほうが見通しが立つといいますか、そういったところがあるのではないかなというふうなことで、一応そういうふうな表現をしたところあります。

それから指定管理について、今まで検討をしたことがあるかということですが、指定管理者制度を導入するときに、町の全施設については、そういった形でふさわしいか、ふさわしくないかということで検討をしております。ですが、今の議員さんの言われた3館につきましては、津和野町としてはやはり指定管理ではふさわしくないであろうという結論を得て、直営を維持しているという状況であります。

記念館にしても、美術館にしても写真館にしてもですが、それぞれ先生方がおられましてそれとの兼ね合わせ、あるいは記念館等についてはまだ研究しているというふうなところも

あったりして、なかなかそういった人とのつながりの中でまた価値を高めていくために、基本的には直営でいくべきであろうというふうな結論に達しているところでもあります。

ただ、利用に関してというふうなことで、町民パスポートをどうであろうかというふうなこともありました。確かに町民の利用というのは余り多くないという状況でありますので、その辺については今後検討してまいりたいというふうに、今、思っているところでもあります。他の美術館では、そういったパスポートあるいは友の会といったようなものをつくって、それなりのメリットを出して会員をふやすといいますか、そういうふうなことをしているという状況は、把握をしているところでもあります。

ただ、美術館においてはグッズの売上げ、売上げといいますかグッズを買われた方については名簿登録をしております。その方に対してはいろんな情報を提供するというふうな試みはしているところでもあります。

○議長（滝元 三郎君） 1番、京村君。

○議員（1番 京村まゆみ君） 3回目の質問をさせていただきます。雇用形態についてなんですけれども、今のように教育委員会が臨時を募集するときにはこういう形、また社会福祉事務所が社会福祉事務所っていうような、何かばらばらなイメージがあるんですが、これについて総務が一括して臨時や嘱託を募集するっていうことではないっていうことなんでしょうか。ちょっとその辺をお伺いしたいなということが1点と、それから施設についてなんですけれども、文化芸術施設であるとは言われますが、町として大変大きなお金をかけてつくっている、また全国的に知名度があるからこそ、そういう大きな施設をつくっていると思います。ということは、その施設の質や価値を高めることで観光客をふやすという目的も、大きな目的だろうと思います。

町の看板、目玉施設として考えたときに、やはり採算性を考えないっていうスタンスではなくて、もうけを追求する施設というか、そういう、どんどん営業的な部分で使っていかなければいけないんじゃないかなと思います。その点についてどうお考えでしょうか。

指定管理の見直しも20年の段階でしているということですが、人口も減りさまざまな状況も変化する中で、第2次行財政改革大綱をつくるということですので、ぜひその辺も合わせてもう一度、再度見直していくべきではないかと思いますが、答弁をお願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 副町長。

○副町長（長嶺 常盤君） それでは、御質問のありました雇用形態につきまして、私のほうから答えさせていただきますと思います。

御指摘のように、今事例がありましたように、教育委員会あるいは社会福祉事務所でありますとか、いろんな形での緊急に臨時職員が必要な場合、それぞれの部署から臨時の雇用についての申請が上がってくる。そして、それぞれで稟議を取りまして必要な期間、基本的には短期で、短期が原則でございますけれども、そうした手続と、それから総務財政課のほうで全町を対象とした、臨時の職員の申し込みといいますか、新しい臨時に際して業務がした

いってというような申請が上がってきております。そういった方々とそのリストを見ながら、各担当課で調整をいたしているのが現状でございます。

先ほどありましたように、90人の嘱託、臨時職員という形で、ともすればふえるという状況にもありますけども、私どもとしましてはその辺のところを先ほど町長がご答弁申し上げましたように、適切な法的な部分も加えて長期化にならないように、検討をしていくということを、今、考えておるところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） 施設に関してでありますけれども、確かに議員さん言われるように、観光客をふやすということも1つの当然の方法といたしますか、必要があるというふうには思っております。

ただ、営業努力というふうなことにしていえば、第3セクター、指定管理にしなくてはそれができないかということではないというふうに思っております。例えば美術館でいいますと館外展、これも館長なりあの先生のそれぞれの努力、あるいは職員の努力によって、ああして年に何回か館外で展示をして皆さんに見ていただく、そこでまたグッズの販売あるいは美術館の宣伝等もさせていただくというふうな形でやっておりますし、それからグッズにつきましても、美術館独自のグッズを製作をしているというふうなこともあります。

それなりに美術館は美術館として、できるだけ一般財源を少なくする努力はしているというふうなつもりであります。記念館等につきましては、グッズについての開発は今のところまだ十分というふうなことにはなっておりませんが、いずれにいたしましても、できるだけ一般財源が少なくて済む方法は考えていきたいというふうに思っているところではあります。

○議長（滝元 三郎君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（村田 祐一君） 第2次行財政改革大綱の策定についてでございますが、22年度の取りまとめを行うとともに、実施に至らなかった点やあるいは検討済みとならなかった項目について、それを中心に、幹事会でこれまでの取り組みについてヒアリング等を実施しながら、精査してまいりたいというふうにも思っておりますし、議員御指摘の件につきましても、検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（滝元 三郎君） 1番、京村君。

○議員（1番 京村まゆみ君） 以上で質問を終わりたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 以上で1番、京村まゆみ君の質問を終わります。

以上で一般質問を終結いたします。

---

○議長（滝元 三郎君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。お疲れさまでございました。

午前10時54分散会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

---

平成 23 年 第 2 回 (定例) 津 和 野 町 議 会 会 議 録 (第 4 日)

平成 23 年 3 月 15 日 (火曜日)

---

議事日程 (第 4 号)

平成 23 年 3 月 15 日 午前 9 時 00 分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 町長提出第 6 号議案 なごみの里木質ボイラ設置工事請負変更契約の締結について

日程第 3 町長提出第 7 号議案 森村地区下水道管布設工事請負変更契約の締結について

日程第 4 町長提出第 8 号議案 日原青少年育成協議会の設置に関する条例の廃止について

日程第 5 町長提出第 9 号議案 津和野町営住宅設置及び管理に関する条例の一部改正について

- 日程第 6 町長提出第 10 号議案 須川運動場の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 7 町長提出第 11 号議案 国指定名勝「旧堀氏庭園」の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 町長提出第 12 号議案 町道日原添谷線 2 号の路線認定について
- 日程第 9 町長提出第 13 号議案 町道下中島線の路線認定について
- 日程第 10 町長提出第 14 号議案 町道昭和隧道線の路線認定について
- 日程第 11 町長提出第 15 号議案 町道成日照線の路線認定の変更について
- 日程第 12 町長提出第 16 号議案 町道日原添谷線の路線認定の変更について
- 日程第 13 町長提出第 17 号議案 町道田平線の路線認定の変更について
- 日程第 14 町長提出第 18 号議案 町道鳥井線の路線認定の変更について
- 日程第 15 町長提出第 19 号議案 町道新ヶ原線の路線認定の変更について
- 日程第 16 町長提出第 20 号議案 平成 22 年度津和野町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 17 町長提出第 21 号議案 平成 22 年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 18 町長提出第 22 号議案 平成 22 年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 19 町長提出第 23 号議案 平成 22 年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 20 町長提出第 24 号議案 平成 22 年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 21 町長提出第 25 号議案 平成 22 年度津和野町奨学基金特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 22 町長提出第 26 号議案 平成 22 年度津和野町診療所特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 23 町長提出第 27 号議案 平成 22 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 24 町長提出第 28 号議案 平成 22 年度津和野町病院事業会計補正予算（第 4 号）

---

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 町長提出第 6 号議案 なごみの里木質ボイラ設置工事請負変更契約の締結について
- 日程第 3 町長提出第 7 号議案 森村地区下水道管布設工事請負変更契約の締結について

- 日程第 4 町長提出第 8 号議案 日原青少年育成協議会の設置に関する条例の廃止について
- 日程第 5 町長提出第 9 号議案 津和野町営住宅設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 町長提出第 10 号議案 須川運動場の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 7 町長提出第 11 号議案 国指定名勝「旧堀氏庭園」の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 町長提出第 12 号議案 町道日原添谷線 2 号の路線認定について
- 日程第 9 町長提出第 13 号議案 町道下中島線の路線認定について
- 日程第 10 町長提出第 14 号議案 町道昭和隧道線の路線認定について
- 日程第 11 町長提出第 15 号議案 町道成日照線の路線認定の変更について
- 日程第 12 町長提出第 16 号議案 町道日原添谷線の路線認定の変更について
- 日程第 13 町長提出第 17 号議案 町道田平線の路線認定の変更について
- 日程第 14 町長提出第 18 号議案 町道鳥井線の路線認定の変更について
- 日程第 15 町長提出第 19 号議案 町道新ヶ原線の路線認定の変更について
- 日程第 16 町長提出第 20 号議案 平成 22 年度津和野町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 17 町長提出第 21 号議案 平成 22 年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 18 町長提出第 22 号議案 平成 22 年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 19 町長提出第 23 号議案 平成 22 年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 20 町長提出第 24 号議案 平成 22 年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 21 町長提出第 25 号議案 平成 22 年度津和野町奨学基金特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 22 町長提出第 26 号議案 平成 22 年度津和野町診療所特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 23 町長提出第 27 号議案 平成 22 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 24 町長提出第 28 号議案 平成 22 年度津和野町病院事業会計補正予算（第 4 号）

---

出席議員（16 名）

1 番 京村まゆみ君

2 番 村上 英喜君

3 番 板垣 敬司君  
5 番 道信 俊昭君  
7 番 三浦 英治君  
9 番 斎藤 和巳君  
11 番 川田 剛君  
13 番 米澤 宥文君  
15 番 沖田 守君

4 番 竹内志津子君  
6 番 岡田 克也君  
8 番 青木 克弥君  
10 番 河田 隆資君  
12 番 小松 洋司君  
14 番 後山 幸次君  
16 番 滝元 三郎君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 齋藤 等君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	.....	下森 博之君	副町長	.....	長嶺 常盤君
教育長	.....	斎藤 誠君	参事	.....	右田 基司君
総務財政課長	.....	島田 賢司君	税務住民課長	.....	米原 孝男君
まちづくり政策課長	...	村田 祐一君	営業課長	.....	大庭 郁夫君
地域振興課長	.....	長嶺 清見君	健康保険課長	.....	水津 良則君
農林課長	.....	田村津与志君	商工観光課長	.....	山岡 浩二君
建設課長	.....	伊藤 博文君	環境生活課長	.....	長嶺 雄二君
教育次長	.....	世良 清美君	会計管理者	.....	山本 典伸君

---

午前9時00分開議

○議長（滝元 三郎君） 改めましておはようございます。引き続きお出かけをいただきましてありがとうございます。

これから4日目の会議を始めたいと思います。

ただいまの出席議員数は16名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

日程第1． 会議録署名議員の指名

○議長（滝元 三郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、9番、斎藤和巳君、10番、河田隆資君を指名いたします。

---

#### 日程第2．議案第6号

○議長（滝元 三郎君） 日程第2、議案第6号なごみの里木質ボイラ設置工事請負変更契約の締結について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第6号なごみの里木質ボイラ設置工事請負契約変更の締結については原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第3．議案第7号

○議長（滝元 三郎君） 日程第3、議案第7号森村地区下水道管布設工事請負変更契約の締結について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。ありませんか。4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） この工事については、ちょっと聞き落としたのかもしれないんですけども、別に延長があったわけではなくて、今までの契約されていた部分で、いろいろ埋設するための埋め戻し土等の件とか、それから石垣の崩壊のための対策とか、そういうことが言われたんですが、延長ではないということなんですね。

○議長（滝元 三郎君） 環境生活課長。

○環境生活課長（長嶺 雄二君） そのとおりでございます。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありますか。9番。

○議員（9番 斎藤 和巳君） 先ほど竹内議員さんと質問が関連するわけですけども、町道の埋め戻しの土が軟弱のために、購入土を入れてやり直したというので、メートルにしたら何メートル分ぐらいのものの埋め戻しをして、大体何立米ぐらいのものの土が入れたのかということをございまして、舗装も部分舗装ちゅうのことで全面舗装したというのでございすけれども、どの範囲内のものの全面舗装か、全工事の全最初の契約の中の町道の



舗装を全額、全部舗装したのかどうか、その点のちょっと長さ的なもの、立米的なものをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 環境生活課長。

○環境生活課長（長嶺 雄二君） まず最初の件でございますが、埋め戻し土の入れかえをしたのが、小学校がございまして、小学校の東側、町道、J Rの下を隧道状態になって通るところがございまして、それから小学校の南側の90度曲がりがありますが、その付近まで。それと並びに、小学校の南側の県道と小学校の通りをつなぐ町道、これが20メートルぐらい約ありますが、その区間を埋め戻しを入れかえをしたものでございます。深さが2メートルぐらい、平均的に掘りますので、その分の埋め戻し土とさせていただければと思います。2メートルに幅が1メートル20ぐらいの幅でありますので、その土を埋め戻し土として使えなくなったと。原因としましては、ここの学校のそばには、水位も高かったんであります。溝がございまして、その溝が老朽化した分もあって、多少はその分からの下から沸き入ったという部分もあると聞いております。

それから、舗装につきましては、県道の萩津和野線の三差路付近、これが当初は2メートル幅で埋め戻すということで土木と話をしておりましたが、最終的に現地で土木事業所と確認をとったところ、半車線を埋め戻しなさいという指示がございましたので、その分がふえております。

それから、町道部分につきましては、舗装を全面やりましたのは、県道の萩津和野線から本性寺へ上がる道路の町道でございますが、これにつきましても、影響幅、大体1メートル20から50ぐらいをやるつもりでございましたけれども、周辺の傷みがひどいということもありまして、全線舗装にやりかえたところがあるので、ふえたということでございます。

金額的でございますが、掘削土から購入土に、掘削土を埋め戻し土を購入土に変えたことについて、おおむね140万円ぐらい程度、それから舗装の増でございますが、おおむね60万円程度を増加したというふうな状況でございます。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがいまして、議案第7号森村地区下水道管布設工事請負変更契約の締結については原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4．議案第8号

○議長（滝元 三郎君） 日程第4、議案第8号日原青少年育成協議会の設置に関する条例の廃止について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。12番。

○議員（12番 小松 洋司君） 先日、提案説明のときにあったかもわかりませんが、再度この条例をあえて廃止しなきゃならないという理由をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 参事。

○参事（右田 基司君） この組織につきましては、現在活動しておりませんで、現状にあわすために今回廃止をさせていただいたものでございます。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがいまして、議案第8号日原青少年育成協議会の設置に関する条例の廃止については原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5．議案第9号

○議長（滝元 三郎君） 日程第5、議案第9号津和野町営住宅設置及び管理に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。7番。

○議員（7番 三浦 英治君） この青原第二住宅においては、駐在所をかわって1年ちょっと経過しております。畑迫は、そのまだ前年だったと思います。なぜこんなに時間がかかったのか。とにかく1年置くということは、建物はもう風を通さん限り老朽化が進みます。その1年無駄にしたその時間は、なぜだったのか、ちょっとお聞きしたいです。

○議長（滝元 三郎君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） 御指摘のようにちょっと時間を要した部分はありますが、住宅の引き受けに当たりまして、住宅料金等々の算定をいたしますのに、建設年度及び建設費等々の資料を警察から資料提供が若干遅れまして、こういう時期となりました。

○議長（滝元 三郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結をいたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第9号津和野町営住宅設置及び管理に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6．議案第10号

○議長（滝元 三郎君） 日程第6、議案第10号須川運動場の設置及び管理に関する条例の制定について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。1番。

○議員（1番 京村まゆみ君） この条例案の中の10条の2項で、「教育委員会が公益上、特に必要と認めたものについては、使用料を減免することができる」とありますが、この具体的なことをちょっとお聞かせ願います。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 須川小学校の今施設をこういう形に変える予定でありまして、今現在、その公益上でどういったものが須川のほうで行われるかというのは、想定をしておりません。実際の話は。ほかの施設等でありますと、例えばスポーツ少年団等の大会であったり、キャンプに使われたりと、そういったような形で使用された場合に、ほかの施設等では免除を行っております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第10号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第10号須川運動場の設置及び管理に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第7. 議案第11号

○議長（滝元 三郎君） 日程第7、議案第11号国指定名勝「旧堀氏庭園」の設置及び管理に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。質疑はありますか。8番。

○議員（8番 青木 克弥君） 第6条の開館時間の規定がございますが、これに「委員会が特に必要と認めた場合、時間を変更することができる」と、こういうぐあいになっていますが、この辺については、いわゆるその季節的な時間によっての変更を考えているのか、それとも特に必要なときというのは、その都度都度のことを考えているのか、その辺のことをお聞かせください。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 開館時間の延長につきましては、想定されるのは、特にあすこの施設については、秋の観光シーズンについては、まだ具体的に決めているわけではありませんが、期間の延長をして、夕方遅くまでやったり、あるいは今後のイベントの持ち方によっては、夜間開館をしたりと、そういったことも可能性としては考えられますので、そういったことを特に必要と認めた事項として開館を延長するというようなことを考えております。

○議長（滝元 三郎君） ほかに。11番。

○議員（11番 川田 剛君） 4条中の「業務を法人その他団体に委託することができる」と書いてありますが、どれぐらいの予算、大まかにかまいませんが、どのぐらいの金額の予算を委託するのか考えているのか、お聞かせ願いたいのと、2点目に、4条の3、「名勝の維持管理に必要な簡易な業務」、どこまで簡易、「簡易な大きな施設」とございますが、簡易な業務というのは、どれぐらいのことを指すのか、お願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） まず、委託業務の総額であります。およそ328万程度を考えております。

簡易な業務の内容でありますけれども、いわゆる環境整備的なものであるとか、受付は、もうもちろんこの中に載っておりますが、施設の簡易な清掃であるとか、そういったところを考えております。

○議長（滝元 三郎君） 11番。

○議員（11番 川田 剛君） 環境整備というのは、例えば、もう草が生い茂ったり、裏山の木が生えてきたりとか、そういったものも伐採とかをする業務も含まれるということでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） あくまでも簡易な清掃でありますので、伐採等裏山をかなりいらうようになりますと、そこは、特別に予算をつけるようになると思います。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありませんか。12番。

○議員（12番 小松 洋司君） 別表の関係でちょっとお伺いしますが、津和野地区、名前は忘れたんですが、各施設等でこう一枚のチケットで回れるチケットがありましたよね。そういったことでは考えておられませんか、この施設。（発言する者あり）

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 今の段階では、そのチケットの中に組み込まれておりません。ですが、今後、町営の施設のつながりがありますので、その辺は検討していきたいというふうに考えております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第11号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第11号国指定名勝「旧堀氏庭園」は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第8．議案第12号

○議長（滝元 三郎君） 日程第8、議案第12号町道日原添谷線2号の路線認定について、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第12号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第12号町道日原添谷線2号の路線認定については原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第9．議案第13号

○議長（滝元 三郎君） 日程第9、議案第13号町道下中島線の路線認定について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第13号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第13号町道下中島線の路線認定については原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第10．議案第14号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第10、議案第14号町道昭和隧道線の路線認定について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。10番。

○議員（10番 河田 隆資君） この路線は、トンネルがあると思えますけれども、トンネル崩壊が危ぶまれて新たな県道ができたということでもあります。そのトンネル内が当然使用できなくなると思われますけれども、その点について、県からどのようなお考えをお持ちなのか、伺っていれば、お伺いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） 既設の昭和隧道につきましては、昭和隧道付近自治会3地区の御意見も伺い、県のほうとも相談をいたしまして閉鎖ということに決まっております。

○議長（滝元 三郎君） 10番。

○議員（10番 河田 隆資君） 閉鎖となれば、当然トンネルは、歩行もだめということなんです。ということは、両方とも袋小路の道であるということと理解していいわけですね。

○議長（滝元 三郎君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） 現在、昭和隧道の上のほうに、町道杉ヶ峠線というのが木部側のほうに抜けております。現在の県道としては、袋小路ですが、隧道の上を町道が走っているということで、袋小路ではとりあえずないということをお理解いただきたい。

○議長（滝元 三郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第14号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第14号町道昭和隧道線の路線認定については原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第11．議案第15号

○議長（滝元 三郎君） 日程第11、議案第15号町道成日照線の路線認定の変更について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第15号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第15号町道成日照線の路線認定の変更については原案のとおり可決されました。

---

日程第12. 議案第16号

○議長（滝元 三郎君） 日程第12、議案第16号町道日原添谷線の路線認定の変更について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第16号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第16号町道日原添谷線の路線認定の変更については原案のとおり可決されました。

---

日程第13. 議案第17号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第13、議案第17号町道田平線の路線認定の変更について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。9番。

○議員（9番 斎藤 和巳君） 町道の改良によって変更されたわけですが、従来は、あの橋を曲がって堤防沿いに町道があったと思われるんですけども、その間は、今度は町道ではなくなっているわけですかね。土木の管理道という形に、河川の管理道という形になるんですか。その点を残りの部分を、今までは従来のその点はどこの管理の管轄になるのか、町道で若干まだ残っているのか、その点をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） 議員さんおっしゃるように、川のへりを通っていましたので、これが河川管理道として県のほうへお返ししたといえますか、県の管理ということになっております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありませんか。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第17号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第17号町道田平線の路線認定の変更については原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第14. 議案第18号

○議長（滝元 三郎君） 日程第14、議案第18号町道鳥井線の路線認定の変更について、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第18号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第18号町道鳥井線の路線認定の変更については原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第15. 議案第19号

○議長（滝元 三郎君） 日程第15、議案第19号町道新ヶ原線の路線認定の変更について、これより質疑に入ります。質疑はありますか。9番。

○議員（9番 斎藤 和巳君） この路線の変更は、随分前に河川の崩壊によりまして、堤防の修理のたびに県が仮設の橋をつくっていただいていたわけですから。そうした場合に、県

といたしましては、一応仮設の橋なので、その分を早く撤去したいという申し出が、随分前からあったんですけれども、最近の水害によりまして、その橋があるたびにいろんな水害をうけたということで、今回橋を、仮橋でございましたけども、撤去されたわけです。そういう中で、今までそこに約1町ばかりの耕地があるわけなんですけれども、その橋を通過して農機具等を運び、または牛の放牧とかをやってその耕地を維持したわけなんですけれども、今回その橋がなくなったためにその耕地に行くことができません。

終点のところには田原さんという家があるわけなんですけれども、そこには橋があるわけなんですけれども、軽トラックも通らないというような形の橋でございます。その耕地を守るために、町としては、この橋を拡張するとか何とかしなくてはならないんですけれども、その点を現地に行ってみられて、路線変更をされた担当者として、この耕地を守るためにどのような感覚でおられるのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思うわけでございます。

○議長（滝元 三郎君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） 経緯といたしましては、今議員さんがおっしゃられたとおりでございます。建設課のほうといたしましても、その辺のところを地元の自治会の方とも相談いたしまして、自治会の中で撤去しても、とりあえずはいいということで今回の路線認定となったわけでございます。この後につきましては、議員さんがおっしゃいますように、そういう問題もあります。今後の検討課題であろうかと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 9番。

○議員（9番 斎藤 和巳君） この件に関して、ここで言うべきじゃないかもしれませんが、検討課題ではなくって、検討して早速それに対応しないと、その耕地を維持することができませんので、町といたしましても、いろんな耕地の老廃を防ぐために、いろんな農林課を合わせて政策しているわけなんですけれども、その対処は急いでやるべきだろうと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。その点、もう一回。

○議長（滝元 三郎君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） 関係各位、農林課等と協議いたしまして、最大限のスピードを持って検討いたしたいと思ひます。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第19号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがいまして、議案第19号町道新ヶ原線の路線認定の変更については原案のとおり可決されました。

---

日程第16．議案第20号

○議長（滝元 三郎君） 日程第16、議案第20号平成22年度津和野町一般会計補正予算（第5号）について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。4番。

○議員（4番 竹内志津子君） 33ページ、農林水産業費の農業振興費のところ、説明の一番下のほうに書いてある分ですが、地産地消出荷奨励補助金、それから生産振興助成金とあります。205万5,000円と20万ありますけれども、具体的には、どこにどういうふうになるのかということをお願いいたします。

それから、次の34ページ、林業総務費の備品購入費、機械器具費とありますけど、これはどういう機械でしょうか。

それから、39ページ、土木費の一番下にあります住宅管理費ですが、工事請負費とありますので、これを具体的に説明をしてください。

次に、42ページ、教育費の教育諸費、13委託料の中の設計監理委託料、これは説明の中で青原小学校屋体のことを言われましたけれども、これが1,772万4,000円の減額になっていますけれども、これは、前に設計委託料として出ているものが減額になっているのではないかと思います、どうしてこういうことになっているのか、御説明ください。

それから、最後ですが、47ページ、同じく教育費の人づくり事業費、下のほうにありますけれども、下から2行目の委託料、音響照明委託料40万9,000円とありますけれども、これはどういう場所でどういう設備でやられるのかというようなことを御説明ください。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（田村津与志君） それでは、御質問にお答えをいたします。

まず、33ページ、農業振興費の負担金補助及び交付金の関係でございますが、地産地消出荷奨励補助金の関係でございます。その下に水田農業構造改革対策費というのがございますが、130万円組んでおりましたが、前制度、要綱の関係で、出荷助成金、水田に農作物を植えて、その出荷奨励金5%を出しておったわけでございますが、4月に要綱を変更いたしまして、今度、水田も畑も関係なく農産物をつくられて、そして売上高2,000万円以上の農産物直売所のほうに出荷したものの、販売金額の5%を町が補助するというふうなことにいたしました。その関係で今想定している売り上げ額が4,111万円の5%というふうなことで、205万5,000円計上しているところでございます。

それから、生産振興助成金の関係でございますけれども、生産部会なり農業生産グループのほうで、新たな取り組みについて助成をするというふうなことになっておりまして、一応想定しておりますのが、青空部会の売り上げ管理のレジを購入されておまして、大体80万ぐらいというふうに聞いておりますが、一応要綱上20万が最高ということで一応計上させていただきまして、今後審議会を開かせていただいて、それが適と認められれば、支出をしたいというふうに考えておるところでございます。

それから次に、34ページの農業総務費の関係の備品購入費の関係でございます。123万9,000円計上しておりますが、これは、これまでRVタイプというか、悪路でも走れるような車を持っておりましたが、車が古くなったということと、破損をしたというふうなことがございまして、修理するよりも買ったほうが安いというふうなことでございますので、一応公用車を購入したいというふうなことで予算を計上させていただいているところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） 続きまして、39ページの住宅管理費の工事請負費でございます。当初、町営住宅の法心庵と鉄砲丁住宅の解体の予算計上をいたしておりましたが、工事発注に当たりまして、建築士さんのほうへ解体の設計を組んでいただきました。当初の予算要求のときの見積もりが甘かったことと、法心庵のほうは、工事施工の現場として非常に悪いところでございまして、工事費に不足をいたしましたので、このたび不足額を計上させていただきました。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 42ページの委託料の件でありますけれども、議員さんがおっしゃいますとおり、前回9月議会で、青原小学校の体育館の設計監理を計上させていただきました。その後、耐震診断が正式に出まして、当初想定をしておりましたI s値0.3以下を当初想定をしておったわけですが、現実値が0.4という数字になりまして、当初想定をしておりました補助金の対象にならなくなりました。で、補助金を少しでも有利な補助金をとろうと思いますと、今度は耐力度調査ということをしなないと補助金に乗っかることができません。その予算として、今回126万円ほどを耐力度調査の費用として残して、それで前回につけました1,898万4,000円を減額をすると。その差し引きとして、減額で1,772万4,000円ということになります。

この予算につきましては、今から耐力度調査ということで契約を結びまして、現在ある古い体育館の耐力度を調査し、一応これも基準がありますので、100%ではありませんけれども、その耐力度調査によって補助金の該当をとって、改めて設計監理を計上したいというふうに考えております。

それから、続きまして、47ページ、人づくり事業の音響照明の委託料であります。これは、帯名久仁子さんのコンサートの音響照明の委託料になります。

○議長（滝元 三郎君） ほかに質疑はありませんか。1番。

○議員（1番 京村まゆみ君） 22ページの工事請負費の内容を、4つの公民館のケーブル工事という説明を受けましたけれども、このケーブルというものをもともとなかったということなんですか。

それと、23ページの天文台関連施設費で、46万5,000円の国県支出金というのが減額になって、一般財源のほうで45万8,000円と出ているわけですが、これは県や国からの補助金か何かはなくなったということでしょうか。

それと、25ページの総務費の中の機械器具費というものは、341万円減額ということで、これはどういうものを予定しておられたのかということをお聞かせください。

それと、32ページの医療対策費の奨学金が290万と144万減額ですが、これは周知とか勧誘とか、そういう部分はどうだったのかということをお聞かせください。申請がなかったということだったので、その辺の周知とか勧誘とかの点は、どうだったのかなということをお聞かせください。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） それでは、22ページの工事請負費について、御説明申し上げます。

4月より、青原公民館と左鏡公民館、須川公民館と枕瀬公民館に、常勤の主事を配置するというので今回予算を上げさせていただいたんですが、ケーブルが引き込みされていまして、財務会計を使う等によって必要になりましたので、今回この経費を計上させていただきました。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（長嶺 清見君） 天文台関連施設費の財源でございますが、まずこれにつきましては、修繕料、支出のほうで50万1,000円の増額になっておりますが、きめ細の交付金事業で予定をしておりました46万5,000円部分を他事業への充当をしたということで、その減額をいたしました。一方、2月に凍結等によりまして、送水をしておりますポンプが破損をして、これの修繕に96万円ばかりかかっておりますが、その差し引きとして50万1,000円載っております。

したがって、交付金事業として充当を予定していた減額相当は46万5,000円、新たに単独でやらざるを得なかった部分として、差し引きで45万8,000円が追加になるということでございます。

○議長（滝元 三郎君） 税務住民課長。

○税務住民課長（米原 孝男君） 25ページの税務総務費の備品購入費の減額でございますが、これは、家屋評価システム、これを今年度、22年度で導入することにしておりますが、結果的に3社のプロポーザルで業者間の競争をしていただきました。その結果、この341万2,000円が入札ではありませんが、その差額として今回精算をさせていただくものでございます。

○議長（滝元 三郎君） 健康保険課長。

○健康保険課長（水津 良則君） 32ページの医療対策費の貸付金であります、医学生  
の奨学金につきましては、申請者がございませんでした。

それから、看護学生の奨学金につきましては、2名の申し出がありまして、2名を貸し付  
けておりまして、残りが不用ということですが、周知につきましては、広報等で町  
民の方にはお知らせしておりますが、ほかに学校のほうにも別に御案内をしております。

ちなみに、今年度3月、2月の終わりだったかと思いますが、津和野高校のほうにも参り  
まして、来年度、看護学校に入学予定の8名の学生さんにも集まっておきまして、説明  
を開いております。

○議長（滝元 三郎君） ほかに質疑はありますか。9番。

○議員（9番 斎藤 和巳君） 先ほどの関連で質問です。33ページの地産地消の200  
万5,000円ですけれども、説明では、ちょっと聞き逃したのがあるんですけれども、2,  
000万以上が対象なのか、総額で4,000万ということの5%ということであるんで  
すけれども、その補助金の上げる先は、どのようなところへ配付されるのか、聞き漏  
らしたかわかりませんが、2,000万円の販売金額という、普通個人ではとても  
じゃない、できないわけですが、総額4,000万という、2件分ぐらいしかなら  
なくなるんですけれども、交付先がどのような組織、あるいはどのような品目に対しての  
販売に対しての5%補助の対象になるのか、その中の対象先、あるいは金額的なもので、も  
うちょっと詳しく御説明していただきたいと思うわけでございます。

それと、39ページの除雪費で委託料でございますけれども、1,055万3,000円組  
まれているわけですが、そのうち業者の方がほとんどだろうと思うわけですが、  
それぞれ各地区にそういう機械を持っている方に除雪をお願いする場合もあったと思  
うわけですが、業者の方へこれぐらい、あるいはまた個人の方へ、業者以外で各集落  
に持っている方にこれぐらい払ったという内訳をお知らせ願いたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（田村津与志君） それでは、議員の御質問にお答えをいたします。先ほど私が  
答えました内容が、具体的でございますので、再度補足をさせていただきます。

地産地消出荷奨励補助金という内容でございますが、年間の売り上げ額が2,000万を  
超える農産物直売所を対象として、実際に補助金を支払うのが、そこへ出荷される出荷農家  
でございます。売り上げ額によって5%の補助金を出すというふうなことでございまして、  
ただし、現在のところでは、加工品、それから農産物以外の林産物のあたりのところについ  
ては、対象としていないというところでございます。

例えば、ネコヤナギとかというところ、それから加工品でいきますと、漬物とかそういう  
ものについては対象としておりません、お金は、補助金は出荷された農家に対して、売り  
上げ額に対して補助金を出しまして、農家にお金を渡すというふうな形でございまして、人  
数も多いというふうなことでございますので、一応それぞれの直売所にお金をお支払いを  
して、そこから農家個人にお金を再度お支払いをするという形をとっております。

現在、農産物直売所の対象でございますが、なごみ温泉のところにあります直売所と、それとシルクウェイのところにございます直売所、この2戸を対象にしておるといふようなことでございます。

○議長（滝元 三郎君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） 除雪関連でございますが、業者10社おりまして、約855万円程度、個人の方にお願ひしたのが6名いらっしゃいまして、約198万円の内訳となります。

○議長（滝元 三郎君） ほかに。9番。

○議員（9番 斎藤 和巳君） 農産物の分もはっきりわからないんですけども、場所を出荷された方だろうというように解釈しております。除雪費の委託料で業者にお願ひしたというのは、もちろん行政のほうからこうして格好でお願ひしたわけでございますけれども、各地区の方に6名の方に約200万ばかり払われているわけですけども、これは、自主的にやられた方によって申請に基づいてやられたのか、こちらから町としてこうこう基準になったからお願ひしてやられたのか、その点の中身を詳しくお願ひしたいと思ひます。

除雪した方に対してありがたく思っているんですけども、基準に達せなくても、若干雪が積もった時点で除雪をボランティアでやっているのか、有償でやっているのかわかりませんが、そういうふうな事例も聞いております。その中において、町の除雪の基準としては、20センチと、町道は。そういうような基準があるわけですけども、それは、ただ申請に基づいてやられたのだらうと思うんですけども、10センチぐらいでも、もうすぐ除雪を地区のためにやられている方もおられるわけですけども、そういう方も対象に払ったのかどうかということをちょっとその点、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○議長（滝元 三郎君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） 毎年御協力をいただいている方には、状況を見て動いていただく場合もございます。

それから、自動車等除雪車が入らないところ、集落の方からだれが重機を持っているということをお聞きいたしまして、うちのほうからお願ひをして動いていただく、そういうことで動いていただいておりますが、もちろん除雪対象とならない積雪の場合、議員さんがおっしゃいましたように、ボランティアで動く場合は積算に上がっておりません。報告をいただいておりますので、町が除雪をした日に動いたものについて精算をしているところでございます。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありませんか。12番。

○議員（12番 小松 洋司君） 21ページと31ページにそれぞれ積立金で、財政調整基金に今5,800万、それから地域医療推進基金に4,000万のそれぞれ積立金が補正されておりますが、これらについては、積み立てた後、残高として幾らになるか、お教え願ひたいというふうに思ひます。

それから、先ほどもありましたが、教育費のところの青原小学校の耐力度調査の関係でございますが、今後これから調査をされて、その点数によってその有利な補助金を求めるということでございますが、おおよそ大体いつごろこの県との県教委との協議を終え、補正をいつごろ予定されているか、それをお願いしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） 21ページの財政調整基金ですが、今回5,800万積み立てることによって、正確、ちょっと資料を持ち合わせていませんが、6月に剰余金が多少出ていましたので、10億7,000万ぐらいになると思います。

○議長（滝元 三郎君） 健康保険課長。

○健康保険課長（水津 良則君） 31ページの積立金であります、4,000万であります、これは、今回は初めての積み立てとなります。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 青原小学校の耐力度調査につきましては、契約はこの予算を認めていただいて、すぐにかかりたいと思います。大体設計のほうに聞いておりますのは、半年ぐらいはかかるのではないだろうかというふうに聞いております。

で、県のほうへ、これも県の審査会のほうへ、耐力度調査をしたものの結果を判定をさせていただいて、その結果をもとにやりますので、県の審査会のほうがどれぐらいで処理をいただけるかということでも、ちょっと変わってまいります、一応9月補正を想定はしております。

○議長（滝元 三郎君） ほかに。8番。

○議員（8番 青木 克弥君） 27ページ、負担金補助金、つわの福祉会、社会福祉協議会のところで説明にございました、社会福祉協議会が△270万、つわの福祉会が268万になっていますが、その辺の関係をもう少し詳しく説明ください。

それから、28ページの保育所運営費の委託料、保育料の運営費の委託料544万4,000円、これの積算根拠を教えてください。

それから、29ページ、児童福祉施設費で、職員手当の中に嘱託の時間外手当が出てございますが、この嘱託の時間外は、どのような業務で想定されておるのか。

それから、38ページの土木総務費、職員手当で、この中にもう時間外手当がございますが、時間外手当が嘱託と同時に出ておまして、職員のが230万、嘱託が26万2,000円になってございます。かなり大きな時間外ですが、この辺の業務内容を教えてください。

○議長（滝元 三郎君） 参事。

○参事（右田 基司君） それでは、27ページの社会福祉総務費の負担金補助及び交付金のつわの福祉会の補助金でございますが、デイサービスセンターの空調が壊れまして、今回その設備費を補助するものでございます。

それと、社会福祉協議会の補助金が270万減額になっておりますが、これは、協議会の中の人事異動が春にございまして、介護職のほうへ異動されて、その後臨時職で対応された



わけですが、そうした形で当初予算では、正規の職員という形で組んでおりましたので、今回270万減額をしていたところでございます。

それと、28ページの児童福祉総務費の保育所運営委託料でございますが、幼花園並びに広域の保育園をお願いしている場合ですが、主任保育の保育士の加算、それと事務加算がちょうど今ごろになって決定になってきますので、その金額について今回補正をお願いしたところでございます。

それと、29ページの児童福祉施設費の嘱託時間外勤務手当でございますが、延長保育の関係がございまして、それにも嘱託の職員もなっていておられますので、その時間外手当でございます。

○議長（滝元 三郎君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） 38ページの土木総務費の嘱託時間外手当でございます。これは、地籍調査のほうで嘱託を雇用しているわけでございますが、現地に入ります前にいろんなことがありますので、夜間の説明会、それとか、現場調査のための緊急を要する資料の作成とか、そういう時間外手当に使っております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありますか。8番。

○議員（8番 青木 克弥君） 29ページの今の時間外、職員・嘱託の時間外の御説明の中では、嘱託の方にも時間外をしていただくということでございましたが、上に時間外勤務手当、職員のが6万9,000円ですか、出ていますが、これで見ますと、嘱託のほうが多いいわけですが、この辺の関係は、どういうぐあいになっているのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 参事。

○参事（右田 基司君） 当初予算の中で、時間外勤務手当については、3%の予算部分を計上しているわけですが、職員についてはそうなんです、嘱託等については、時間外手当というのは、それについて3%を計上しているわけですが、最終的に時間によって時間外手当を出すわけですが、今回若干嘱託の時間外勤務手当のほうが多いいわけですが、時間が多かっただと、結果的に多かっただということになるかというふうに思います。

○議長（滝元 三郎君） 8番。

○議員（8番 青木 克弥君） 今の説明ですと、要するに管理も何もなく、結果的に嘱託のほうが多かっただという御説明ですが、基本的には、その正規の職員がきちっと仕事をするというのが建前だろうというぐあいに思いますが、その辺のことのいわゆる時間外については、非常に難しい部分があるかと思えますけれども、現場でありますので非常に難しいと思えますが、その辺の管理がなされていたのかどうか、もう一回お答えください。

○議長（滝元 三郎君） 参事。

○参事（右田 基司君） この児童福祉施設費には、各保育園が当たっております、保育園によっては、正規職員ができない場合もありまして、例えば木部保育園については、今、育休で休んでおられる職員が1名おられまして、そうした形もあるわけですので、基本的に

は、正規の職員がそうした形で当たっていくという形にはしておりますが、結果的には、そうした形になったというものでございます。

○議長（滝元 三郎君） 質疑の途中でありますけれども、ここで後ろの時計で10時20分まで休憩といたします。

午前10時09分休憩

.....

午前10時20分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

質疑を続けます。質疑はありませんか。7番。

○議員（7番 三浦 英治君） 減額している理由について、3点ほどお聞きします。

まず、19ページの消防債ですけれども、消防施設整備事業で、マイナスの220万になっている理由をお聞かせください。

それと、37ページの景観対策費の景観審議会委員報酬、また委員報酬、費用弁償それぞれ皆マイナス、減額になっている理由をお聞かせください。

それと、40ページの非常備消防費で、備品購入費18万ですけれども、消防積載車、これがマイナス175万1,000円になっているのは、どういうことか、お聞かせください。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） それでは、19ページの地方債の減額でございますが、先ほどの40ページと関連がありまして、消防積載車の入札減によりまして、歳出のほうが減額になりまして、それに伴いまして、地方債を充当していますので、それを減額したということになります。

○議長（滝元 三郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（山岡 浩二君） 37ページの景観対策費の件ですけれども、これは、毎年当初予算で景観審議会の開催を見越して予算を組んでおりますが、景観審議会は、その審議をする事例が起きたときに開催をすることにしております。ことしの場合は、事例がありませんでしたので、精算的に不用ということで落としていきますが、最終的に今月最後の審議会を一度開催する予定がありますので、その分を残して、残りは予算は不要ですでお返しするという補正であります。

○議長（滝元 三郎君） 7番。

○議員（7番 三浦 英治君） 消防積載車ですけれども、入札の関係ちゅうか、どこの分団の積載車かお聞かせください。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） 消防積載車につきましては、津和野第一分団の積載車です。

○議長（滝元 三郎君） ほかに質疑はありませんか。11番。

○議員（11番 川田 剛君） 33ページです。先ほども御質問があったんですが、農業振興費、負担金補助及び交付金の地産地消出荷奨励金補助金と生産振興助成金なんですけれども、この20万円の助成金がこの地産地消出荷奨励金に関連するのか、関連しないのか、一点と。それと、その新たな取り組みとしてレジを購入されたということなんですけれども、新たな取り組みというのは、どういったものなのか、具体的にお願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（田村津与志君） それでは、御質問にお答えをいたします。

地産地消出荷奨励補助金、そして生産振興助成金の関係が関連するかということでございますが、今回の場合には関連をいたしません。ただ直接は関連しないというふうなことでございます。

生産振興助成金のご関係でございますが、新たな取り組みということは何かということでもございましたが、一応要綱上、今完全に覚えておりませんけれども、売上高の向上のためにそれぞれの生産部会なり、農業者のグループが取り組むそういう取り組みに対して補助金を支出すると。ただし、審議会においてその内容を審査して、それが適当であると認めた場合にお金を出すというふうなものでございまして、具体的にそれじゃこれというふうな細かいものは決めてはおりません。

それが、実際のところ、農業振興につながるというふうなものであれば、対象というふうにご考えているところでございます。あとは、審議会で諮って、その後意見を伺って対応するというふうな形になります。

○議長（滝元 三郎君） 11番。

○議員（11番 川田 剛君） 済みません。もう一点なんですけれども、例えばレジということでありましたら、販売するという意味のレジで間違えないと思うんですが、関連しないということは、新たに販売所が設けられるのか、それともレジの機能といいますか、管理をするとか、そういった意味での購入ということなのか、お願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（田村津与志君） 生産振興、地産地消出荷奨励の関係でございますが、2,000万以上の売り上げを持つ農産物直売所に出荷される農家の方が、売り上げられた農産物の販売額に対して5%というふうなことでございまして、それに対して補助金を支出するというふうなことでございます。

今回、生産振興助成金のご関係でございますが、関連があると言えはあるということになるかもしれないんですが、実際の性格的には、僕は違っているというふうに思っておりますので、先ほどお答えしたような形にお答えをしました。（「レジの」と呼ぶ者あり）

レジのご関係でございます。一応これまでレジの関係が、今対象になっている広報に挙げておりますところが、野菜とその他というふうなところで、野菜の中に例えば加工品とかそういうものも含まれておりました。

今回、4月になってここの地産地消の関係の補助金をつくった関係で、なごみ温泉の関係は、割に細分化をしております、保守システムというのがなごみに入りまして、これはなごみのほうで準備をされましたが、青空部会については、その辺のところ、青空部会というところが運営をされておられますので、細分化をすると、例えば野菜、それから林産物、例えばわらじとか、しめ縄、加工品、その辺のところを分けると、補助金も出せないというふうなことでございますので、一応そのあたりのところで対応したというふうなことでございまして、一応こういう形で対応しているというふうなことをお聞きしまして、一応事前に聞いておりますので、その関係で今回お金を計上したということでございます。その真実は、（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（滝元 三郎君） ちょっと待って。11番。

○議員（11番 川田 剛君） レジの簡単な説明で結構でございます。イメージとして、関連するのかわからないのがちょっとまたわからなくなってきましたんですけども、なごみの里、シルクウェイとありますね。レジ、まず生産振興補助金、レジを買うので間違えはないですよ。レジではないんですか。レジスターではない、レジスターを購入されると思うんですが、レジスターを買うのが80万で、その助成金として20万を出されるということなんですけれども、これが新たにレジを設置するのか。それとも機能的にそのいろんな分野のものを販売するので、それを管理するのか。（「これはどこに払うのかというのを聞いたら一番ようわかる」と呼ぶ者あり）で、どういうふうなレジの購入に当たるのか。これを20万円をどこに払うのかをお聞かせいただきたいです。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（田村津与志君） レジの関係でございますが、レジスターのことでございます。そのレジスターについては、これまでのを廃棄して新たに購入ということでございます。（「助成金を出すのか」と呼ぶ者あり）

お金ですね、済みません。一応80万円の関係で、青空部会という部会がその直売所を運営しておられますので、そこに対してお金を一応出すというふうな予算でございます。

○議長（滝元 三郎君） 10番。

○議員（10番 河田 隆資君） だんだん話が複雑になって、ちょっとこれは、あしたばさんがやっておられるそのレジが、あしたば個人の販売所でなくて、あしたばの経営の部分もあり、野菜部会等々の方々が持ち込むものがあり、それをそのレジでもって、きちんと仕分けをするためのレジが買いたいと、そのためにあしたばだけのレジでは難しいので、そういったレジの中で処理をしようとしているわけですね。（「どうも違うんだよ」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

それで、例えばそれは当然そのバーコードで読み取る機能が恐らくあるはずですけども、そのバーコードのそのシールとか、それらの購入費も一緒に入っているのかどうなのか、そこを、その辺をちゃんと話をしないと、わけのわからん方向にいくんじゃないかと思うんです。そのレジの機能がどういうふうになっているから、こんなに高いんですよというこ

とをしないと、我々の感覚からいきますと、レジなんかだったら、一、二万ありゃ買えますので、その辺を説明してください。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（田村津与志君） 大変申しわけございません。議員の御指摘のとおりでございます。一応通常のレジスターではなくて、コスまではいきませんが、そこに準じたものがございます。で、シール等については、一応そこに含まれているというふうには聞いておりません。機械というふうなことで聞いております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありませんか。13番。

○議員（13番 米澤 岩文君） 私、この1年ちょっと、この予算書を見させていただいておりましたけれども、特に歳出の説明につきまして、大変見にくいような気がいたしております。例えば委託料、修繕料、用地買収費等々、そして工事請負費、リース料、機械器具等いろいろ項目がありますけれども、この説明の中で、例えば修繕料、何々を修繕すると書かれないのですかね。そうすると、かなりその審議といたしますか、質問といたしますか、すぐくしやすくなります。

例えばリース料にしても、リース料だけで何のリース料か、使用料は何の、括弧書きで小さくてもいいんですが、当然事務量はふえるかもしれませんけれども、そうすれば、かなりわかりやすい予算書になると思いますが、いかがでしょう。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。答えて。

○総務財政課長（島田 賢司君） 節の欄で決められているのと、説明の欄で、もう项目的に機械上ちょっとそういうふうになっていまして、あと、内容につきましては、すべて言葉で説明で足りると思っておりますので、こういうふうな出し方にしております。

ただ、入札に伴うものにつきましては、それぞれ積み上げたもので計上するようにしてまして、入札に支障のないような数字のために、説明欄には数字を出さないようにしております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありませんか。15番。

○議員（15番 沖田 守君） 3月議会ですから、当然その補正がかかって増減があるわけですが、まずは、担当課長、歯切れが悪い。ああいう答弁では満足がいかない。

それから、特に町長、副町長ね、昨年町長になられて、この補正の中でも、医療従事者等に対する貸付金、それから商工観光課のプレミアム券等々は、ある意味では、重要施策で打ち出されて、去年からというようなことだから事情はわかります。わかりますが、このような減額が出るというのは、非常に情けない。経済活性化等でプレミアム券をつけた、700数十万の減額があるのにと。こういうようなことちゅうのは、非常に情けないことだから、特に新年度もまた医療従事者等についての貸付金は計上されておりますが、これが満額執行されるようにぜひとも力を入れないと、せっかく打ち出される町長の重要施策が台無しになってしまうということですから、これは苦言であります。町長、副町長の決意を聞きたい。そのように思いますよ。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 議員御指摘のとおり、予算計上する、そういう時点から、そのすべての事業について、予算を完全に消化という言葉はちょっとおかしいかもしれませんが、遂行するというこの前提で予算立てをし、計上させていただくわけでありますから、その努力を最大限していかなければならないというふうに思っております。

今回、奨学金等につきましては、初年度ということが、まあ言いわけにははいけませんけれども、初年度でもありましたので、まだまだ周知が十分至っていないという状況でもありました。また2年目、3年目と、この奨学金事業も続けていくことによって、周知が広がっていくと、そしてまた利用もついてくるというふうに受けとめているところでございます。

ただ、22年度は、こうした奨学金制度を認めていただきましたので、こうしたものを材料として、広島、岡山のそうした若い対象者の女性の方々、学校に行ってもらえる方々ですけれども、それにやはり十分これを持ってPRができた、ということもあります。そうした中で、広島、岡山から呼んでくるためには、奨学金制度だけをやってもしょうがない。そこにやはり住環境が整備されていないと効果が生まれてこない、という新たな課題も見つかったわけでありまして、この点については、平成23年度、当初予算では計上しておりませんが、補正等でこの住環境整備もお願いをしていきたい。そういうふうなことをいろいろやっていきながら進めていきたいと思っております。そういう意味では、この奨学金制度は、22年度、貴重な一歩が生まれたというふうに考えているところでございます。

それから、プレミアム商品券でもあるわけでありまして、これについては、平成21年度が、国の交付金が使われたということもありまして、100%補助でこの事業を組み立てられましたので、2割のプレミアムを持って計画をさせていただいて、最終的にそれが完売できるまでということもできたというところでもあります。

平成、この22年度であります、今年度の事業でありましたけれども、どうするかということ計画をしたときに、商工会さんからも要望がございまして、このプレミアム商品券をもう一年続けてやろうと、そういう結論になったわけでありまして、いかんせん22年度は、その事業を決定した当時は国の交付金が決まっておらなかったもので、やるとしたら町の一般財源でやるしかない、という中で判断をございまして、とても2割というプレミアム率をつけますと、非常に財源が痛む、そういう状況でもありましたので、1割にすると。そして、そうすると、ある程度完売というところまでなかなかいかないだろうということで、昨年もただ完売にこだわったがゆえの課題もあったわけでありまして、今回は完売まで再販をしないと、そういう結論の中で今回この事業を遂行した結果が、こうした状況でもあるというところでもあります。

いずれにしても、言いわけがましく少しなりましたけれども、基本は、事業を計画し予算を立てる、それはすべてを遂行するということが大前提になるということは、今後もしっかり受けとめておきながらやってまいりたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 申し上げておきますが、質疑の時間でございますので、質疑をお願いいたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第20号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第20号平成22年度津和野町一般会計補正予算（第5号）につきましては、原案のとおり可決されました。

---

日程第17. 議案第21号

○議長（滝元 三郎君） 日程第17、議案第21号平成22年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第21号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第21号平成22年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきましては原案のとおり可決されました。

---

日程第18. 議案第22号

○議長（滝元 三郎君） 日程第18、議案第22号平成22年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第4号）について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので討論なしと認めます。

これより議案第22号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第22号平成22年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第4号）につきましては原案のとおり可決されました。

---

日程第19．議案第23号

○議長（滝元 三郎君） 日程第19、議案第23号平成22年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第23号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立多数であります。したがって、議案第23号平成22年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきましては原案のとおり可決されました。

---

日程第20．議案第24号



○議長（滝元 三郎君） 日程第20、議案第24号平成22年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第24号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第24号平成22年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）については原案のとおり可決されました。

---

日程第21．議案第25号

○議長（滝元 三郎君） 日程第21、議案第25号平成22年度津和野町奨学基金特別会計補正予算（第2号）について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第25号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第25号平成22年度津和野町奨学基金特別会計補正予算（第2号）につきましては原案のとおり可決されました。

---

日程第22．議案第26号

○議長（滝元 三郎君） 日程第22、議案第26号平成22年度津和野町診療所特別会計補正予算（第2号）について、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第26号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第26号平成22年度津和野町診療所特別会計補正予算（第2号）につきましては原案のとおり可決されました。

---

日程第23．議案第27号

○議長（滝元 三郎君） 日程第23、議案第27号平成22年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、これより質疑に入ります。質疑はありますか。9番。

○議員（9番 斎藤 和巳君） 7ページの、介護老人保健事業ですね。

○議長（滝元 三郎君） はい。そうです。

○議員（9番 斎藤 和巳君） 7ページの施設利用収入というので、食材費用というのを利用しているので、大きな2,350万という膨大な収入源になっているわけですが、前年比と比べてどれぐらいの差が年間にどれぐらいの食材費用の収入が減ったのか。またもともと当初予算で組んだときの計算をどのような形でやったのかと。余りにも金額が大き過ぎると。当初7,000万円ぐらい、5,000万円ぐらいあったわけですけど、今回はそのうちの2,200万も落とさなきゃいけない、2,300万ですけど。すると、その点のどういふもとでこういうことになったのか、また最初のときのどれぐらいの積算でこれをやったのかというのをお教え願いたいと思います。（発言する者あり）

○議長（滝元 三郎君） 健康保険課長。

○健康保険課長（水津 良則君） ちょっと昨年との比較というのが、ちょっと資料を持ち合わせて今おりませんので比較ができないわけですが、一応施設の一言で言うと、利用者が少なかったと、入所者が少なかったということで、給食費が減ったということでありま。す。（「当初」と呼ぶ者あり）

当初につきましては、5,000万円の額が――食材の当初につきましては5,657万8,000円でありました。それが今回2,350万の減額となりますので、かなりの大幅な減であります。それが実績見込みでありますので、そういうことでございます。

○議長（滝元 三郎君） 9番。

○議員（9番 斎藤 和巳君） 実績見込みの中で数字でどうのこうのと言うことはないんですけども、施設の利用者が少なかったという担当課長の答弁でございますけれども、こういう施設には、まだまだ先に入りたいというので、待機されている方がかなりおるんじゃないかと思うのに施設利用者が少ないというのは、どうも納得いかないわけでございますけれども、その点に関しまして、再度本当に施設の利用が少なかったのかどうか、確認のために。私としては、そういう施設の方へ入所される方がかなりおると思っておりますので、待っている方が。その点、再度もう一回お聞かせ願います。

○議長（滝元 三郎君） 健康保険課長。

○健康保険課長（水津 良則君） 施設療養費の収入のほうですが、入所者の徴収費、それから通所者もそれぞれ大きな金額で減額となっております。ということは、短期の入所者がふえて、その入所者が減ったということでもありますので、あすこの職員の人的な体制もあるかもしれませんが、待機ちゅうか町の人もおられるかもしれませんが、今の現状では、この受け入れが今限度かなというふうに思いますが、ちょっとこの辺につきましては、内部でもうちょっと精査しまして、今後の計画に反映していきたいというふうに考えております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありませんか。4番。

○議員（4番 竹内志津子君） 同じページのその他事業収入で、これは介護職員の手当、待遇面でこうよくしたというので540万円の増額になってはいますが、具体的にわかる範囲でちょっと教えてほしいんですが、手当ということですので、夜勤手当だとか、何かそういう具体的なものがわかりましたら、教えてください。

○議長（滝元 三郎君） 健康保険課長。

○健康保険課長（水津 良則君） 今、具体的の数字は持ち合わせておりませんが、業種によってその手当のパーセントがかなり違っております。低いところは、2%とか、高いところは10%とかの処遇の改善というふうになっておりますので、具体的に何が何ぼであったかちゅうことは、ちょっと今資料を持ち合わせておりませんが、内容的には、そういうことで業種によってかなり幅があるということです。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第27号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第27号平成22年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

---

日程第24．議案第28号

○議長（滝元 三郎君） 日程第24、議案第28号平成22年度津和野町病院事業会計補正予算（第4号）について、これより質疑に入ります。質疑はありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第28号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第28号平成22年度津和野町病院事業会計補正予算（第4号）につきましては原案のとおり可決されました。

---

○議長（滝元 三郎君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれで散会をいたします。大変どうもお疲れでございました。

午前10時58分散会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

---

平成 23 年 第 2 回 (定例) 津 和 野 町 議 会 会 議 録 (第 5 日)

平成 23 年 3 月 31 日 (木曜日)

---

議事日程 (第 5 号)

平成 23 年 3 月 31 日 午前 9 時 00 分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 町長提出第 55 号議案 津和野町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の廃止  
について
- 日程第 3 町長提出第 56 号議案 平成 22 年度津和野町一般会計補正予算 (第 6 号)
- 日程第 4 町長提出第 57 号議案 平成 22 年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算  
(第 5 号)
- 日程第 5 町長提出第 58 号議案 平成 22 年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予  
算 (第 4 号)
- 日程第 6 町長提出第 59 号議案 平成 22 年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算  
(第 6 号)
- 日程第 7 町長提出第 60 号議案 平成 22 年度津和野町下水道事業特別会計補正予算  
(第 4 号)
- 日程第 8 町長提出第 61 号議案 平成 22 年度津和野町奨学基金特別会計補正予算 (第  
3 号)
- 日程第 9 町長提出第 62 号議案 平成 22 年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算  
(第 4 号)

- 日程第 10 町長提出第 63 号議案 平成 22 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 11 町長提出第 64 号議案 平成 22 年度津和野町病院事業会計補正予算 (第 5 号)
- 日程第 12 町長提出報告第 1 号 新地方公会計財務 4 表の報告について
- 日程第 13 町長提出第 29 号議案 津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について
- 日程第 14 町長提出第 30 号議案 津和野町長及び副町長の諸給与条例の一部改正について
- 日程第 15 町長提出第 31 号議案 町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第 16 町長提出第 32 号議案 津和野町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について
- 日程第 17 町長提出第 33 号議案 教育委員会教育長の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第 18 町長提出第 34 号議案 津和野町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 19 町長提出第 35 号議案 職員の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第 20 町長提出第 36 号議案 津和野町議会の議決すべき事件を定める条例の制定について
- 日程第 21 町長提出第 37 号議案 津和野町ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 22 町長提出第 38 号議案 津和野町営バス運行に関する条例の一部改正について
- 日程第 23 町長提出第 39 号議案 津和野町食と農のまちづくり条例の制定について
- 日程第 24 町長提出第 40 号議案 津和野町枕瀬山森林公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 25 町長提出第 41 号議案 津和野町道路占用料徴収条例の一部改正について
- 日程第 26 町長提出第 42 号議案 津和野町簡易水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第 27 町長提出第 43 号議案 平成 23 年度津和野町一般会計予算
- 日程第 28 町長提出第 44 号議案 平成 23 年度津和野町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 29 町長提出第 45 号議案 平成 23 年度津和野町介護保険特別会計予算
- 日程第 30 町長提出第 46 号議案 平成 23 年度津和野町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 31 町長提出第 47 号議案 平成 23 年度津和野町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 32 町長提出第 48 号議案 平成 23 年度津和野町下水道事業特別会計予算

- 日程第 33 町長提出第 49 号議案 平成 23 年度津和野町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 34 町長提出第 50 号議案 平成 23 年度津和野町奨学基金特別会計予算
- 日程第 35 町長提出第 51 号議案 平成 23 年度津和野町電気通信事業特別会計予算
- 日程第 36 町長提出第 52 号議案 平成 23 年度津和野町診療所特別会計予算
- 日程第 37 町長提出第 53 号議案 平成 23 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計予算
- 日程第 38 町長提出第 54 号議案 平成 23 年度津和野町病院事業会計予算
- 日程第 39 発議第 1 号 津和野町議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第 40 請願第 1 号 高齢者への肺炎球菌ワクチン接種の推進と接種への公費助成を求める請願
- 日程第 41 請願第 2 号 年金引下げ（案）の撤回、無年金者・低年金者への生活支援金の緊急支援と年金受給資格期間の短縮を求める請願
- 日程第 42 経済常任委員会の請願審査報告について（木曾野向線町道の舗装工事について）
- 日程第 43 経済常任委員会の所管事務調査報告について
- 日程第 44 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 追加日程第 1 発議第 2 号 高齢者への肺炎球菌ワクチン接種の推進と接種への公費助成を求める意見書（案）の提出について

---

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 町長提出第 55 号議案 津和野町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の廃止について
- 日程第 3 町長提出第 56 号議案 平成 22 年度津和野町一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 4 町長提出第 57 号議案 平成 22 年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 5 町長提出第 58 号議案 平成 22 年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 6 町長提出第 59 号議案 平成 22 年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 7 町長提出第 60 号議案 平成 22 年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 8 町長提出第 61 号議案 平成 22 年度津和野町奨学基金特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 9 町長提出第 62 号議案 平成 22 年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算  
(第 4 号)

日程第 10 町長提出第 63 号議案 平成 22 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会  
計補正予算 (第 3 号)

日程第 11 町長提出第 64 号議案 平成 22 年度津和野町病院事業会計補正予算 (第 5  
号)

日程第 12 町長提出報告第 1 号 新地方公会計財務 4 表の報告について

日程第 13 町長提出第 29 号議案 津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条  
例の一部改正について

日程第 14 町長提出第 30 号議案 津和野町長及び副町長の諸給与条例の一部改正につ  
いて

日程第 15 町長提出第 31 号議案 町長等の給与の特例に関する条例の一部改正につ  
いて

日程第 16 町長提出第 32 号議案 津和野町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等  
に関する条例の一部改正について

日程第 17 町長提出第 33 号議案 教育委員会教育長の給与の特例に関する条例の一部  
改正について

日程第 18 町長提出第 34 号議案 津和野町職員の給与に関する条例の一部改正につ  
いて

日程第 19 町長提出第 35 号議案 職員の給与の特例に関する条例の一部改正について

日程第 20 町長提出第 36 号議案 津和野町議会の議決すべき事件を定める条例の制定  
について

日程第 21 町長提出第 37 号議案 津和野町ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関す  
る条例の制定について

日程第 22 町長提出第 38 号議案 津和野町営バス運行に関する条例の一部改正につ  
いて

日程第 23 町長提出第 39 号議案 津和野町食と農のまちづくり条例の制定について

日程第 24 町長提出第 40 号議案 津和野町枕瀬山森林公園の設置及び管理に関する条  
例の一部改正について

日程第 25 町長提出第 41 号議案 津和野町道路占用料徴収条例の一部改正について

日程第 26 町長提出第 42 号議案 津和野町簡易水道事業給水条例の一部改正について

日程第 27 町長提出第 43 号議案 平成 23 年度津和野町一般会計予算

日程第 28 町長提出第 44 号議案 平成 23 年度津和野町国民健康保険特別会計予算

日程第 29 町長提出第 45 号議案 平成 23 年度津和野町介護保険特別会計予算

日程第 30 町長提出第 46 号議案 平成 23 年度津和野町後期高齢者医療特別会計予算

日程第 31 町長提出第 47 号議案 平成 23 年度津和野町簡易水道事業特別会計予算



- 日程第 32 町長提出第 48 号議案 平成 23 年度津和野町下水道事業特別会計予算
- 日程第 33 町長提出第 49 号議案 平成 23 年度津和野町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 34 町長提出第 50 号議案 平成 23 年度津和野町奨学基金特別会計予算
- 日程第 35 町長提出第 51 号議案 平成 23 年度津和野町電気通信事業特別会計予算
- 日程第 36 町長提出第 52 号議案 平成 23 年度津和野町診療所特別会計予算
- 日程第 37 町長提出第 53 号議案 平成 23 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計予算
- 日程第 38 町長提出第 54 号議案 平成 23 年度津和野町病院事業会計予算
- 日程第 39 発議第 1 号 津和野町議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第 40 請願第 1 号 高齢者への肺炎球菌ワクチン接種の推進と接種への公費助成を求める請願
- 日程第 41 請願第 2 号 年金引下げ（案）の撤回、無年金者・低年金者への生活支援金の緊急支援と年金受給資格期間の短縮を求める請願
- 日程第 42 経済常任委員会の請願審査報告について（木曾野向線町道の舗装工事について）
- 日程第 43 経済常任委員会の所管事務調査報告について
- 日程第 44 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 追加日程第 1 発議第 2 号 高齢者への肺炎球菌ワクチン接種の推進と接種への公費助成を求める意見書（案）の提出について

---

出席議員（16 名）

- |             |             |
|-------------|-------------|
| 1 番 京村まゆみ君  | 2 番 村上 英喜君  |
| 3 番 板垣 敬司君  | 4 番 竹内志津子君  |
| 5 番 道信 俊昭君  | 6 番 岡田 克也君  |
| 7 番 三浦 英治君  | 8 番 青木 克弥君  |
| 9 番 斎藤 和巳君  | 10 番 河田 隆資君 |
| 11 番 川田 剛君  | 12 番 小松 洋司君 |
| 13 番 米澤 宏文君 | 14 番 後山 幸次君 |
| 15 番 沖田 守君  | 16 番 滝元 三郎君 |

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 齋藤 等君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森 博之君	副町長	長嶺 常盤君
教育長	齋藤 誠君	参事	右田 基司君
総務財政課長	島田 賢司君	税務住民課長	米原 孝男君
まちづくり政策課長	村田 祐一君	営業課長	大庭 郁夫君
地域振興課長	長嶺 清見君	健康保険課長	水津 良則君
農林課長	田村津与志君	商工観光課長	山岡 浩二君
建設課長	伊藤 博文君	環境生活課長	長嶺 雄二君
教育次長	世良 清美君		

---

午前9時00分開議

○議長（滝元 三郎君） 改めまして、おはようございます。引き続きお出かけをいただきましてありがとうございます。

ただいまより平成23年第2回定例会5日目の会議を始めたいと思います。

ただいまの出席議員数は16名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（滝元 三郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、11番、川田剛君、12番、小松洋司君を指名いたします。

---

日程第2. 議案第55号

○議長（滝元 三郎君） 日程第2、議案第55号津和野町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の廃止についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） おはようございます。3月31日でございます。3月定例会最終日となりますけれども、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

今定例会に追加でお願いをいたします案件は、条例案件1件、一般会計補正予算を初め各会計補正予算案件9件、報告案件1件でございます。いずれも重要な案件でございますので、慎重審議を賜り可決賜りますようお願いを申し上げます。

議案第55号でございますが、津和野町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の廃止についてでございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 健康保険課長。

〔担当課長説明〕

.....  
議案第55号 津和野町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の廃止について  
.....

○議長（滝元 三郎君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。4番。

○議員（4番 竹内志津子君） 介護従事者の処遇が改善されたのはほんの、処遇されたのは確かかと思うんですが、ほんのわずかの待遇改善だったと思いますけども、この条例が廃止になった後はどのようになるのでしょうか。その改善された、これが23年度いっぱい改善がなくなるということなんではないかなと理解するんですが、今後のことについては、24年以降についてはまた新たになるのかどうか、その辺の見通しはどうなるのでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 健康保険課長。

○健康保険課長（水津 良則君） 一応、このたびの国の事業としてはこれで終了するわけですが、その介護従事者の処遇が必ずしも十分とはいえない状況ではないかもしれませんが、その辺は今後、やはり必要に応じて改善をしていく必要があるというふうに考えております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案件に反対者の発言を許します。ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより、議案第55号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第55号津和野町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の廃止については、原案のとおり可決されました。

日程第4．議案第57号

日程第5．議案第58号

日程第6．議案第59号

日程第7．議案第60号

日程第8．議案第61号

日程第9．議案第62号

日程第10．議案第63号

日程第11．議案第64号

○議長（滝元 三郎君） 日程第3、議案第56号平成22年度津和野町一般会計補正予算（第6号）より、日程第11、議案第64号平成22年度津和野町病院事業会計補正予算（第5号）まで、以上9案件につきましては、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第56号平成22年度津和野町一般会計補正予算（第6号）についてでございます。

歳入歳出それぞれ1億6,604万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ予算総額85億7,719万4,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明申し上げます。

議案第57号平成22年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についてでございます。

歳入歳出それぞれ3,547万円を減額し、歳入歳出それぞれ予算総額10億8,038万円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。

議案第58号平成22年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）についてでございます。

歳入歳出それぞれ206万3,000円を減額し、歳入歳出それぞれ予算総額2億7,953万円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明申し上げます。

議案第59号平成22年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）についてでございます。

歳入歳出それぞれ621万7,000円を減額し、歳入歳出それぞれ予算総額3億927万7,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明申し上げます。

議案第60号平成22年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてでございます。

歳入歳出それぞれ484万3,000円を減額し、歳入歳出それぞれ予算総額3億880万8,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明申し上げます。

議案第61号平成22年度津和野町奨学基金特別会計補正予算(第3号)についてでございます。

歳入歳出それぞれ139万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ予算総額1,670万2,000円とするものでございます。

詳細につきましては、教育次長より御説明を申し上げます。

議案第62号平成22年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算(第4号)についてでございます。

歳入歳出それぞれ150万1,000円を減額し、歳入歳出それぞれ予算総額2億8,682万円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明申し上げます。

議案第63号平成22年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算(第5号)についてでございます。

歳入歳出それぞれ予算総額5億6,249万円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明申し上げます。

失礼いたしました。訂正させていただきます。先ほど、議案第63号平成22年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算でございますが、第3号についてということになりますので、よろしく願いいたします。

議案第64号平成22年度津和野町病院事業会計補正予算(第5号)についてでございます。

収益的支出を120万5,000円を追加し、予算総額7億5,288万5,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長(滝元 三郎君) 総務財政課長。

[担当課長説明]

.....  
議案第56号 平成22年度津和野町一般会計補正予算(第6号)

○議長(滝元 三郎君) 健康保険課長。

[担当課長説明]

.....  
議案第57号 平成22年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)

議案第58号 平成22年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)

.....  
○議長（滝元 三郎君） 環境生活課長。

〔担当課長説明〕  
.....

議案第59号 平成22年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）

議案第60号 平成22年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第4号）  
.....

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

〔担当課長説明〕  
.....

議案第61号 平成22年度津和野町奨学基金特別会計補正予算（第3号）  
.....

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

〔担当課長説明〕  
.....

議案第62号 平成22年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算（第4号）について  
.....

○議長（滝元 三郎君） 健康保険課長。

〔担当課長説明〕  
.....

議案第63号 平成22年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第3号）

議案第64号 平成22年度津和野町病院事業会計補正予算（第5号）  
.....

○議長（滝元 三郎君） 以上で提案理由の説明を終わります。

議案第56号平成22年度津和野町一般会計補正予算（第6号）について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） まず、14ページ、歳入についてお伺いをいたしますが、町税の固定資産税部分について、この詳細部分を少し深く説明していただきたいと思っております。と申しますのも、その滞納繰越分が一気に571万8,000円もというのはどういふことでそういうふうな、何か処分をされたものが入ってきたのかどうか、いろいろ推測されますけれども、少し御説明をしていただきたいと思っております。

次に、歳入とも関連がするわけですが、22ページの財産管理費を積立金に約1億8,900万円上げておりますが、地方交付税は1億2,740万1,000円でありまして、その差額分はどこからその入ってくるのか、もろもろのその整理によって入ってきたのか、その辺を少し説明をしていただきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 税務住民課長。

○税務住民課長（米原 孝男君） それでは、固定資産税の歳入につきまして説明をさせていただきます。

まず1点目の償却資産、今回1,195万8,000円増額の補正でございます。これは、最初に総務財政課長が説明をしましたように、携帯の基地局、いわゆる償却資産ですが、これNTT、ソフトバンク、AUそれぞれありますが、この償却資産がふえたことによる増加ということでございます。

その他、土地家屋につきましての減額は当初収納率を96%という見込みで当初予算を計上しておりましたが、現在のところ、これらについては94.5という見込みを立てております。したがって、その分、少なくなったと、金額の補正ということでございます。

それから、滞繰分につきましては、これにつきましても、当初は5%、収納率が5%という見込みで予算計上をしておりました。これは日々公正公平な収納ということで滞納整理に努めているわけでございますが、結果的に現在のところ5%の見込みが、5%で計上したというところが見込みとして13%という結果になりまして、571万8,000円、今回増額の補正ということでございます。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） それでは、22ページの財政管理費の積立金のことでございます。まず財政調整基金へ積み立てるのが1億8,900万円でございますが、この主なものは特別交付税が確定したことによりまして、当初予算より1億2,740万1,000円ふえたのが主なものでございます。

あとは歳出におきましては、ほとんどが減額予算でございますので、それが一般財源が大きいのということと、町税、固定資産税、それと譲与税、各種交付金が増額になりましたので、もろもろあわせて1億8,900万円ということ、積み立てができるようになりました。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありませんか。4番。

○議員（4番 竹内志津子君） 歳出27ページの衛生費の予防費で、予防接種委託料、これは子宮頸がんワクチンの不足等によりというふうにあるんですけれども、どういうことで不足になったのでしょうか。接種者は多かったのか、それとも接種が遅れたのでワクチンの入荷がよその自治体が多く使ったために遅くなったとか、そういうようなことなんでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 健康保険課長。

○健康保険課長（水津 良則君） この予防接種の委託料の減額350万円につきましては、総務課長の方からも説明があったように、子宮頸がんとその他の予防接種も含めたものであります。で、子宮頸がんにつきましては、当初は足りるという見込みでしたんですが、全国的に希望者が多かったということで製造が間に合わないということで、今、来年度にならないとちょっと再開ができないという、入ってこないということですので、今ちょっと見合わせておる状態でありまして、減額しております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより、議案第56号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第56号平成22年度津和野町一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第57号平成22年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について、質疑に入ります。質疑はありませんか。9番。

○議員（9番 斎藤 和巳君） 保険事業でございまして、疾病予防費で、健康を守る会と、金額は9万6,000円という大変少ないんですけども、いろんな形で町といたしましても健康維持増進等に図って、いろんな形で予算を組んで支出をしております。

その中において、今回の説明では、健康を守る会の結成ができなかったという担当課長の答弁でございました。どこの地区で、健康を守る会というのはたくさんあると思いますので、どの地区で健康の結成ができなかったのか、またどういう理由でできなかったのかというのを行政も一団となって国保の会計を少しでもという形でそういう維持政策に努力しておるわけですので、その辺の経緯をちょっとお知らせ願いたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 健康保険課長。

○健康保険課長（水津 良則君） 結成できなかった地域は1地域、予定しておった地域の1地域であります。地域は日原地域であります。担当の方とその地域でお世話になった方との話は随時してきたわけですが、どうしても年度途中での結成が難しかったということで、来年度に向けてまた結成に向けて努力していきたいというふうに考えています。どうしても間に合わなかったということでもあります。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありませんか。9番。

○議員（9番 斎藤 和巳君） 先ほどの件ですけども、年度途中でできなかったということでございますので、来年度に関しては努力するじゃなくて、来年度は受けるというような話になっているのかどうかというので、我々としては健康を守る会というのは、改めてこういう会ができるから補助金を組んでおると、そのように解釈しておるんですけども、そうすると、津和野町全体でどの地区にも健康を守る会をつくと想定して当初予算を組んでおるのかどうか。その点もう一度。

○議長（滝元 三郎君） 健康保険課長。



○健康保険課長（水津 良則君） 説明が不十分で申しわけございません。大体もうできておるんですが、事業を展開するまでにはいかなかったということで、年度途中でありますので、来年度はきっちりやっていただこうと思います。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより、議案第57号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第57号平成22年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第58号平成22年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより、議案第58号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立多数であります。したがって、議案第58号平成22年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第59号平成22年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）について質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより、議案第59号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第59号平成22年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第60号平成22年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより、議案第60号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第60号平成22年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第61号平成22年度津和野町奨学基金特別会計補正予算（第3号）について質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより、議案第61号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第61号平成22年度津和野町奨学基金特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第62号平成22年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算（第4号）について質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより、議案第62号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第62号平成22年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第63号平成22年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第3号）について質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより、議案第63号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第63号平成22年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第64号平成22年度津和野町病院事業会計補正予算（第5号）について質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより、議案第64号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、第64号平成22年度津和野町病院事業会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

---

日程第12．報告第1号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第12、報告第1号新地方公会計財務4表の報告について、執行部から報告をお願いいたします。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、報告第1号新地方公会計財務4表の報告についてであります。

これにつきましては、平成21年度決算をもとに財務諸表を作成をしたものでございます。

詳細につきましては、担当課長より御報告を申し上げますのでよろしくお願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

〔担当課長説明〕

.....  
報告第1号 新地方公会計財務4表の報告について  
.....

○議長（滝元 三郎君） 特に質疑があればこれを許します。9番。

○議員（9番 斎藤 和巳君） この中の行政連結行政コスト計算書の中に人件費等が17億円と、その下に物件費21億円という数字があるんですけども、いつも決算で問題になるんですけども、物件費の中にどのぐらいの人件費が入っているかというのをわかりやすくするために物件費の中でもいろんな格好で人件費は人件費の中という数字をとというような要望もしております。

この今回のこの数字にはそれは全くなくて人件費はあくまでも17億円で物件費の中に人件費も入っていないという数字なのかどうか、その数字はよろしいですが、入ってるか入っていないかという分だけお知らせ願いたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） 決算統計上、臨時職員につきましては物件費扱いとしておりますので、人件費の中には入っておりません。物件費で対応しております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありませんか。15番。

○議員（15番 沖田 守君）最後の説明、概要版の中で、連結貸借対照表の中で、負債の部のところで、地方債長期借入金が190億円と、そして引当金が22億円で負債の合計が212億円という、引当金というのが負債に入るといふ根拠はどういうことなの。

○議長（滝元 三郎君）総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君）貸借対照表の国の示した標識の中に負債の部に上げられているものでして、引当金のことですかね。これは、年度末にすべての職員が自己都合で退職したということを経験したものとして上げておりますので、年度末に全職員が退職したということで負債が生じるということに計上しております。

○議長（滝元 三郎君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君）ないようですので、質疑を終結いたします。

以上で、報告を終わります。

それでは、後の時計で10時25分まで休憩といたします。

午前10時13分休憩

.....  
午前10時25分再開

○議長（滝元 三郎君）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

日程第13. 議案第29号

日程第14. 議案第30号

日程第15. 議案第31号

日程第16. 議案第32号

日程第17. 議案第33号

日程第18. 議案第34号

日程第19. 議案第35号

日程第20. 議案第36号

日程第21. 議案第37号

日程第22. 議案第38号

日程第23. 議案第39号

日程第24. 議案第40号

日程第25. 議案第41号

日程第26. 議案第42号

日程第27. 議案第43号

日程第28. 議案第44号

日程第29. 議案第45号

日程第30. 議案第46号

日程第 3 1. 議案第 4 7 号

日程第 3 2. 議案第 4 8 号

日程第 3 3. 議案第 4 9 号

日程第 3 4. 議案第 5 0 号

日程第 3 5. 議案第 5 1 号

日程第 3 6. 議案第 5 2 号

日程第 3 7. 議案第 5 3 号

日程第 3 8. 議案第 5 4 号

○議長（滝元 三郎君） 日程第 1 3、議案第 2 9 号津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正についてより日程第 3 8、議案第 5 4 号平成 2 3 年度津和野町病院事業会計予算についてまで、以上 2 6 案件につきましては、これより各常任委員長及び予算審査特別委員長の審査報告を求めます。

報告の順序は、総務常任委員長、文教民生常任委員長、経済常任委員長、予算審査特別委員長の順でお願いをいたします。

まず、最初に総務常任委員長、お願いをいたします。3 番。

○総務常任委員長（板垣 敬司君） 総務常任委員会審査報告書、平成 2 3 年 3 月 1 0 日、今定例会において、本委員会に付託された所管事項について審査いたしましたので、会議規則第 7 7 条の規定により、その結果を報告いたします。

#### 1、審査事項。

（1）第 2 9 号議案津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について、（2）第 3 0 号議案津和野町長及び副町長の諸給与条例の一部改正について、（3）第 3 1 号議案町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について、（4）第 3 2 号議案津和野町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について、（5）第 3 3 号議案教育委員会教育長の給与の特例に関する条例の一部改正について、（6）第 3 4 号議案津和野町職員の給与に関する条例の一部改正について、（7）第 3 5 号議案職員の給与の特例に関する条例の一部改正について、（8）第 3 6 号議案津和野町議会の議決に関する事件を定める条例の制定について、（9）第 3 7 号議案津和野町ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の制定について、（10）第 3 8 号議案津和野町営バス運行に関する条例の一部改正について、（11）訂正をお願いします、（11）は第 4 0 号議案津和野町枕瀬山森林公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について、（12）第 5 1 号議案平成 2 3 年度津和野町電気通信事業特別会計予算。

2、審査年月日、平成 2 3 年 3 月 1 6 日、机上審査、平成 2 3 年 3 月 1 7 日、机上審査。

#### 3、審査の結果及び概要（審査意見）。

1、第 2 9 号議案津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について、別表区分に「医師確保対策専門監」を新たに設け、「月額 1 8 万 8,6 0 0 円」。福祉事務所医療社会指導員の支給額を月額「1 5 万 3,6 0 0 円」から「1 3 万 3,6 0 0 円」に

改める。青少年育成協議会を削除し、交通指導員支給額「月額1万5,900円」を「年額5万円」とするもの。

審査の結果、本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

2、第30号議案津和野町長及び副町長の諸給与条例の一部改正について、期末手当の改正によるもので、年間3.1カ月を2.95カ月にするものである。

審査の結果、本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

3、第31号議案町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について、町長及び副町長の給与を1年間15%カットするものである。

審査の結果、本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

4、第32号議案津和野町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について、期末手当の改正によるもので、年間3.1カ月を2.95カ月にするものである。

審査の結果、本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

5、第33号議案教育委員会教育長の給与の特例に関する条例の一部改正について、教育長の給与を1年間15%カットするものである。

審査の結果、本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

6、第34号議案津和野町職員の給与に関する条例の一部改正について、人事院勧告に伴う期末勤勉手当の支給割合等についての改正である。

審査の結果、本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

7、第35号議案職員の給与の特例に関する条例の一部改正について、職員の給与を1年間3%カットするものである。

審査の結果、本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

8、第36号議案津和野町議会の議決に関する事件を定める条例の制定について、定住自立圏形成協定の締結、変更もしくは廃止について、議会の議決すべき事件と定めるもの。

審査の結果、本案件は、賛成多数で原案のとおり可決すべきであると決した。

9、第37号議案津和野町ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の制定について、ケーブルテレビ事業の運営が本年4月より吉賀町との共同運営組織である鹿足郡事務組合で行われるが、施設については当面、町の施設として保有して組合に貸しつけるものである。

審査の結果、本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

10、第38号議案津和野町営バス運行に関する条例の一部改正について、町営バス運行について、4月から新たに8路線を加えたもので、運行路線、運行区間等を定めるものである。

審査の結果、本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

11、第40号議案津和野町枕瀬山森林公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について、森林公園の中に設置してあるテニスコートが経年変化によって一部が陥没して使用不能である。修復費用が多額で、使用頻度も少なく廃止するものである。

審査の結果、本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

12、第51号議案平成23年度津和野町電気通信事業特別会計予算、歳入歳出予算総額は、歳入歳出それぞれ7,586万1,000円である。前年度当初予算額より1億5,145万5,000円の減額である。この事業が4月から鹿足郡事務組合に移管されることによるもので、歳入の主なものとは諸使用料1,852万2,000円、一般会計繰入金4,461万円である。「円」を挿入してください。歳出の主なものとは公債費3,845万円である。

審査意見、過年度分インターネット使用料、ケーブルテレビ使用料の徴収に努力されたい。

審査の結果、本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

平成23年3月31日、津和野町議会議長滝元三郎君様、総務常任委員会委員長板垣敬司。

○議長（滝元 三郎君） ありがとうございます。

続きまして、文教民生常任委員長、お願いいたします。8番。

○文教民生常任委員長（青木 克弥君） それでは、文教民生常任委員会審査報告書、読み上げて報告にかえます。

平成23年3月10日、今定例会において本委員会に付託を受けました所管事項について審査いたしましたので、会議規則第77条の規定により、その結果を報告いたします。

#### 1、審査事項。

(1) 第42号議案津和野町簡易水道事業給水条例の一部改正について、(2) 第44号議案平成23年度津和野町国民健康保険特別会計予算、(3) 第45号議案平成23年度津和野町介護保険特別会計予算、(4) 第46号議案平成23年度津和野町後期高齢者医療特別会計予算、(5) 第47号議案平成23年度津和野町簡易水道事業特別会計予算、(6) 第48号議案平成23年度津和野町下水道事業特別会計予算、(7) 第49号議案平成23年度津和野町農業集落排水事業特別会計予算、(8) 第50号議案平成23年度津和野町奨学基金特別会計予算、(9) 第52号議案平成23年度津和野町診療所特別会計予算、(10) 第53号議案平成23年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計予算、(11) 第54号議案平成23年度津和野町病院事業会計予算。

#### 2、審査日、平成23年3月22日、23日、机上審査。

#### 3、審査の概要及び結果（審査意見）。

1、第42号議案津和野町簡易水道事業給水条例の一部改正について、本条例は、給水区域を変更するもので、下高野簡易水道の区域を津和野簡易水道事業の区域に編入するものである。

審査の結果、本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

2、第44号議案平成23年度津和野町国民健康保険特別会計予算、予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億6,626万2,000円で、昨年対比1,380万円の減である。



審査意見、国保税の収納について、予算が計画どおり執行できるよう最大限の取り組みをされたい。特定健診の受診率向上に努められたい。

本案件は、賛成多数で原案のとおり可決すべきであると決した。

3、第45号議案平成23年度津和野町介護保険特別会計予算、予算の総額は歳入歳出それぞれ12億5,292万7,000円で、昨年対比5,894万円の増である。

審査意見、介護予防事業の内容を精査し、より事業効果の上がるよう委託先についての検討をされたい。

審査の結果、本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

4、第46号議案平成23年度津和野町後期高齢者医療特別会計予算、予算の総額は歳入歳出それぞれ2億8,683万5,000円で、昨年対比329万円の減である。

審査の結果、本案件は、賛成多数で原案のとおり可決すべきであると決した。

5、第47号議案平成23年度津和野町簡易水道事業特別会計予算、予算の総額は歳入歳出それぞれ3億8,998万6,000円で、昨年対比8,854万円の増である。

審査意見、未給水地区の早期解消を図られたい。

審査の結果、本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

6、第48号議案平成23年度津和野町下水道事業特別会計予算、予算の総額は歳入歳出それぞれ3億8,879万円で、昨年対比8,192万円の増である。

審査意見、加入率の向上に向け、さらなる努力をされたい。

審査の結果、本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

7、第49号議案平成23年度津和野町農業集落排水事業特別会計予算、予算の総額は歳入歳出それぞれ570万3,000円で、昨年対比36万円の増である。

審査の結果、本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

8、第50号議案平成23年度津和野町奨学基金特別会計予算、予算の総額は歳入歳出それぞれ1,348万3,000円で、昨年対比204万円の減である。

審査意見、希望者に対応できるよう基金の増額を図られたい。

審査の結果、本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

9、第52号議案平成23年度津和野町診療所特別会計予算、予算の総額は歳入歳出それぞれ9,945万2,000円で、昨年対比107万円の減である。

審査の結果、本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

10、第53号議案平成23年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計予算、予算の総額は歳入歳出それぞれ5億862万1,000円で、昨年対比202万円の減である。

審査意見、陣容の確保に向けてさらなる取り組みを強化されたい。

審査結果、本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

11、第54号議案平成23年度津和野町病院事業会計予算、予算の総額は歳入7億3,492万7,000円、歳出7億5,663万6,000円で、不足する額2,170万9,000円は過年度分損益勘定留保資金で補てんする。

審査意見、医療従事者の確保に向けて努力を継続されたい。病院運営に当たって情報の共有化を図られたい。

審査結果、本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

以上、平成23年3月31日、津和野町議会議長滝元三郎君様、文教民生常任委員長青木克弥。

○議長（滝元 三郎君） 9番。

○議員（9番 斎藤 和巳君） 説明の分は一括して後質疑を受けるんです。一括して、報告が済んだ後。

○議長（滝元 三郎君） 一括して受けます。

○議員（9番 斎藤 和巳君） 一括して。委員会ごとに。はい、わかりました。

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、経済常任委員長、お願いをいたします。2番。

○経済常任委員長（村上 英喜君） それでは、報告をいたします。

経済常任委員会審査報告書、平成23年3月10日、今定例会において本委員会に付託されました所管事項について審査しましたので、会議規則第77条の規定によりその結果を報告いたします。

#### 1、審査事項。

（1）第39号議案津和野町食と農のまちづくり条例の制定について、（2）第41号議案津和野町道路占用料徴収条例の一部改正について。

2、審査年月日、平成23年3月24日、25日、机上審査。

#### 3、審査結果及び概要。

1、第39号議案津和野町食と農のまちづくり条例の制定について、食と農林水産業を基軸としたまちづくりに関する基本理念を定めたものである。

審査結果、本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきであると決した。

2、第41号議案津和野町道路占用料徴収条例の一部改正について、全国的な土地の評価額低下により、占用料金の値下げをするものである。

審査結果、本案件は、全員賛成で原案のとおり可決すべきと決した。

以上、平成23年3月31日、津和野町議会議長滝元三郎君様、経済常任委員会委員長村上英喜。

○議長（滝元 三郎君） ありがとうございます。

続きまして、予算審査特別委員長、お願いをいたします。8番。

○予算審査特別委員長（青木 克弥君） 予算審査報告書、平成23年3月10日、今定例会において、本委員会に付託を受けました平成23年度津和野町一般会計予算について審査いたしましたので、会議規則第77条の規定により、その経過並びに結果を報告いたします。

#### 1、審査事項、議案第43号平成23年度津和野町一般会計予算。

2、審査日、平成23年3月10日、16日、17日、22日、23日、24日、25日、29日、机上審査。

3、出席者、予算審査特別委員会委員長外14名、議長、説明員、町長外23名(執行部)。

4、審査の概要及び結果(審査意見)、平成23年度一般会計予算は71億2,750万円である。前年度当初予算額72億8,425万2,000円に対し、2.2%の減となっている。

歳入について、款1町税、自主財源である町税は景気低迷の影響により、市町村民税2億4,622万4,000円(前年対比△7.7%)をはじめ総額6億9,215万9,000円で2,925万7,000円(前年対比△4.2%)の減額となっている。

審査意見、滞納徴収について、公正公平な税務行政を図るためにも、法的な措置を含めて積極的に取り組み、徴収率の向上に努力されたい。

款9地方交付税、普通交付税38億2,000万円、特別交付税4億円で合計42億2,000万円である。前年度当初予算より1,000万円の減額である。

款12使用料及び手数料、総務使用料754万3,000円(うち町営バス使用料653万1,000円)を初め商工使用料1,240万7,000円、土木使用料5,010万4,000円、教育使用料3,728万9,000円(うち旧堀氏庭園使用料450万円)、総額1億1,127万8,000円(前年度対比534万7,000円増)である。

審査意見、町営バス料金体制の統一化を早急に図られたい。計画どおり収納して歳入確保に努力されたい。

款15財産収入、財産運用収入567万3,000円(前年度対比△173万1,000円)は金利引き下げによるもの。財産売り払い収入2,513万3,000円(前年度対比△775万1,000円)は、ミュージアムグッズ等売り払い収入の減に伴うもの。

款17繰入金、財政調整基金1億円をはじめとして地域医療推進基金780万4,000円等、総額1億1,252万5,000円である。

款20町債、総務債5億260万円(うち臨時財政対策債2億8,900万円、合併特例債1億9,000万円、過疎債2,360万円)、土木債1億2,010万円等、総額7億2,180万円で、前年度当初予算より1億6,270万円の減額である。

歳出について、款1議会費、議会費のうち共済費3,646万1,000円のうち、町村議会議員共済会負担金2,755万2,000円は議員年金制度廃止に伴うものであり、全額国からの予算措置である。

款2総務費、歳出総額は10億4,132万9,000円である。主なものは、津和野まちづくり基金積立金等2億174万円(内訳、合併特例債2億円、入湯税174万円)。新規事業として町営バス8路線を加えた運行業務委託料6,489万4,000円(対前年比2,717万3,000円増)をはじめ、定住対策としてU、Iターン向け、空き家改修費等定住支援体制強化補助金113万円を含めた定住対策費650万円。国際交流にかかる観光事

業補助金150万円、住民と行政の協働プロジェクト推進会議による町づくり費用539万4,000円等、政策的経費が計上されている。

審査意見、総合行政システムなど、自然災害に対するバックアップ体制を確保されたい。

款2総務費のうち第3項戸籍住民基本台帳費7,549万9,000円が計上され、前年比3,538万円増である。

審査意見、住基カードの使用上の利便性を図られたい。

款3民生費、歳出総額13億5,947万7,000円である。前年比6,233万円の増である。

審査意見、負担金及び補助金の内容についてさらなる精査を図られたい。シルバー人材センターについては、民業を圧迫することのないよう自立に向けた指導、育成を強化されたい。手話奉仕員養成講座の受講者募集の啓発活動を図られたい。通院定期バス利用についての周知を図られたい。

款4衛生費、歳出総額7億421万2,000円である。前年比4,135万円の増である。

審査意見、斎場施設の改善に向けて早急に着手されたい。環境改善関係補助金の周知を図られたい。

款5労働費、歳出総額は110万9,000円である。

款6農林水産業費、歳出総額は3億4,733万8,000円である。農業振興費の委託料は、生産者と消費者、飲食店等のニーズを合致させるため、地産地消を推進するための経費である。

備品購入費は、サトイモ等の農産物を真空包装する機械の購入費である。

米消費拡大対策事業補助金は、家庭用パン焼き機（100台）の購入の助成金である。

審査意見、助成金の条件内容は、もう少し柔軟性を持たせられたい。

工事請負費は、耕作放棄地を未然に防止するため、用排水路、ため池補修工事費である。しまねの元気な郷づくり事業補助金は、新たなビジネスモデルの育成するための事業費である。3団体あるが、おもに「食風土の会」店舗改修費613万7,000円の補助金である。農地費の減額は、大口の償還金（2件）が終了したことによる。林業振興費の里山森林整備事業補助金は、森林を整備するためにシルバー人材センターに対しての補助金である。チップ材搬出助成事業補助金は、間伐材のC級木材の出荷に対しての（1トン当たり3,000円）補助金を地域流通券（名称、地域通貨券）として助成するものである。

審査意見、新エネルギー事業のボイラー燃料にチップ材を有効利用するべきである。

農林水産業費は地産地消の新規事業が多く組まれている。

審査意見、農業関係機関とよく協議し連携もって新規事業に取り組むべきである。

款7商工費、歳出総額は1億7,672万9,000円である。商工振興費の地方再生特産品キャンペーン補助金は、地域資源をいかした地場産業の活性化を目的とし、製品を都市部の消費者へ印象づけるため現地で試食、直販、実演販売を試みるキャンペーンへの助成金である。

審査意見、昨年度の実施事例をよく検証し、より効果的に事業展開すべきである。

観光費のサイン計画策定委託料は、歩きやすい親切的な観光地づくりを目指して、美しい景観にふさわしい統一感のある観光サイン整備の基礎計画を策定するものである。工事請負費は島根県で実施される「神話のふるさと島根事業」による統一観光サイン整備である。津和野町では対象施設として稲成神社が挙げられている。ふるさと雇用再生特別基金事業費の委託料は、2事業に対してのものである。

審査意見、事業が23年度で最終年度となるので、成果が出るよう努力されたい。

観光協会補助金664万円は、協会が全面的に事業を見直し、新たな事業として観光ガイド育成事業100万円等が含まれている。

法人化する観光協会に対し設立初年度ということもあり、行政のバックアップが不可欠である。

款8土木費、歳出総額は6億2,400万7,000円である。道路橋梁総務費の委託料は、町内にある15メートル以上(76カ所)の橋梁について点検整備の計画を策定するものである。道路維持費の道路維持業務委託料は、シルバー人材センターに対し町内全域の維持管理を委託したものである。

審査意見、委託者に対し土木技術の指導管理を徹底すべきである。

道路新設改良費の工事請負費は7路線である。新路線は円の谷線と柵井谷線の2路線である。

款9消防費、歳出総額2億3,628万5,000円である。前年度当初予算より1億3,100万3,000円の減額となっている。日原地区消防センターの完成によるものである。

款10教育費、歳出総額5億9,637万6,000円である。前年比702万円の減である。

審査意見、学校用務員の配置については、業務量を精査し適正配置を考慮されたい。教材備品については、要望を精査し不均衡のないよう配慮されたい。

款11災害復旧費、歳出総額は15万円である。本年度は今のところ災害復旧箇所がなく科目設定予算である。

款12公債費、長期債元金17億4,554万4,000円(うち2億6,617万8,000円は繰り上げ償還)である。長期債利子1億8,585万2,000円、一時借入金利子100万円で総額19億3,239万6,000円で、前年度当初予算額より1億9,024万6,000円の減額となっている。

審査意見、各種事業、補助金等のさらなる見直しと歳入の確保を図り、予算に対して事業を的確に遂行されたい。

総括意見、国の情勢は、東北地方太平洋沖地震の影響を受け、さまざまな政策変更を余儀なくされることが予測される。したがって、今後の情勢に対し的確な対応と予算執行をされたい。予算審査に当たっては、より効率のある審査のできるよう歳入歳出予算内示書の提示等、関係資料の整備を望む。

審査の結果、本案件は、賛成多数で原案のとおり可決すべきであると決しました。

以上、平成23年3月31日、津和野町議会議長滝元三郎君様、予算審査特別委員長青木克弥。

○議長（滝元 三郎君） ありがとうございました。

それでは、ただいまから質疑を受けつけたいと思いますが、まず総務常任委員長に対する質疑を受けつけます。総務常任委員長さん、委員長席の方をお願いします。総務常任委員長に対する質疑がありましたらお願いをいたします。9番。

○議員（9番 斎藤 和巳君） 第38号議案の町営バスの条例の改正についてでございます。新たに8路線が置かれたもので、運行区間等が説明されとるんですけども、その審査の段階において木部地区、畑迫地区というのは細かいところまでデマンドバスが運行される計画になっております。

そこでお聞きするわけですけども、いろんなところから私の方にも、寺田から商人へ抜けるあの線のものには全然そういう計画が説明もないしやってないので、その点は距離が短いから今回の8路線に入っていないのかどうか。その点、同じ町民ではないかというような意見も聞いております。

審査の段階でその地区が対象外になったということを審査されているのかどうか、その点お聞かせ願いたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（板垣 敬司君） 特にその寺田から商人にかけての路線についての実態と今後の対応について審査はいたしませんでしたが、乗合タクシーと言うか、そういうものを、そういう乗合タクシーで対応するというふうにお聞きしたように記憶しております。

○議長（滝元 三郎君） 9番。

○議員（9番 斎藤 和巳君） 商人地区とか言うのは、いろんなバス等が、福祉タクシーとかちゅうのをやったんですけども、寺田地区の方は乗合タクシーというのは、私は勉強不足で申しわけないんですけども、実際に今、木毛地区というのはそういう形で使用期間を限定してデータをとるためにやったちゅうのを覚えているんですけども、現在、寺田地区の方はそういうようなことが行われているのなら私の質問はまことに申しわけなかったと、このように思っておりますが、委員長どおりの報告ならそれでよろしゅうございます。

○議長（滝元 三郎君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（板垣 敬司君） 私の答弁も十分その質問に対する的確な答弁になっていないかと思しますので、その寺田から商人までとかそういう路線での表現であったように聞いておりますが、商人地区の一部においてはそういう乗合タクシー的なもので対応するというようなものを私は記憶にあるということでございましたが、実態として、寺田地区がどのように現在がなっとなって、これを将来どのようにしようかということについては、特に審査をいたしておりません。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありますか。2番。

○議員（2番 村上 英喜君） それでは、（8）の36号議案についてお聞きいたしますが、この審査結果について賛成多数ということですが、どのような反対討論等があったのか、わかればお願いします。

○議長（滝元 三郎君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（板垣 敬司君） 36号議案の審査に関係することで、賛成多数ということは反対もあったということですが、その意見としましては、国が進める定住自立圏構想と言うもの自体は将来の道州制等々新たな合併を見据えたひとつの動きとしてこのようなことが提案されたということで、そういう新たな合併なり道州制等の国の形をかえるという部分についていかがかなということで、そのまま国が示しているようなところを意見としては賛成できない、そういう国の構想自体が賛同できないがゆえにこのこと自体も条例として賛成しかねるというようなことで、反対討論がありました。

○議長（滝元 三郎君） ほかに質疑ありませんか。14番。

○議員（14番 後山 幸次君） 議長さんにちょっとお尋ねしますが、これは全員総務関係一括全部でございませうか。あまりじょうにあって一遍に言っても委員長さん困られるかもしれませんが。ええですか。はい。

そうしますと、第29号議案からお尋ねをいたします。これが先ほど委員長の報告にもあったわけですが、福祉医療対策指導員の給料が減額になるわけですが、これはどういう理由から2万円の減になったのか。それと、青少年の育成協議会を削ると、削除するというふうにあります。これはもう役目が終わったからこういった青少年の育成協議会は必要ないという判断で削除されるのか、そこがどのように判断をされたのか。

そうしまして、もう一点が交通指導員の年額が1万5,900円でありましたが、今回5万円に増額されておりますね。（発言する者あり）年額が5万円になりましたね。今まで交通指導員は、大変失礼しました、5万円になっておりますが、これについて今指導員が何名おられるのか。交通指導員がですね。これについてお尋ねをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（板垣 敬司君） 最初の1点目の福祉事務所の医療社会指導員というのが月額3万円の減額になったということですが、今日までは隣の吉賀町との共同設置ということで事業と言うか、指導員の体制がなされておったようですが、今年度からそれぞれの町村と言うか、津和野で単独で指導員を抱えるということで、ついでには2万円の減額で足並みを揃えるというふうにお聞きしております。

2番目の青少年育成協議会というのは、合併後、まだ旧津和野町と旧日原町における青少年育成協議会の実態が統一されてなくて、旧日原町においての青少年育成協議会という組織が体としての実態を成されてない、活動がほぼ皆無に近いということで、この際条例から削除しようということで、その青少年育成協議会そのものを否定するものではないんですが、新たな協議会を立ち上げることも検討しておられるようにお聞きしております。

交通指導員につきましては、従来月額1万5,900円というのが支出されておりましたが、これは津和野町、旧津和野町において設置されておりました交通指導員2名の方の報酬と言うか、でして、1人当たり19万800円程度、1年間支出されておったものが今回から旧日原、旧津和野、年額5万円ということで、それぞれ旧町単位に4人ずつあわせて8名を置くということでお聞きしております。

以上でございます。

○議長（滝元 三郎君） 14番。

○議員（14番 後山 幸次君） 大変、私がいただいている資料の中では、交通指導員は現行の年額が1万5,000円というふうな数字になっておるんで、質問したつもりでおったんですが、現行は今度改正になっては年額が5万円というふうになっておるんですが、どっちが、私の思っていることが違うんでしょうか、この当初の現行のこの表が違うのか、それはいいです、それは後執行部の方でお尋ねをしますんで、後日そのことはお尋ねいたします。

そして、先ほども同僚議員が申しましたが、38号議案であります、これについて今回町広報でいろいろ出されております。デマンドバスとかいろいろバスの件であります、岩瀬戸地区というところにはどのバスも全然該当するものがないわけですしね。で、いろいろ医療バスという言葉があります。また医療タクシーという言葉が出てきます。またデマンドバスというふうな言葉もあるわけでございますが、小川地区には医療タクシーを利用できるのかできないのか、これは往路復路によって乗車券を町で購入するようになっているわけですが、岩瀬戸地区は先ほど同僚議員も質問しましたが、距離が短いのでこれが入っておらないのか、その点、どのように審査をされておるか、お尋ねをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（板垣 敬司君） 私どもの委員会としましては、提案された運行の条文とさらに運行路線、運行区間等のみについて審査いたしまして、全体の町のバス等についての深い審査はいたしておりません。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありますか。10番。

○議員（10番 河田 隆資君） これを、この条例を判断する上で、大変今の質問というのは重要なことありますので、議長さんをお願いをいたしたいと思いますが、執行部よりその部分について質疑を受けていただくよう、お取り計らいをお願いをしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 申し上げますが、今、委員長に対する質疑でございますので、私の方へ直接言われても対応の仕様がございませんので、御理解をいただきたいと思っております。

総務常任委員長。

○総務常任委員長（板垣 敬司君） せっかくの機会でございますので、さらに重要な部分でもあろうかと思いますが、そういう質疑に対して執行部の方からの答弁を私の方からお願ひしたらと思っておりますが、そういうことは。



○議長（滝元 三郎君） 今、執行部へ言われましたか。（発言する者あり）私の方へ聞いたというふうに受けとめますが、一応、本日の委員会、委員長に対する質疑はあくまでも委員長に対する質疑でございますので、執行部への、執行部による答弁というのは御遠慮、御遠慮と言いますか、一応御遠慮していただくという形にしたいと思います。

ほかにありませんか。11番。

○議員（11番 川田 剛君） 休憩動議をお願いします。賛成者はおられますか。

〔賛成者挙手〕

○議長（滝元 三郎君） それでは、賛成者がおられますので、暫時ですか、ちょっとそれとも時間を区切りましょうか、時間区切りましょうね。後ろの時計で11時30まで休憩いたします。

午前11時16分休憩

.....

午前11時30分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

念のために申し上げておきますけれども、委員長に対する質疑でございますので、執行部に対する質疑はできないことになっておりますので、よろしくをお願いします。

それと、もう一つ、これも念のため申し上げておきますが、同じ委員会に所属する議員の方は質疑をひとつつされないようお願いをいたします。同じ委員会に所属する議員の方はです。

それでは、質疑を続けます。質疑はありませんか。14番。

○議員（14番 後山 幸次君） 委員長さんにお尋ねをいたします。第40号であります、枕瀬山の森林公園の管理条例であります、この森林公園の中に設置してあるテニスコートが陥没して使用できないというふうに調査されておりますが、修復費用が多額であると、使用頻度もないということを報告されておりますが、修復費用が大体どのぐらいかかるかお聞きされておられますか。また、陥没した面積等がどのぐらいのものであるのか、スポーツ施設がそういったことでだんだん少なくなっていくというのを大変懸念しておりますが、その件について、どのぐらい面積が陥没して、修復すれば大体100万かかるのか、1,000万かかるのか、そのところを調査されておりましたらお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（板垣 敬司君） テニスコートの陥没の箇所とか面積等については、詳細について審査はいたしておりませんが、修復費用については、500万から600万近くかかるというふうな答弁でございました。

さらに、そこは将来どうするのかということでございますが、球技施設としての機能は失うわけでございますが、オートキャンプ場等のキャンプに使われる部分は、そのように有効活用していきたいというふうな答弁でございました。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。4番。

○議員（4番 竹内志津子君） 議案第29号の非常勤の職員等の報酬の件ですけれども、津和野町地域医療協議会の項に次のように加えるということで、医師確保対策専門官というのが新たに設けられて、これが、前は、そういう一つの職でもなくて委託料のような形で、執務1日につき7,300円が、今度は月額で18万8,600円というふうになっております。このように身分をきちっと確定して、そして、給料も月額で出すというような、そういうふうにして、専門官としての仕事をきちんとして、お医者さんを探したりというようなことだと理解しているんですけども、具体的に例えばどういう勤務の仕方をして、そして、どういう効果を期待しておられるのか、そういうことをもし聞いておられればお答えください。

○議長（滝元 三郎君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（板垣 敬司君） 医師確保対策専門官として新たに設けられた部分については、今日まで議員御指摘のとおりでございますが、臨時的な対応ということで、賃金対応で今日まであったわけでございますが、やはり、今後の医師を初めとした医療従事者の確保のために積極的に力をかしていただくということで、今まで従事しておられた方をそのまま雇用するわけではございますが、形態をやはりしっかりした位置づけとして専門官という形にされたわけでございますが、この人の出勤とか勤務時間等については、非常に週何日とか朝8時半から5時15分までとか、そういうような就業規則はありませんで、それはなぜかといいますと、医師なり医療従事者の確保のためには、通常の時間帯での折衝、交渉等の勤務実態ではなくて、土曜、日曜、さらには深夜、夜間等々の医師の確保のために、あちらこちらに出向いての対応になるとういうことでございまして、特に就業時間等の拘束は設けてないようでございます。

あと資格等については、特にその専門官としての資格をどういう位置づけというようなのもお聞きしましたけども、特に現行は定義としてはないようでございますが、今の山口県の健康保険公社というか、そういうことに長く務めておられて、医療界に非常に精通しておられて、今日までも、それなりの実績があり、今後ともその期待が持てるということで、大いに活躍を期待しているものでございます。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、総務常任委員長に対する質疑を終結いたします。

続きまして、文教民生常任委員長に対する質疑をお願いをいたします。8番。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようでございます。文教民生常任委員長に対する質疑を終結いたします。

経済委員長さん、委員長席をお願いいたします。

次に、経済常任委員長に対する質疑がありましたらお願いをいたします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、経済常任委員長に対する質疑を終結いたします。

予算審査特別委員長さん、委員長席へ。

次に、予算審査特別委員長に対する質疑がございましたらお願いをいたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、予算審査特別委員長に対する質疑を終結いたします。

以上で各常任委員長及び予算審査特別委員長に対する質疑を終結いたします。

これより議案第29号津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について、討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第29号を採決いたします。本案件についての委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第29号津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第30号津和野町長及び副町長の諸給与条例の一部改正について、これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第30号を採決いたします。本案件についての委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第30号津和野町長及び副町長の諸給与条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第31号町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について、討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第31号を採決いたします。本案件についての委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第31号町長等の給与の特例に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第32号津和野町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について、これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第32号を採決いたします。本案件についての委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第32号津和野町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第33号教育委員会教育長の給与の特例に関する条例の一部改正について、これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第33号を採決いたします。本案件についての委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第33号教育委員会教育長の給与の特例に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第34号津和野町職員の給与に関する条例の一部改正について、討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第34号を採決いたします。本案件についての委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第34号津和野町職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第35号職員の給与の特例に関する条例の一部改正について、これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第35号を採決いたします。本案件についての委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第35号職員の給与の特例に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第36号津和野町議会の議決すべき事件を定める条例の制定について、討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。4番。

○議員（4番 竹内志津子君） 委員長に対する質問での答弁にもありましたけども、この議決すべき事件というのが、定住自立圏形成協定を締結し、もしくは変更、または協定の廃止を求める旨を通告することができるというふうになっておりまして、これは、将来の道州制を見込んで、この道州制になったときの基礎自治体と考えられるこの定住圏構想でして、そういう大きな自治体道州制という、そういう大きな一つの自治体ができるということ自体が、私たちのような、小さい山間部、中山間地域に住むものにとっては本当にますます光が当たらなくなるような、そういうもの、道州制そのものが、そういうことが考えられますので、この基礎自治体としての益田市を中心とした定住圏の形成を決める、そういう議決すべき事件として上がっているということには、私は反対です。

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第36号を採決いたします。本案件についての委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立多数であります。したがって、議案第36号津和野町議会の議決すべき事件を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第37号津和野町ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の制定について、これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第37号を採決いたします。本案件についての委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第37号津和野町ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第38号津和野町営バス運行に関する条例の一部改正について、これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。8番。

○議員（8番 青木 克弥君） 賛成の立場で意見を述べたいと思います。この町営バスについては、運行に関することについては、非常に今いろいろな議論があった中で運行されることについては大賛成であります。先ほどもいろいろ議論が出ていましたように、その地域、あるいは対象者に対しての周知が少し足らなかったというぐあいに思っておりまして、今回も今議論になっております上千原、岩瀬戸の方については、その地域については連絡が行っておりますけれども、その他のところには、何のことかわからないというような囑託文書でありましたので、そういうことがないように、町内全域が周知されるような形でぜひ集落の方に対しても、あるいは一般住民に対しても、そういうようなことがないように周知の仕方というものをぜひ望んでおきたいというぐあいに思います。

それから、なお、今上千原、岩瀬戸については、当然乗り合いタクシー等が実施されるような計画というぐあいに聞いておりますけれども、早い認可を受けられて、全員が不公平感のないような対応にさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 賛成者の発言を許します。ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第38号を採決いたします。本案件についての委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第38号津和野町営バス運行に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第39号津和野町食と農のまちづくり条例の制定について、これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第39号を採決いたします。本案件についての委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第39号津和野町食と農のまちづくり条例の制定については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第40号津和野町枕瀬山森林公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正について、これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第40号を採決いたします。本案件についての委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第40号津和野町枕瀬山森林公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第41号津和野町道路占用料徴収条例の一部改正について、これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第41号を採決いたします。本案件についての委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第41号津和野町道路占用料徴収条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第42号津和野町簡易水道事業給水条例の一部改正について、これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第42号を採決いたします。本案件についての委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第42号津和野町簡易水道事業給水条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

それでは、会議の途中ではありますが、後ろの時計で午後1時まで休憩といたします。

午前11時57分休憩

午後1時00分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

引き続きまして、議案第43号平成23年度津和野町一般会計予算について、これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。4番。

○議員（4番 竹内志津子君） 平成23年度当初予算の執行部案に反対の立場で討論いたします。

私は、今年度、平成22年度の当初予算案には賛成しました。当初予算に賛成したのは初めてでした。それは、子どもの医療費を中学校卒業まで無料にしたり、妊婦一般健診や乳児一般健診を町内や益田管内の医療機関で受診した場合、自己負担分を全額助成する。また、手話養成講座の開設、小中学校の就学援助費の保護者負担分も全額町が負担するなど、そのほかにもまだありましたけども、前進面がたくさんありました。そして、平成23年度においても、これらは継続されるということで、そういうことは評価したいと思います。

しかし、鷗外生誕150周年記念事業関係で教育費において、総額2,404万3,000円が計上され、商工観光課、営業課関係の負担金が250万円、合わせて2,654万3,000円という多額の予算が充てられています。この中身についても、イベントについては委託をすとか、工事費も相当かかっておりますが、そのように、鷗外生誕150周年記念事



業をすることに私自身は反対しているわけではありませんけども、財政難の中でこれだけ多額の予算が充てられることに疑問を感じます。

町長の方針でもあります町民と町が協働で町民のアイデアを募集したりしながら取り組めば、お金をかけなくても有意義な町を挙げての事業ができるのではないかと思います。

教育費についていえば、学校現場は節約に節約を重ね、無理なところは結局保護者負担になるという状況です。消耗品費や需用費等ももっともっとふやすべきではないかと思います。

また、私が一番今回も改めてほしいなと感じていることは、津和野と日原の小中学校、津和野小中、日原小中の用務員が兼務になっているということです。用務員がいない間の用務は他の教職員の負担になるわけです。その影響は即子どもたちに跳ね返っていきます。もとのように、小中学校それぞれに配置すべきです。鷗外生誕150周年記念事業費の中から360万円回すだけで、今の用務員と同じ給料が2人分出せます。

また、これまで私がたびたび質問してきました、老朽化した町営住宅の改修についてですが、22年度の補正予算でも100数十万円の修繕費が数回計上されたに終わっています。23年度の当初予算でもわずか150万円の修繕費です。これでは、町営住宅に住んでいる人の要望には到底応えられません。もっともっと増額の必要があります。

さらに、これも私が提案してきましたけども、住宅リフォーム助成事業を導入すれば、リフォームした人も助かりますし、施工を町内業者にするという条件をつければ、関連の業者にお金が回ります。多くの自治体で実施していますが、経済効果はかなり大きなものがあるようです。生誕150周年記念事業費で経済効果も期待はしておられると思いますが、比較すべきではないかもしれませんが、それ以上の経済効果が上がることは、実施している自治体での証明済みのことです。このように、この記念事業に計上されている2,600万円余りの幾らかでも削減し、私が今述べましたような事業に充てれば、町民の暮らし、そして、町の活性化にもつながると考えます。

また、後期高齢者医療制度特別会計への繰り出し金2億19万4,000円、広域連合への負担金が800万9,000円計上されています。高齢者を医療の面で差別するこの制度そのものに反対です。一般会計から出すことには反対です。

また、地方改善事業費の中で、部落開放同盟石西支部負担金26万3,000円が計上されています。運動団体に出すべきではないと考えます。

以上のような理由で、私は執行部案に反対です。

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。14番。

○議員（14番 後山 幸次君） 私は賛成の立場で討論をいたします。議案第43号平成23年度の一般会計予算についてであります。本年度の予算額は71億2,750万円であるわけでありまして、対前年度予算額72億8,425万2,000円に対しまして、2.2%の減額であるわけでありまして、また、平成22年度の12月末予算79億4,659万3,000円に対しましては10.3%の減額予算であるわけでございます。

このような状況の中、当町の自主財源であります税収も経済の不況により徴収が大変困難な状況にあるわけですが、また、津和野町の人口の減少率も11.3%と県下最高となっております。収納率の向上は期待できないような状況にはあるわけですが、税の公正公平な徴収を期待するところでもあります。自主財源が15.8%、あと依存財源で84.2%の財政状況の中で、配分枠、予算を堅持するために歳出の削減を図りながら、効率的な配分を行うことを基本理念とされての予算編成が行われたと私は思っておりますが、そうは申しまして、特に建設行政の土木費の中で、道路維持業務委託が795万1,000円、これが随意契約とされること。また、応援団の清掃委託料180万円にいたしまして、委託内容についても、大いに私は疑義を感じているところではありますが、本年度予算を大所高所から勘案いたしましたときに、町民の生活を停滞させることは避けるべきであるとの苦渋の選択で賛成はいたしますが、予算執行される場合、再度検討されることを強く要望いたしまして、本案件に対し賛成をいたします。

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に反対者の発言を許します。1番。

○議員（1番 京村まゆみ君） 平成23年度一般会計予算について、原案に反対の立場で討論いたします。反対の理由ですが、枠配分という予算組みの中で、同じ教育費という枠組みの中で学校教育費は、わずかな予算を毎年削減されて切り詰めていながら、その片方で今回1,300万円を超える起債をして、森鷗外150周年記念事業を行います。それも、商工観光課、営業課を含めると2,600万円以上の予算計上をして行われるわけですが、その起債された借金というものは、この人口減少の中、子どもたち、教育費を削っている中の子どもたちが将来負担しなければならないものとなります。また、本年度、津和野町教育ビジョンが策定に至らなかったという中で、ビジョンを反映した23年度予算とならなかったということですが、町内の児童生徒の学力の低さについては、かなり多くの指摘があったと思います。学力向上は緊急の課題であるにもかかわらず、具体的な施策や予算が年度当初の予算で立てられていないこと、そして、教育振興費の備品の柔道着の件1つとっても、意見を集約する立場の教育委員会が現場の声を集める努力、反映させる努力をしているのかというようなところに疑問を感じます。

以上のような理由から、私は原案のとおり予算を可決することには反対をいたします。

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。10番。

○議員（10番 河田 隆資君） 賛成の立場で討論をいたします。まず、教育費についてであります。全般的に減額となっております。しかし、中身を精査してみますと、昨年度行った堀庭園改修及び日原小学校の耐震工事等々がなくなったということでの減額であります。

詳細を見てみますと、需用費等々についてはかなりな予算が入っております。そして、鷗外生誕150周年事業についての提案者の一人として、2,000数万円の予算を商工費及び教育委員会に対してつけていただいたことに対して感謝を申し上げます。50年に一度のイベントであります。今つけなくていつつけるのでしょうか。そういった意味から、私は

この2,000数百万円が大変大きな力となり、町民の皆様が潤うことを願って賛成といたします。

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。9番。

○議員（9番 斎藤 和巳君） 賛成の立場で討論をさせていただきます。やはり当津和野町も非常に人口の少ない中、71億という大きな予算が組まれて、町民のためにいろんな運用をされることに対しまして、人口の割りには大きな予算であったことに非常にありがたいと思っております。その中におきまして、ましてや、吉賀町も職員の給与カットをしないというのにも、津和野町の職員もそれに賛同されて、給与カットをされて、経費削減に、職員挙げて、役職員を挙げて努力されているという点を初めといたしまして、この予算、またいろんなおのおのにつきましては、いろんな点で私も理解しかねる予算もかなりあるわけですが、総体的に見てみまして、ぜひともこの予算を認定されまして、あすからの23年度予算に執行していただきたいと思っております。いろんな補助金等があるわけですが、その中をいろいろと精査していただいて、確実に効率のある予算執行を願いたいと思っております。

あわせて、いろんな税収に関しまして、調定額に不足が来たさないような町税の収納に努力して、予算執行されることを要望申しまして賛成とさせていただきます。

○議長（滝元 三郎君） 賛成者の発言を許しますが、まだございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） それでは、以上で討論を終結いたします。

これより議案第43号を採決いたします。本案件についての委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立多数であります。したがって、議案第43号平成23年度津和野町一般会計予算については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第44号平成23年度津和野町国民健康保険特別会計予算について、討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。4番。

○議員（4番 竹内志津子君） 私は、この平成23年度津和野町国民健康保険特別会計予算について、内容的に国民健康保険部分だけは反対という意味で反対の意見ではないんですけれども、この会計の中から、後期高齢者医療への支援金1億323万7,000円、そして、後期高齢者関係事務の拠出金が1万1,000円というふうに、この国保の会計をくぐって後期高齢者医療の特別会計のほうへお金が回されているというふうな、そういう仕組みになっていること自体が、これはおかしいのではないかとこのように思いますので、この国保特別会計の予算には反対いたします。

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第44号を採決いたします。本案件についての委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立多数であります。したがって、議案第44号平成23年度津和野町国民健康保険特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第45号平成23年度津和野町介護保険特別会計予算について、討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第45号を採決いたします。本案件についての委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第45号平成23年度津和野町介護保険特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第46号平成23年度津和野町後期高齢者医療特別会計予算について、討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。4番。

○議員（4番 竹内志津子君） 平成23年度津和野町後期高齢者医療特別会計予算に反対の討論をいたします。

この医療制度は、75歳以上の高齢者を医療の面で差別するというので、大変たくさん問題点を含んでおります。そのために、この制度は間もなくなくなってしまうという、そういうものです。そういう問題点のあるこの医療制度に関する特別会計予算ですので、反対いたします。

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第46号を採決いたします。本案件についての委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立多数であります。したがって、議案第46号平成23年度津和野町後期高齢者医療特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第47号平成23年度津和野町簡易水道事業特別会計予算について、これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第47号を採決いたします。本案件についての委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第47号平成23年度津和野町簡易水道事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第48号平成23年度津和野町下水道事業特別会計予算について、これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようです。討論なしと認めます。

これより議案第48号を採決いたします。本案件についての委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第48号平成23年度津和野町下水道事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第49号平成23年度津和野町農業集落排水事業特別会計予算について、これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第49号を採決いたします。本案件についての委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第49号平成23年度津和野町農業集落排水事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第50号平成23年度津和野町奨学基金特別会計予算について、討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第50号を採決いたします。本案件についての委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第50号平成23年度津和野町奨学基金特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第51号平成23年度津和野町電気通信事業特別会計予算について、これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第51号を採決いたします。本案件についての委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第51号平成23年度津和野町電気通信事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第52号平成23年度津和野町診療所特別会計予算について、これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第52号を採決いたします。本案件についての委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第52号平成23年度津和野町診療所特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第53号平成23年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計予算について、これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第53号を採決いたします。本案件についての委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第53号平成23年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第54号平成23年度津和野町病院事業会計予算について、これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第54号を採決いたします。本案件についての委員長報告は原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第54号平成23年度津和野町病院事業会計予算については、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第39. 発議第1号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第39、発議第1号津和野町議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

お諮りをいたします。本案件につきましては、会議規則第39条第2項の規定により提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 御異議なしと認めます。したがって、発議第1号は提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより発議第1号を採決いたします。本案件は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、発議第1号津和野町議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

日程第40．請願第1号

○議長（滝元 三郎君） 日程第40、請願第1号高齢者への肺炎球菌ワクチン接種の推進と接種への公費助成を求める請願についてを議題といたします。

本請願につきましては、お手元に配付の請願文書表のとおりであります。

お諮りをいたします。本請願につきましては、会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 御異議なしと認めます。したがって、本請願は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより本請願について、紹介議員より説明の必要があれば、これを許可します。4番。

○議員（4番 竹内志津子君） 紹介議員がほかにもおられますけども、私が代表して説明をさせていただきます。請願文書表にあります趣旨及び事項を読んで説明にかえさせていただきます。

趣旨、現在日本人の死因の第4位を占める疾患が肺炎です。この中で、市中肺炎において最も多いのが肺炎球菌性肺炎であります。特に高齢者、免疫不全者、慢性呼吸器疾患患者等に関しては致命的疾患となる可能性が高くあります。今までに奏効していたペニシリン系薬剤に耐性を示す肺炎球菌が増加していることから、ワクチンによる予防が重要性されています。

肺炎球菌ワクチン（商品名、ニューモバックスNP）は、肺炎球菌による肺炎を予防する効果があり、米国を初め諸外国では、公費による接種が行われています。高齢者がインフルエンザに罹患すると気道損傷により、肺炎球菌性肺炎にかかりやすくなります。そのため、インフルエンザワクチン及び肺炎球菌ワクチンの両方を接種することが推奨されております。日本においても、1988年の発売開始以来、一部では市町村単位で公費助成が行われており、接種が積極的に行われております。

欧米では、高齢者慢性呼吸器疾患、糖尿病など、高危険群に対する接種を推奨する国家的な取り組みがなされた結果、米国では、65歳以上の肺炎球菌ワクチンの接種率が既に65%以上に至っています。一方、日本での65歳以上の接種率は2009年末時点で約8%といまだに低い状況です。本ワクチンの副作用は軽度であり特に問題はございません。

疾患に対しての予防効果、市民の健康面はもちろん、肺炎にかかり治療を要する医療経済の面からも有効であります。肺炎球菌ワクチンとインフルエンザワクチンの両方を接種し



た場合、肺炎による入院リスクと死亡リスクと大幅に減少させることが報告されています。肺炎によって入院した場合、1回25万円程度の医療費がかかると言われており、肺炎球菌ワクチンを1万円程度で接種したとしても、1回接種で5年から9年有効ですので、医療経済効果の面からも期待できると考えます。

近年、学会、講演会、医学誌、テレビ、新聞等で肺炎球菌ワクチンの話題が多く取り上げられ、接種量も飛躍的に増加しています。また、2009年10月、これまで要望の多かった肺炎球菌ワクチンの2回目の接種についても国から認可され、肺炎球菌ワクチンの重要性に対して社会的認知度も大きく上がってきています。今後、さらにワクチン接種向上を図るには、ワクチンの重要性に関する啓発はもちろんのこと、接種料の負担をできるだけ軽減する社会的援助が欠かせないと考えます。

インフルエンザワクチンは、既に2001年に接種法による予防接種ワクチンに定められ、公費助成の対象になりましたが、肺炎球菌ワクチンを追加することで、さらに高齢者の肺炎による入院・死亡を軽減できれば、医療費削減、地域住民の福祉向上につながると確信しております。

そして、請願事項は、次のとおりです。

1つ、高齢者への肺炎球菌ワクチン接種を推進し、接種に公費助成を行ってください。高齢者への肺炎球菌ワクチン接種を推進し、接種に公費助成を行うよう国と県に要望してください。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） 以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより請願第1号を採決いたします。本請願を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、請願第1号高齢者への肺炎球菌ワクチン接種の推進と接種への公費助成を求める請願については、採択と決定いたしました。

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第41、請願第2号年金引下げ（案）の撤回、無年金者・低年金者への生活支援金の緊急支給と年金受給資格期間の短縮を求める請願についてを議題といたします。

本請願につきましては、お手元に配付の請願文書表のとおりであります。

お諮りをいたします。本請願につきましては、会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 御異議なしと認めます。したがって、本請願は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより本請願について、紹介議員より説明の必要があれば、これを許可します。4番。4番議員さん、お願いですが、説明はある程度簡略にひとつお願いをいたします。

○議員（4番 竹内志津子君） 年金引下げ（案）の撤回、無年金者・低年金者への生活支援金の緊急支給と年金受給資格期間の短縮を求める請願です。

本請願については、年金の支給額について政府のほうで引き下げ、つい最近でしたけど、閣議で引き下げを決めたというようなことも出ておりますけども、今、年金の全くない方、無年金者、そして、本当に低い年金で生活しておられて、本当に生活が困窮している実態がたくさんあります。そこで、まず、無年金者に対しては、最低の年金を最低額でも年金を支給するよということと、それから、低年金者へ、本当に生活ができる生活支援金の緊急支給をするよということをお願いしております。また、年金受給をするためには、25年間の年金保険を掛けなければならないということになっておりますので、この期間が余りにも長過ぎるために年金が受給できないという方も多くあります。そこで、欧米並みに10年、本当に厳しい無年金者のことを考えて、せめて25年を10年に引き下げるべきだというふうに考え、国に対しての請願を、意見書を上げてくださいということで、事項のほう、裏を見てください。事項、4項目ありますので読ませていただきます。

2011年（平成23年度）の年金引下げ（案）の撤回を求めます。

2、無年金・低年金者に緊急措置として、基礎年金の国庫負担分3.3万円を生活支援金として支給することを求めます。

3、年金受給資格期間を25年から10年に短縮することを求めます。

4、前3項の実施を要望する意見書を採択し、地方自治法第99条の規定に基づき、政府の意見書を提出してください。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） 以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。13番。

○議員（13番 米澤 宥文君） この無年金者というのは多分年金の未納者と思うんですけども、この人たちにどんどん出すということになれば、払ったものとの不平等といえますか、払い損というふうなことも考えられるのではないのでしょうか。そして、3万円以下の

120万人というのちょっと私理解しにくいんですけども、これは、年金の納めた額が少なかったということなんでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 4番。

○議員（4番 竹内志津子君） やっぱり財源の問題というのが出てきますけども、国の予算を考えてみますと、軍事費、特に思いやり予算等をたくさん出されていたり、それから、政党助成金等を毎年300何十億というものが出されていたり、そういうものをもっと精査していけば財源は出てくるというふうに考えています。

それから、3万円未満の人というのは、やはり年金の保険を納めるのが少なかったという、そういう人がおられるということで、25年の期間が満たない人もこの中には含まれていると考えます。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありませんか。6番。

○議員（6番 岡田 克也君） 無年金者が100万人、月額3万未満の人が120万人を含め、月額10万円未満で暮らす低年金者は1,000万人以上ですということでありまして、無年金者・低年金高齢者に月額3万3,000円を生活支援金として支給することを求めるということで、1,000万以上で計算すると毎月3,300億で、その220万人を対象にしているのか、1,000万人以上の方を対象にしているのか。現在の東日本の大震災のことを鑑みましても、なかなか実質的に難しいのではないかと思いますがお尋ねいたします。

○議長（滝元 三郎君） 4番。

○議員（4番 竹内志津子君） 現在、無年金者は100万人、月額3万円未満の人120万人を含め月額10万円未満というふうに書いてありますので、これは両方合わせた人数だと思います。

それから、もちろん今本当に東北関東大震災で国の財政が本当に逼迫している中で、また相当額の予算を要するというので、国の予算そのものも大きな補正をしていかなければならないということは言われております。そういう中で、この請願はこれ以前に出されたものではありませんけれども、やはり、震災者も含め、経済復興も含め、その中で、やはり無年金と低年金で本当に大変な暮らし、生きることも大変なような暮らしを強いられている人々を、本当に国の力で救い上げていくということが必要ではないかなというふうに思います。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより請願第2号を採決いたします。本請願を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立少数であります。したがいまして、請願第2号年金引下げ（案）の撤回、無年金者・低年金者への生活支援金の緊急支給と年金受給資格期間の短縮を求める請願については、不採択と決定いたしました。

---

日程第42. 経済常任委員会の請願審査報告について

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第42、経済常任委員会の請願審査報告についてを議題といたします。

経済常任委員長の報告を求めます。2番。

○経済常任委員長（村上 英喜君） それでは、報告いたします。経済常任委員会請願審査報告書、平成22年度第7回（12月）定例会において付託されました請願の審査した結果、次のとおり決したので、議会規則第94号第1項及び第2項の規定により報告をいたします。

受理番号、第6号。付託年月日、平成22年12月22日。件名、木曽野向線町道の舗装工事について。

審査結果、採択。

委員会の意見、別紙のとおり。

別紙、1、審査事件、木曽野向線町道の舗装工事について、本請願は、木曽野地区の生活道路として木曽野線を利用しているが、この路線は急勾配で日陰地にあり、十分な除雪ができず残雪が凍結し、大変な危険な道路となっています。そこで、中組地区内にある町道木曽野向線全長1,413メートル、幅員4メートルのうち、未舗装区間1,297メートルを早期に舗装工事をしていただきたいとの趣旨で提出されたものである。

2、審査年月日及び出席者、審査日、平成23年2月22日（火曜日）9時より。出席者、経済常任委員会4名及び議長、伊藤建設課長。

3、審査方法、机上審査及び現地調査。

4、審査結果、この路線は以前より町道認定されていたが、平成16年の圃場整備実施により、幅員を拡幅し、改めて木曽野向線として変更認定されている。

木曽野地区の住民が現在生活道として利用している町道木曽野線は、道路の勾配がきつく、冬季における積雪や路面凍結により車両等の通行に支障を来している。これに比べ、日当たりもよく平坦地で線形のよい木曽野向線を地元住民は多く利用しているのが現状である。

以上、本委員会は意見を付し、全員賛成で本請願を採択すべきと決した。

意見、本路線は、最終部分の140メートル、未改良部分が幅員1.5メートル以内にあるため、車両の通行はされておらず、接続の県河川管理道の一部を通行使用しているのが現状である。このようなことから、町道の路線変更も含め、県と協議されたい。

以上。

平成23年3月31日、津和野町議会議長滝元三郎様。経済常任委員会委員長村上英喜。  
○議長（滝元 三郎君） ありがとうございます。それでは、本請願について質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようでございますので、質疑を終結いたします。

本請願に対する委員長報告は採択であります。本請願は委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、木曾野向線町道の舗装工事についての請願については、委員長報告のとおり採択することと決しました。

---

#### 日程第43. 経済常任委員会の所管事務調査報告について

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第43、経済常任委員会の所管事務調査報告についてを議題といたします。

経済常任委員長の報告を求めます。2番。

○経済常任委員長（村上 英喜君） それでは、報告いたします。

経済常任委員会所管事務調査報告書、平成22年（第7回）12月定例会において許可をいただきました調査事件について、調査の結果を別紙のとおり、議会規則第77条の規定により報告をいたします。

1、調査事件、津和野町内の農林水産業の現状の把握、高津川漁業協同組合、地域振興課から聞き取り調査、現地調査。

2、調査目的、高津川での漁業の現状を把握し、漁業資源を生かした今後の津和野町の観光産業の取り組みの判断材料とするため、所管事務調査を実施した。

3、調査日、第1回、平成23年1月19日（水曜日）午後1時より。出席者、経済常任委員会5名及び議長、高津川漁業協同組合喜島仁組合長、田中誠二センター長、斉藤靖事業課長、可部靖昭総務課長。

第2回、平成23年2月22日（火曜日）午後1時より。出席者、経済常任委員会5名、地域振興課長嶺課長、久保課長補佐。

4、調査報告、高津川漁業共同組合、経営状況、平成21年度、自己資金は1億443万1,000円、出資金5,409万3,000円、固定資産8,804万2,000円、購買事業352万9,000円、販売事業3,567万3,000円、加工事業2,157万3,000円、指導事業8,300万5,000円、遊漁収入2,410万3,000円、指導雑収入1,538

万円、当期損益6万7,796円、これは、過去5年間の平均であります。組合員数568人、これは、津和野町内の組合員であり、ます。アユ遊漁者数2,531人、アユ遊漁者数延べ予想2万5,312人、これは過去10年間の平均であります。

現況、高津川は源を吉賀町田野原に発し、幹線流域延長81キロで流域に一つもダムのない「日本一の清流」と称えられ、一級河川では、全国でも水源が特定できる珍しい川の一つである。数年前は、アユをとって漁業を営む川漁師（組合員）は2,000人以上いて、平均漁獲数は115トンあり、金額にして3億円の水揚げがあった。しかし、近年の漁業環境はさまざまな社会変化に伴い、人工的な構造物の設置や生活雑排水により流域の自然環境の荒廃が進み、天然遡上するアユが減少し、生産量も減少している。また、組合員も1,800人を割り込んでいる。

対策として、3年前から全国に先駆け100%の地場産アユを放流をしている。

事業方針、「シルク染め織り館」の建物を改築して、高津川流域の自然の恵みの豊かさを感じ取れる農産物の直売所を兼ねた、観光一体の仮称「高津川清流館」博物館を建設する。

この清流館は、高津川の成育する活きた淡水魚、甲殻類、水生植物、田んぼに生息する水生昆虫などを展示する。また、子どもたちが活きた魚に直接触れ合うことのできるコーナーや、流域の新鮮なアユ、サワガニ、ウナギなどの水産加工の展示販売をするコーナーや、遊漁者を初め、観光に来られた方々を案内するなど、トータルインフォメーションの役割を持たせる。

特産加工センターの設置、高津川漁協産品を中心に有機農法による農産物やイノシシ、地鶏、ハマグリ等を印加冷凍してから冷凍保存することにより、一年を通しておいしい商品を提供する。

問題点。

- 1、ウイルス性の魚病が河川に蔓延している。
- 2、天然アユをふやすために、産卵場を増設する。
- 3、加工場を早期整備する。

行政に対しての要望。

- 1、水質浄化運動への協力。
- 2、河川工事による汚濁防止。
- 3、加工場設備へ積極的に支援。

地域振興課。

シルク染め織り館への高津川漁業協同組合（支所）移転計画。

シルク染め織り館閉鎖後の経過。

(1) 平成20年度に閉鎖したシルク染め織り館の後利用について、平成22年の1月に町（農林課）より高津川漁協に依頼をした。

(2) 総合的地域振興につなげるために、漁協と月1～2回協議を重ねている。協議内容、平成23年4月より、高津川漁業の日原支所としてスタートさせる。

清流館に向けての設備に関すること。

加工機械の移転に関すること。

水槽の水として、済みません、次に井戸のいろいろ漢字書いておりますが、これを掘削と  
いうのかえていただきたいと思います。掘る削るでお願いします。それでは、水槽の水と  
して井戸の掘削、これは補正予算で210万円が組まれております。

益田広域を含めた事業展開について。

最後にまとめ。

町は農林水産業と観光をあわせ持つ総合的地域振興を目標に、シルク染め織り館の後利  
用として、仮称「高津川清流館」への移転を高津川漁業協同組合に依頼をした。

高津川漁業組合は、シルク染め織り館への移転については意欲的であり、平成23年4月  
から、現在の日原支所を移転してスタートさせたいとしている。また、高津川流域の農林水  
産物による特産品開発に力を入れ、益田広域内にある7つの道の駅を中心に販売展開も考  
えている。

高津川清流館が立ち上がれば、観光産業と地域振興の発展にも寄与すると考えられる。計  
画推進の上からも、益田広域行政等からの支援は必要と考えられる。

今後、津和野町の農林水産業等を含めた町経済発展のためにも注意深く見守っていく必  
要がある。

以上、平成23年3月31日、津和野町議会議長滝元三郎様。経済常任委員会委員長村上  
英喜。

○議長（滝元 三郎君） これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありません  
か。3番。

○議員（3番 板垣 敬司君） せっかく調査されたということで、二、三質問してみたい  
と思いますので、よろしく願いいたします。

まず、1点目ですけども、平均の漁獲量が少し落ち込んでおるようでございますが、以前  
は約3億円の水揚げがあったということでございますが、この経営状況の21年度のそれ  
ぞれの事業の売り上げを個別によく理解できませんので、近年アユが生を取り扱い金額と  
してどのぐらいある、ウナギが、さらにカニ、いわゆる生としてのアユ、ウナギ、カニとい  
うようなものの取り扱い高というか、水揚げがどのぐらいあるのか。さらに、加工品におい  
てはどのぐらいの販売高があるのか、その辺について調査しておられればお聞かせいた  
だきたいと思っております。

それから、2番目に問題点というか課題点として、ウイルス性の病気が河川に蔓延してい  
るということが課題として上がっておるようでございますが、これに対して、ここ一、二年  
に発生した病気とは思えませんけども、これの対処療法というか、処方箋、今後の対応等  
について、現状どのようなことを施せばこのウイルス性の問題が解決するのか、その辺につ  
いて漁協はどのような認識を持っておられるか調査されたかお聞かせいただきたいと思  
います。

それと、あわせて関連がありますが、ウイルス性の病気というものを水質浄化という形で、河川に流れる汚濁をした汚濁物質みたいなものを流さなくなると、即ウイルス性の病気そのものの原因が解消されるかどうか、その辺の関連性についても調査されておればお聞かせをいただきたいと思います。

とりあえず3点お願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 経済常任委員長。

○経済常任委員長（村上 英喜君） それでは、1点目の質問であります、加工品やら、アユ等の生の生産量についての御質問でありましたが、それについては詳細な調査は行っておりません。

2番目に、ウイルスであります、ウイルスの予防等であります、説明の中でも対策ということで、地元のアユ、カニ、ウナギそれぞれ地元産があります。それをふ化で放流をすると。それによってウイルスの防除になるというように聞きました。また、ウイルスの防除方法としても、やはり河川の浄化というのが一番大きな課題であると、そういったところで、行政に対しての要望ということで、そういった水質浄化について、行政とも協力をお願いしたいというお話でありました。

○議長（滝元 三郎君） 3番。

○議員（3番 板垣 敬司君） 重ねて御質問いたしますけども、最後のまとめのところにもありますが、その高津川漁業協同組合は、このシルク染め織り館への移転については意欲的であり、この4月からスタートさせたいというような表現でありますけども、現在4月ということになりますとあしたからということになります、具体的にどのような手順でこの染め織り館の跡地の利用等についての、津和野町と漁協との関係はどのようなものになるのか。さらに、この高津川漁協というのは、流域を網羅した組織でありますので、本町だけがこの施設の云々ではなくて、支援策としては、流域の支援が欠かせないというふうに思いますけども、その辺について現状漁協がどの程度積極的な受け皿として考えておられるか、その辺の調査をされましたらお聞かせいただきたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 経済常任委員長。

○経済常任委員長（村上 英喜君） 支所の移転についてであります、要望的には4月からということ、4月からということになりますとあしたからということ、情報ではまだ移転したような情報は入っておりませんが、これについては、私たち調査した時点では、このような意向であるということで上げております。

2点目の質問であります、流域全体で考えていくべきではないかということ、あります、やはり、加工品等も中で益田市にあるハマグリ、益田漁協なんかで収穫されるハマグリなど、また無農薬野菜、匹見、吉賀町、柿木等の無農薬野菜等も利用して今後特産品の開発に頑張りたいというようなことを言われておりましたので、今後の販売拠点というのは、やはり日原の道の駅であります、やはり広域圏内にある道の駅を有効に利用して、特産品



等の販売等にも力を入れていきたいというような大変意欲的な考えを持っておられると理解しております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありませんか。13番。

○議員（13番 米澤 宏文君） ちょっと教えてほしいんですが、調査報告の中で指導事業、指導雑収入、これを合わせてほぼ1億円ありますが、どのような指導事業かちょっと教えてください。

○議長（滝元 三郎君） 経済常任委員長。

○経済常任委員長（村上 英喜君） 今の質問であります、そこまで深く調査をしておりません。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありますか。8番。

○議員（8番 青木 克弥君） まとめるところに、町はという書き出しで書いてございますが、移転そのものを高津川漁業協同組合に町が依頼したということにこの調査報告ではなっておりますが、その際に、そうしたら、町が依頼したということは、町があそこへ高津川漁協を移りなさいといったことのニュアンスにとられるんですが、そのとおりなのかということ。それから、そういうことを言ったということになりますと、関係者に、そこに高津川漁協が来ますよと、その辺についていろいろな関係者がおられるわけですが、それらについて、いろいろなそういうような移転することについての相談をかけたのかどうか、その辺は調査をされましたかお聞かせください。

○議長（滝元 三郎君） 経済常任委員長。

○経済常任委員長（村上 英喜君） 町からの依頼についての御質問であります、当初22年1月に町農林課より依頼したというような報告をいたしました、やはり地域シルク染め織り館の後利用ということで、農林課が所管ではなかったかと思いますが、そういった閉鎖後の後利用について、地域振興も含めて町農林課のほうから高津川漁協に依頼したというように伺っております。

それから、関係機関等に御相談されたかという点については、町の中で現在は地域振興課が担当しておりますが、関係課等も連絡をとって協議を重ねているというような御説明だけを受けております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありませんか。9番。

○議員（9番 斎藤 和巳君） 漁獲量がかなり昔と比べれば減っておるというようなこととございまして、その問題点の中に3点書いてあるんですけども、私どもが、高津川と津和野川も含めてですけども、川に魚というものがほとんどいなくなっておるという状態があります。そうした中において、私は主な要因は、今までカワウが木部のほうまで来たことはないんですけども、津和野川の魚が少なくなったかもしれせんけども、木部の堤まで来てフナをあさっておるというような形になってきております。その点に関しては、カワウのほうはいろんな自然保護団体とかいろいろなものがあるわけですけども、カワウに対して駆除しなくては、このまんまでは川の魚がおる、何ぼアユを放流しても、アユがみんなカワ

ウ、ウミウが来て皆食べるというような形のものが想定されるんですけども、その点、カワウ、ウミウに対しての駆除等に関して問題点として協議されたのかどうかと。もし協議されたとするならば、どのような対処のやり方を漁協等が持っていたのか、その点について調査してありましたらお聞かせ願いたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 経済常任委員長。

○経済常任委員長（村上 英喜君） サギ等のカワウの被害等についての御質問であります。会議の中ではそういった話はありませんでしたが、結論的なこうした駆除したほうがいいとかいう結論的な意見まで至らなかったというのが現状です。

○議長（滝元 三郎君） 9番。

○議員（9番 斎藤 和巳君） 意見が出たというのは、カワウのことは、どのような意見が出たんですか。

○議長（滝元 三郎君） 経済常任委員長。

○経済常任委員長（村上 英喜君） やはりサギが最近ふえたということで、駆除については、クロサギは許可が出ておるといような話等を含めて、カワウについては、直接的な議論はしておりませんが、サギなどのことについて、そういったことは協議した記憶がありません。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

以上で、経済常任委員会の所管事務調査報告を終了いたします。

---

#### 日程第44． 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（滝元 三郎君） 日程第44、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、所掌事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました本会議の会議日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りをいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 御異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

先ほど高齢者への肺炎球菌ワクチン接種の推進と接種への公費助成を求める請願が採択されました。この請願は、意見書の提出を求める請願であります。つきましては、発議第2号高齢者への肺炎球菌ワクチン接種の推進と接種への公費助成を求める意見書（案）の提出

についてを日程に追加し、追加日程第1、発議第2号としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 異議なしと認めます。したがいまして、発議第2号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

日程の追加をお願いいたします。暫時休憩といたします。

午後2時21分休憩

.....

午後2時38分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

---

追加日程第1 発議第2号

○議長（滝元 三郎君） 追加日程第1、発議第2号高齢者への肺炎球菌ワクチン接種の推進と接種への公費助成を求める意見書（案）の提出についてを議題といたします。

本意見書につきましては、お手元に配付のとおりであります。

お諮りをいたします。本案件につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思っております。これに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 御異議なしと認めます。したがいまして、発議第2号は、提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより発議第2号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがいまして、発議第2号高齢者への肺炎球菌ワクチン接種の推進と接種への公費助成を求める意見書（案）の提出については、原案のとおり可決されました。

各関係機関に、津和野町議会の意見書として提出いたします。

---

○議長（滝元 三郎君） 以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。会議を閉じます。

平成23年第2回津和野町議会定例会を閉会いたします。

午後2時40分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員